

部長会議付議事案書（報告）

（令和元年11月5日）

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 小谷 幹夫

事案名	秦野市立地適正化計画案について	有 資料 無
提案趣旨	総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクトにおける「まちのコンパクト化と交通ネットワーク形成の推進」を図るための基本方針となる立地適正化計画の策定に向け、全庁的検討を踏まえ計画案を作成し、秦野市立地適正化計画策定会議における承認を受けましたので、報告するものです。	
概要	秦野市立地適正化計画案について（資料のとおり）	
経過	1 閣議決定や法令等における立地適正化計画の位置付け (1) 閣議決定 経済財政運営と改革の基本方針（平成26年6月24日）、日本再興戦略（平成26年6月24日）、都市再生基本方針（平成26年8月1日一部変更）、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日） (2) 法律 都市再生特別措置法（平成26年8月1日一部改正） 2 本市における検討 (1) 立地適正化計画策定会議 6回 （平成28年度：2回 平成29年度：2回 令和元年度：2回） 立地適正化計画策定調整会議 9回 （平成28年度：2回 平成29年度：3回 平成30年度：1回 令和元年度：3回） (2) 立地適正化計画における都市機能誘導区域設定（素案）のパブリックコメントの実施 (3) 都市計画審議会及びその他関係者への報告	
今後の進め方	令和元年11月14日 都市計画審議会にて報告 11月15日 議員連絡会にて報告（意見聴取：12月27日まで） 11月20日 パブリックコメントの実施（意見募集：12月20日まで。広報はだの11月15日号掲載） 11月21日 自治会連合会役員会にて報告 11月下旬～ 地区別説明会の実施（概ね2週間程度） 12月上旬 令和2年 2月 秦野市立地適正化計画策定会議にて計画案決定 都市計画審議会にて計画案諮問 4月 計画の公表	

秦野市立地適正化計画（素案）

2019年（令和元年）11月

第1章

立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画とは（制度の概要）
2. 立地適正化計画策定の必要性
3. 立地適正化計画の位置付け
4. 計画の構成

1 立地適正化計画とは（制度の概要）

（1）立地適正化計画制度創設の背景

人口減少・少子高齢社会に対応するため、国が都市再生特別措置法の改正により、安心して快適な生活環境を確保し、持続可能な都市経営を推進するまちづくりの指針となる「立地適正化計画」を制度化しました。

我が国では、多くの自治体が人口の急激な減少と高齢化、また非常に厳しい財政状況という共通の課題を抱えています。

この課題に対応するためには、一定の人口密度や機能を有する生活圏のまとまりを公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本にまちづくりを進めることが必要であり、官民が連携し、高齢者や子育て世代まであらゆる世代が安心・快適に暮らせる生活環境の実現、そして財政面・経済面においては、効率的かつ持続可能なまちづくりの経営が求められています。

このような背景を踏まえ、都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月1日施行）により、市町村による「立地適正化計画」の策定が可能となりました。

（2）計画の概要

本計画は、これまでの市街地開発事業や土地利用規制といった都市計画による取り組みに加え、生活に必要な医療・福祉・商業施設等の都市機能^{※1}や居住の立地の適正化を図り、コンパクトシティに向けた取り組みを推進するものです。

これまでのまちづくりは、行政主導により土地区画整理事業や都市計画道路、公共下水道などのインフラ整備などが進められてきました。

また、高度経済成長を背景とした民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用の規制・誘導を進めてきました。

しかし、人口減少下においては、従来の法規制に加え、一定の人口密度に支えられてきた公共交通や生活に必要な医療・福祉、商業施設等の民間施設の立地にも着目し、立地適正化計画で定める都市機能増進施設^{※2}（以下、誘導施設）への財政・金融・税制等の支援により、施設や居住の立地の適正化を図っていくこととします。

※1 都市機能：都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育て・教育・防災等の役割（働き）を都市機能と言います。

※2 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。（都市再生特別措置法第81条第1項）

(3) 立地適正化計画の目的

本計画は、都市全体を見渡したうえで、市街化区域内に、医療・福祉・商業施設等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を設定するとともに、公共交通により都市拠点と地域拠点をつなぎ、生活の利便性が高い「コンパクトなまちづくり」の指針となるものです。

これにより、長期的な視点のもと、国の施策等を活用して都市機能や居住を一定のエリアに誘導し、将来にわたり都市機能の維持を図るものです。

本市では、これに加えて関連計画と連携のもと市街化調整区域を含む都市の縁辺部での生産機能の確保を目指し、人口減少社会に対応した都市の実現を目指すものです。

(立地適正化計画のイメージ)

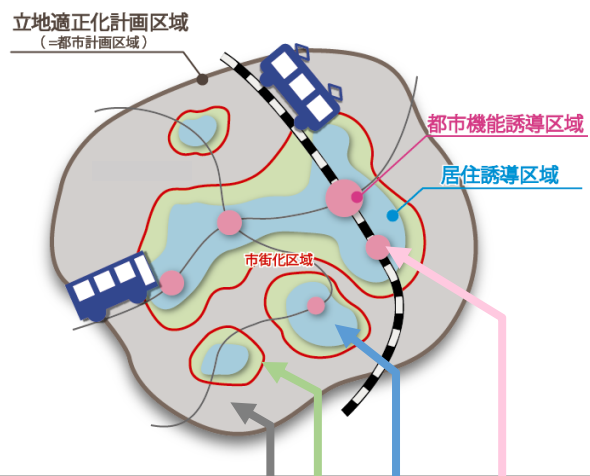
【立地適正化計画に記載すべき事項】

必須事項

- ・立地適正化計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域と都市機能誘導区域（区域、区域内で市が講ずる各種施策）
- ・誘導施策（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、関連基盤整備事業等）

任意事項

- ・居住調整地域、跡地等管理区域(区域、跡地等管理指針)



立地適正化計画区域（＝都市計画区域）

市街化調整区域

緑地や農地などの自然環境が保全され、身近な自然に親しめるゆとりある地域

市街化区域

生活機能が多く存在する都市中心部と生産物を供給する地域が経済の互惠関係を維持・構築することで、都市全体の機能を図る地域

居住誘導区域（必須事項）

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域（必須事項）

福祉・医療・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設（必須事項）

地域の人口特性や必要な機能を検討し、立地を誘導すべき都市機能を増進する施設（病院・診療所、デイサービスセンター、幼稚園、小学校、図書館、スーパーマーケットなど）

2 立地適正化計画策定の必要性

次の必要性により、秦野市立地適正化計画を策定します。

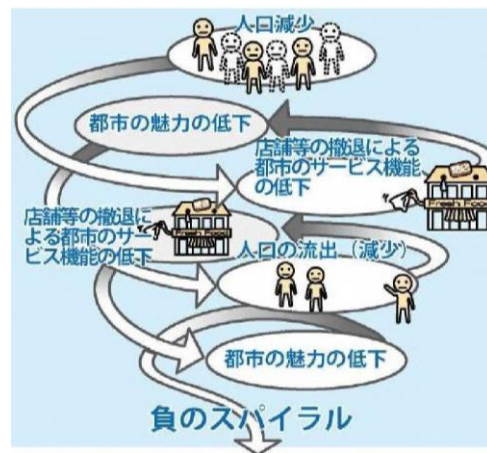
- (1) 人口減少を抑制し、市街地の生活サービス低下を防ぐため
- (2) 行政サービス維持及び効率化を図るため
- (3) 自立した持続可能な都市を形成するため

(1) 人口減少を抑制し、市街地の生活サービス低下を防ぐため

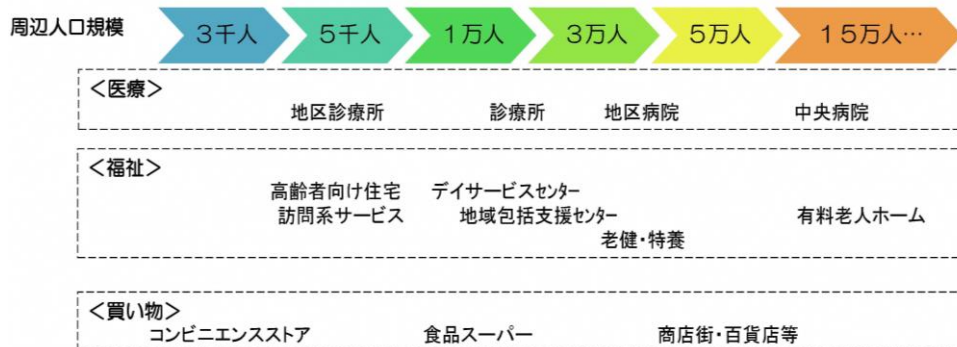
本市の総人口は、平成22年をピークに減少に転じており、今後も減少が続くと予測されています。人口が減少すると、医療や商業などの生活サービス施設の利用者が減少し、その度合いによっては施設の移転・撤退などが懸念されます。

このような負のスパイラルに陥らないためにも、様々な施設と住居がまとまって立地するコンパクトなまちづくりが求められています。

また、各地域で形成されている生活圏の維持を図るためには、公共交通のネットワークを確保し、利便性や都市の魅力低下を防ぐ必要があります。



(都市機能の持続的な維持に必要な周辺人口)



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々

* コンビニエンスストア

大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圏：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客

* 食品スーパー（2,000～3,000㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

* ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

国土交通省 都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会

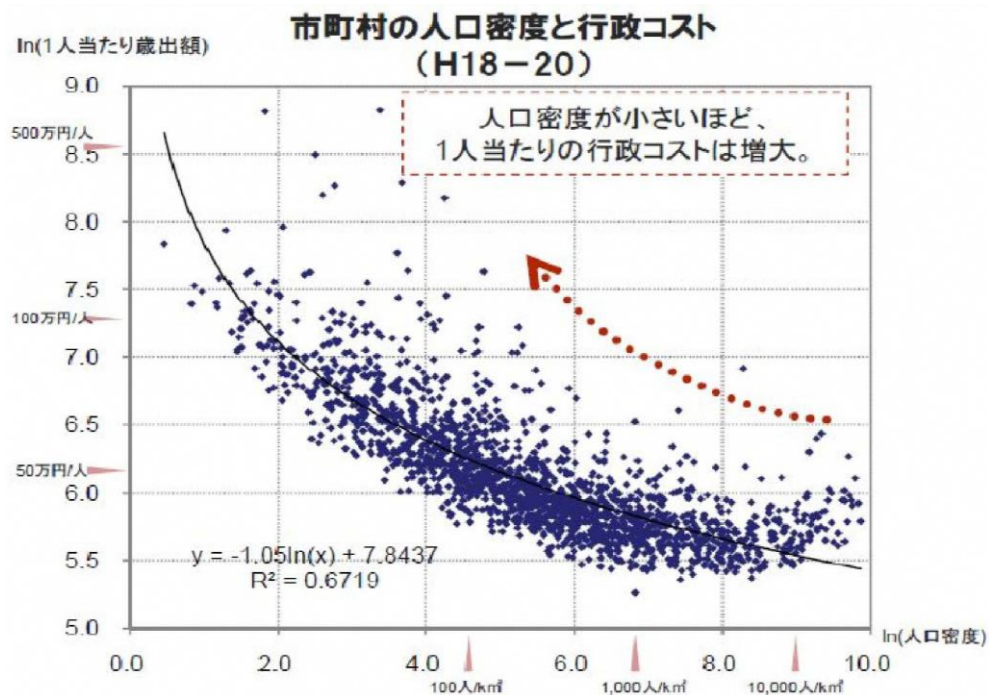
有限会社 リティルワーク 代表 服部年明 氏 プレゼン資料より抜粋 38

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要（平成21年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会）

(2) 行政サービスの維持及び効率化を図るため

都市における人口密度が低下すると、下のグラフのとおり、生活サービスなどにかかる住民一人当たりの行政コストは増大します。人口の減少が続く中で、各種行政サービスを維持するためには、駅周辺、又は産業が集積した地域周辺に居住する地域を設定し、「コンパクトにまとまりある市街地」を形成し、各種行政サービスの維持及び効率化を図っていくことが求められます。

(市町村の人口密度と行政コストの関連性)



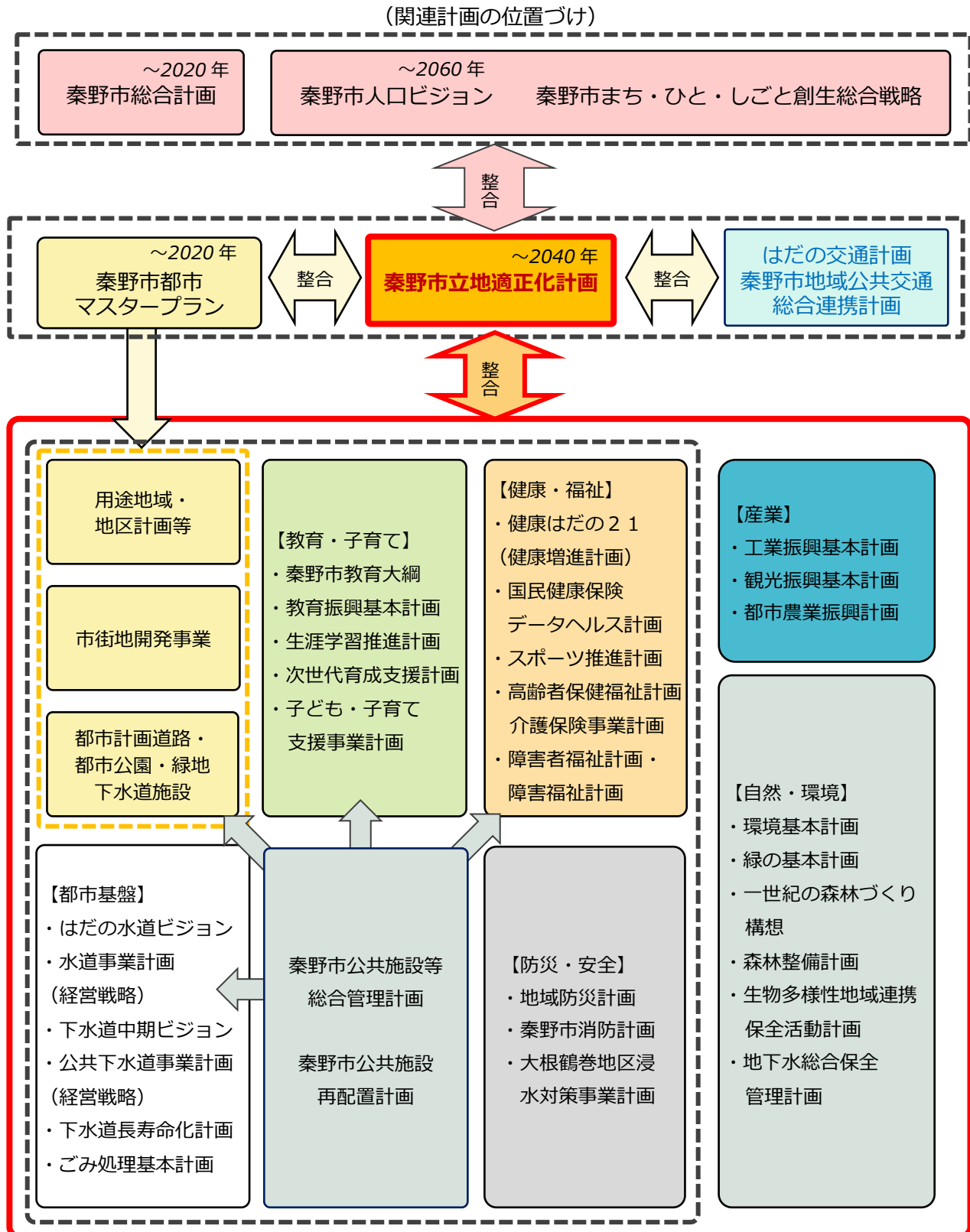
(3) 自立した持続可能な都市を形成するため

立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりに向けた取組では、国の財政・金融・税制等の支援や都市計画上の特例措置等の活用が可能となります。これにより、民間事業者が都市機能誘導区域内に施設整備を行う際、これらの支援等を活用することで都市機能の誘導の促進につながります。

全国的にも立地適正化計画の策定作業が進められており、各自治体が人口減少の抑制に向けた特色ある施策を掲げている中で、都市間競争に遅れずに自立した持続可能な都市を引き継ぐため、将来の都市の姿を民間と共有できる立地適正化計画を定めていく必要があります。

3 立地適正化計画の位置づけ

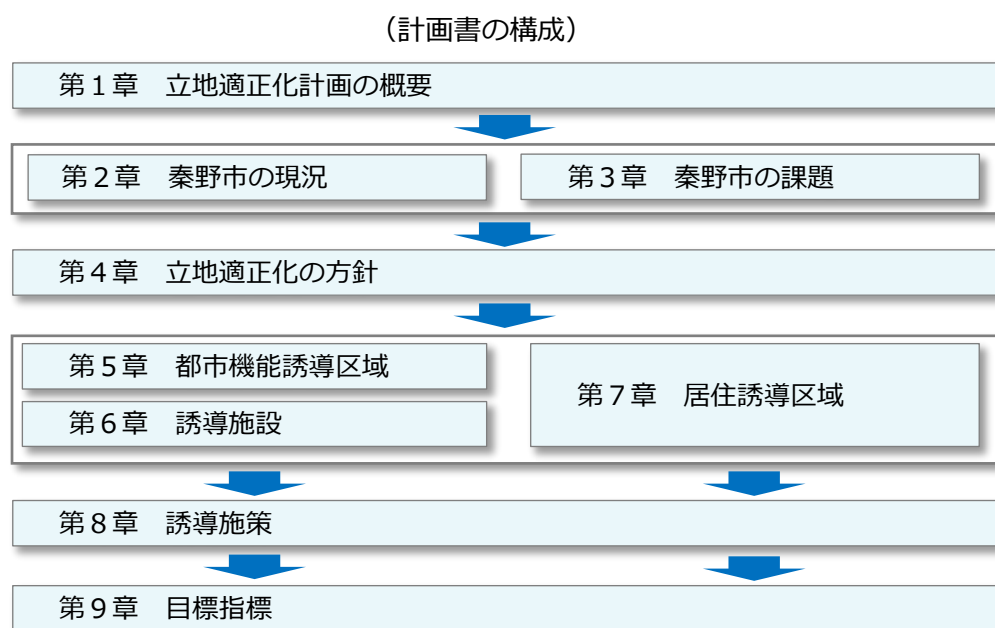
本計画は、医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住、公共交通等に関する包括的な計画で、都市全体を見渡したマスタープランとして次のとおり位置付けます。



4 計画の構成

(1) 計画書の構成

本計画書は、本市の現況や都市構造の分析等から導き出される課題を整理し、立地適正化計画の基本的な考え方を検討の上、都市機能誘導区域や誘導施設、居住誘導区域の設定など計画を実現するために必要な事項をとりまとめます。



(2) 計画区域

立地適正化計画の計画区域：都市計画区域

本計画の策定対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき都市計画区域全域を対象とし、都市機能及び居住の誘導区域や誘導のための施策については、市街化区域内を対象に設定します。

(3) 計画期間

計画期間：2020年（令和2年）～2040年（令和22年）

本計画の計画期間は、概ね20年後の都市の姿を展望し2040年（令和22年）までとします。また、本計画は概ね5年ごとに評価指標の検証を行うことを基本とし、総合計画や都市マスタープランの改定等の際は、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章

秦野市の現況

1. 秦野市の現況分析

1 秦野市の現況分析

(1) 人口動向及び将来予測

人口動向のまとめ

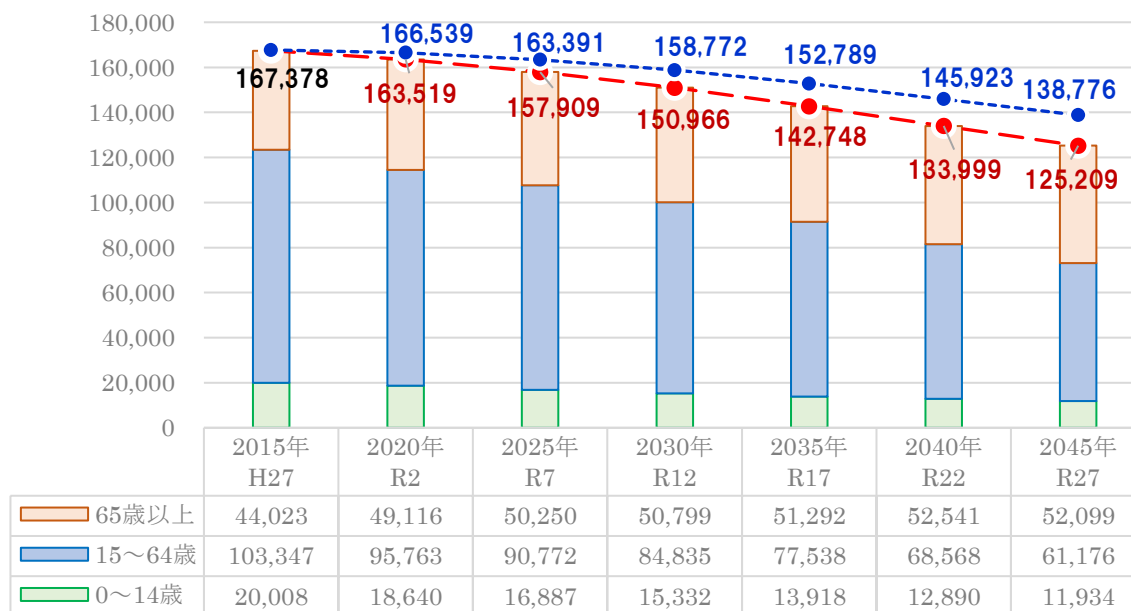
- ・総人口は2010年（平成22年）をピークに減少に転じ、今後は減少が続きます。
- ・年少及び生産年齢人口の割合が減少し高齢者人口の割合は増加します。
- ・市街化区域内の人口密度は約60人／haで、一定の集積性が見られるものの、徐々に低下します。
- ・市街化区域のうち、特に駅周辺においても人口密度が低下します。

ア 人口の推移

本市の総人口は、2010年（平成22年）170,145人をピークに減少に転じており、2015年（平成27年）には167,378人に減少している状況です。

「秦野市人口ビジョン（2016年（平成28年）3月）」によると、おおむね20年後の2040年（令和22年）の総人口は145,923人と予測されていましたが、2015年（平成27年）国勢調査人口に基づく新たな推計では、この予測値を約1万2千人下回る133,999人となり、急速な人口減少が予測されています。

（人口の推移）



折線グラフ上段：前回の将来予測（秦野市人口ビジョン パターン①（国立社会保障・人口問題研究所準拠））

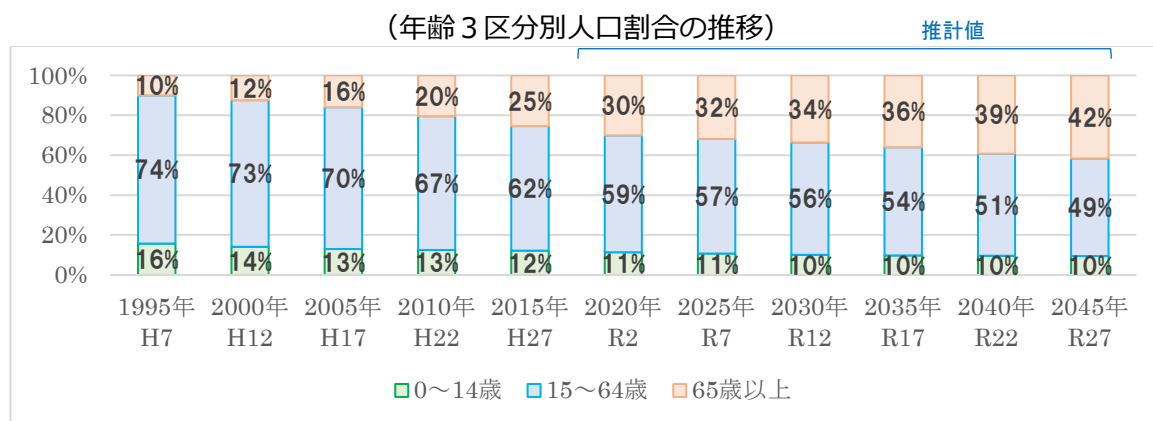
折線グラフ下段：今回見直し後の予測（H27 国勢調査に基づく）

出典：実績値は国勢調査、推計値は人口ビジョン、国立社会保障・人口問題研究所

イ 年齢別人口割合の推移

生産年齢人口割合（15～64歳）は1995年（平成7年）をピークに、また年少人口割合（0～14歳）は1985年（昭和60年）をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されています。老年人口割合（65歳以上）は年々増加傾向にあり、2015年（平成27年）では高齢化率が約25パーセントとなっています。神奈川県の高齢化率は約24パーセントで、県平均よりも高い水準にあり、本市も既に「超高齢社会」※に突入しています。

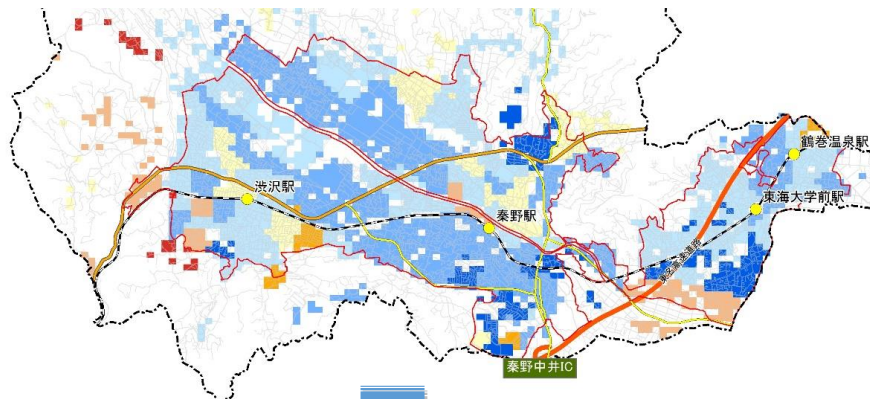
※超高齢社会：65歳以上の人口の割合が総人口の21パーセント以上を占めている社会



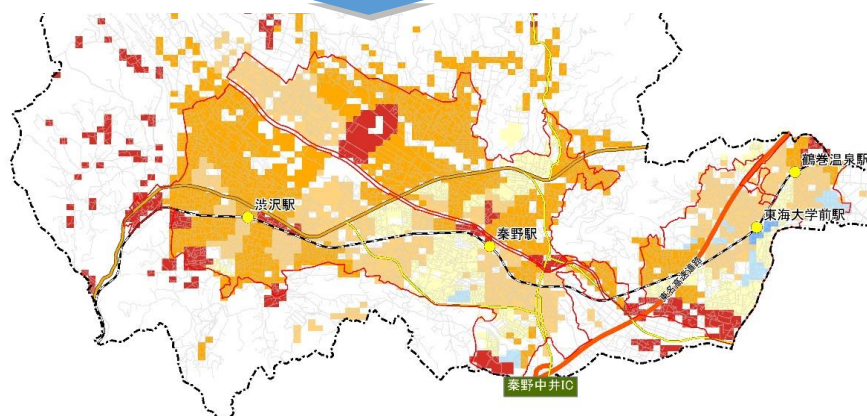
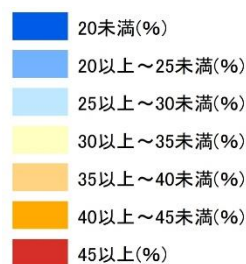
出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

(老年人口の推移（100メートルメッシュ）)

2015年（H27年）



2040年（R22年）



出典：G空間情報センター公開データセット：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

ウ 人口密度の動向

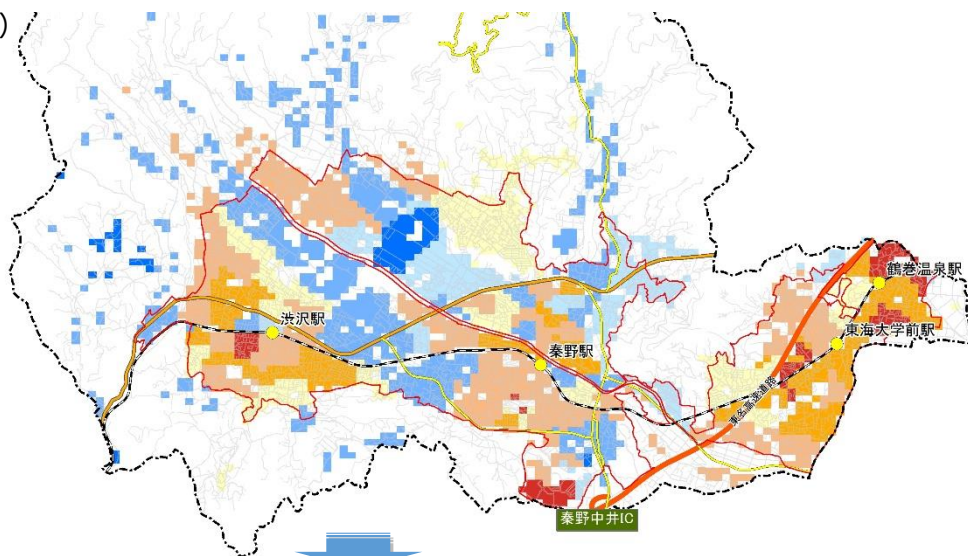
2015年（平成27年）の市街化区域内における人口密度は1ヘクタール当たり約59人であり、駅周辺を含む広範囲の部分で人口密度が高くなっています。

今後は都市全体で低下傾向にあり、2040年（令和22年）の市街化区域内における人口密度は1ヘクタール当たり約47人に低下すると予測されており、特に駅周辺で人口密度の低下が顕著に表れています。なお、この傾向は2040年（令和22年）以降も続く予測されています。

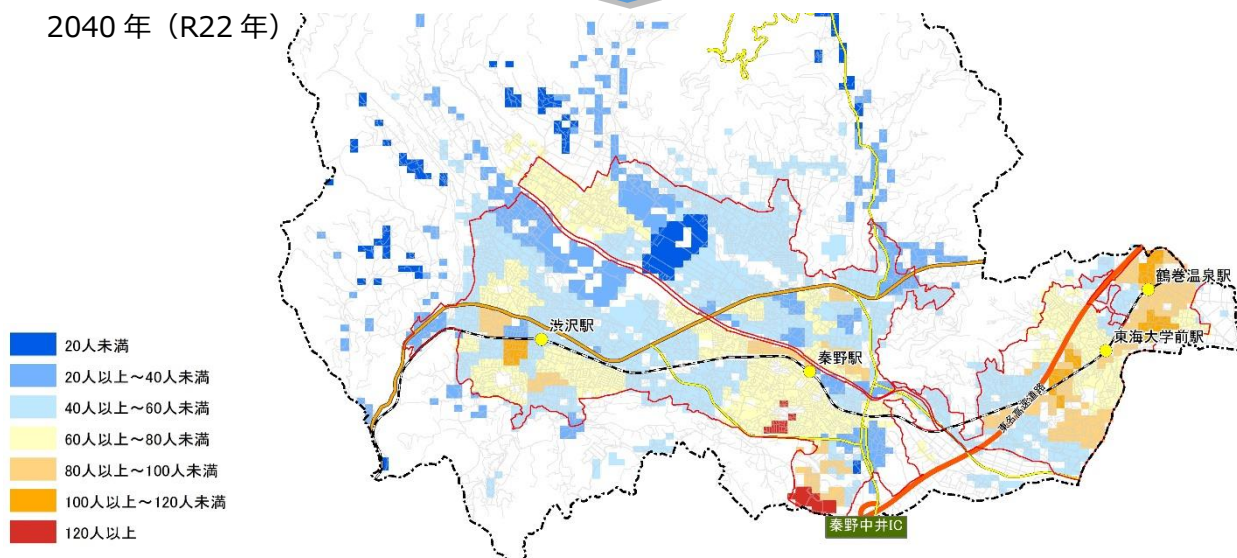
	(人口密度)	非可住地を含む
	2015年（H27年）（人/ha）	2040年（R22年）（人/ha）
市全体	16.1	12.9
市街化区域	58.8	47.3
市街化調整区域	2.9	2.2

(人口密度の推移（100メートルメッシュ）)

2015年（H27年）



2040年（R22年）



出典：G空間情報センター公開データセット：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

(2) 人口集中地区及び土地利用等の状況

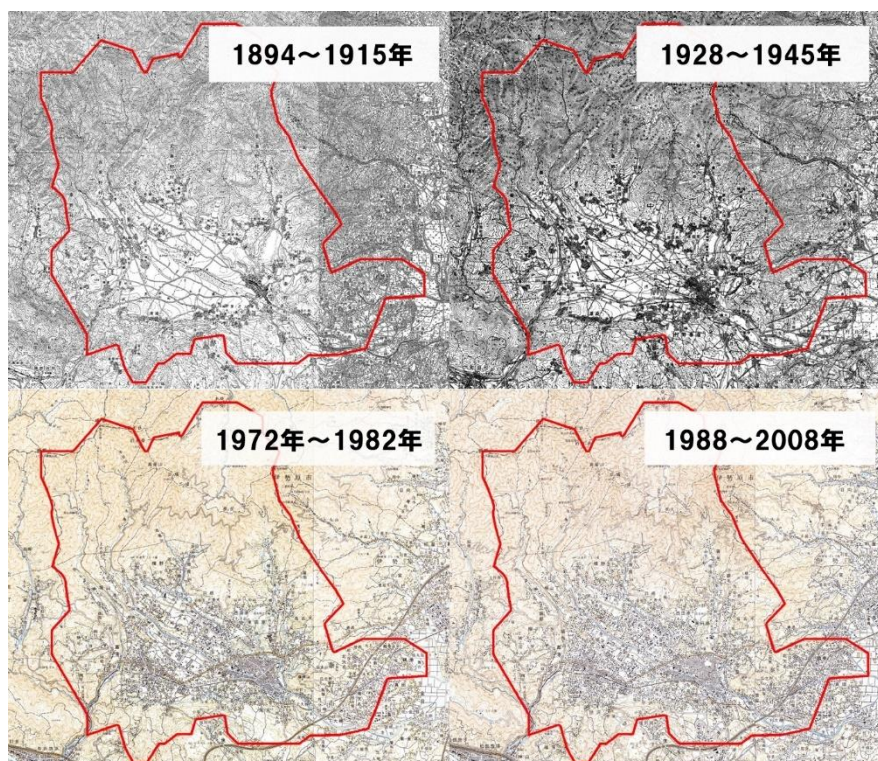
土地利用等のまとめ

- ・人口集中地区（D I D地区）面積は拡大しているが、地区内人口密度は低下しており市街地の低密度化が進行しています。
- ・市街化区域内は、住宅用地と工業用地の占める割合が高く、一方で、農地やその他空地等の低未利用地の割合も比較的高い傾向にあります。
- ・秦野駅及び渋沢駅周辺を中心に計画的な市街地開発事業を実施し、本市の拠点形成に寄与しています。

ア 秦野市内の市街地形成過程

19世紀末期から20世紀初頭の古地図を参照すると、集落は山の麓に分布しており、中心部には空地が目立ちます。20世紀中盤もその傾向がありますが、大秦野駅（現秦野駅）周辺の市街化がさらに進んでいる様子が伺えます。20世紀後半になると、中心部の市街化が進み、空地は目立たなくなっています。

市街地形成過程の特徴として、まず初めに都市の縁辺部に集落が点在しており、時代を経るにつれて中心部の市街化が進んで現在の都市が形成されています。この流れはモータリゼーションによりスプロール化が進んだ一般的な都市とは異なり、縁辺部の住民が以前からその土地に定住しており、コミュニティや歴史が深く根差していることが分かります。



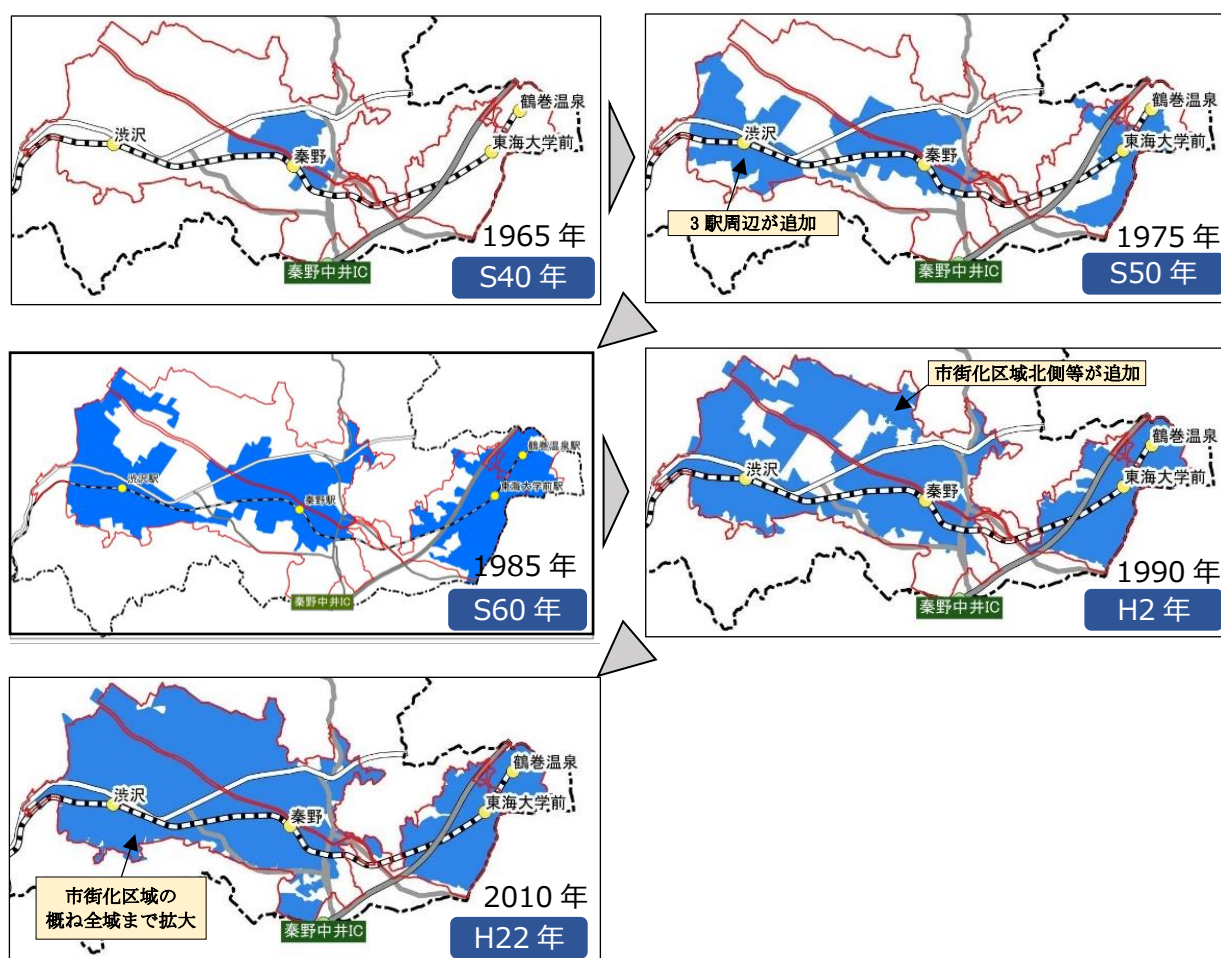
出典：今昔マップ on the web より作成

イ 人口集中地区（D I D地区）の変遷

1965年（昭和40年）のD I D地区は、秦野駅を中心に展開していました。その後はその他の3駅周辺、市街化区域北側等の順で拡大し、地区面積は2010年（平成22年）までに約2,294ヘクタールとなり、1985年（昭和60年）の約1.7倍まで増加しました。これに対し、D I D地区内の人口密度は1985年（昭和60年）の約0.9倍に低下しており、市街地の低密度化が進行しています。

（D I D地区の変遷）

年次	DID 地区内人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
1985年 (S60年)	97,512	1,358	71.8
1990年 (H2年)	123,923	1,853	66.9
1995年 (H7年)	141,597	2,097	67.5
2000年 (H12年)	146,070	2,150	68.0
2005年 (H17年)	143,136	2,223	64.4
2010年 (H22年)	150,652	2,294	65.7
2015年 (H27年)	143,606	2,257	63.6

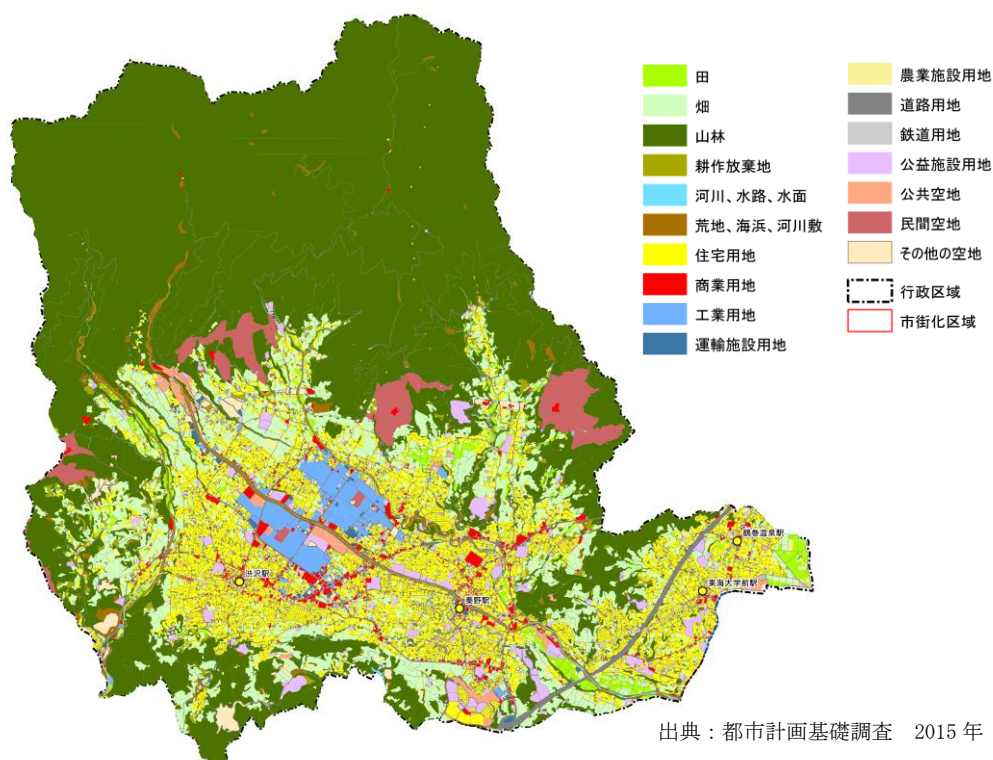


ウ 土地利用の状況

都市計画区域内では、住宅・商業・工業・公共施設用地等の都市的土地利用が約 30 パーセント、農地・山林・水面等の自然的土地利用が約 70 パーセントとなっており、市街化区域内では、都市的土地利用が約 85 パーセントを占めています。

また、国道 246 号の北側に工業用地が集積しています。

		(土地利用現況)		2015 年(平成 27 年) 時点	
区 分		市全体		市街化区域	市街化調整区域
		面積(ha)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
都市的土地利用	住宅用地	1,303.0	12.6%	42.6%	3.3%
	商業用地	129.1	1.2%	4.4%	0.3%
	工業用地	192.9	1.9%	7.6%	0.1%
	運輸施設用地	35.0	0.3%	1.0%	0.1%
	道路用地	612.9	5.9%	15.2%	3.0%
	鉄道用地	19.5	0.2%	0.6%	0.1%
	公益施設用地	234.0	2.3%	5.9%	1.1%
	公共空地	78.7	0.8%	2.1%	0.4%
	民間空地	272.0	2.6%	0.3%	3.3%
	その他空地	252.5	2.4%	5.8%	1.4%
小 計		3,129.6	30.2%	85.5%	13.2%
自然的土地利用	田	133.9	1.3%	0.3%	1.6%
	畑	1,219.1	11.7%	9.0%	12.6%
	山林	5,553.6	53.5%	3.2%	69.0%
	河川、水路、水面	53.5	0.5%	0.5%	0.5%
	荒地、河川敷	184.1	1.8%	1.2%	1.9%
	耕作放棄地	102.2	1.0%	0.3%	1.2%
	小 計	7,246.4	69.8%	14.5%	86.8%
合 計		10,376.0	100.0%	100.0%	100.0%



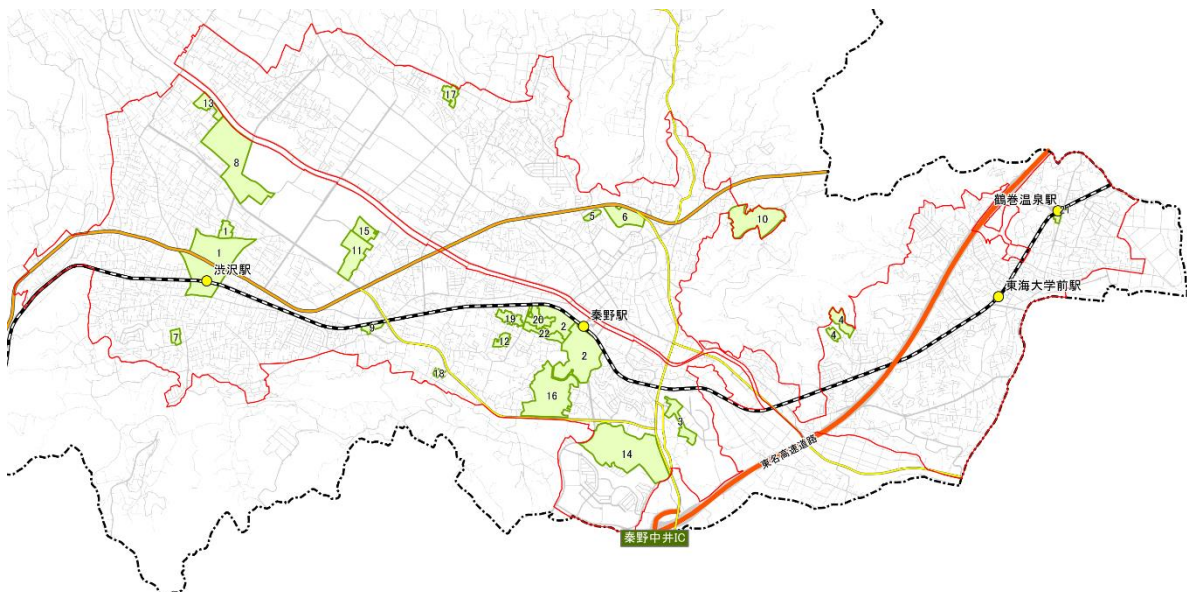
出典：都市計画基礎調査 2015 年 (H27)

オ 市街地整備の状況

本市では、計画的な市街地開発事業を実施しており、現在進めている秦野駅南部（今泉）地区の整備が完了すると、市街化区域の約7パーセントにあたる約158ヘクタールで道路や公園などの都市基盤が整備された市街地が形成されます。また、秦野駅及び渋沢駅周辺を中心に市街地整備が進められてきており、本市の拠点形成に寄与しています。

（土地区画整理事業の状況）

	施行年度	地区名	面積 (ha)	整備状況
1	昭和 52 年～平成 19 年	渋沢駅周辺	13.80	施行済
2	昭和 56 年～平成 11 年	秦野駅南部	17.24	施行済
3	昭和 50 年～昭和 52 年	西大竹	4.58	施行済
4	昭和 54 年～昭和 58 年	瓜生野	4.23	施行済
5	昭和 55 年～昭和 57 年	曾屋	0.98	施行済
6	昭和 56 年～昭和 58 年	落合	5.32	施行済
7	昭和 58 年～昭和 60 年	三本木	1.01	施行済
8	昭和 62 年～平成 2 年	堀山下	23.99	施行済
9	昭和 62 年～平成 2 年	外開戸	1.32	施行済
10	平成元年～平成 9 年	曾屋弘法	12.93	施行済
11	平成 3 年～平成 8 年	平沢	7.14	施行済
12	平成 4 年～平成 7 年	今泉沙汰面	1.45	施行済
13	平成 6 年～平成 10 年	堀山下戸川	3.18	施行済
14	平成 6 年～平成 17 年	西大竹尾尻特定	27.87	施行済
15	平成 7 年～平成 11 年	平沢上川原	2.91	施行済
16	平成 7 年～平成 17 年	今泉台特定	17.90	施行済
17	平成 7 年～平成 9 年	西田原	2.19	施行済
18	平成 9 年～平成 15 年	平沢みねばし	0.58	施行済
19	平成 15 年～平成 19 年	今泉諏訪原	2.47	施行済
20	平成 24 年～平成 27 年	秦野駅南部（今泉荒井）	3.15	施行済
21	平成 24 年～平成 29 年	鶴巻温泉駅南口周辺	0.41	施行済
22	平成 27 年～令和 9 年	秦野駅南部（今泉）	2.85	事業中



(3) 生活サービス施設の立地状況（医療・福祉・商業など）

生活サービス施設の立地状況のまとめ

- ・ 駅周辺や地域の拠点、主要な幹線道路沿道に生活サービス施設が集積している。
- ・ 市街化区域面積の約半分が生活利便性の高い「日常生活サービス徒歩圏」に属しており、現状の機能を将来維持することができればサービス水準は高い。
- ・ 「日常生活サービス圏」※においても人口減少が予測されているため、サービス需要低下によって、サービス水準の低下あるいは機能喪失が懸念される。

※日常生活サービス徒歩圏：生活サービス施設（医療・福祉・商業等）及び基幹的公共交通（バス30本／日以上）の全てのサービスを一般的な徒歩圏半径800メートルで利用できる生活利便性の高いエリア

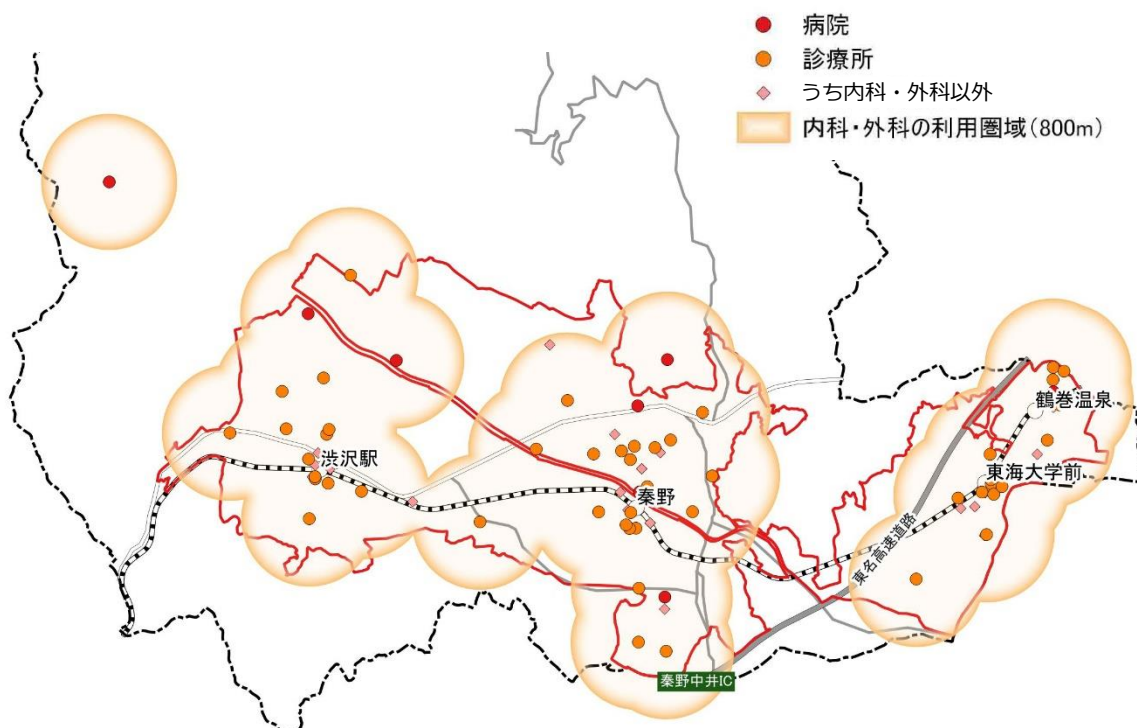
（利用圏域の設定について）

- ・ 対象施設(ア)医療施設、(ウ)商業施設、(エ)子育て施設及び(オ)金融施設は、「都市構造の評価に基づくハンドブック」（国土交通省）に基づく一般的な徒歩圏半径800メートルを採用
- ・ 対象施設(イ)高齢者福祉施設は、厚生労働省の「地域包括ケアシステム」の日常生活圏域を想定し各施設から半径1,000メートル圏を設定

ア 生活サービス施設の立地状況

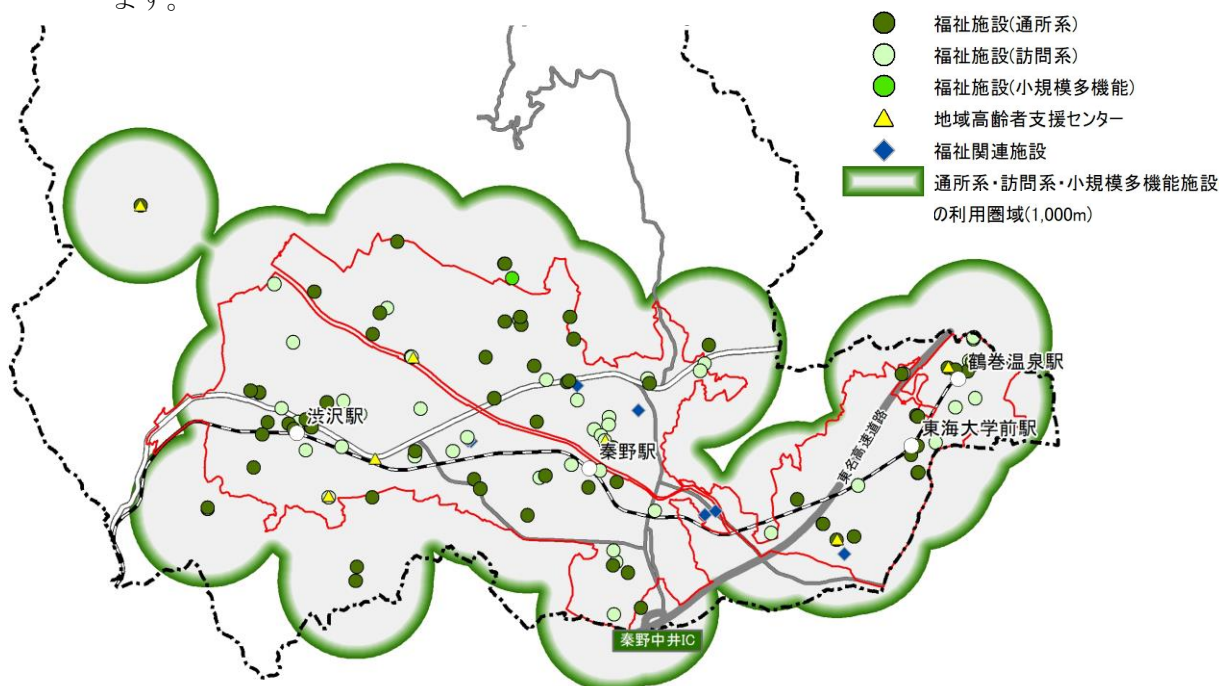
(ア) 医療施設

病院（病床20床以上）が8か所、診療所が53か所立地しています。病院は市街化区域の外縁部や市街化調整区域、診療所は駅周辺や幹線道路沿道の立地が多く、市街化区域内の人口密度が高いエリアでは、大部分が施設の徒歩圏内となっています。



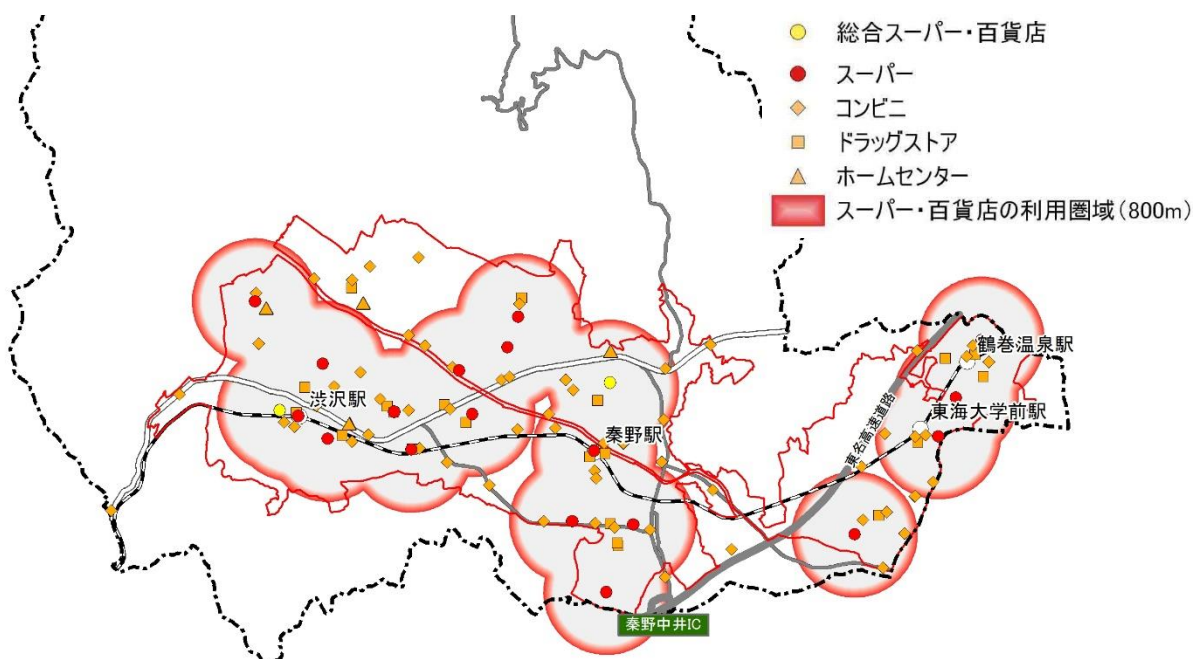
(イ) 高齢者福祉施設

訪問系施設が53施設、通所系施設が59施設、小規模多機能施設が3施設立地しています。訪問系施設は駅周辺や公共交通沿線、通所系施設は市域に広く分布しています。



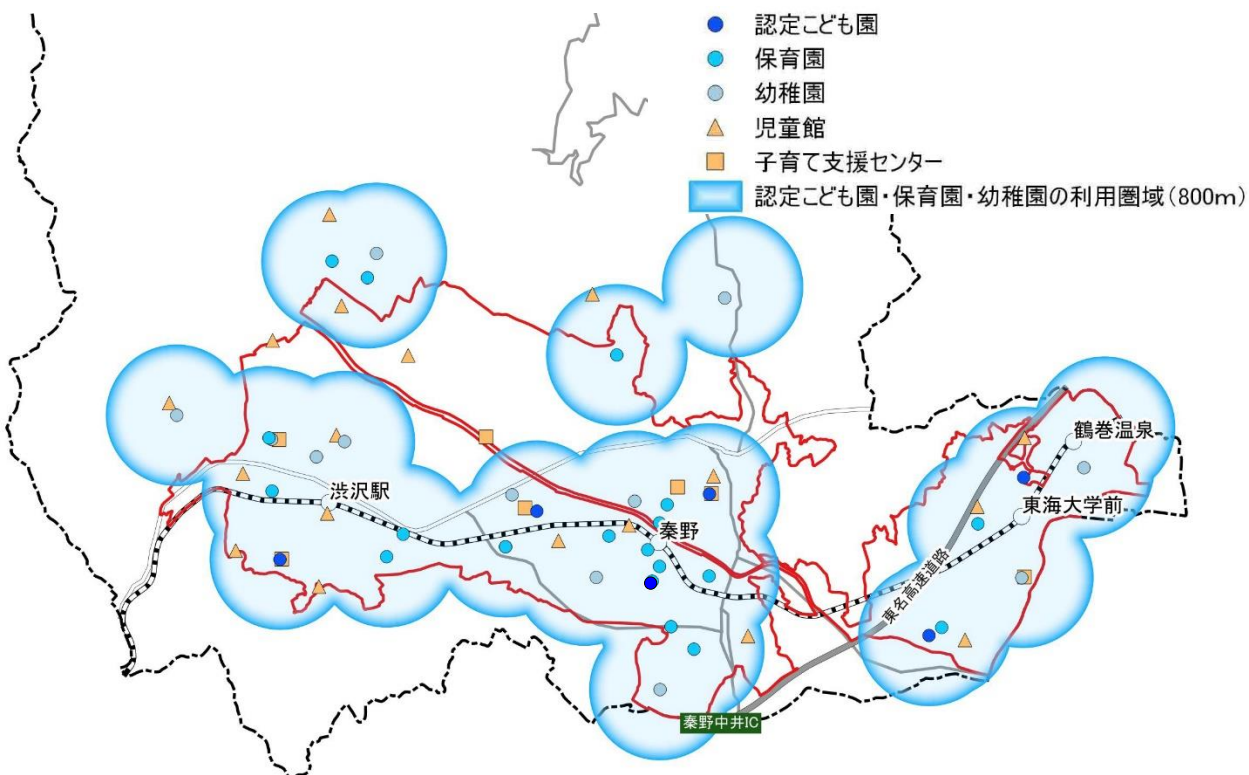
(ウ) 商業施設

総合スーパー・百貨店は2施設、スーパーマーケットは16施設、コンビニエンスストアは63施設立地しています。スーパーマーケットは駅周辺や地域の拠点に立地しています。コンビニエンスストアは市内に広く分布しています。



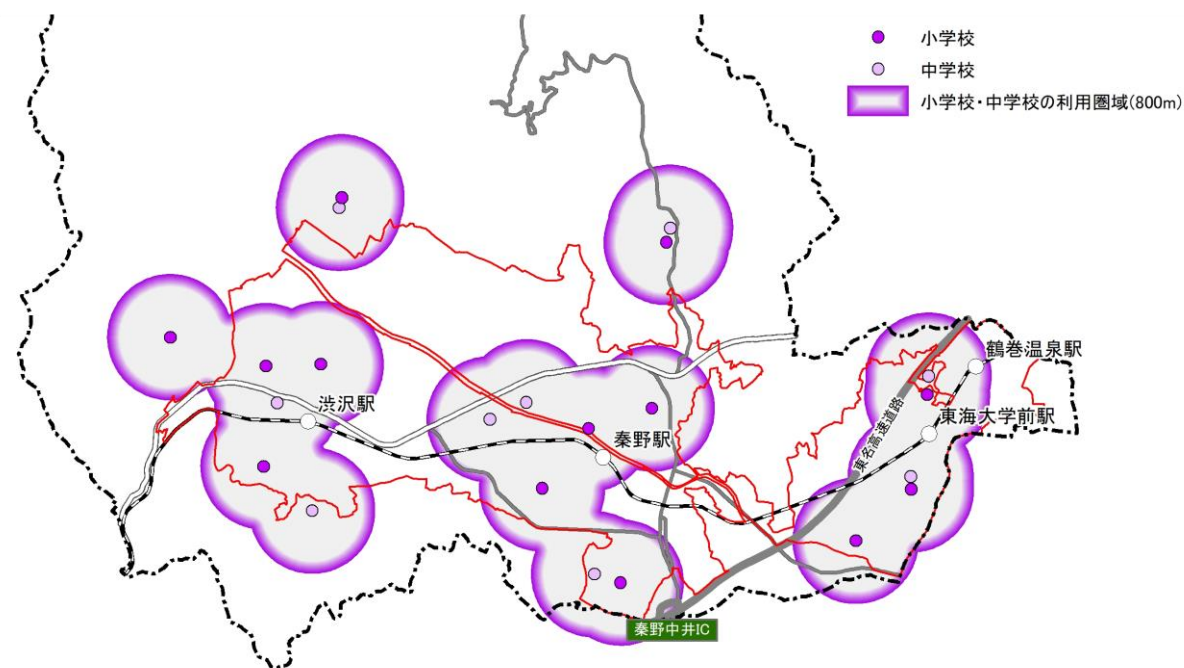
(エ) 子育て施設

認定こども園が6施設、認可保育所が19施設、幼稚園が11施設立地しています。子育て施設は市域の住居系土地利用のエリアに広く分布しています。



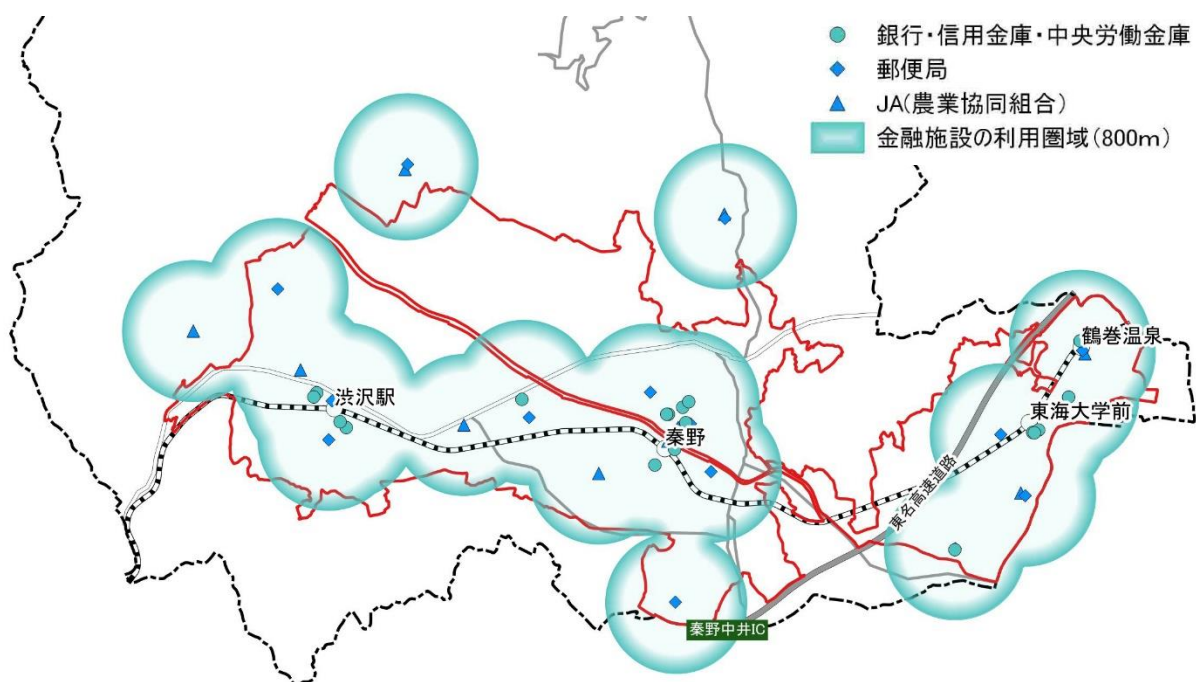
(オ) 教育施設

小学校が13校、中学校が9校立地しています。小学校及び中学校は市域に広く立地しており、一定の人口分布が見られる市街化調整区域にも立地しています。



(カ) 金融施設

銀行・信用金庫・中央労働金庫が19か所、郵便局が14か所、JAが10か所立地しています。銀行・信用金庫・中央労働金庫は駅周辺に集積しており、郵便局・JAは一定の人口分布が見られる市街化調整区域にも分布しています。



イ 生活の利便性が高いエリアの状況

日常生活サービス徒歩圏※では、生活サービス施設と公共交通のすべてのサービスを徒歩圏で利用できる生活の利便性が高いエリアとなっています。

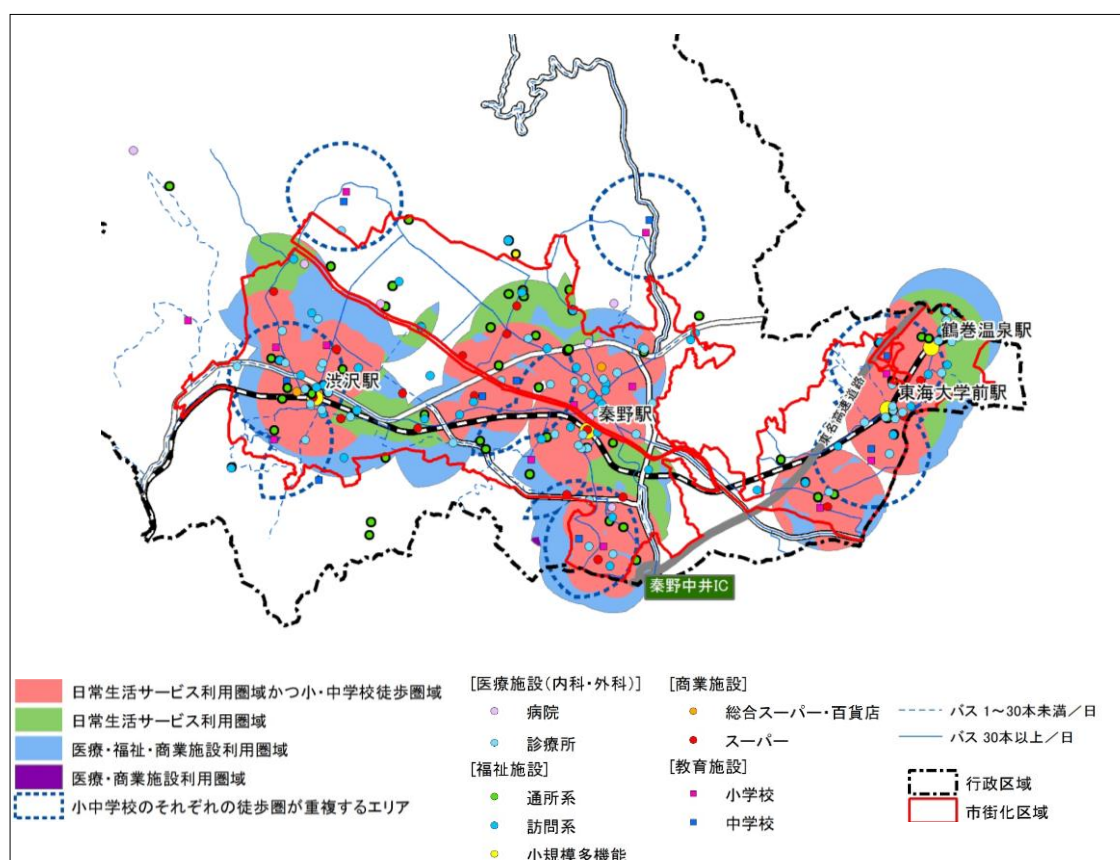
しかし、この圏域のうち市街化区域内では、2015年（平成27年）から2040年（令和22年）にかけて圏域人口が約1万8千人減少すると予測されています。これにより、施設や公共交通の利用者の減少が懸念されます。

※日常生活サービス利用圏：生活サービス施設の利用圏（医療・商業施設 800m、福祉施設 1000m）及び基幹の公共交通利用の利用圏（鉄道駅 800m、バス停留所（30本／日以上）300m）の範囲に含まれる生活利便性の高いエリア

（日常生活サービス利用圏の人口カバー率）

	圏域面積 (面積カバー率)	圏域人口（人口カバー率）、人口密度	
		2015年（H27年）	2040年（R22年）
市全域	1,232ha (11.9%)	94,348人（56.4%） 人口密度：62.2人/ha	75,707人（56.5%） 人口密度：49.9人/ha
市街化区域内	1,198ha (49.1%)	92,630人（64.5%） 人口密度：66.0人/ha	74,302人（64.4%） 人口密度：52.9人/ha

※市街化区域内人口：2015年（H27年） 143,397人、2040年（R22年） 115,426人（秦野市推計）



(4) 公共交通の状況

公共交通の状況のまとめ

- ・移動分担率は自家用車が5割近くを占めており、高齢者や女性を中心にその依存度は年々高まっている。
- ・鉄道駅や路線バスの移動分担率は1割から2割に満たない。
- ・基幹的公共交通路線（バス30本／日以上）の徒歩圏内人口は、大幅に減少する予測であり、利用者の減少から路線の維持が困難になることが懸念される。
- ・高齢化によりバス乗務員が不足し、運行サービスの維持が既に深刻となっている。

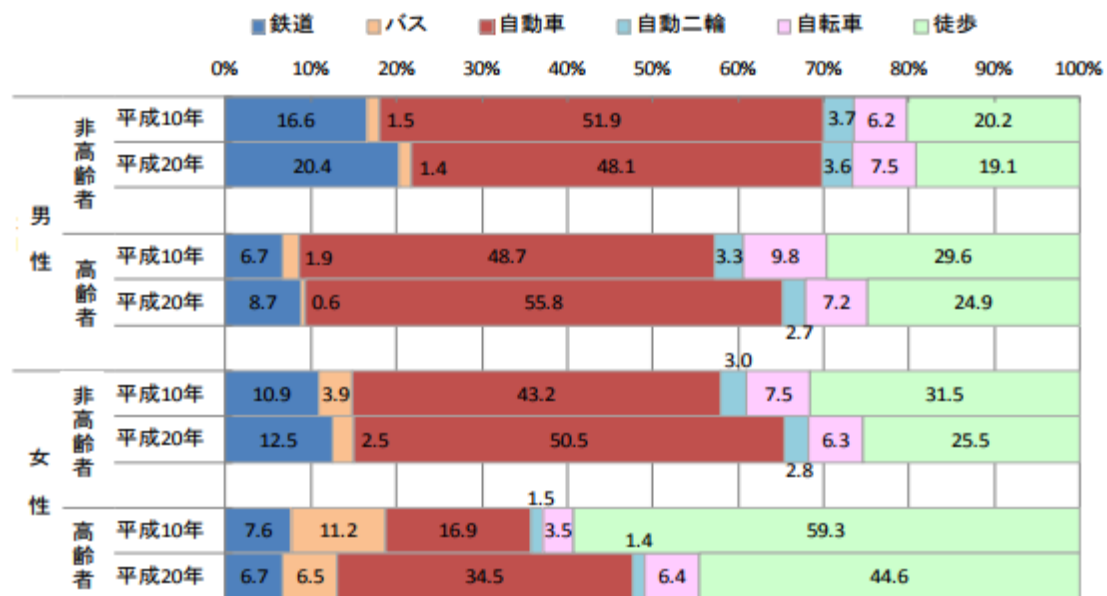
ア 公共交通の状況

本市の公共交通は、鉄道として小田急小田原線が通り、渋沢駅・秦野駅・東海大学前駅・鶴巻温泉駅の4駅があります。駅別乗車人員は、統計はだのにおける過去5年の値によるとほぼ横ばいで推移しています。

路線バスは、秦野駅と各鉄道駅を結ぶ路線が運行しており、駅を中心に放射状に路線網を形成しています。

本市の移動分担率は自家用車が5割近くを占めており、高齢者や女性を中心にその依存度は年々高まっています。一方で、鉄道・バスといった公共交通手段の分担率は1割から2割に満たず、路線バスの分担率は低下傾向にあります。このような中、交通の不便な地域を補完するためコミュニティタクシー、上地区乗合自動車及びデマンド型乗合タクシーが運行されています。

(代表交通手段移動分担率)



出典：秦野市「はだの交通計画」平成28年、東京都市圏交通計画協議会、「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」平成20年

イ 代表交通手段分担率の状況

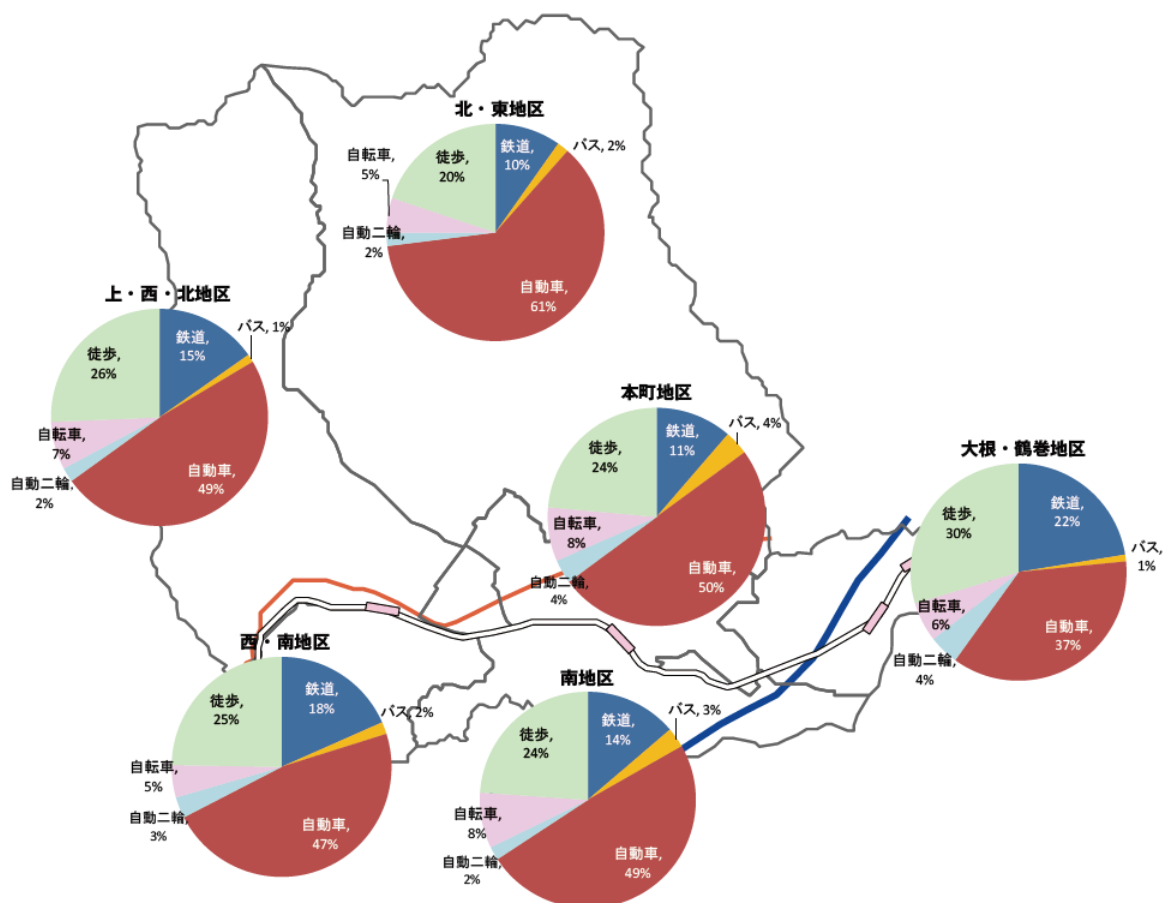
市内の交通手段のうち、自動車以外の鉄道、バス、自転車、徒歩の割合を地区別にみると、東部に当たる大根・鶴巻地区は59パーセント、うち鉄道・バス利用が約23パーセント、残り徒歩・自転車利用が約36パーセントとなっています。

これに対し、北・東地区においては自動車分担率が61パーセントと最も高く、鉄道バス利用が約12パーセント、徒歩・自転車が25パーセントと低い値となっています。

市の縁辺部での高齢化の進展や高齢者による自動車運転免許保有率の高まりを併せて考えると、今後この傾向はより顕著に表れると考えられます。

既に高齢介護の現場では、高齢者の移動手段の確保が課題となっており、今後さらに増える高齢者の移動ニーズにどのように対応していくのかが、交通政策面での課題となっています。

(代表交通手段移動分担率)



出典：はだの交通計画（平成28年、秦野市）、第5回東京都市圏パーソントリップ調査（平成20年、東京都市圏交通計画協議会）

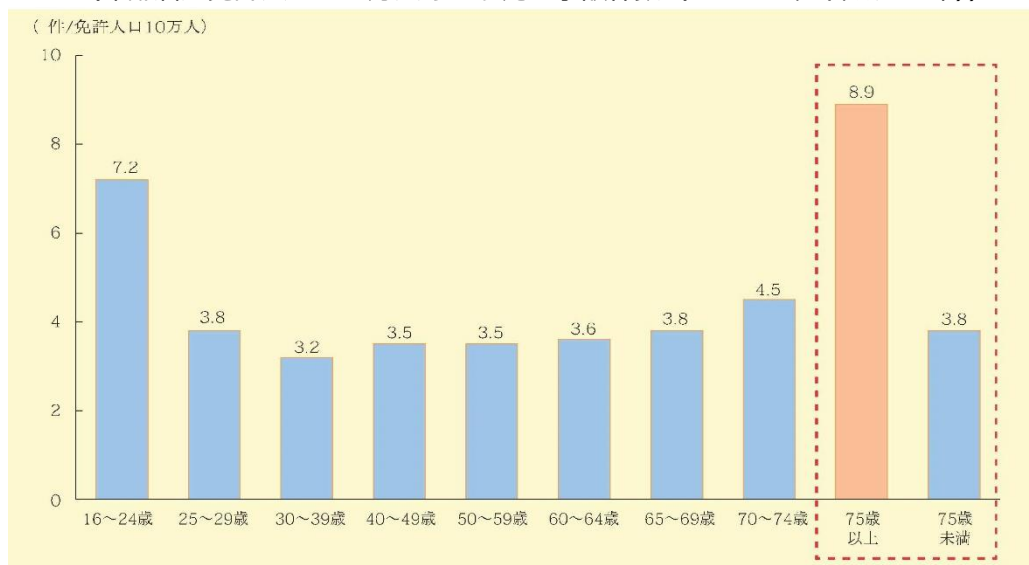
ウ 交通事故の状況（年齢別）

平成29年度版交通安全白書（内閣府）によると、75歳以上の運転者の死亡件数は、75歳未満の運転者に比べ人口10万人あたりの件数が2倍以上多く発生しています。

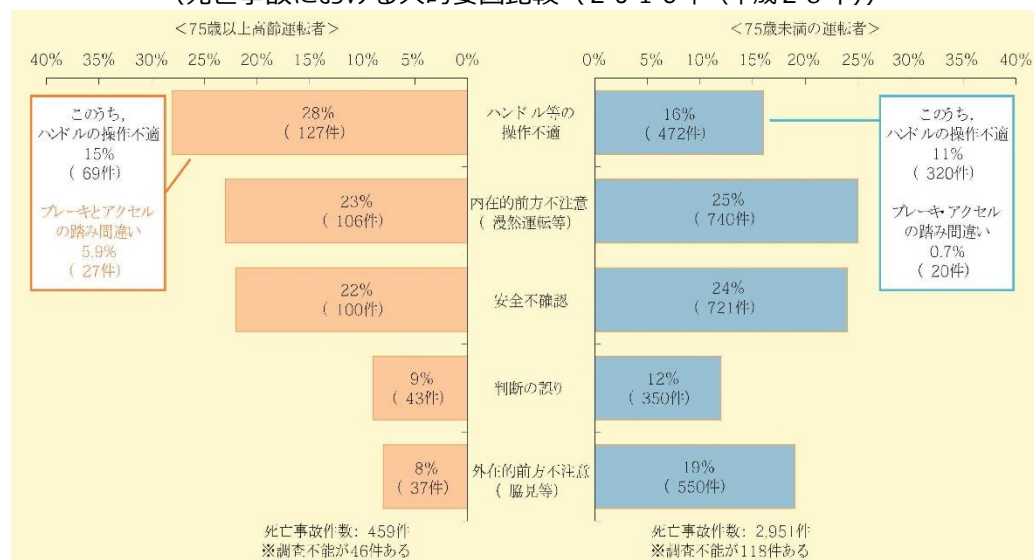
事故要因を見ると、75歳以上ではブレーキ・アクセルの踏み間違い等の操作不適による事故が最も多く、75歳未満の割合は全体の0.7パーセントに過ぎないのに対し、5.9パーセントと高い割合を示しています。高齢運転者の特性は、年齢や体力等によって個人差が認められるものの、一般的に視力等が弱まることによる判断力の低下や、反射神経の鈍化によるとっさの対応遅れなどが挙げられ、これらの特性が死亡事故を起こしやすい要因の一つになっています。

本市では将来の高齢化率が高く推移すると予測され、高齢運転者が増加すると見込まれる中で、高齢者自身も事故のリスクを抱えたまま歩行者や交通量が多い場所での運転を強いられるような社会環境は望ましくありません。市民とともに今後の車社会とどう向き合い、何を選択していくべきかを考えていく必要があります。

（年齢層別免許人口10万人あたり死亡事故件数（2016年（平成28年））



（死亡事故における人的要因比較（2016年（平成28年））



出典：平成29年度版交通安全白書（内閣府）

エ 路線バスの状況

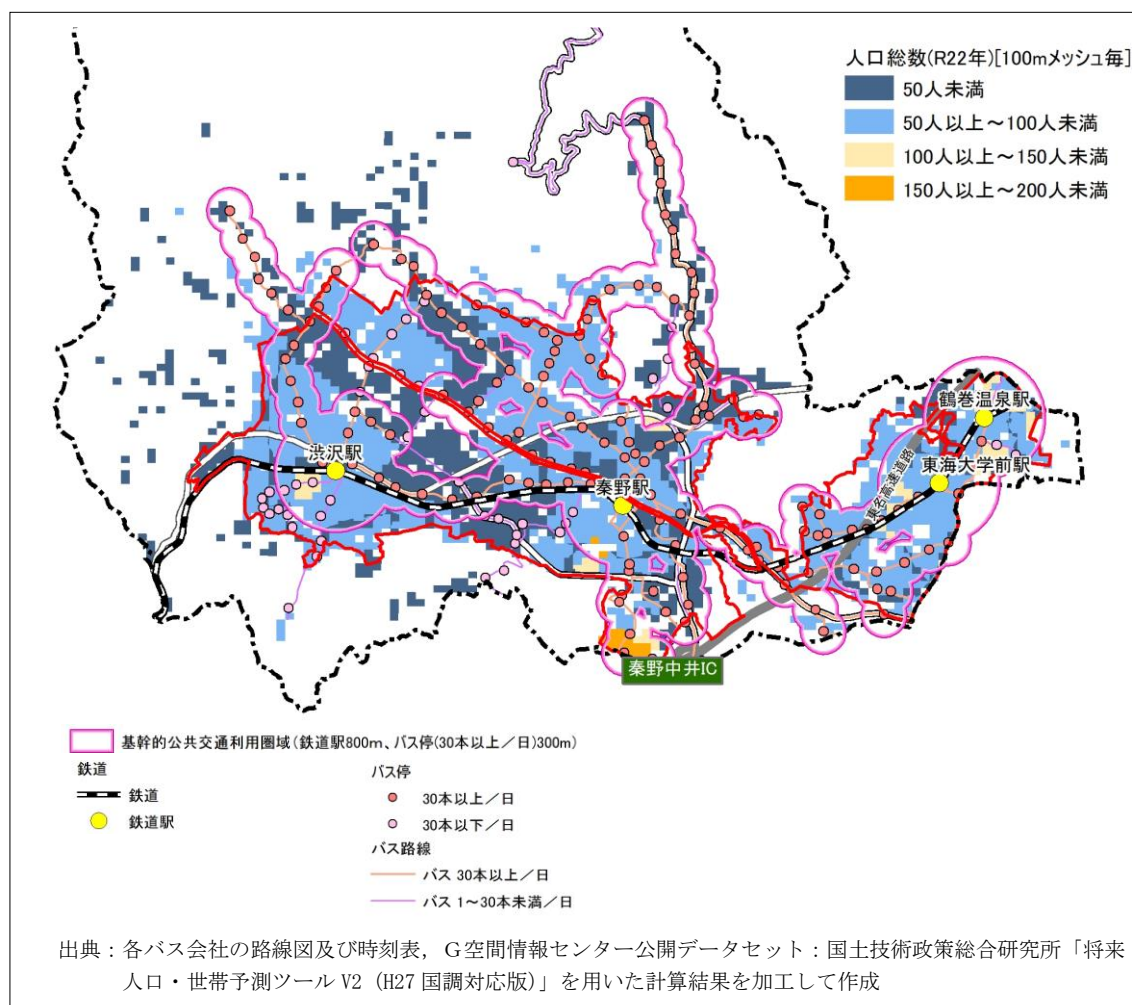
路線バスは、秦野駅と各鉄道駅を結ぶ路線が運行されており、市街化区域を中心に路線網が形成されています。1日あたり30本以上（概ねピーク時片道3本以上に相当）の運行頻度の高い路線は主に市街化区域内に多く存在しています。上地区や西地区の南部、北地区の南部、南地区の西部等で利便性の低い地域があります。

基幹的公共交通路線の徒歩圏内人口は、2015年（平成27年）から2040年（令和22年）にかけて市全域で約2万4千人、市街化区域内では約2万2千人減少すると予測されています。これにより公共交通利用者が減少し、公共交通サービスが縮小した場合は高齢者の移動手段への影響が懸念されます。

（基幹的公共交通路線（利便性の高い公共交通路線）の利用圏）

	2015 年（H27 年）		2040 年（R22 年）	
	公共交通全路線	基幹的公共交通	公共交通全路線	基幹的公共交通
市全域	135,267 人 (80.8%)	121,067 人 (72.3%)	107,584 人 (80.3%)	96,627 人 (72.1%)
市街化区域内	121,468 人 (84.7%)	110,611 人 (77.1%)	97,127 人 (84.1%)	88,476 人 (76.7%)

※下段カッコは人口カバー率



(5) 法規制・防災等の状況

法規制・防災等のまとめ

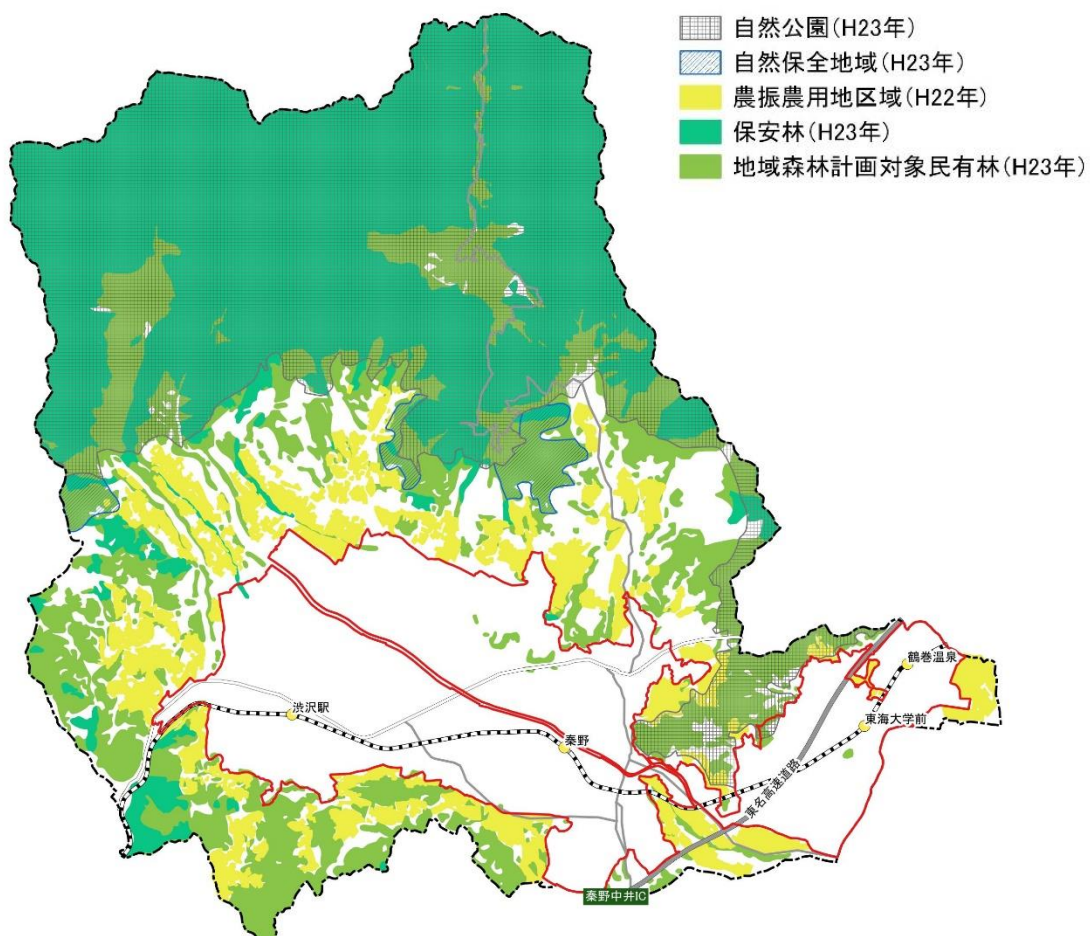
- ・河川の洪水による浸水想定区域は、市街化区域内については、葛葉川や水無川沿い、鶴巻温泉駅及び東海大学前駅周辺等に複数分布しています。
- ・災害危険区域は、南矢名地域、下大槻地域、曾屋地域等に分布しています。

ア 法規制の状況

農業振興を目的とした農業振興地域（3,440ヘクタール）、農用地区域（745ヘクタール）や、良好な自然環境の保全を目的とした地域森林計画対象民有林（4,719ヘクタール）、自然環境保全地域（167ヘクタール）の他、自然公園（4,228ヘクタール）が指定されています。（数値はいずれも2011年度（平成23年度）時点）

市街化区域内では、地域森林計画対象民有林が曾屋と東田原の間の葛葉川付近及び南矢名の一部の箇所指定されています。

（法規制の状況）



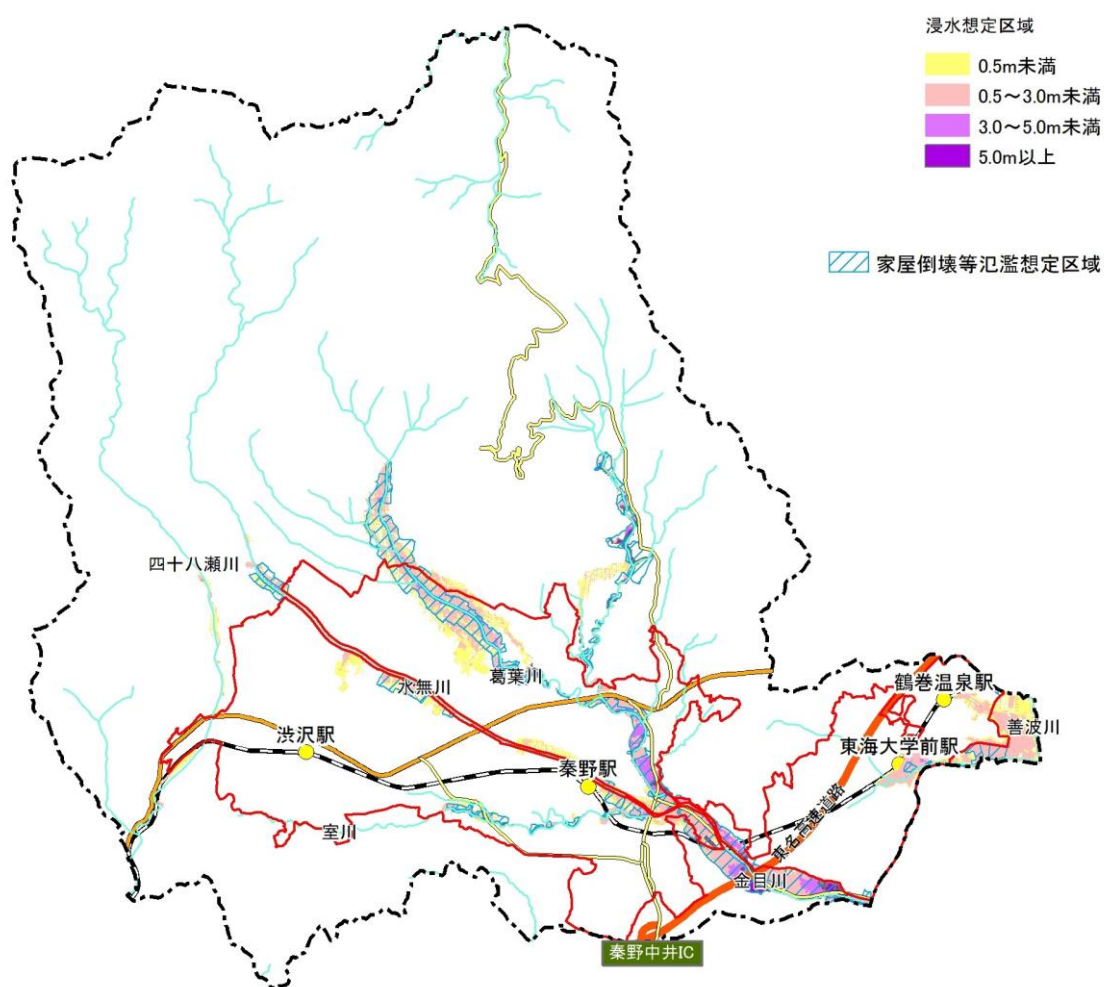
出典：国土数値情報2010年（平成22年）

イ 防災上の危険性が懸念される区域の状況

河川の洪水による浸水想定区域は、河川沿いや地形的に低いか所が中心となっています。

市街化区域内では、葛葉川や水無川沿い、鶴巻温泉駅、東海大学前駅周辺などで浸水想定エリアが見られます。

(洪水等の危険性が懸念される区域)



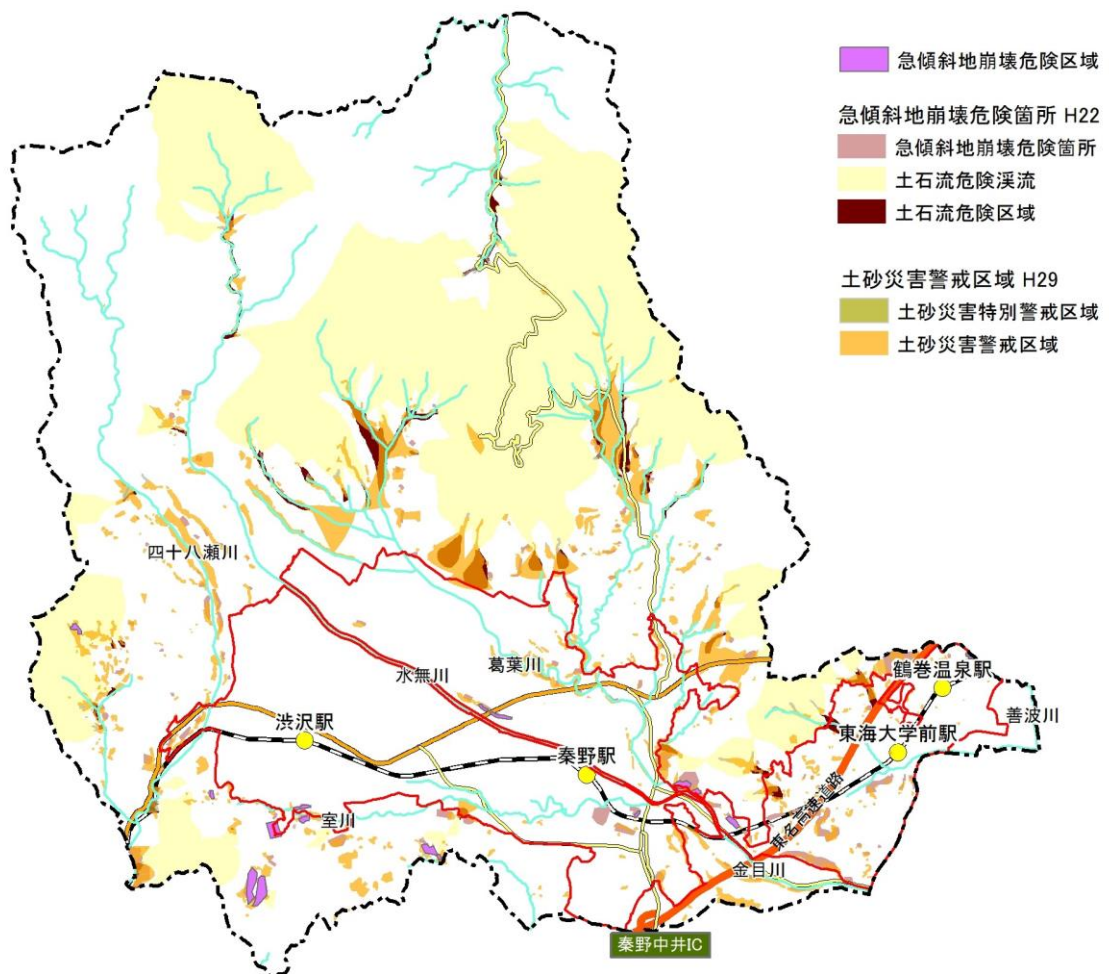
出典：神奈川県土砂災害情報ポータル

災害防止関連の区域として土砂災害（特別）警戒区域が指定されており、市街化調整区域を中心に広範囲にわたっています。

がけ崩れによる被害や発生の防止に係る急傾斜地崩壊危険区域が市街化区域と市街化調整区域の一部指定されています。

市街化区域では、秦野駅の南側や南矢名、下大槻及び曽屋地域などで災害危険区域が指定されています。

(がけ崩れ等の危険性が懸念される区域)



出典：国土数値情報 2012年（平成24年）、2017年（平成29年）

(6) 財政等の状況

財政等の状況のまとめ

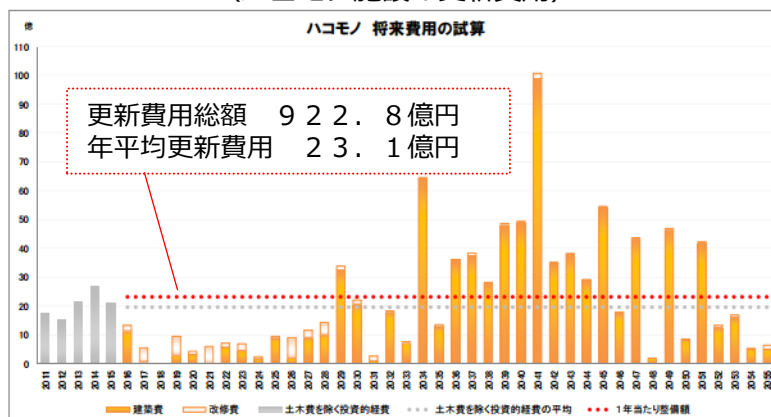
- ・ 自主財源比率は低下しており、今後の人口動向等によっては財源確保が困難になることが懸念されます。
- ・ 高齢化による扶助費の増加が見込まれ、財政悪化が懸念されます。
- ・ インフラの老朽化に対応した維持管理更新コストの増大が懸念されます。

ア 公的不動産の状況

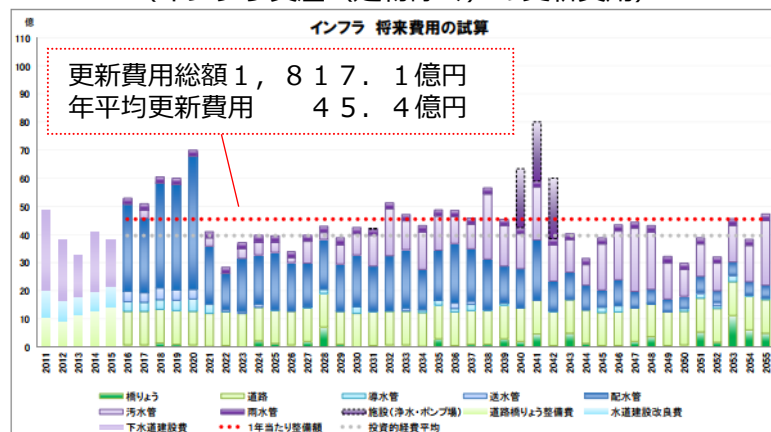
本市のハコモノ施設は1975年代（昭和50年代）に集中して整備され、2018年（平成30年）には7割を超える施設が築30年以上となります。一斉の建替えて費用が必要となる前に計画的な予防保全を行うべき時期が到来しています。インフラも同様に老朽化の進行が懸念される中で、ハコモノ以上に市民生活に影響を及ぼしやすく、更新問題の有効策が必要です。

2016年度（平成28年度）から40年間におけるハコモノ施設の更新等にかかる費用（試算）は、年平均23.1億円となり、ピークは2041年度（令和23年度）の100.6億円となる見込みです。インフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）については、年平均45.4億円となり、ピークは2041年度（令和23年度）の80.1億円ですが、直近5か年も大きなピークを迎えています。

（ハコモノ施設の更新費用）



（インフラ資産（建物除く）の更新費用）



出典：秦野市公共施設等総合管理計画（平成29年）

イ 財政の状況

本市の2008年度（平成20年度）と2018年度（平成30年度）の一般会計決算を比較すると、歳入総額は約418億円から約494億円に増加していますが、自主財源比率は72パーセントから57パーセントに減少しています。歳出総額は約403億円から約475億円に増加していますが、性質別に見ると扶助費が10年間で約59億円増加しています。

今後、人口減少や高齢化の進展に伴い、これらの傾向はますます強くなることが懸念されており、この問題を多くの市民と共有し、将来に向けて歳出抑制と歳入増加の方法を一緒に考えていく必要があります。

【一般会計：歳入決算額】						(万円)	
区分		平成20年度	構成比	平成30年度	構成比	差額	増減比
自主財源	市税	2,558,024	72%	2,316,509	57%	241,515	-10%
	繰越金	147,304		170,349		23,045	14%
	諸収入	143,925		97,089		-46,836	-48%
	繰入金	27,803		81,239		53,436	66%
	使用料及び手数料	70,857		68,522		-2,335	-3%
	分担金及び負担金	45,052		59,585		14,533	24%
	財産収入、寄附金	11,495		31,294		19,799	63%
	合計	4,181,095	100%	4,942,770	100%	761,675	15%
依存財源	国庫支出金	417,516	28%	797,375	43%	379,859	48%
	県支出金	249,196		377,157		127,961	34%
	市債	229,350		325,020		95,670	29%
	地方消費税交付金	136,578		277,304		140,726	51%
	地方交付税	14,547		243,608		229,061	94%
	地方譲与税	38,789		33,538		-5,251	-16%
	自動車取得税交付金	31,716		17,802		-13,914	-78%
	地方特例交付金	29,307		12,862		-16,445	-128%
	その他	29,636		33,515		3,879	12%
合計		4,181,095	100%	4,942,770	100%	761,675	15%

【一般会計：歳出決算額】						(万円)	
区分		平成20年度	構成比	平成30年度	構成比	差額	増減比
義務的経費	扶助費	797,668	55%	1,383,638	56%	585,970	42%
	人件費	976,673		928,081		-48,592	-5%
	公債費	440,036		326,648		-113,388	-35%
投資的経費	物件費	478,500	45%	603,941	44%	125,441	21%
	繰出金	473,792		519,659		45,867	9%
	補助費等	337,932		497,352		159,420	32%
	投資的経費	397,329		400,577		3,248	1%
	維持補修費	27,851		32,936		5,085	15%
	投資・出資・貸付金	78,609		30,400		-48,209	-159%
	積立金	22,860		26,098		3,238	12%
合計		4,031,250	100%	4,749,330	100%	718,080	-66%

出典：秦野市HP 決算概要を加工作成

(7) 産業等の状況

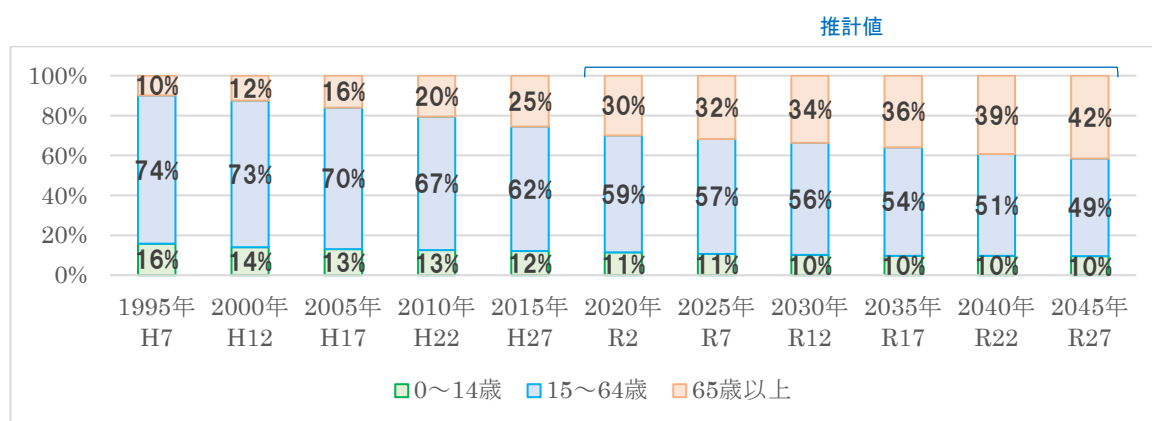
産業等の状況のまとめ

- ・生産年齢人口割合（15～64歳）は、減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されています。
- ・国では、経済面の長期停滞の状態を打破するため第4次産業革命のイノベーションにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現するとしています。

ア 生産年齢人口の推移

産業の担い手となる生産年齢人口割合（15～64歳）は、1995年（平成7年）をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されています。本市に居住し、働き続ける若い世代の増加を図ることが課題となっています。

（年齢3区分別人口割合の推移（再掲））



出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

イ 国のビジョン：未来投資戦略

現在、日本の経済成長は供給面における長期的な生産性の伸び悩みや需要面における新たな需要創出の欠如による長期停滞の状態にある中で、国のビジョンである未来投資戦略2017では、長期停滞の状態を打破し、中長期的な成長を実現していくため第4次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現するとしています。

具体的には、第4次産業革命のイノベーションの社会実装の分野において、最新の技術やデータを活用した健康・医療・介護システムの導入を加速し、個人に最適な健康管理・予防・ケアや、革新的な新薬の開発を実現することが掲げられています。

本市においても産業を持続的に成長させるためには、これら国のビジョンを根幹として、第4次産業革命をあらゆる産業をはじめ、社会生活に取り入れていくことが必要です。

第3章

秦野市の課題

1. 秦野市の課題と対応
2. 課題解決の方向性

1 秦野市の課題と対応

秦野市の現況に基づく課題及び上位関連計画に示される目指すべき将来像と、それらへの対応について整理しました。

凡例

- 【総】 …秦野市総合計画
- 【都マ】 …秦野市都市マスタープラン
- 【か都マ】 …かながわ都市計画マスタープラン
- 【交】 …はだの交通計画
- 【公管】 …秦野市公共施設等総合管理計画
- 【公再】 …秦野市公共施設再配置計画

(1) 人口動向に関する課題と対応

課 題	対 応
- 人口は平成22年をピークに減少に転じ、今後も減少する。 - D I D区域面積は1985年（昭和60年）から2010年（平成22年）にかけて約1.7倍に拡大した一方で、人口密度は0.9倍に低下し、<u>人口が外縁部に広がり密度が低下している。</u> <u>人口減少に伴い人口密度も低下が予測される</u>（特に市街化区域外縁部、生産緑地の多いか所、又は基盤整備済みか所も低下すると予測される。） <u>年少、生産年齢人口割合が減少する一方で高齢者数、高齢化率は上昇する。</u>	- 人口減少、高齢化を前提としたまちづくり - 人口減少下での居住環境の確保 - 年齢構成バランスの適正化、人口減少を緩やかにするための定住促進 - 人口減少下での地域コミュニティの維持
（上位関連計画の目指すべき将来像） 社会情勢の変化への対応【総】【都マ】	

(2) 土地利用等に関する課題と対応

課 題	対 応
- 市街化区域内には農地（畑）・生産緑地が多く、<u>後継者不足により今後空地の増加</u>又は生産緑地の指定解除に伴う宅地化が懸念される（平沢地域、東海大学前駅西側、堀山下地域等）。 - 計画的な市街地開発事業の完了から40年以上経過している地区では<u>空家等の発生が懸念される。</u> - 建築協定により良好な住環境が形成されているものの、締結から年月が経過している地区では<u>空家等の発生が懸念される。</u>	- 特性を生かした土地利用 - 市街地の拡散、低密度化の抑制、郊外開発の抑制を図る - 農地及び都市農地のあり方を検討 - 都市農地を生かしたゆとりある住環境の保全
（上位関連計画の目指すべき将来像） - 既存の住宅地を維持することを基本とし、無秩序な市街地の拡大を抑制【都マ】 - 駅周辺の商業・業務地の背後等には、その地域特性に応じた住宅地を構成【都マ】 - 小田急線4駅周辺のように公共性が高く、安全性や利便性が特に求められるような地区は土地の有効利用を推進【都マ】 - 市街地内の水辺や樹林地等の保全・活用【総】【都マ】 - 生産緑地は農地機能、都市の貴重なオープンスペースとして保全【都マ】 - まとまりある工業地は機能を維持【都マ】	空家対策（利活用・撤去）

(3) 生活サービス施設の立地に関する課題と対応

課 題	対 応
- 医療、福祉、子育て施設は、幅広く分布しサービス水準は高いものの、<u>今後の人口減少に伴いサービスが維持できるかが重要となる。</u> <u>中心市街地における大型店舗の撤退が徐々に進んでおり、拠点としてのまとまりが低下してきている（中心市街地の衰退）。</u>秦野駅周辺については、駅前と本町エリアのつながりが弱く、拠点性の強化が求められる。 - 生活サービス施設及び基幹的公共交通の全てのサービス徒歩圏など、<u>比較的土地利用や居住のポテンシャルの高い地域においても、人口減少が予測されている。</u> <u>労働者人口の高齢化、労働者不足による機能の衰退、廃止が想定される。</u>	- 地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点形成（4駅周辺等） - 人口減少下での生活サービス施設の維持 - 生活サービス施設の利用者確保 - 不足している生活サービス施設の誘導 - 不足している機能を補完するための公共交通を確保 - 都市機能の事業者の確保、継続のシステムの検討
（上位関連計画の目指すべき将来像） - 地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点の形成を図り、地域の個性があふれるまちを目指す【総】 - 小田急線4駅周辺は、それぞれの地域特性に応じた商業・業務機能、各種の文化・コミュニティ・行政サービス機能、交通結節機能等の充実を図る【都マ】 - 市の中心となる秦野駅周辺の拠点性向上、湘南地域の広域拠点としての交流・にぎわいを創出【か都マ】【都マ】 - 子どもたちの成長を社会全体で支え、喜びと責任を持って子育てできる環境づくり【総】	

(4) 公共交通に関する課題と対応

課 題	対 応
● <u>鉄道利用者数は維持しているが、バスの利用者数は減少している。</u>高齢者については、鉄道・バスともに利用が減少している。渋沢駅・鶴巻温泉駅は利用者が減少している。 ● <u>基幹的公共交通沿線においても人口減少が予測されており、利用者の確保が必要。</u> ● <u>労働者人口の高齢化、労働者不足により、現在の水準によるサービス提供が課題。</u> ● 高齢運転者は人的要因による事故リスクが高い。自家用車による移動によって精神的な不安や事故リスクを強いられることが無いような社会は実現できていない。 ● 自家用車に過度に依存せずに、<u>徒歩と公共交通の併用による健康的なライフスタイルに価値を置く社会の形成</u>	● 駅周辺は過度に車に頼らず、徒歩や自転車での暮らしを可能とする都市構造の構築 ● 人口減少下での既存公共交通ネットワークの維持と利用者並びに労働者の確保、次世代技術の導入検討 ● 市民の健康増進につながる、公共交通や都市基盤等の整備
(上位関連計画の目指すべき将来像) ● 小田急線4駅周辺は交通拠点としての機能強化【都マ】 ● 市内の拠点性を高め、交流を促進するために、各交通手段のネットワークを連結、構築【交】 ● 環境にやさしい・安全安心・快適な暮らしよい都市環境を実現するための交通体系の構築【交】 ● 秦野駅等の駅周辺における歩いて暮らせるまちづくりによる来訪・定住の促進【交】	

(5) 災害等に関する課題と対応

課 題	対 応
- 市街化区域内においても土砂災害及び浸水被害のリスクがあるエリアが一部存在している。 - 東海大学前駅・鶴巻温泉駅周辺等には、浸水被害のリスクがあるエリアが一部存在している。	- 災害リスクの高い場所における住民への周知、啓発 - 災害リスクの少ないエリアへ居住を誘導
(上位関連計画の目指すべき将来像) 安心・安全・快適でゆとりあるまち【総】【都マ】	施設整備又は改良事業による防災機能の向上や災害発生時の迅速な情報提供により人的・物的被害の軽減を図る

(6) 財政に関する課題と対応

課 題	対 応
● <u>老朽化する公共施設の維持管理コストが増大する。</u> ● 高齢化による民生費の増大に対処する必要がある。 ● <u>人口減少や高齢化により自主財源の確保が困難になる。</u>	● 将来の財政規模に見合ったまちづくり ● 長期的視点に立った公共施設の再配置
(上位関連計画の目指すべき将来像) ● 長期的展望に立ち、施設の持つ機能はできるだけ維持しながら総量を減少させ、持続可能な行政サービスを実現する公共施設の再配置【総】【公管・公再】 ● 公共施設の柔軟・多様な配置、相当規模がある公共施設（学校、庁舎等）を核とした公共施設の複合化【公管・公再】 ● 市民に最も身近な公共施設である小中学校や公民館等は、周辺の公共施設を積極的に取り込み、地域コミュニティの拠点として活用【公管・公再】 ● 未来を見据えた財政上の余力の確保【公管・公再】	● 公的不動産や民間活力の活用 ● コンパクトにまとまりある都市構造により効率的な都市経営を進める ● 立地適正化計画による補助金等の活用、民間投資及び民間施設整備の誘導 ● 産業力の維持強化のための支援 ● 生産年齢人口の移住定住・就業促進

(7) 産業に関する課題と対応

課 題	対 応
● <u>人口の将来見通しでは、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少</u>が見込まれ、本市に居住し、働き続ける若い世代の増加を図ることが課題となっている。 ● 第4次産業革命のイノベーションの社会実装の分野においては、<u>最新の技術やデータを活用した健康・医療・介護システムの導入</u>を加速し、個人に最適な健康管理・予防・ケアや、<u>革新的な新薬の開発を実現することが掲げられている</u>（未来投資戦略2017より）。 ● 地域経済好循環システムの構築に向けて、<u>生産性向上、又は分野連携の強化、日本独自の観光、スポーツ、文化芸術分野の実行が掲げられている</u>（未来投資戦略2017より）。	● 国のビジョンを根幹として独自の第4次産業革命を産業や社会生活に取り入れ、しごとを生み出し、人を育てる。 ● 企業誘致・職住近接の環境整備を図ることにより、市外の事業所で働いていた従業員や、新規に採用される従業員が市外から転入してくることが期待される。
（上位関連計画の目指すべき将来像） ● 自然環境に配慮した活力ある産業の振興（地域特性を生かした産業の振興、秦野ブランドの発掘、将来を見据えた新たな産業拠点の創出など）。【総】 ● 活力の源である産業が持続的に成長力を発揮できるよう、産学公連携や産業間連携により技術革新や新たな産業分野の創出を促進し、さらには、それらを支える人材の育成・活用に取り組む。【総】	

2 課題解決の方向性

本市が目指すまちづくりの実現に向けた課題解決の方向性は、以下のとおりです。

秦野市が目指すまちづくり（総合計画基本構想より）

『みどり豊かな暮らしよい都市』～丹沢の水と緑にはぐくまれ人が輝き躍動する交流都市～

- (1) 豊かな自然と調和した快適なまちづくり
 - 地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点の形成
- (2) 地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり
- (3) 産業活力を創造し多彩な魅力に出会えるまちづくり
 - 活力の源である産業が持続的に成長力を発揮できるよう、産学公連携や産業間連携により技術革新や新たな産業分野の創出を促進し、それらを支える人材の育成・活用に取り組む
- (4) 豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり
- (5) 市民と行政が共に力をあわせて創るまちづくり

立地適正化に係る主要課題

- 高齢化への対応、既存コミュニティの維持
- 空地・空家の増加
- 生活サービス施設の利用者減少による都市機能の移転・撤退、中心市街地の衰退
- 公共交通利用者減少、運転手高齢化によるネットワークの弱化
- 災害リスクの少ない安心安全な都市
- インフラコストの増加
- 生産年齢人口の定住・就業促進、地域特性を生かした産業振興

国の成長戦略（未来投資戦略 2017 より）

【戦略分野】

- 健康寿命の延伸（保険者に対する予防インセンティブの強化、遠隔診療・AI 開発及び実用化、自立支援に向けた科学的介護の実現（介護ロボットの導入促進等）、革新的な再生医療等製品等の創出促進、医療・介護の国際展開の推進）
- 移動革命の実現（世界に先駆けた実証（無人自動走行による移動サービス、小型無人機による荷物配送実現）） 等

【地域経済好循環システムの構築】

- 中堅・中小企業・小規模事業者の革新、サービス産業の活性化・生産性向上（I o T、ロボット、クラウド導入・高付加価値化、成長資金の供給、人材・ノウハウ提供など経営支援等）
- 攻めの農林水産業の展開（A I、I o T、ロボット研究開発、ジビエの利活用促進等）
- 観光・スポーツ・文化芸術（国立公園・新たな観光資源の活用、宿泊産業モデル変換等） 等

課題解決の方向性

①人口減少を前提とした、次世代へつなぐための新しい地域社会づくり

人口減少により、行政、民間共に様々な機能や効率が低下し、安全安心を確保できない可能性がある。将来も市内に確実に雇用を生み、経済循環により安心して暮らし、支え合うための取り組みが必要である。国の成長戦略に掲げられている第4次産業革命を産業や社会生活に取り入れ、しごとを生み、コンパクト化と経済成長を同時に実現し、さらに人材教育と交流環境を確保することにより、都市の活性化と持続を目指す必要がある。

②中心市街地の活性化、地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点形成（4 駅周辺等）

小田急線の 4 駅周辺ごとに独自の地域性が形成されており、利便性の高い環境も形成された拠点となっているが、中心市街地が衰退しつつある。拠点性の維持と、市が目指す「地域資源を生かした交流やにぎわいの拠点づくり、地域の活力を生み出す新たな拠点形成」を実現するため、鉄道駅周辺等に拠点を形成し、人の交流を生み・都市機能を集積する。

③効率的な都市経営（コンパクトな都市構造形成、公共施設の再配置、公的不動産・民間活力の活用、空地・空家の活用）

老朽化する公共施設の維持管理コストが増大するとともに、人口減少や高齢化により自主財源の確保が困難になる。将来的な人口・財政等の規模に見合ったコンパクトでまとまりある都市構造形成、公共施設の再配置や公的不動産・民間活力の活用、空地・空家の利活用により、効率的な都市経営を進める。

④コンパクトな都市構造を支えるための公共交通網形成

人口減少・高齢化、バス交通の乗務員の高齢化による運転手不足が進む中でも、市全体として利便性が維持されるよう、コンパクトな都市構造を支える公共交通網を形成する。

⑤人口減少の緩和・年齢構成バランスの適正化・生産年齢人口の定住・就業促進

⑥災害リスクの少ない都市づくり

第4章

立地適正化の方針

1. 都市づくりの理念
2. 立地適正化の方針
3. 目指すべき都市の骨格構造

1 都市づくりの理念

秦野市人口ビジョン(平成28年3月)によると2060年(令和42年)まで人口減少及び少子高齢化が続くと想定されており、その先はまだ不透明です。このままでは人と人の交流が減り、地域の歴史や伝統とともにつながりが薄れ、さらに地域経済需要の減少、民間の事業活動に伴う投資回収や社会基盤の維持が困難になるばかりか、低密度化によって生じる移動や時間的な損失の影響は非常に大きくなります。

これらの影響がまだ少ないうちに、私たちは年齢、性別、住む場所、仕事の分野を問わず、守るべきものを守るためにこれまでとは質の異なる強靱で自立した新たな地域社会の構築に挑戦すべき立場にあります。

産業は様々な収入を生む根幹的な機能であり、収入を得て人の命を守り、交流し、支え合い、教育学習により次の世代を育てる源です。

2040年(令和22年)を見据えた立地適正化計画の策定に当たっては、まちづくりの担い手である市民とともに都市機能及び居住誘導を推進し、また産業の重点化を図りながら、これらが有効に機能するように様々なネットワークを構築していくことを基本とします。さらに、実空間のコンパクト化推進だけでなく、情報空間社会における基盤整備も推進し、生産性と機能性の向上を目指します。

本市が取り組む立地適正化計画は、市街地形成の歴史的背景を踏まえ、古くからある地域コミュニティは維持していく考えのもと、周辺環境と調和した暮らしやすい都市形成を目指すもので、単なる都市の平面的なサイズのコンパクト化ではなく、また福祉政策や行財政など個別分野の課題に対応するだけでなく、様々な分野に産業や事業投資を呼び、コンパクト化を図りつつ都市の成長を同時に実現することを目指すものです。

都市づくりの理念

**いつまでも暮らしやすく、市民とともに成長する都市
コンパクトシティ未来戦略はだの2040**

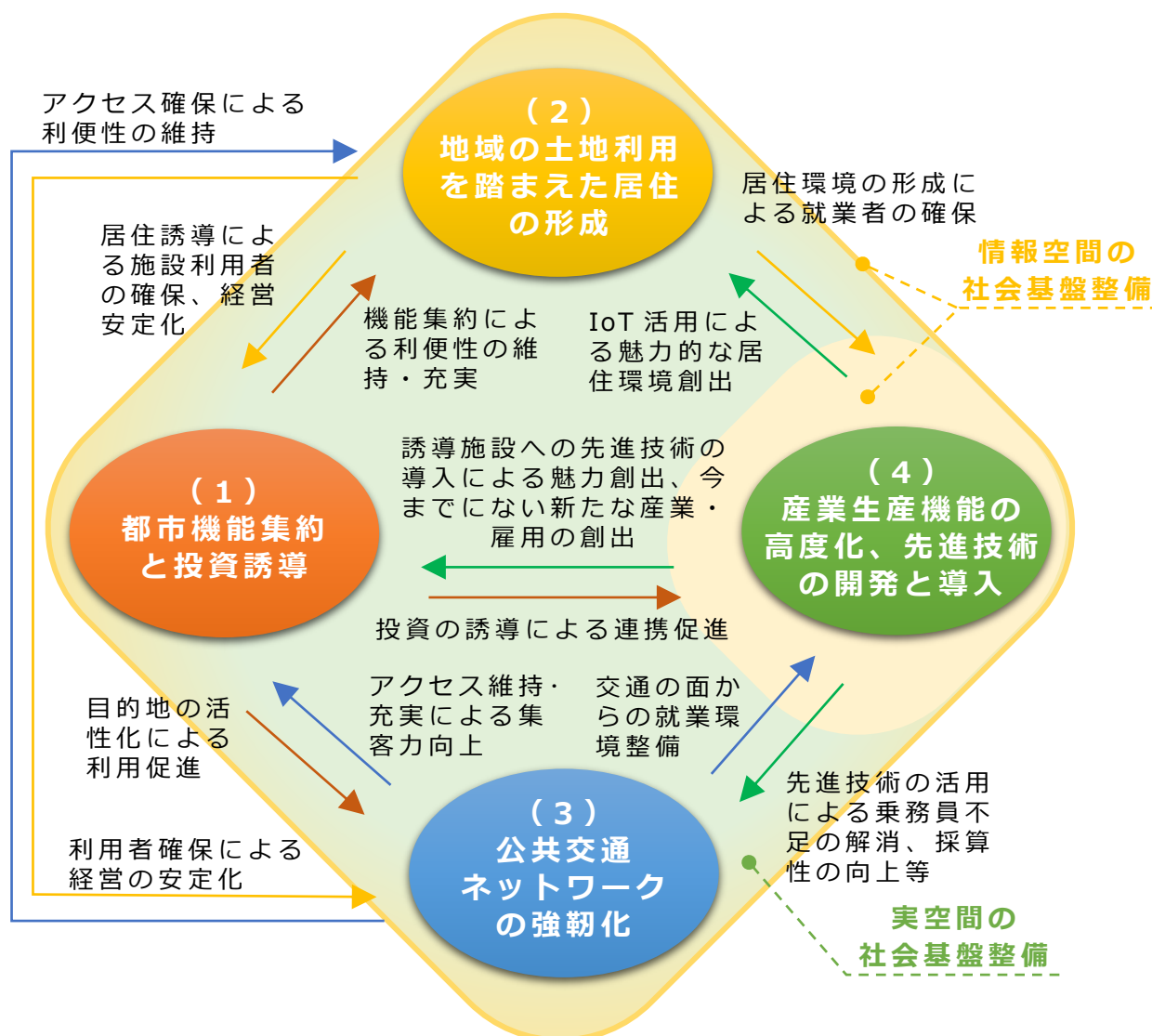
2 立地適正化の方針

本計画の都市像を実現するため、様々な主体が長期的展望の中で、本市の方向性を共有するために、前述の課題、国の成長戦略及び本市の将来像を踏まえて、立地適正化の方針として設定します。

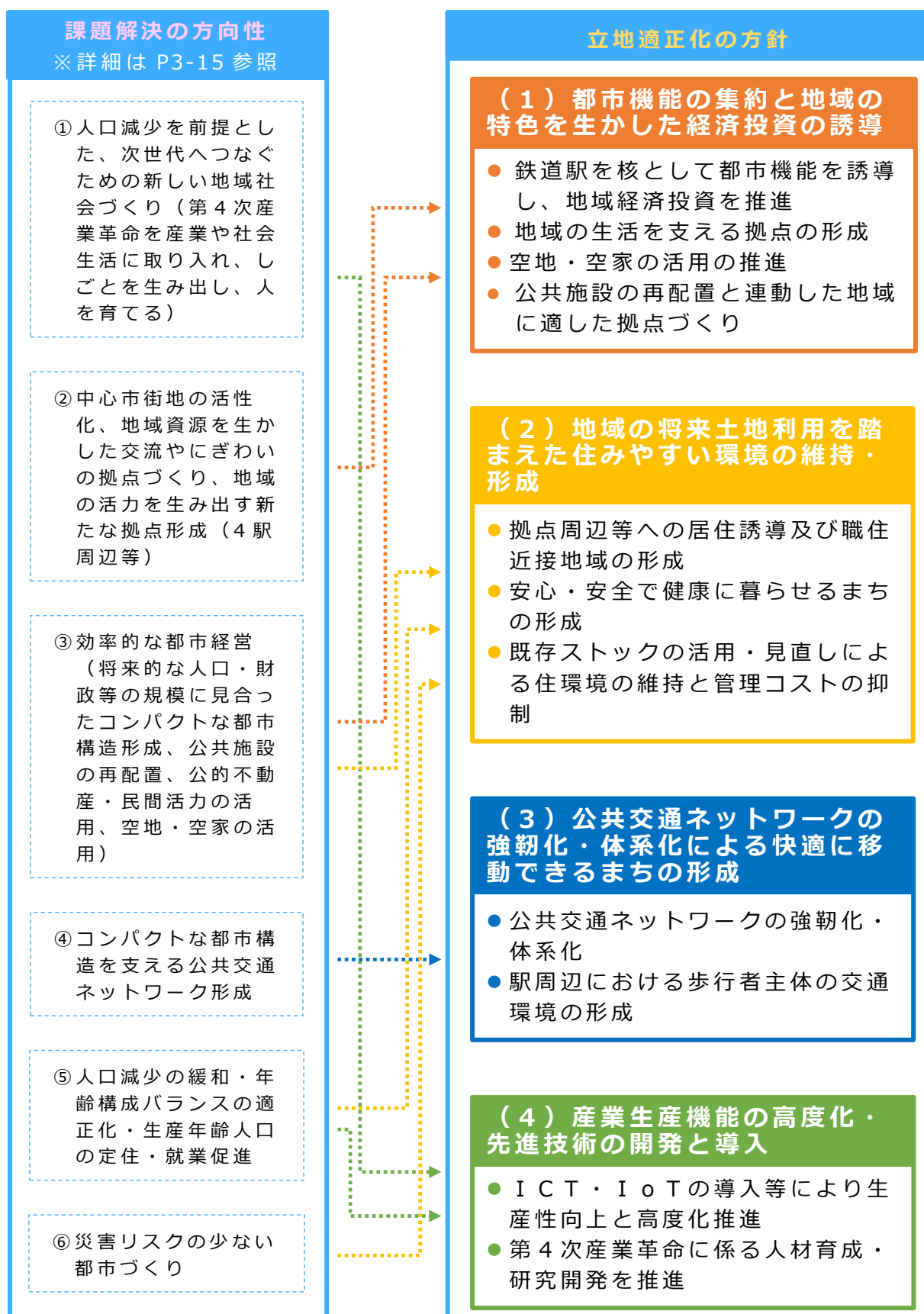
本市では、「都市機能の集約と投資誘導」及び「産業生産機能の高度化・先進技術の開発と導入」の二つを軸にそれぞれの周辺に「居住を形成」し、相互関係を築いて「ネットワーク」で結合することにより、都市全体を機能・成長させていくことをイメージし、これらの4つを方針の柱とします。

この概念は、都市全体のスケールだけでなく自治会単位や生産に係る狭小単位も意識し、これら狭小単位の集約（ローカルコンパクト）の積み重ねによって、都市全体のコンパクト化を目指します。

（方針の概念図：方針の4つの柱と相互関係）



(課題解決の方向性と方針の対応関係)



(立地適正化計画における目指すべき都市の骨格構造)

- 小田急 4 駅周辺において重点整備を図り都市の成長をリードする拠点としてつくりあげていくことで、メリハリをつけていく
- 拠点以外の居住エリアや産業集積地等とのネットワークを将来的にも維持し、革新的に挑戦し続ける都市を支えていく
- I C はまちづくりに好影響をもたらす契機となるものであるため、主要拠点とのネットワークを確保し、人・モノの交流促進や産業振興等に活かしていく



(1) 中心都市拠点、都市拠点

鉄道駅4駅（秦野駅、渋沢駅、東海大学前駅、鶴巻温泉駅）周辺は、鉄道駅開設に伴う利用者の急増により、事業や居住目的による土地利用のポテンシャルがさらに高まった地域です。

駅近接という立地条件から今後長期的に見ても事業や居住目的による潜在的な土地利用ニーズが見込まれ、人口密度も比較的高く推移すると予測されています。

これを確実にするために、鉄道駅周辺は人口減少を抑制し、都市の成長をリードすべき役割を担う都市拠点として設定します。

なお、都市拠点のうち、広域的な計画の中でも位置付けのある秦野駅周辺を「中心都市拠点」とします。

(2) 地域拠点

都市拠点以外の地域のうち、生活サービス施設や公共交通の利便性が高く、地域コミュニティの核である小中学校の徒歩圏エリアで、かつ、現況及び将来の人口密度も高い状況にある地域の主要施設を「地域拠点」とします。

(3) 集落生活拠点

都市中心部への誘導に寄与する一方で人口や機能密度が薄れる可能性のある個別の縁辺部の地域（ローカル）に着目するもので、生産機能を維持するために必要な人口、生産機能及び生活を支える支援機能を、長い時間軸の中で、比較的近距离の地域内へ誘導（ローカルコンパクト）し、その機能を維持又は確保していくことを概念とするものです。

(4) 公共交通軸

鉄道駅4駅間や市外を結ぶ鉄道は、市内の拠点間の結びつきや市外からの来訪者による広域交流を支える公共交通軸として設定します。

また、市民の日常生活に必要な移動手段となる、駅から拠点・居住地・産業集積地を結ぶ基幹的なバス路線（運行頻度の高いバス路線）についても公共交通軸として設定します。これらについては、将来的にも機能維持を図ることとします。

(5) インターチェンジ（ＩＣ）

本市では、２０２１年度（令和３年度）に開通予定の新東名高速道路のほか、厚木秦野道路（一般国道２４６号バイパス：開通時期未定）の整備、それに伴う複数のインターチェンジの設置が予定されており、今後、秦野サービスエリア（仮称）周辺・秦野中井ＩＣ周辺の市街化区域への編入が見込まれています。

秦野サービスエリアスマートＩＣの設置は、本市のまちづくりに好影響をもたらす契機となるため、主要拠点とのネットワークを形成し、人・モノの交流促進や産業振興等に生かします。

第5章

都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方（国の方針）
2. 都市機能誘導区域の設定方針（市の方針）
3. 都市機能誘導区域の設定
4. 拠点ごとの方向性
5. 都市機能誘導区域

1 都市機能誘導区域の基本的な考え方（国の方針）

都市機能誘導区域は、都市計画運用指針（国土交通省）に示す、以下のような区域に設定することとされています。

都市機能誘導区域の設定が考えられる区域（市街化区域内）

- (1) 生活サービス施設*が一定程度充実している区域
- (2) 公共交通沿線など周辺からアクセスの利便性が高い区域
- (3) 徒歩や自転車等により駅や停留所、公共施設から生活サービス施設に容易にアクセスできる範囲
- (4) 合併前の旧町村の中心部等、生活の拠点としての役割を担ってきた区域
- (5) 原則として、居住誘導区域内の範囲

※生活サービス施設：

- ・医療、福祉（病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設）
- ・子育て、教育（子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育園等の子育て施設、小学校等の教育施設）
- ・商業、文化（集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設）
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所・支所等の行政施設

など

2 都市機能誘導区域の設定方針（市の方針）

本市の都市機能誘導区域は、国の方針を踏まえ、次に示す3つの基準を設けた中で、それぞれ抽出した地域を類型及び分類し、都市機能を誘導する拠点地域を選定します。

抽出した各拠点の詳細な区域の範囲については、次ページの区域境界の決定方法に従い、個々に判断します。

都市機能誘導区域の設定基準

基準1～3を全て満たすか所



【類型1】 高次の都市機能を集積する誘導区域

都市構造の主要拠点を含む特性を有することから、「高次の都市機能を含んだ都市機能誘導区域」とします。

基準1を満たさないものの、基準2・3を満たすか所



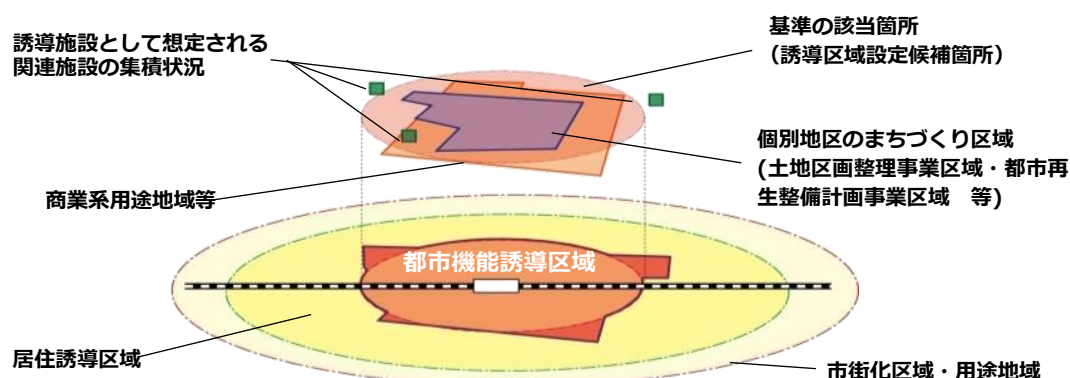
【類型2】 地域の生活を支える誘導区域

拠点以外のか所のうち、人口と都市機能がバランスよく一体的に集積し、各地域の生活を支える拠点になり得る特性を有することから、「地域の生活を支える施設を中心とした都市機能誘導区域」とします。

基準		設定理由
基準1	市内4駅を都市拠点とし、このうち市の代表となる秦野駅を中心都市拠点とします。 誘導区域は、駅を中心に直線距離700メートルの徒歩圏域を要件とします。（市独自の直線距離を適用）	基幹交通である鉄道が本市の居住人口を支えており、実際に多くの方が駅周辺に居住しています。 駅周辺において拠点性を高めることにより、都市の魅力向上や公共交通を重要視した持続可能な都市構造形成を図ることとします。
基準2	日常生活の利便性が特に高いか所を誘導区域の要件とします。（日常生活サービス徒歩圏のか所）	人口減少下においては既存のサービス機能を生かしつつ、必要な機能の立地を誘導することにより、官民共に少ない投資で効率良く居住人口を支えていくこととします。
基準3	人口集積の高いか所を誘導区域の要件とします。（D I D地区又は人口密度60人/ha以上のか所）	施設維持に必要な周辺人口が確保されるか所を区域とします。

【具体的な区域境界の決定方法】

具体的な区域境界については、用途地域や地域地区の指定状況、現況施設の集積状況と将来の事業化の可能性を踏まえ、地形地物等の明確な境界にて設定します。



駅徒歩圏域は、国が示した都市間比較の条件である一般的な徒歩圏 800 メートルではなく、健康・医療・福祉のまちづくりガイドラインに示された高齢者が休まずに歩行できる距離として示された距離 700 メートルを基準とします。なお、本市の公共交通における駅徒歩圏 700 メートルとも合致するものです。

本市では 700 メートルに設定することにより、駅周辺への都市機能の誘導を一層推進することを基本としつつ、実際の街区形成や土地利用及び規制状況あるいは福祉事業者の参入余地等を考慮するなど、実情に応じた本市独自のメリハリのある区域設定を目指すものです。

3 都市機能誘導区域の設定

前述の「都市機能誘導区域の設定方針」を踏まえ、以下の3つの基準により導き出された区域を都市機能誘導区域のベースとします。なお、この作業ののち、個別地域ごとに用途地域や地形地物、字界等により区域設定の作業を行います。

基準1：広域基幹公共交通である鉄道駅を都市拠点とする

鉄道駅4駅（秦野駅、渋沢駅、東海大学前駅、鶴巻温泉駅）周辺は、鉄道駅開設に伴い利用者が急増したことにより、事業や居住目的による土地利用のポテンシャルがさらに高まった地域です。

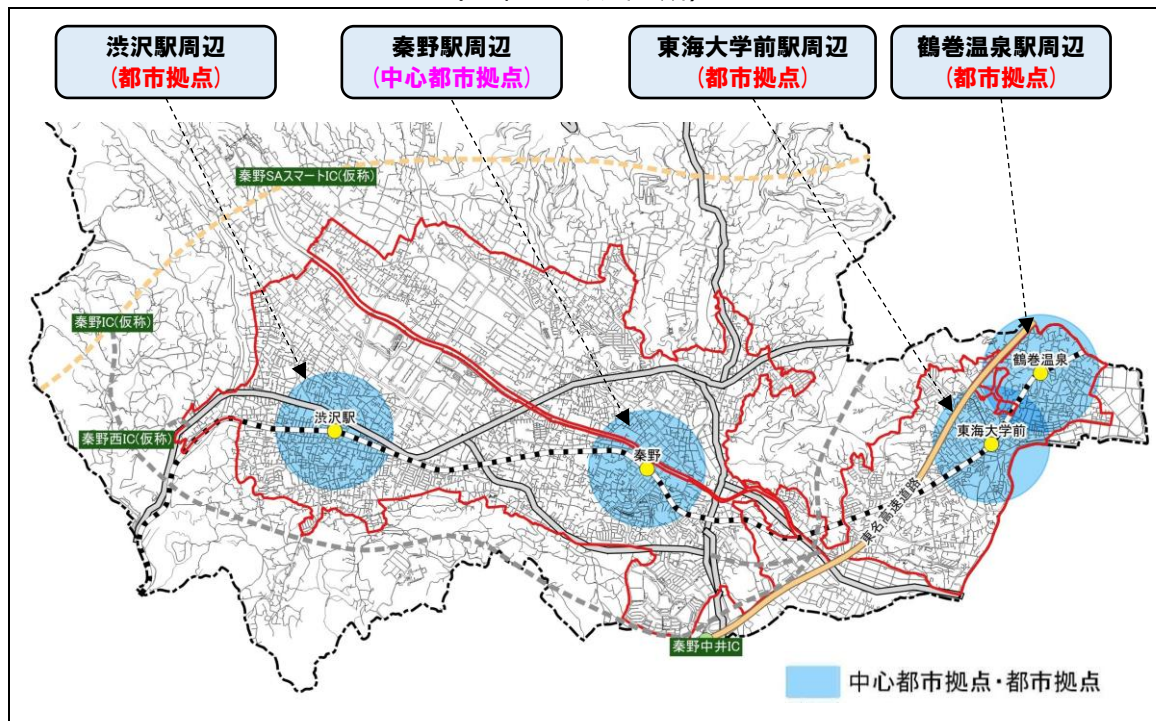
駅近接という立地条件により、引き続き事業や居住目的による潜在的な土地利用ニーズが比較的高いことから、市全体の人口減少を抑制しつつ、都市の成長をリードすべき役割を有する都市拠点として設定します。

なお、都市拠点のうち広域的な計画の中で位置付けがあり、特に都市の成長をリードすべき秦野駅周辺を「中心都市拠点」とします。

中心都市拠点・都市拠点：中心となる鉄道駅からの徒歩圏半径700メートル※圏内

※ 秦野市の地域特性を踏まえ設定した公共交通徒歩圏

（基準1の該当箇所）



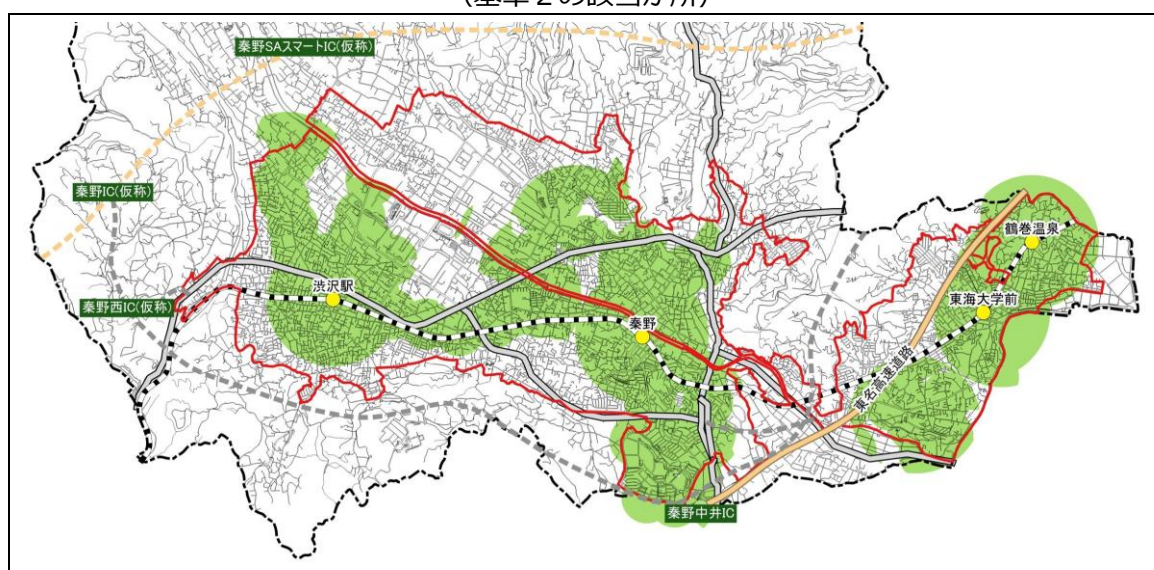
基準 2：日常生活の利便性が特に高いか所を誘導区域の要件とする

市内に立地している医療施設・福祉施設・商業施設・公共交通等の都市機能の施設から徒歩により日常生活の利便性が特に高い「日常生活サービス徒歩圏※¹」内であり、かつ、周辺にコミュニティが形成されている「小中学校の徒歩圏※²」を誘導区域の要件とします。

※1 日常生活サービス徒歩圏：生活サービス施設（医療・福祉・商業等）及び基幹的公共交通（バス30本／日以上）の全てのサービスを一般的な徒歩圏半径800メートルで利用できる生活利便性の高いエリア

※2 小中学校の徒歩圏：一般的な徒歩圏半径800メートル

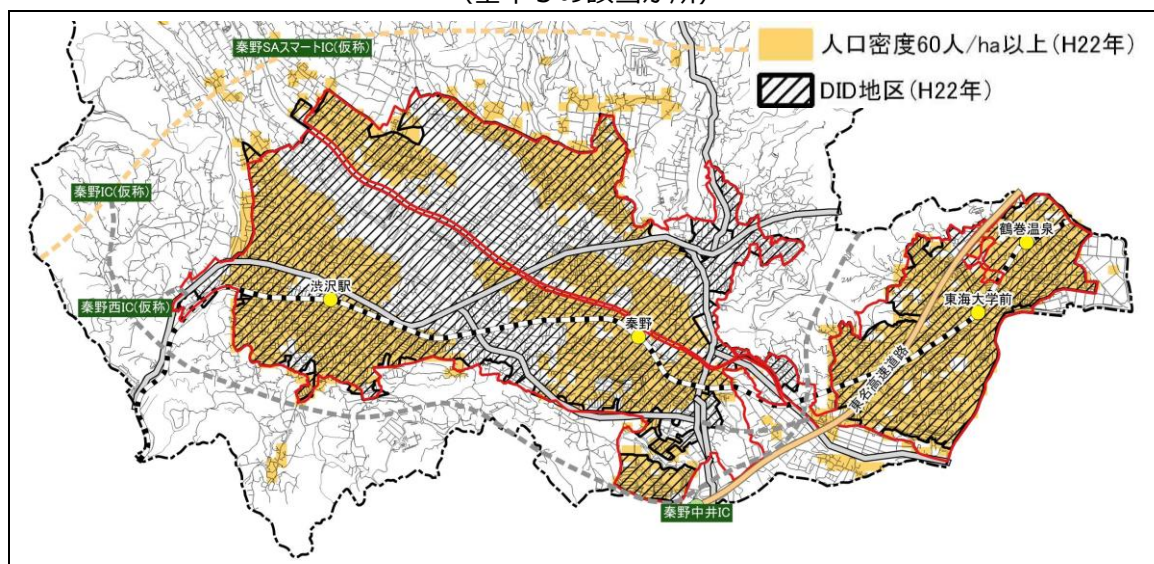
（基準2の該当か所）



基準 3：人口集積の高いか所を誘導区域の要件とする

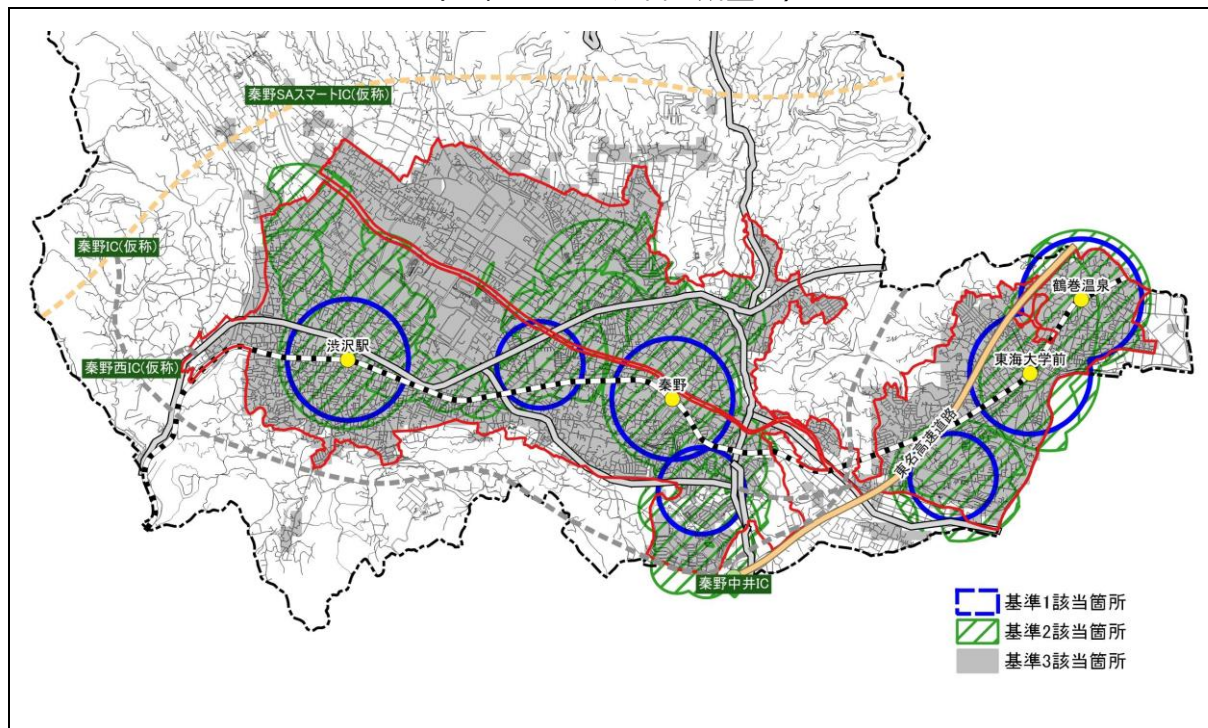
人口集積の高いD I D地区又は人口密度60人／ha以上のか所を誘導区域とします。

（基準3の該当か所）

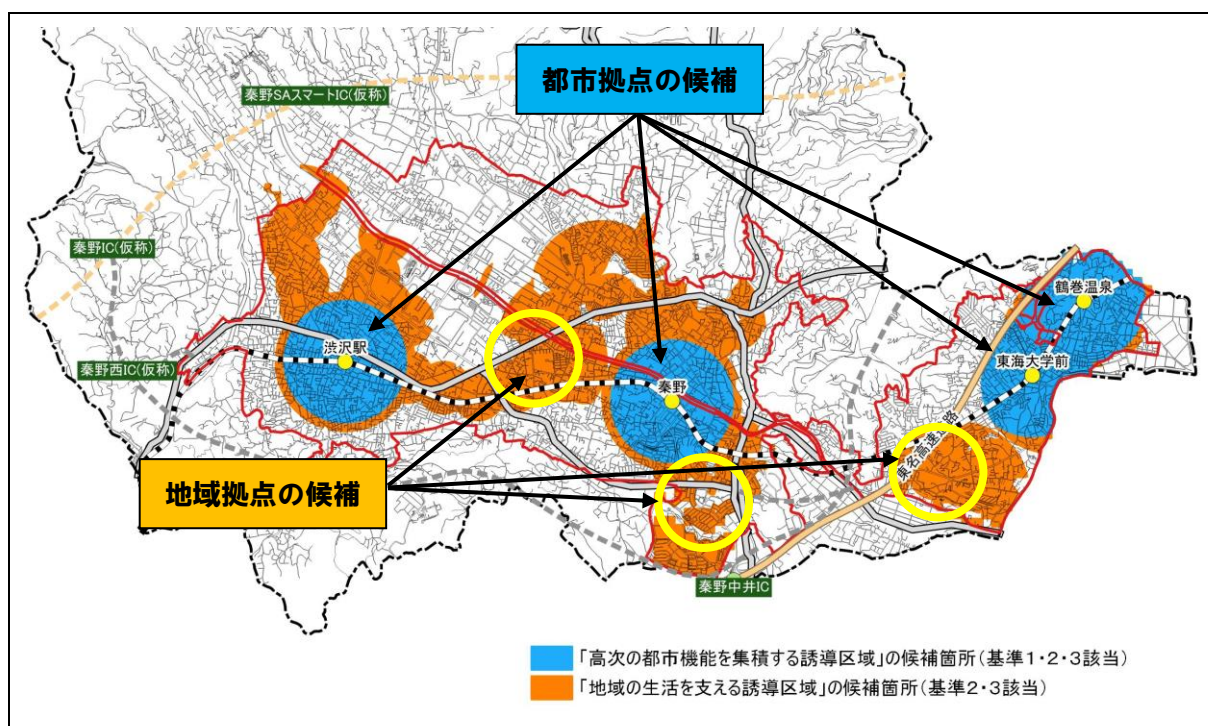


〔類型分類〕 鉄道駅の拠点以外の基準 2 及び 3 を満たす地域のうち、都市構造上重要な施設の周辺を地域拠点として設定する

(基準 1 ～ 3 適合か所重ね)



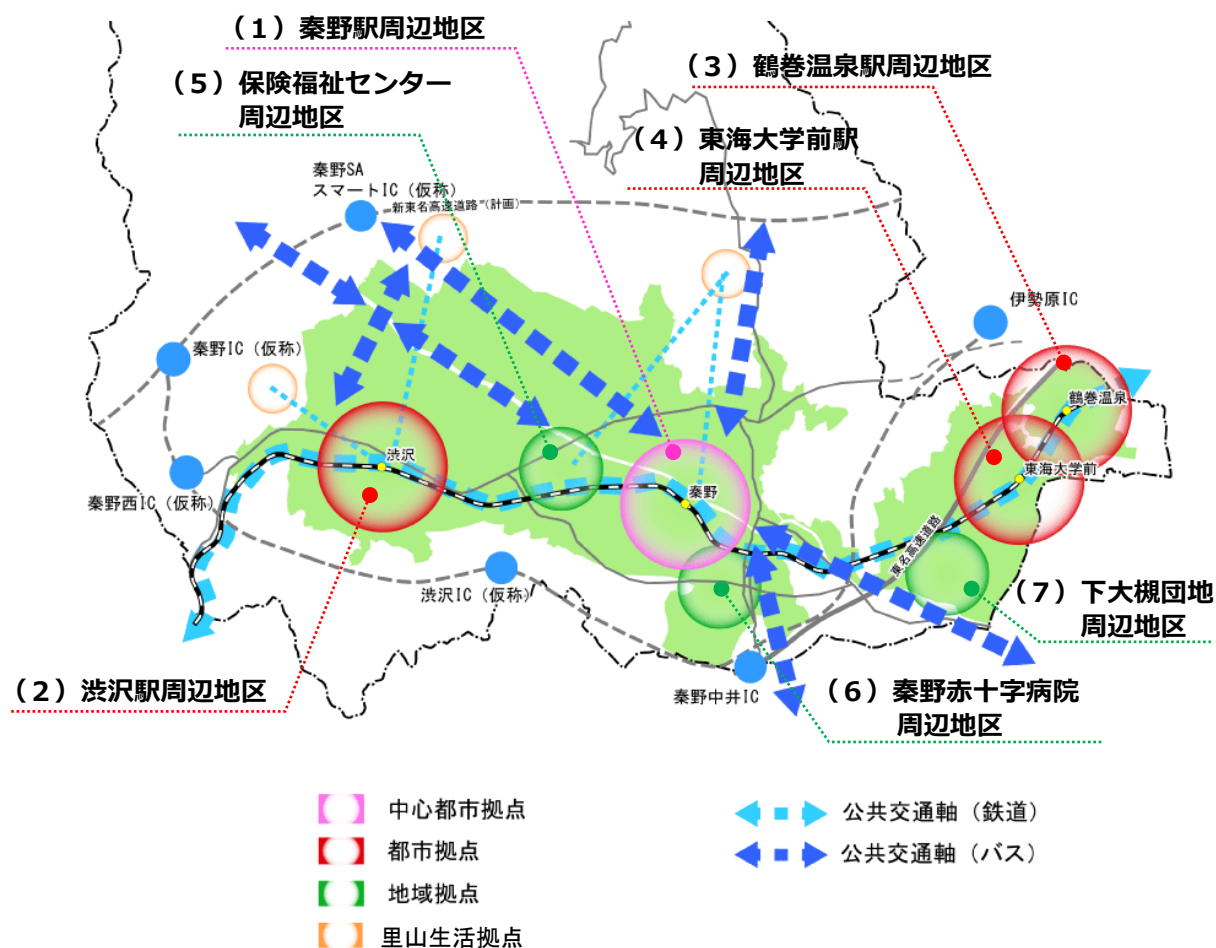
〔拠点の候補〕



4 拠点ごとの方向性

前述の都市機能誘導区域の設定方針等に基づき、具体的な区域設定を行うにあたり、拠点ごとに誘導区域、施設、施策設定等の方向性を整理します。

(各拠点の位置と類型)



拠点の類型	名称	圏域設定の考え方
中心都市拠点	秦野駅周辺地区	拠点内住民及び来訪者が、一連の目的を徒歩移動でも完結できる圏域形成を目指す観点から、駅から半径700メートルの範囲を拠点の基礎圏域とします。
都市拠点	渋沢駅周辺地区	
	鶴巻温泉駅周辺地区 東海大学前駅周辺地区	
地域拠点	保健福祉センター周辺地区 秦野赤十字病院周辺地区 下大槻団地周辺地区	拠点内住民及び来訪者が、一連の目的を徒歩移動でも完結できる圏域形成を目指す観点から、徒歩圏を圏域とする。また、中心都市拠点・都市拠点に比べ周辺人口が少なく、高齢者が多いことを踏まえ、高齢者にとっても利便性が高く、よりコンパクトな拠点形成を目指す観点から、核となる施設からの高齢者徒歩圏（一般的な高齢者徒歩圏である半径500メートルの範囲）を拠点の基礎圏域とします。

(1) 秦野駅周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：本町四ツ角交差点を中心に、宿場町として古くから発展しており、鉄道開通により秦野北口周辺が大きく発展。駅の北側に水無川が流れ特徴的な街並み景観となっている。現在は、商業の衰退が進み、空き店舗、空地、駐車場化が進んでいる。
- 2 人 口：市全体の傾向と同様に圏内人口は減少傾向にある。老年人口は増加、他の区分は減少傾向。防災の考え方の整理が必要。
- 3 土地利用：圏域内には小規模な空地が点在。未相続の宅地が増加、又は細分化が一層進む可能性がある。
- 4 機能立地：都市発展の過程により、駅前及び幹線道路沿いに施設が立地。建替えられずに残った老朽建物や空き店舗化が目立ち、魅力低下が進んでいる。駅から約800メートルの距離に大型ショッピングセンターが立地。
駅200メートル圏に位置する病院は建物が老朽化しているため、今後病院機能の維持、存続が課題。
- 5 交 通：駅北側では、県道705号を拡幅整備中
- 6 開 発：駅南側では土地区画整理事業によって住宅地が整備中。



【災害の危険性のある区域】

- 土砂災害警戒区域 H29
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所 H22
- 土石流危険渓流(H22)
- 土石流危険区域(H22)
- 想定浸水区域
- 想定浸水区域
- 家屋倒壊等沿道想定区域

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)
- 【高齢者福祉機能】
- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能
- 入所系施設(老人ホーム介護付き住宅等)
- 地域高齢者支援センター
- 福祉関連施設
- 行政区
- 市街化区域
- 土地区画整理事業区域
- 日常生活サービス利用圏

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー
- コンビニエンスストア
- 【子育て機能】
- 認定こども園
- 保育園
- 幼稚園
- 児童館
- 子育て支援センター
- 【公共交通】
- バス30本以上/日
- 路線バス停留所
- コミュニティバスルート
- コミュニティバス停留所

【金融機能】

- 銀行
- 中央労働金庫
- 信用金庫
- 小学校
- 中学校
- 幼稚園
- 文化施設
- 交流センター
- 【市役所・連絡所機能】
- 市役所・連絡所

②拠点形成の方向性

「都市成長・革新リード推進地区」

- 都市の成長をリードする中心地域としての高次都市機能を誘導
- 歩いて回れる生活サービス施設を充実
- 中心都市拠点周辺における交流人口増加・活性化
- 駅周辺の人口密度増加

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・生活に必要な目的やニーズを徒歩移動で果たせるようにするため、秦野駅を中心に高齢者が一度に移動できる距離である700メートルを一つの基準とする。
- ・市全体の区域設定基準を満たし、かつ様々な施設立地が可能な商業系用途地域を考慮して区域を設定する。
- ・これまで計画的なまちづくりが展開されてきた良好な都市基盤を生かすため、都市再生整備計画区域、土地区画整理事業区域を考慮して区域を設定する。

（誘導施設）

- ・中心都市拠点として都市の成長をリードする役割を担う拠点であるため「魅力度の高い施設」、「利便性を高める施設」を配置する。
- ・駅を有する特性から、日常又は非日常の鉄道利用者を対象とした施設を配置する。
- ・市の顔としての役割を持つため、高次都市機能を集積する。
- ・公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。
- ・住宅も併せて整備し、地域を支える人口密度の増加を図る。

（誘導施策）

- ・民間事業者と連携した医療・福祉・商業等の都市機能の誘導
- ・地元産業、金融との連携による誘導支援等
- ・地元商店街などの活動支援
- ・公的不動産（PRE^{※1}）、民間の低未利用地又は空家等の活用による立地誘導
- ・まちなか居住の受け皿整備と居住人口増に向けた支援の検討
- ・安全で快適な歩行空間の整備
- ・県道705号拡幅に伴う沿道市街地形成
- ・バス交通ネットワークの見直し

※1 PRE（Public Real Estate パブリック リアル エステート）

(2) 渋沢駅周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：渋沢駅は丹沢登山・県立秦野戸川公園などへの観光の玄関口。東西方向の交通軸が整備。南側に上り傾斜の地盤を形成。
- 2 人 口：圏域人口は拠点最多。本市全体の傾向と同様に総人口は減少。老年人口の増加割合は約47パーセントと他地区と比べて最大。年少人口・生産年齢人口の減少割合は30パーセント以上。人口密度は将来も比較的広範囲に一定割合が分布。
- 3 土地利用：住宅用地割合が最も高く居住利用の性格が強い地域である。
- 4 機能立地：駅を中心に各種生活サービス施設が点在。西側は圏域内外共に日常の買物で利用する施設や診療所等身近な施設がやや少ない。福祉は、地域包括支援センターが圏外に存在しているため、今後は圏域内への立地が望ましい。
- 5 交 通：人口減少の影響によるバス利用者の減少、将来増加する高齢者の移動手段の確保、企業労働者等の安全な歩行空間の確保等が課題。



【災害の危険性のある区域】
 土砂災害警戒区域 H29
 土砂災害特別警戒区域
 土砂災害警戒区域
 急傾斜地崩壊危険区域
 急傾斜地崩壊危険箇所 H22
 急傾斜地崩壊危険箇所(H22)
 土石流危険渓流(H22)
 土石流危険区域(H22)
 想定浸水区域
 想定浸水区域
 家屋倒壊等氾濫想定区域

【用途地域】
 第一種低層住居専用地域
 第二種低層住居専用地域
 第一種中高層住居専用地域
 第二種中高層住居専用地域
 第一種住居地域
 第二種住居地域
 準住居地域
 近隣商業地域
 商業地域
 準工業地域
 工業地域
 工業専用地域

【医療機能】
 病院(内科・外科)
 診療所(内科・外科)
 【高齢者福祉機能】
 訪問系施設
 通所系施設
 小規模多機能
 入所系施設(老人ホーム介護付き住宅等)
 地域高齢者支援センター
 福祉関連施設
 【公共交通】
 行政区域
 市街化区域
 土地区画整理事業区域
 日常生活サービス利用圏域

【商業施設】
 総合スーパー・百貨店
 スーパー
 コンビニエンスストア
 【子育て機能】
 認定こども園
 保育園
 幼稚園
 児童館
 子育て支援センター
 【金融機能】
 銀行
 中央労働金庫
 信用金庫
 【教育機能】
 小学校
 中学校
 【文化機能】
 文化施設
 交流センター
 【市役所・連絡所機能】
 市役所・連絡所

②拠点形成の方向性

「機能交流みらい推進地区」

- 市西部地域を支える都市拠点として都市機能を誘導
- 産業・観光・文化・スポーツの玄関口としての機能を誘導
- 交通ネットワークを最適化
- 圏域居住人口の増加

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・生活に必要な目的やニーズを徒歩移動で果たせるようにするため、渋沢駅を中心に高齢者が一度に移動できる距離である700メートルを一つの基準とする。
- ・市全体の区域設定基準を満たし、かつ比較的様々な施設立地が可能な商業系用途地域を考慮して区域を設定する。
- ・これまで計画的なまちづくりが展開されてきた良好な都市基盤を生かすため、土地区画整理事業区域を考慮して区域を設定する。
- ・駅南側の多くは住居系用途地域であるものの人口集積性が高く、渋沢小学校周辺に公共施設機能が集積するなど、都市機能と居住機能を併せ持つエリアであるため設定対象とする。

（誘導施設）

- ・都市拠点として都市の成長をリードする拠点であるため「魅力度の高い施設」、「利便性を高める施設」を配置する。
- ・駅を有する特性から、鉄道利用者を対象とした施設を配置する。
- ・子育て支援や世代間交流が可能な施設及び住宅を整備する。
- ・産業や観光の玄関口として相応しい機能又は演出を検討する。
- ・公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。

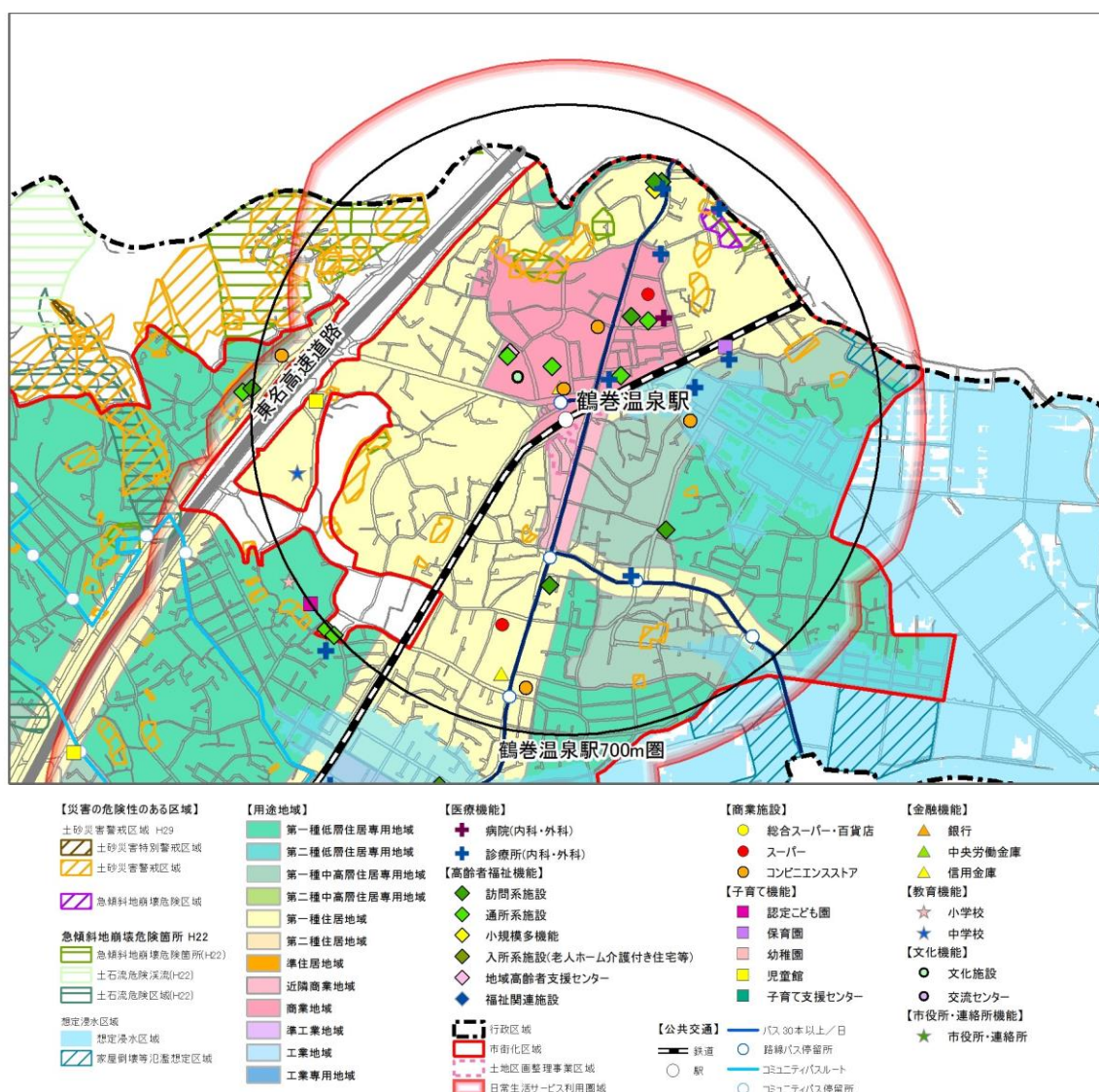
（誘導施策）

- ・既存民間都市機能である医療・福祉・商業の維持
- ・PRE、低未利用地又は空家等の活用による民間都市機能の立地誘導
- ・空き教室を活用した公共施設機能の集約、複合化
- ・居住人口増に向けた支援の検討
- ・バス交通ネットワークの見直し

(3) 鶴巻温泉駅周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：南北の鉄道、県道及び東名高速道路が整備。駅及び駅東側の地盤が低く、周囲の標高が徐々に高い。浸水被害が想定される箇所があるため、防災の考え方の整理が必要。
- 2 人 口：市全体の傾向と同様に圏内人口は減少傾向にある。比較的人口密度は高く令和22年時点で約80人／haの維持を見込む。
- 3 土地利用：駅周辺に未利用地が多く点在。4つの駅拠点の中で最も農地割合が高い。農地の適正管理、農住経営、又は他の土地利用への転換の誘導による活用の検討が必要。
- 4 機能立地：駅周辺及び南北県道沿いに各種生活サービス施設が立地。今後人口減少に伴い各種施設の撤退等サービス低下の度合いを懸念。
歴史資源や温泉など観光資源に富んだ地域であることから、この特性を生かした取り組みに期待。（小田急連携・大山・弘法山観光軸）
将来、病院が老朽化した際の機能維持・存続が課題
- 5 交 通：鶴巻温泉駅南口駅前広場の整備によりバス路線を再編。



②拠点形成の方向性

「温泉・医療・子育て交流推進地区」

- 観光・交流を軸としつつ生活機能を備えた賑わいの拠点を形成
- 歩行者及び公共交通ネットワークの最適化
- 浸水被害を考慮した持続可能な都市拠点区域を設定
- 圏域内の居住人口密度を維持

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・生活に必要な目的やニーズを徒歩移動で果たせるようにするため、鶴巻温泉駅を中心に高齢者が一度に移動できる距離である700メートルを一つの基準とする。
- ・市全体の区域設定基準を満たし、かつ比較的様々な施設立地が可能な商業系用途地域を考慮して区域を設定する。
- ・駅西側の多くは住居系用途地域であるものの、店舗を始めとした複数の機能が立地し、都市機能と居住機能を併せ持つエリアであるため設定対象とする。
- ・駅南側に分布する災害危険性のあるか所を考慮して区域を設定する。

（誘導施設）

- ・都市拠点として都市の成長をリードする拠点であるため「魅力度の高い施設」、「利便性を高める施設」を配置する。
- ・駅を有する特性から、鉄道利用者を対象とした施設を配置する。
- ・子育て支援や世代間交流が可能な施設を配置する。
- ・観光の玄関口として求められる施設を配置する。
- ・公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。

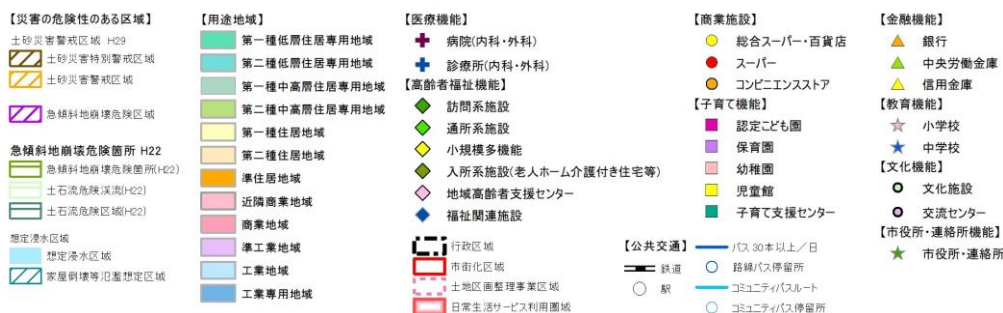
（誘導施策）

- ・既存民間都市機能である医療・福祉・商業の維持
- ・地元商店街の活動支援
- ・PRE、低未利用地又は空家等の活用による機能立地誘導
- ・居住人口増に向けた支援の検討
- ・浸水被害に対応した防災機能の向上
- ・バス交通ネットワークの見直し

(4) 東海大学前駅周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：鉄道駅周辺から東海大学周辺までの地域が一体となった市街地を形成。駅から南西方向及び真西方向に広がる低層住宅地域部分の地盤が高くなっている。東側に集積しているエリアでは浸水被害が想定される箇所があるため、防災の考え方の整理が必要。
- 2 人 口：大学の立地によって生産年齢人口割合が比較的高い。人口は他地域同様減少傾向にある。
- 3 土地利用：駅東側に商業地、行政界に沿った南北の県道沿道で土地利用がされている。西側住宅地の中には、畑や生産緑地が多く分布しており、今後、他用途への転用により用途の混在が促進され、営農環境や住環境の悪化が懸念される。
- 4 機能立地：徒歩圏内には生活サービス施設が充実。生活利便性は高いが、入所系高齢者福祉施設や幼稚園等、都市機能として少ない施設もある。
- 5 交 通：学生の安全な歩行空間の確保が課題。



②拠点形成の方向性

「東海大学連携創造地区」

- 東海大学との連携による持続可能な都市づくりを推進
- 多様な生活サービス施設の立地を誘導
- バス及び歩行者空間の維持及び確保
- 都市拠点としての定住人口を確保

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・生活に必要な目的を徒歩移動で果たせるようにするため、東海大学前駅を中心に高齢者が一度に移動できる距離である700メートルを一つの基準とする。
- ・市全体の区域設定基準を満たし、かつ比較的様々な施設立地が可能な商業系用途地域を考慮して区域を設定する。
- ・駅南側の多くは住居系用途地域であるものの複数機能が立地し、都市機能と居住機能を併せ持つエリアであるため設定対象とする。
- ・駅南側に分布する災害危険性のあるか所を考慮して設定する。

（誘導施設）

- ・都市拠点として都市の成長をリードする拠点であるため「魅力度の高い施設」、「利便性を高める施設」を配置する。
- ・駅を有する特性から、鉄道利用者を対象とした施設を配置する。
- ・公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。
- ・産官学連携による相互交流のための施設を誘導する。

（誘導施策）

- ・既存民間都市機能である医療・福祉・商業の維持
- ・子育て施設等の機能の誘導
- ・地元商店街の活動支援
- ・居住人口増に向けた支援の検討
- ・浸水被害に対応した防災機能の向上
- ・バス交通ネットワークの見直し

(5) 保健福祉センター周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：秦野駅周辺地区の西側で、衛星的な位置関係にある。国道246号及び水無川を隔てて、異なる生活圏を形成する。
- 2 人 口：2040年（令和22年）の人口推計では年少人口の低下割合が高いと予測されている。立地環境を生かして居住人口の増加が必要である。
- 3 土地利用：沿道型及び後背地の戸建住宅を中心とした土地利用がされているが、高度利用はされていない。水無川以北では住宅用地、農地又はその他空地が混在しており、その傾向が高まる可能性がある。
- 4 機能立地：郵便局が併設された保健福祉センターを初めとして、高齢者施設、市民活動サポートセンター、行政機能、商業施設、金融、子ども園、中学校が設置されている。圏域外には、産業系土地利用が隣接し、また水無川沿いにはカルチャーパークが近接する。
- 5 交 通：地区南側において秦野駅及び渋沢駅までの30本／日程度のバス路線がある。人口減少に伴う利用者減が懸念され鉄道駅までのバス路線の維持・強化が課題。



②拠点形成の方向性

「福祉総合サポート推進地区」

- 健康、福祉及び市民活動支援の総合拠点を形成
- 日常生活を支える都市機能を維持
- 駅拠点への交通ネットワークの維持、強化
- 自然及びレクリエーション環境、生活機能及び産業近接の立地を生かした居住誘導

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・この地域内及び周辺の居住者が、公共交通及び徒歩の移動によって、生活に必要な目的やサービスを受けられるようにするため、区域設定基準を満たすか所のうち、主要施設を中心に高齢者の一般的な徒歩圏500メートルの区域を一つの基準とする。
- ・健康、福祉及び市民活動を支援する行政施設機能が集積する保健福祉センター周辺、沿道サービス機能が集積する国道246号沿道を基本に、機能が複数近接して存在する部分を設定する。

（誘導施設）

- ・地域拠点であるため、生活圏域内の生活利便を維持する施設を配置する。
- ・子育て支援や世代間交流が可能な施設を配置する。
- ・健康福祉拠点、市民活動拠点として有すべき施設を誘導する。
- ・公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。

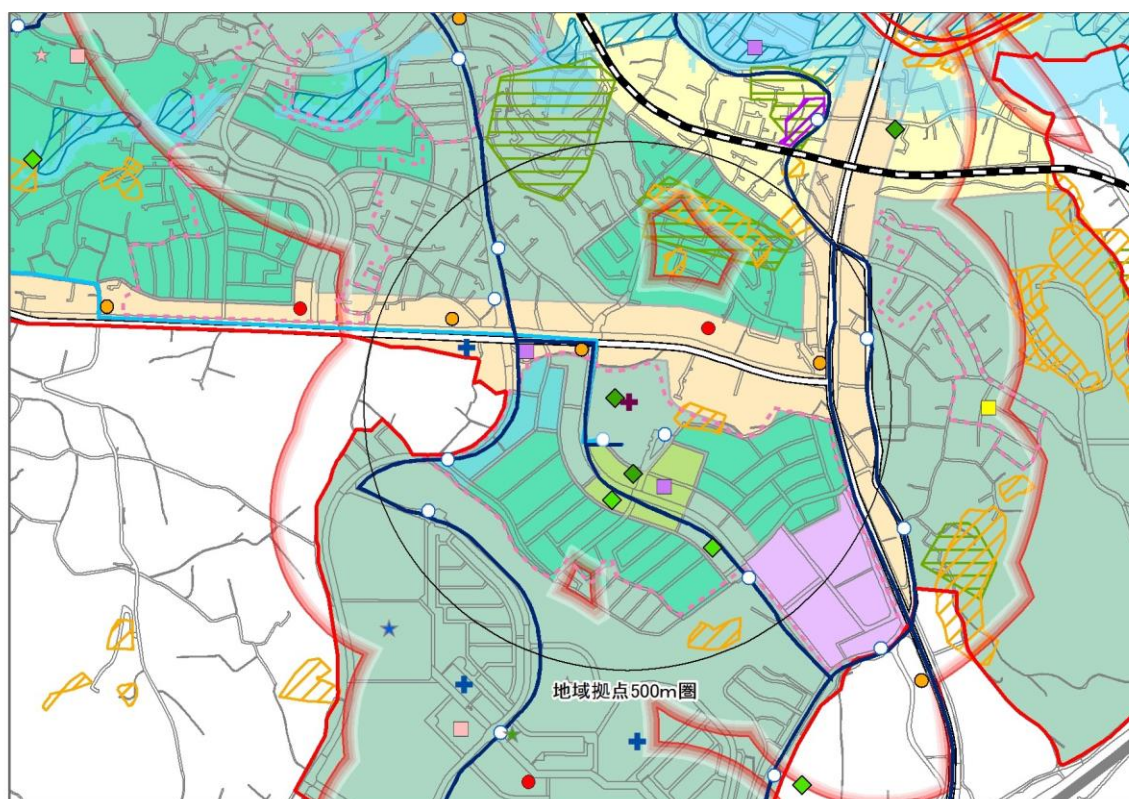
（誘導施策）

- ・既存民間都市機能である医療・福祉・商業の維持
- ・健康福祉拠点としての機能の維持・充実
- ・市民活動拠点としての機能の維持・充実
- ・小中学校を中心とした公共施設機能の拠点形成
- ・健康福祉・文化機能を魅力とする居住誘導
- ・安全な歩行者交通ネットワークの確保

(6) 秦野赤十字病院周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：秦野駅の衛星となる地域拠点。秦野中井 I C に近接し、東西の県道 6 2 号平塚秦野線を軸にした沿道型の地区。南側の中心部が最も標高が高く、外周部が低い起伏のある地勢となっている。
- 2 人 口：駅圏から離れているものの、過去の住宅開発及び区画整理事業によって、後背地には住宅団地がある。
- 3 土地利用：基盤整備により良好な住環境が形成されている住宅団地（今泉台・南が丘）等は、2040 年（令和 22 年）においても高い人口密度の維持が図られる見通しであるため、都市機能維持が必要。
- 4 機能立地：秦野赤十字病院が立地し、沿道には店舗が多く立地するなど、生活利便機能は比較的多く立地するが、高齢者施設が少ないため、将来不足する可能性がある。
- 5 交 通：高齢社会への対応のため、住民の足となる基幹的公共交通の維持が求められる。駅利用圏からは外れているが、秦野駅までのバス路線が 1 日 70 本程度運行しており、周辺鉄道駅へのアクセス利便性はある程度確保されている。



【災害の危険性のある区域】

- 土砂災害警戒区域 H29
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所 H22
- 急傾斜地崩壊危険箇所 H22
- 土石流危険渓流 H22
- 土石流危険区域 H22
- 想定浸水区域
- 想定浸水区域
- 家屋倒壊等沿道想定区域

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)
- 【高齢者福祉機能】
- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能
- 入所系施設(老人ホーム介護付き住宅等)
- 地域高齢者支援センター
- 福祉関連施設
- 行政区
- 市街化区域
- 土地区画整理事業区域
- 日常生活サービス利用区域

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー
- コンビニエンスストア
- 【子育て機能】
- 認定こども園
- 保育園
- 幼稚園
- 児童館
- 子育て支援センター

【金融機能】

- 銀行
- 中央労働金庫
- 信用金庫
- 【教育機能】
- 小学校
- 中学校
- 【文化機能】
- 文化施設
- 交流センター
- 【市役所・連絡所機能】
- 市役所・連絡所

【公共交通】

- バス 30 本以上/日
- 路線バス停留所
- 駅
- コミュニティバスルート
- コミュニティバス停留所

②拠点形成の方向性

「ホスピタリティと沿道サービス推進地区」

- 秦野駅の衛星拠点として周辺に生活サービス機能を提供
- 沿道観光軸（はだの桜みち）の沿道に交流機能を誘導
- 都市拠点との公共交通ネットワークの維持・充実
- 秦野中井 I C アクセスを考慮した周辺土地利用への対応

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・ この地域内及び周辺の居住者が、公共交通及び徒歩の移動によって、生活に必要な目的やサービスを受けられるようにするため、区域設定基準を満たすか所のうち、主要施設を中心に高齢者の一般的な徒歩圏 500 メートルの区域を一つの基準とする。
- ・ 医療及び福祉機能が集積する赤十字病院周辺、沿道サービス機能が集積する平塚秦野線沿道を基本に、機能が複数近接して存在する部分を設定対象とする。

（誘導施設）

- ・ 地域拠点であるため、生活圏域内の生活利便を維持する施設を配置する。
- ・ 子育て支援や世代間交流が可能な施設を配置する。
- ・ 秦野中井 I C に近接する立地特性を踏まえ、民間による観光・交流機能の確保を検討する。
- ・ 公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。

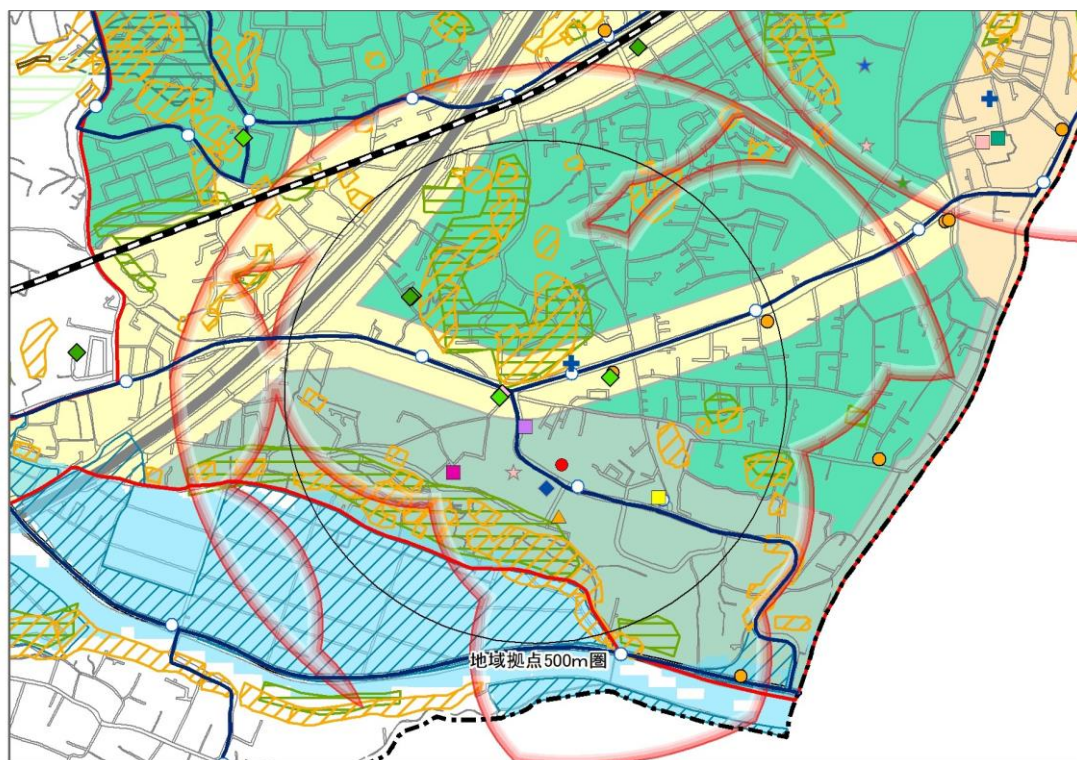
（誘導施策）

- ・ 既存民間都市機能である医療・福祉・商業の維持
- ・ 高齢者福祉施設や医療施設等の誘導
- ・ 土地区画整理事業実施か所への居住誘導
- ・ 沿線への居住誘導、停留所へのアクセス性向上
- ・ はだの桜みちを生かした歩行者及び自転車交通ネットワークの形成

(7) 下大槻団地周辺地区

①現 況

- 1 特 徴：駅圏から離れた位置にあり、県道613号曾屋鶴巻線の東西交通の沿道軸と南側の都市機能及びUR下大槻団地によって形成。
- 2 人 口：高齢化が進行。全地区のうち人口密度が最も低い。
- 3 土地利用：UR賃貸住宅の敷地割合が高く、今後の土地利用にURの将来計画が大きく影響するため、利活用について連携が必要。
- 4 機能立地：小学校、県立高校、子育て施設、高齢者福祉施設（小学校併設）、商業施設及び賃貸住宅団地などが比較的まとまって立地する。将来的には、周辺の公共施設機能が集約される計画となっている。
- 5 交 通：秦野駅方面及び平塚駅方面行きの30本/日程度のバス路線があり、まちの中心部等へのアクセス性は高いが、今後の人口減少に伴う利用者の減少によりバス運行サービスの維持が課題。



【災害の危険性のある区域】

- 土砂災害警戒区域 H29
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所 H22
- 急傾斜地崩壊危険箇所(H22)
- 土石流危険渓流(H22)
- 土石流危険区域(H22)
- 想定浸水区域
- 想定浸水区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)
- 【高齢者福祉機能】
- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能
- 入所系施設(老人ホーム介護付き住宅等)
- 地域高齢者支援センター
- 福祉関連施設
- 行政区画
- 市街化区域
- 土地地区画整理事業区域
- 日常生活サービス利用圏域

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー
- コンビニエンスストア
- 【子育て機能】
- 認定こども園
- 保育園
- 幼稚園
- 児童館
- 子育て支援センター
- 【公共交通】
- バス 30本以上/日
- 路線バス停留所
- コミュニティバスルート
- コミュニティバス停留所

【金融機能】

- 銀行
- 中央労働金庫
- 信用金庫
- 【教育機能】
- 小学校
- 中学校
- 【文化機能】
- 文化施設
- 交流センター
- 【市役所・連絡所機能】
- 市役所・連絡所

②拠点形成の方向性

「健康福祉と文化交流推進地区」

- 都市機能の維持及び段階的再編
- 周辺の都市拠点との公共交通ネットワークの維持・充実
- 地域人材交流によるネットワークとコミュニティの維持

③誘導区域、施設、施策設定の方向性

（誘導区域）

- ・この地域内及び周辺の居住者が、公共交通及び徒歩の移動によって、生活に必要な目的やサービスを受けられるようにするため、区域設定基準を満たすか所のうち、主要施設を中心に高齢者の一般的な徒歩圏500メートルの区域を一つの基準とする。
- ・駅南側の多くは住居系用途地域であるものの複数機能が立地し、都市機能と居住機能を併せ持つエリアであるため設定対象とする。
- ・UR下大槻団地の利活用による誘導施設整備を視野に入れて区域を設定する。

（誘導施設）

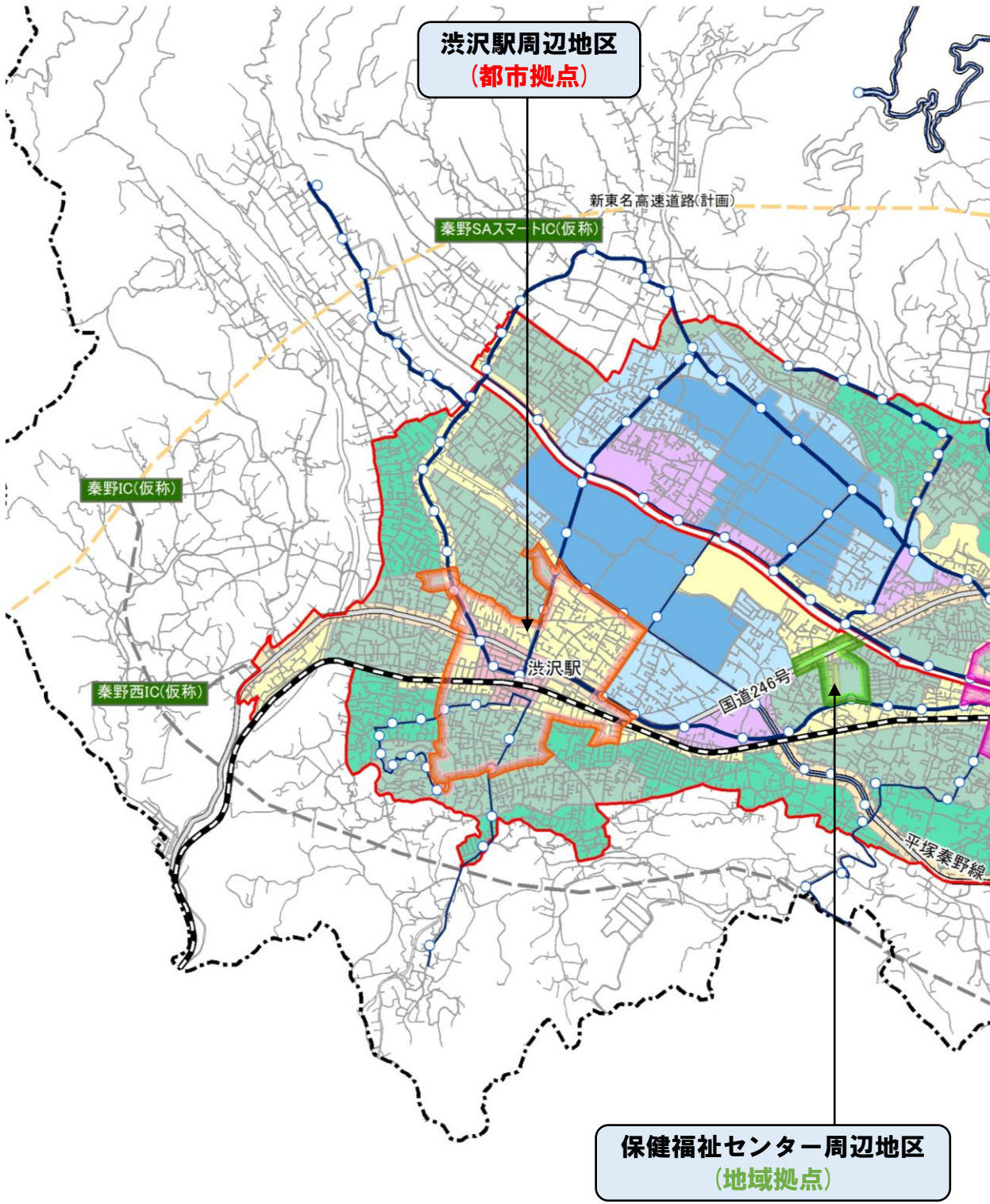
- ・世代間交流等が可能な施設を配置する。
- ・URと連携した誘導施設を整備する。
- ・地域活動拠点として生活圏域内の生活利便を維持する施設を配置する。
- ・公共施設再配置計画に基づく機能の統廃合や複合化を推進する。

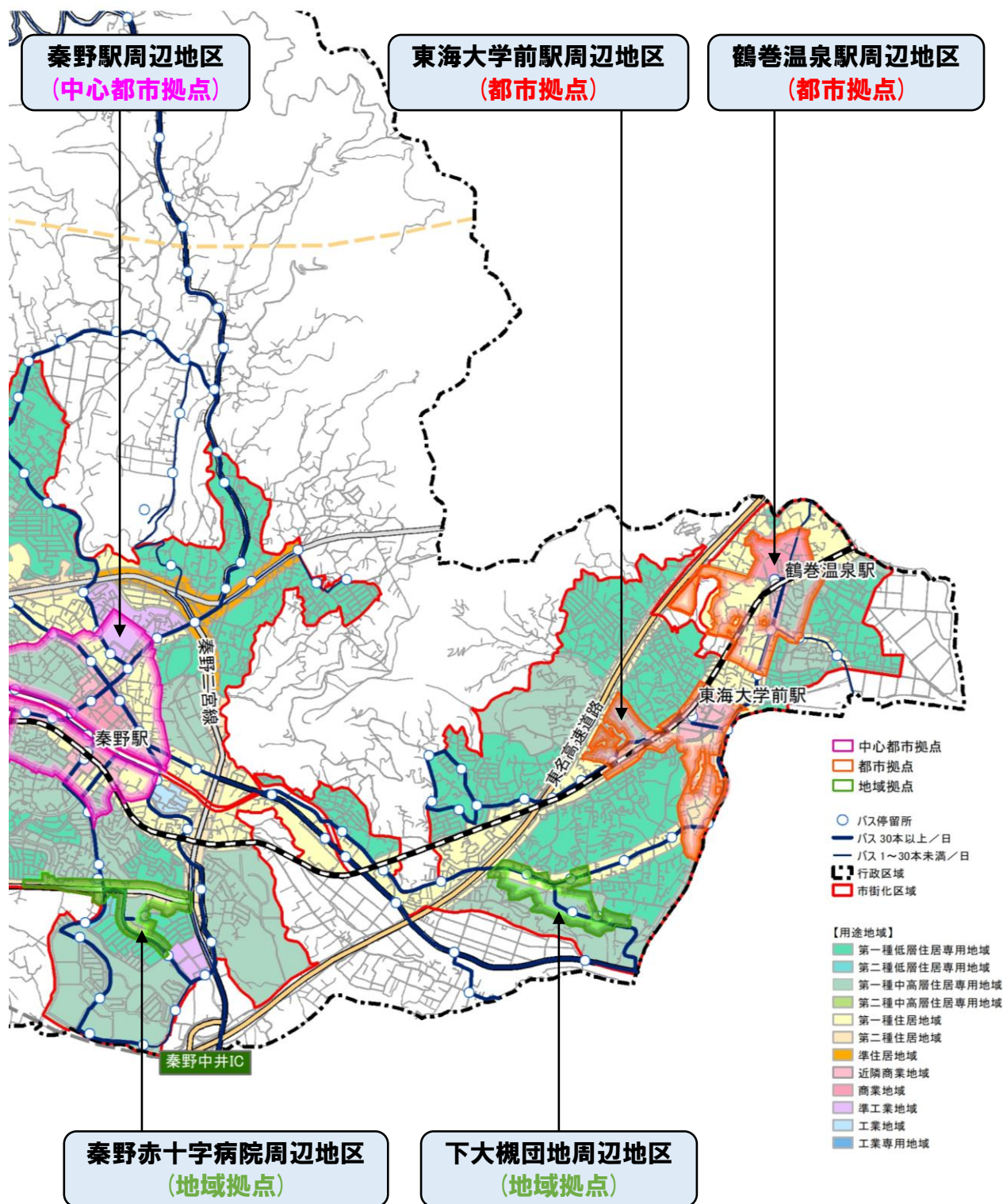
（誘導施策）

- ・既存民間都市機能である医療・福祉・商業の維持
- ・地域活動拠点としての機能の維持・充実（健康づくり機能等）
- ・小学校を中心とした公共施設機能の拠点形成
- ・居住人口の維持に向けた支援の検討
- ・URとの連携による居住誘導
- ・土砂災害に対応した防災機能の向上
- ・沿線への居住誘導、停留所へのアクセス性向上
- ・バス交通ネットワークの見直し
- ・秦野高校の存続による乗降者確保

5 都市機能誘導区域

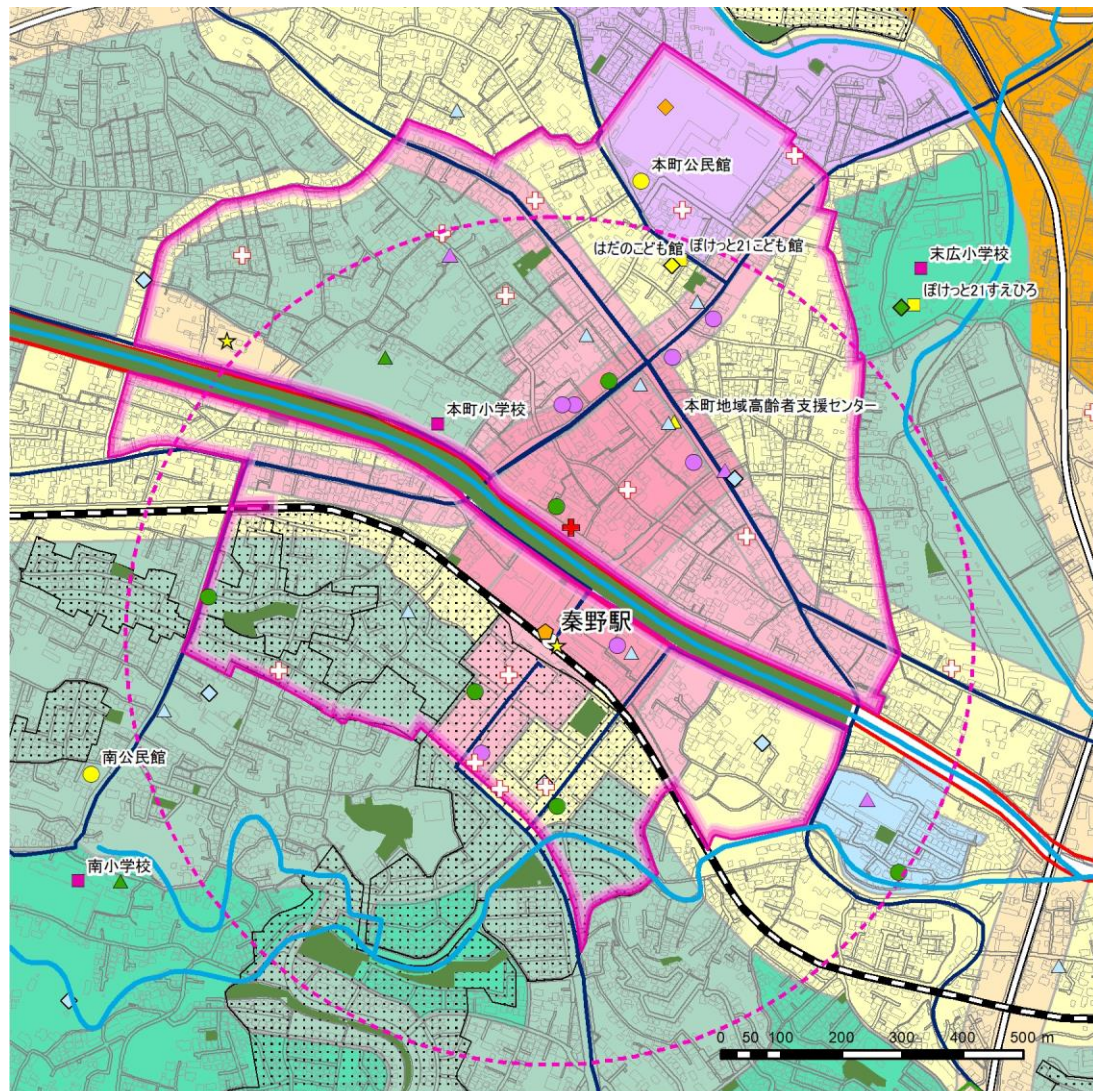
前項までの各基準に該当するか所を都市機能誘導区域の適地としたうえで、土地利用の実態、用途地域、地域としての一体性を考慮して区域を設定します。





■ 秦野駅周辺地区（中心都市拠点）

No.1



【都市機能誘導区域】

- 中心都市拠点
- 駅から半径700m

【個別のまちづくり区域】

- 土地区画整理事業区域
- 都市公園
- 秦野市_河川
- 鉄道
- 市街化区域
- 行政区域

【路線バス】

- バス 30本以上/日
- 路線バスルート

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)

【高齢者福祉機能】

- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー

【子育て機能】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

【教育施設】

- 小学校
- 中学校
- 高等学校

【金融機能】

- 銀行・信用金庫・中央労働金庫
- 郵便局

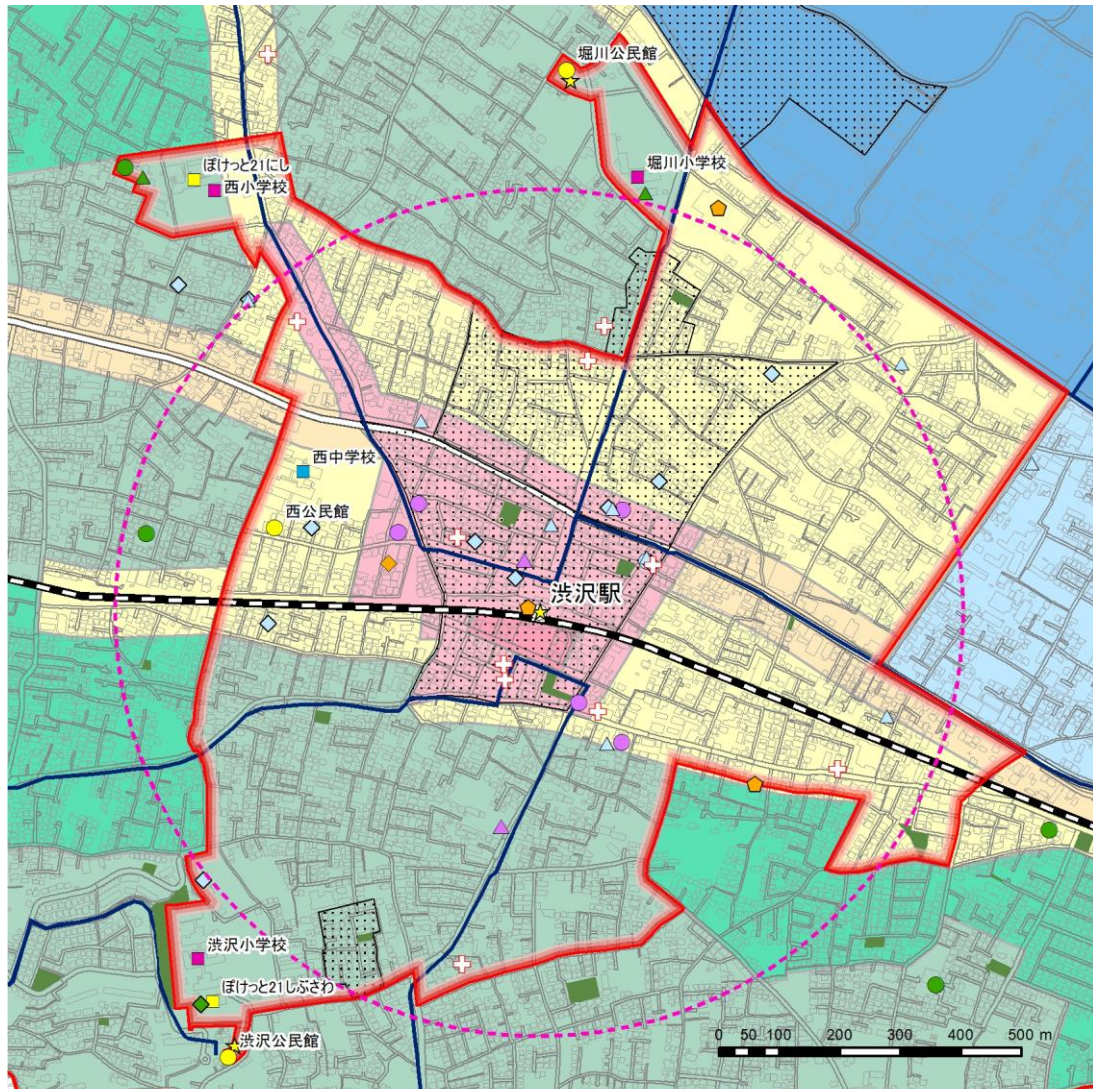
【公共施設】

- 市役所・連絡所
- 公民館
- 子育て支援センター
- 地域高齢者支援センター
- 交流センター・文化施設

拠点ごとの誘導区域図と施設の立地状況

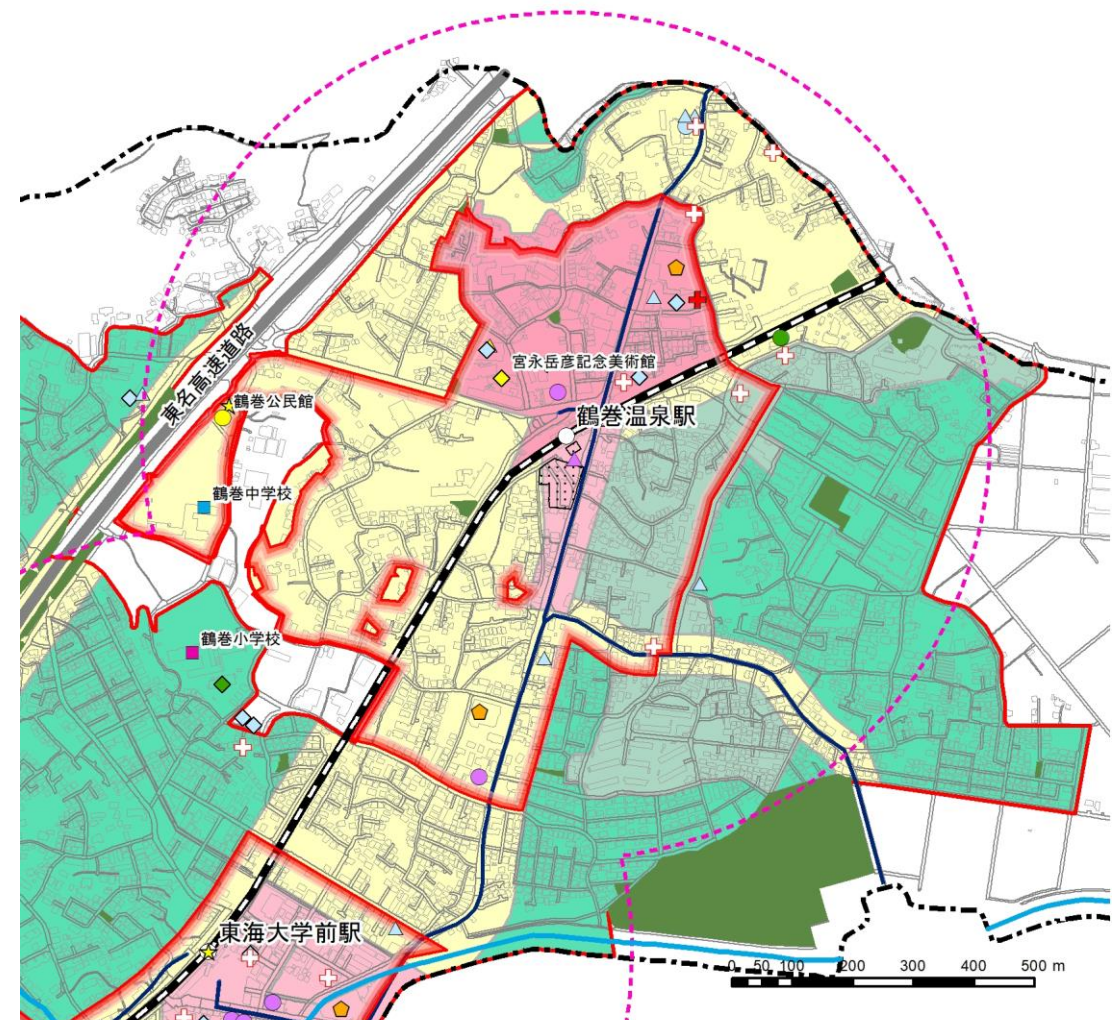
■ 渋沢駅周辺地区（都市拠点）

No.2



■ 鶴巻温泉駅周辺地区（都市拠点）

No.3



【都市機能誘導区域】

- 都市拠点
- 駅から半径700m

【個別のまちづくり区域】

- 土地区画整理事業区域
- 都市公園
- 秦野市_河川
- 鉄道
- 市街化区域
- 行政区域
- 【路線バス】
- バス 30本以上/日
- 路線バスルート

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)

【高齢者福祉機能】

- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー

【子育て機能】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

【教育施設】

- 小学校
- 中学校
- 高等学校

【金融機能】

- 銀行・信用金庫・中央労働金庫
- 郵便局

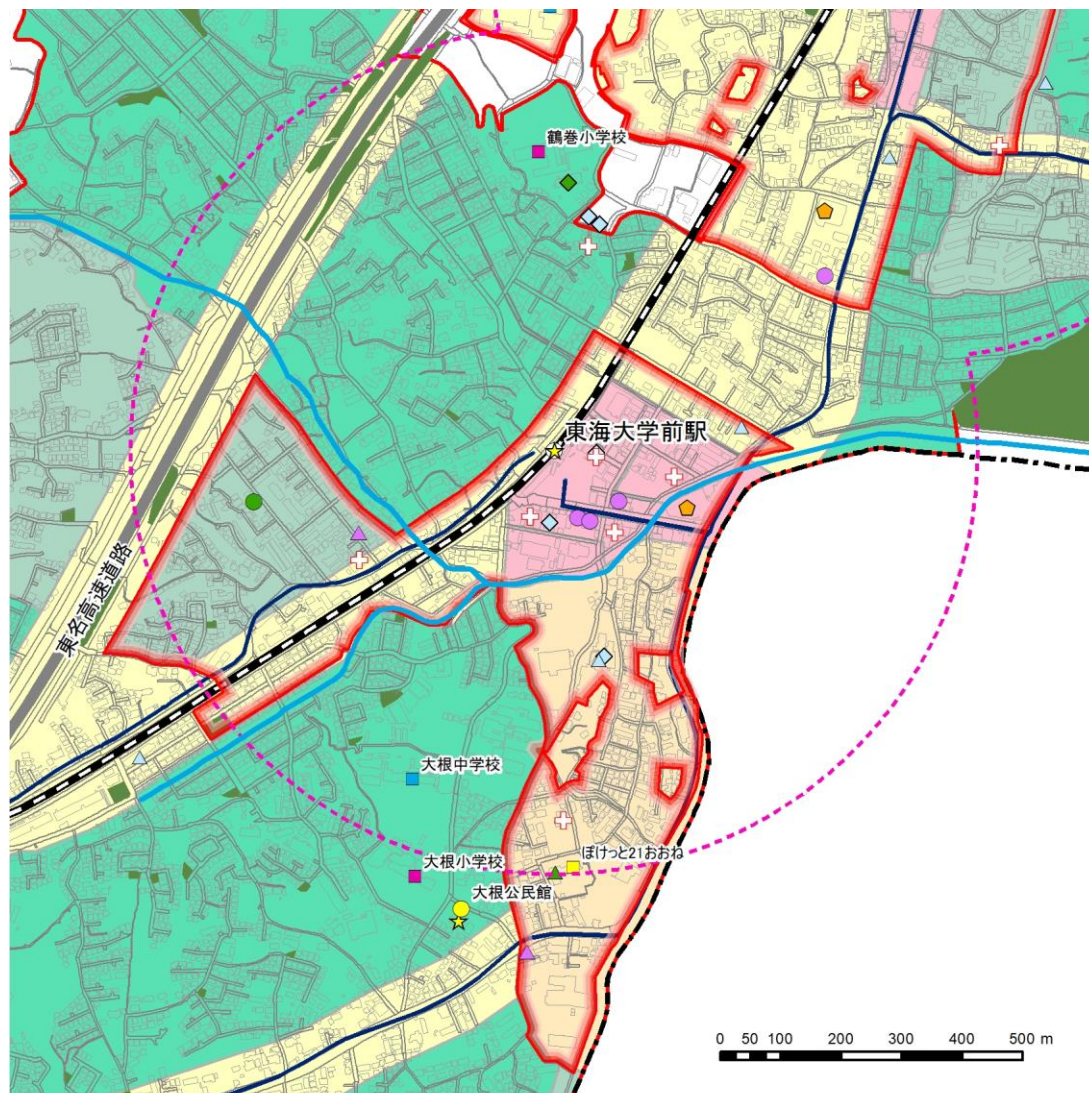
【公共施設】

- 市役所・連絡所
- 公民館
- 子育て支援センター
- 地域高齢者支援センター
- 交流センター・文化施設

拠点ごとの誘導区域図と施設の立地状況

■東海大学前駅周辺地区（都市拠点）

No.4



【都市機能誘導区域】

- 都市拠点
- 駅から半径700m

【個別のまちづくり区域】

- 土地区画整理事業区域
- 都市公園
- 秦野市・河川
- 鉄道
- 市街化区域
- 行政区域

【路線バス】

- バス 30本以上／日
- 路線バスルート

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)

【高齢者福祉機能】

- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー

【子育て機能】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

【教育施設】

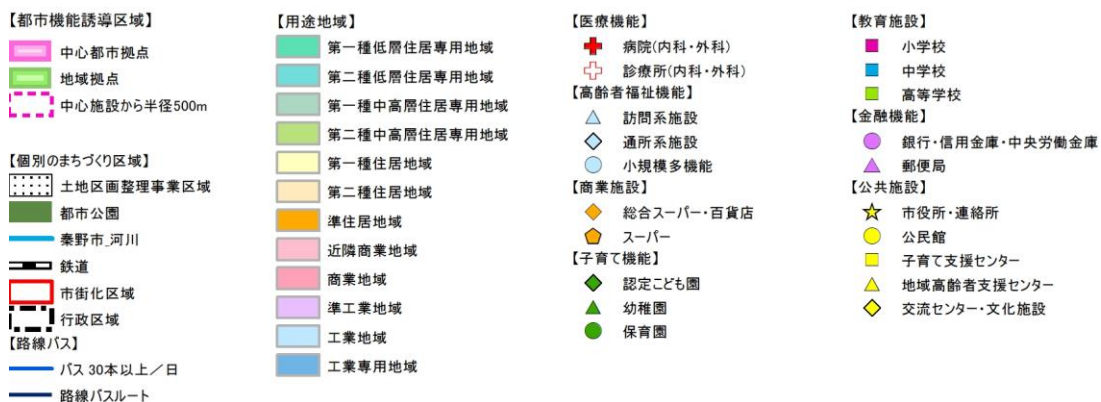
- 小学校
- 中学校
- 高等学校

【金融機能】

- 銀行・信用金庫・中央労働金庫
- 郵便局

【公共施設】

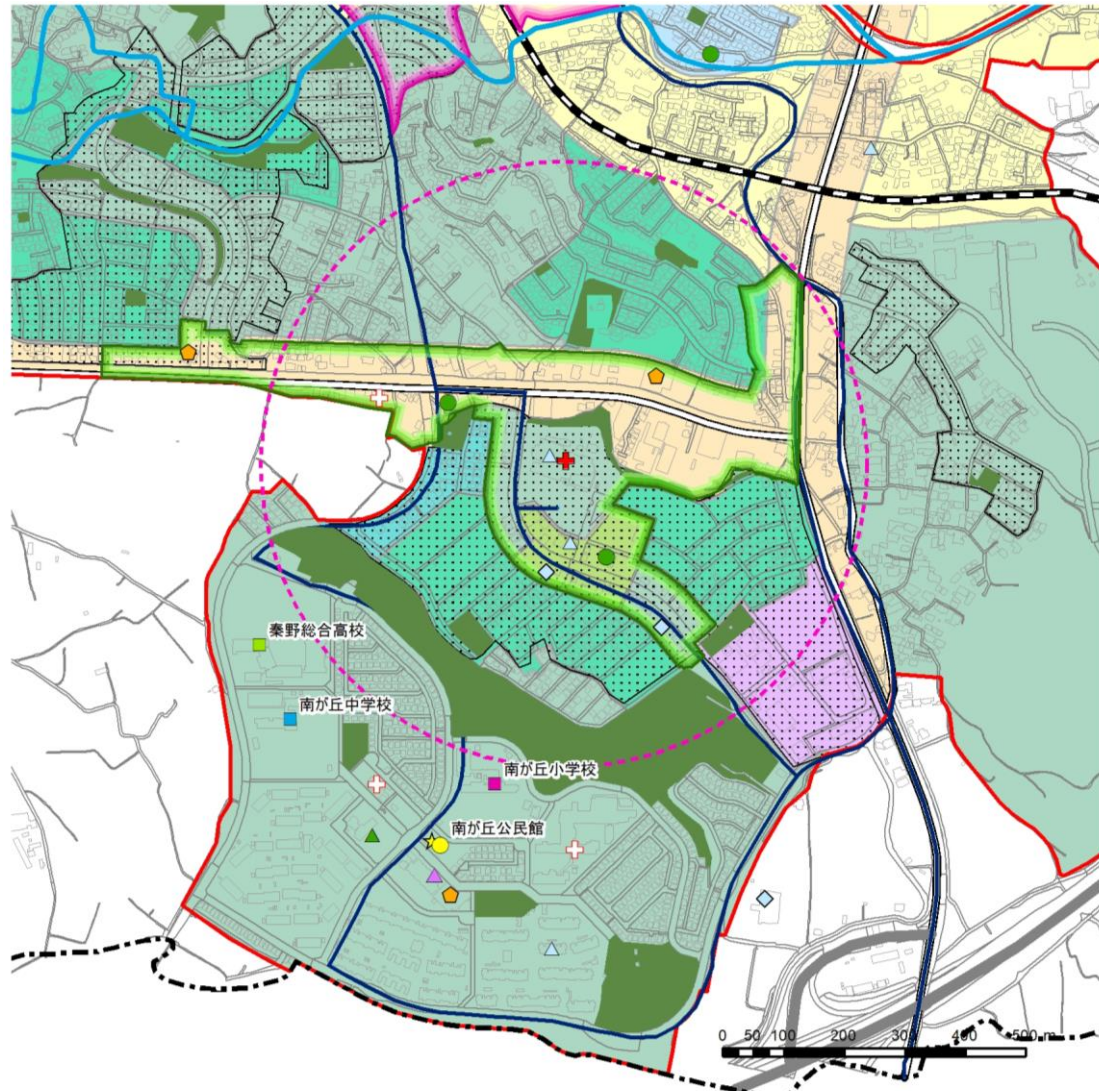
- 市役所・連絡所
- 公民館
- 子育て支援センター
- 地域高齢者支援センター
- 交流センター・文化施設



拠点ごとの誘導区域図と施設の立地状況

■秦野赤十字病院周辺地区（地域拠点）

No.6



【都市機能誘導区域】

- 中心都市拠点
- 地域拠点
- 中心施設から半径500m

【個別のまちづくり区域】

- 土地区画整理事業区域
- 都市公園
- 秦野市_河川
- 鉄道
- 市街化区域
- 行政区域
- 【路線バス】
- バス 30本以上/日

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【医療機能】

- 病院(内科・外科)
- 診療所(内科・外科)

【高齢者福祉機能】

- 訪問系施設
- 通所系施設
- 小規模多機能

【商業施設】

- 総合スーパー・百貨店
- スーパー

【子育て機能】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

【教育施設】

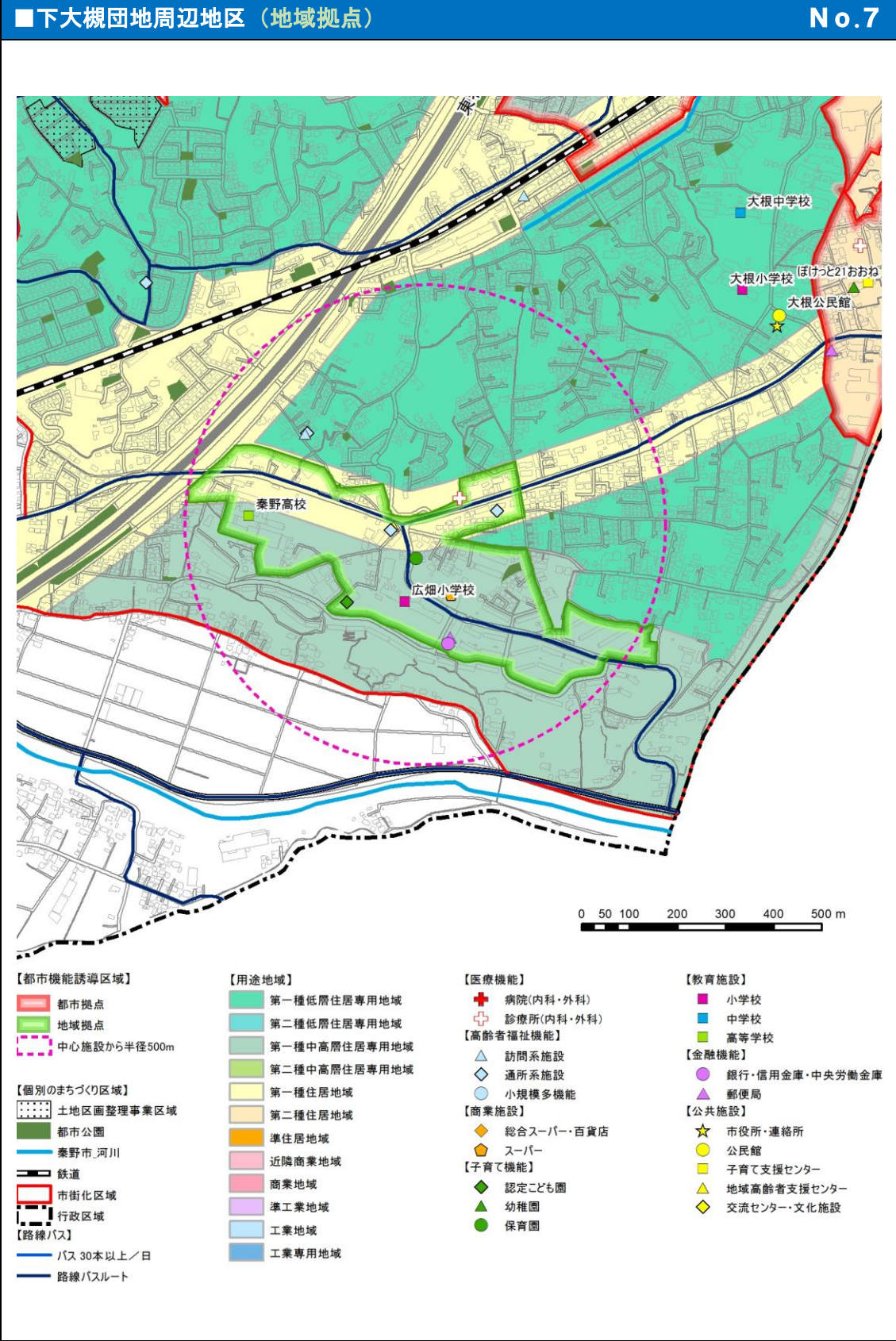
- 小学校
- 中学校
- 高等学校

【金融機能】

- 銀行・信用金庫・中央労働金庫
- 郵便局

【公共施設】

- 市役所・連絡所
- 公民館
- 子育て支援センター
- 地域高齢者支援センター
- 交流センター・文化施設



第6章

誘導施設

（都市機能誘導区域内）

- 1．誘導施設の基本的な考え方（国の方針）
- 2．誘導施設の設定方針（市の方針）
- 3．誘導施設の設定基準
- 4．誘導施設の設定

1 誘導施設の基本的な考え方（国の方針）

都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき誘導施設の設定に当たっては、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を考慮し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

具体的には、都市計画運用指針（国土交通省）に示す、以下のような施設を誘導施設とすることとされています。

誘導施設として考えられるもの（都市機能誘導区域内）

- 医療・福祉

病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設

- 子育て・教育

子育て世代が居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園、保育園等の子育て施設又は小学校等の教育施設、その他科学施設

- 商業・文化

集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設

- 行政サービスの窓口機能を有する行政施設

などが考えられます。

誘導施設として含まないもの

○都市の居住者以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス・事務所等の施設

誘導施設の設定において留意すべき事項

- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を設定することとなりますが、具体の整備計画のある施設を設定することもあります。
- 都市機能誘導区域外に誘導施設が立地する際は、届出制度の対象となるため、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合には、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。（誘導施設としない）

2 都市機能の誘導方針（市の方針）

人口減少、超高齢社会を迎える中で、都市の生活を支える機能を身近な場所に維持・確保するため、「都市拠点」への「高次都市機能」の誘導や、「地域拠点」への日常生活に密着した「身近な都市機能」の誘導など、地域特性に応じた機能誘導・集積により、これらのサービスの効率的な提供と持続的な確保を図ります。その上で、拠点間の役割分担の観点から、施設の特性に応じて公共交通等の交通ネットワークにより拠点相互に役割を補完しながら、市全体で市民生活に必要な機能を充足します。

なお、市街化調整区域の「里山生活拠点」においては、郊外部地域の居住環境や地域コミュニティの維持・確保を図る観点から、地域の実情に応じて生活利便機能等の集約を促進します。

（都市機能の誘導に対する基本的な考え方）

	既存施設	新規施設
都市機能誘導区域	現状の機能を維持する	誘導を推進する
上記区域外	当面の間、機能を維持する	誘導しない※

※地域経済の活性化に貢献することが確実である機能立地については、地域ニーズ、インフラの維持管理コスト及び財政負担、将来継続性、中心市街地への影響の観点から、対象となる事業を総合的に判断します。

3 誘導施設の設定基準

誘導施設の設定にあたって、各施設を配置するうえでの一般的な考え方及び市の計画における配置の考え方を以下に整理します。

（圏域人口規模別施設配置の基準）

施設分類		一般的な考え方	市の計画における考え方
医療	中央病院 （内科・外科）	おおむね1施設で15万人の圏域人口	—
	地区病院 （内科・外科）	おおむね1施設で3万人の圏域人口	
	診療所 （内科・外科）	おおむね1施設で1万人の圏域人口	
高齢者福祉	通所系・訪問系・小規模多機能施設	【訪問系サービス】 おおむね1施設で5千人の圏域人口	市内7か所の地域高齢者支援センター単位（おおむね中学校区単位） （高齢者保健福祉計画）
	地域高齢者支援センター・福祉関連施設	地域包括ケアシステムの単位	
商業	百貨店・ショッピングモール	おおむね1施設で5万人の圏域人口	—
	スーパー	おおむね1施設で1万人の圏域人口	—
子育て	認定こども園	—	市内を1区域として設定 （子ども子育て支援事業計画）
	保育所	—	
	子育て支援施設	—	
金融	銀行、信用金庫、中央労働金庫	—	—
	郵便局	市で1以上設置、地域住民の需要に適切に対応するよう配置 （郵便局株式会社法施行規則 郵便局の設置基準等）	—
文化	図書館、文化会館、美術館	—	—
	市民活動サポートセンター	—	—
行政等	市役所・連絡所	—	—
	小学校、中学校 幼稚園、公民館 児童館、こども館	—	小中学校を拠点として複合施設で各機能を吸収 （公共施設再配置計画）

一般的な考え方は、特筆したもの以外、国土交通省資料を参照

4 誘導施設の設定

本市における誘導施設は、地区別の現況施設数、立地状況及び施設配置基準並びに地区人口等を考慮し、次のとおり設定します。

赤文字：施設が存在していないため、新規立地が望ましい施設誘導

青文字：建替等による更新の際も、機能維持が望ましい誘導施設

都市拠点種類		中心都市	都市			地域		
都市機能種類	拠点別都市機能 現況施設数	秦野駅周辺	渋沢駅周辺	鶴巻温泉駅周辺	東海大学前駅周辺	保健福祉センター周辺	秦野赤十字病院周辺	下大槻団地周辺
医療	病院（内科・外科）	1	0	1	0	0	1	0
	診療所（内科・外科）	13	10	4	7	0	1	1
高齢者福祉	通所系・訪問系・小規模多機能施設	13	22	6	5	1	4	2
	地域高齢者支援センター、福祉関連施設	1	0	1	0	3	0	2
商業	百貨店・ショッピングモール	1	1	0	0	0	0	0
	スーパー	1	4	2	1	1	2	1
子育て	認定こども園	0	1	0	0	1	0	1
	保育所	5	1	0	1	0	2	1
	子育て支援施設	1	2	0	1	1	0	0
金融	銀行、信用金庫、中央労働金庫	7	5	2	3	1	0	1
	郵便局	2	2	1	2	1	0	1
文化	図書館、文化会館、美術館	0	0	0	0	0	0	0
	市民活動サポートセンター	0	0	0	0	1	0	0
行政	市役所・連絡所機能	2	3	1	1	0	0	0
行政（複合施設）	小学校	1	3	0	0	0	0	1
	中学校	0	1	1	0	1	0	0
	幼稚園	1	3	1	1	1	0	0
	公民館	1	3	1	0	0	0	0
	児童館、こども館	1	0	0	0	0	0	0
複合施設	子育て関連複合施設	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者関連複合施設	0	0	0	0	0	0	0
観光関連施設	案内所機能	1	0	0	0	0	0	0
	交通結節点機能	1	1	1	1	0	0	0

第7章

居住誘導区域

1. 居住誘導区域の基本的な考え方（国の方針）
2. 居住誘導区域の設定方針（市の方針）
3. 居住誘導区域の設定基準
4. 居住誘導区域

1 居住誘導区域の基本的な考え方（国の方針）

居住誘導区域は、都市計画運用指針（国土交通省）に示す、以下のような区域に設定することとされています。

居住誘導区域の設定が考えられる区域（市街化区域内）

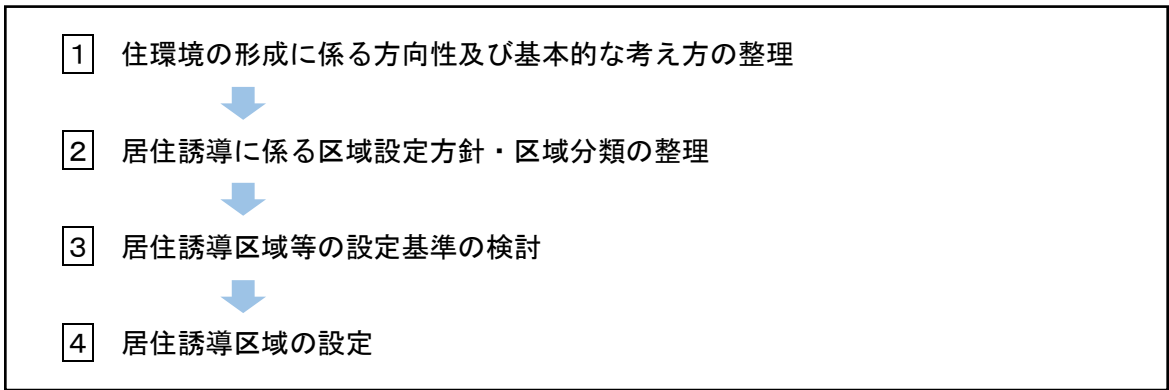
- (1) 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- (2) 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- (3) 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

居住誘導区域に含まない区域（市街化区域内）

- (1) 都市再生特別措置法、同法施行令により居住誘導区域に含まないこととされている区域
 - ・市街化調整区域
 - ・災害危険区域のうち、条例により住居の建築が禁止されている区域
 - ・農用地区域又は農地法に掲げる農地
 - ・自然公園特別地域、保安林区域等、原生自然環境保全地域若しくは特別地区、
- (2) 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・津波災害特別警戒区域
 - ・災害危険区域（条例により住宅の建築が禁止されている区域以外の区域）
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 災害リスク、警戒避難体制や防災施設等の整備状況、整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・津波災害警戒区域
 - ・浸水想定区域（洪水浸水想定区域）
 - ・都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
 - ・津波浸水想定区域、その他調査結果等により判明した災害発生のおそれのある地域
- (4) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断することが望ましい区域
 - ・工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
 - ・特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
 - ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
 - ・工業系用途地域が定められているものの空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

2 居住誘導区域の設定方針（市の方針）

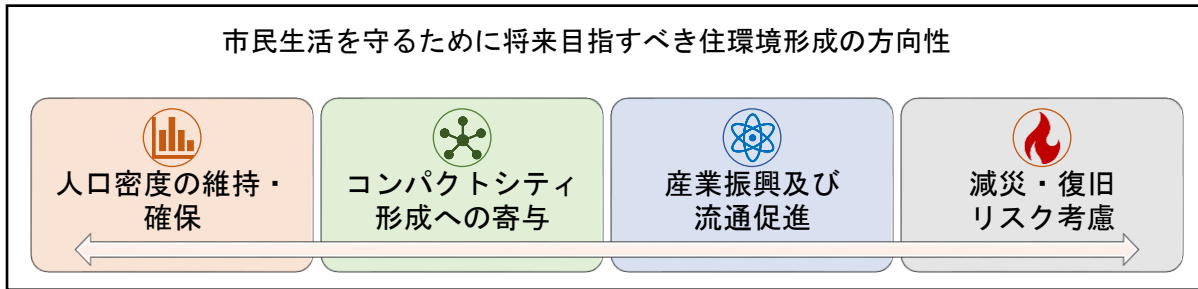
これら将来の課題に対しては、人口と住宅立地が密接に関係することから、将来望ましい住宅立地のあり方について、次のプロセスにて整理することとします。



この区域設定によって、今日、あるいは明日直ぐに市民生活に影響や支障が生じるものではなく、秦野という都市を未来に残すために必要な選択であると考えています。

(1) 住環境の形成に係る方向性

市民生活を守るために将来目指すべき住環境形成の方向性



（２）住環境の形成に係る基本的な考え方

住環境の形成に係る方向性を踏まえ、２０４０年（令和２２年）までの時間軸を意識し、次の５つを基本的な考え方として、社会状況の変化に合わせて最適な施策を横断的連携及び継続的な取り組みを重ねていくこととします。

住環境の形成に係る基本的な考え方

- ア 若者の移住・定住を促進
- イ 都市機能誘導施設の維持に資するように居住を誘導
- ウ 将来交通弱者の移動手段確保のための居住を誘導
- エ 農林商工観光等の産業成長のための居住
- オ 既存ストック、低未利用地の活用にあ資する居住

ア 若者の移住・定住を促進

市民や企業、大学と連携し、本市の魅力をＰＲし、市外から市内へ転入する居住者を継続的に確保することを基本とします。特に、労働力、コミュニティ、財源、経済力の確保のためには、生産年齢人口の方々に住んでいただくことが重要となります。そのため、就労、就業が確保できるよう、事業者や不動産業者と連携を図り、安心できる居住の確保を支援します。

イ 都市機能誘導施設の維持に資するように居住を誘導

医療、福祉、商業等の都市機能が存在し続けるには、一定以上の利用が見込める周辺居住人口が必要です。周辺人口の減少によって生活に身近な各施設が撤退・喪失することは、未来の市民の居住選択の機会をも喪失することになり、負の影響は計り知れません。

そのため、都市機能誘導区域内及びその周辺に都市的なライフスタイルのニーズに対応するよう居住を誘導し、都市機能と居住機能により相互維持を図ります。

ウ 将来交通弱者の移動手段確保のための居住を誘導

高齢者が増加する社会においては、高齢者の移動ニーズ及び移動手段への対応が課題となっています。本市のバス交通は比較的に充実していますが、バス利用者数が減少傾向にあり、また、運転士の確保が困難なため、公共交通だけでは今後の高齢者の移動ニーズに対応することは困難です。

介護サービスも同様に、増加する高齢介護ニーズと労働力の確保が課題です。遠距離の訪問・介護サービスの場合は、移動時間の損失などを考えると事業上負担となります。

これからの社会は、サービスを受ける方も出来るだけ施設に近い場所に居住し、移動時間の短縮に寄与することもコンパクトシティの形成に貢献する一つのモデルと考えます。

将来生活設計を見据え、また、皆が幸せに生活するために、自家用車に頼らずに徒歩又は公共交通にて駅や病院等の目的地にアクセスしやすい場所へ移り住む、あるいは将来を見据えて徒歩でも生活しやすい環境を選択することを提案していきます。

エ 農林商工観光等の産業成長のための居住

都市経済を効率よく支えるには、市街化調整区域を含む居住誘導区域外の土地利用の適正化と産業振興を図り、生産効率を高めて都市部へ供給することにより、相互需給関係を成立させ、社会システムとして機能させることが重要です。

そのため、本市の農業、林業、観光などの労働力確保、生産性の向上に資する居住が実現できるように、工業系及び農林業系並びに観光等の各産業の業種と住宅が近接した『職住近接』を行います。産業に関連する各種団体と連携を図るとともに、既存建築物の活用についても視野に入れながら、横断的に取り組むこととします。

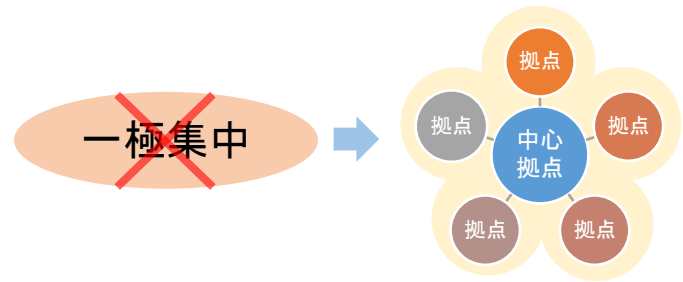
オ 既存ストック、低未利用地の活用に資する居住

人口急増によって、住宅開発が進み住宅が供給されてきましたが、今後は人口減少によって居住者が減り、空家、空き地が増加する可能性があります。中には、相続問題や敷地条件によって、放置されるケースが多く発生すると想定されます。

これらを不良資産と捉えるのではなく、活用すべき地域共有のストックとして捉え、専門家や事業者、地域住民の協力を得ながら個々の状況に応じて改善を図り、立地に適した土地・建物活用を図ります。

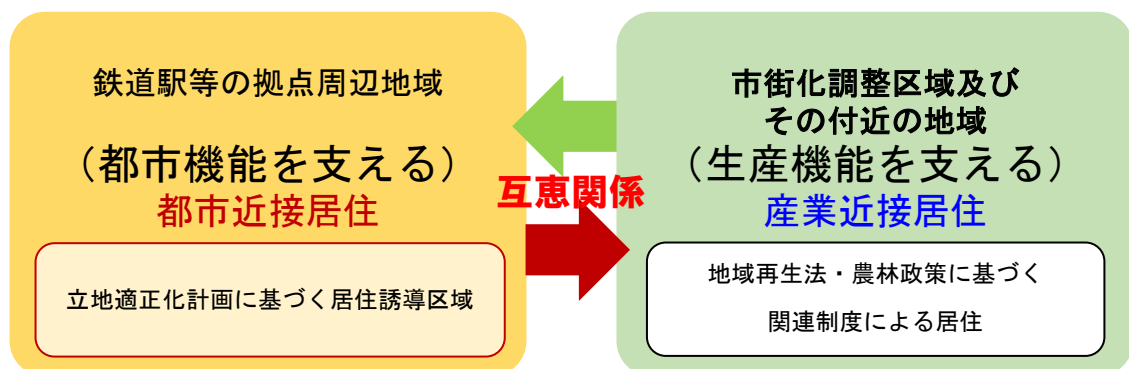
（３）居住誘導に係る区域設定の方針

人口減少への対応策として、市街化区域全域や中心部だけを居住誘導区域に位置付けることや、財政効率だけを求めた一極集中型の都市は、本市の目指すべき都市像に合致しません。



「本計画における居住に係る基本的な考え方」を基に、地域特性に応じた望ましい土地利用と居住の種類を設定することによって、目的に応じた住環境を形成することが重要と考えます。

医療、商業、福祉、又は交通結節点などの生活機能が比較的多く存在する都市の中心部と、中心部へ生産物を供給する縁辺部といった両地域が経済の互惠関係を維持、構築することによって都市全体が機能し、市民の生活を支えることから、これらの関係が持続することを目指し、設定していきます。



このことから、居住に係る区域設定に当たっては、都市近接居住と産業近接居住の生活と職業に応じた居住地を設定し、区域設定を行うこととします。

（４）居住誘導に係る区域種別分類

ア 都市的生活を希望する居住者を誘導し、人口密度を確保する

都市機能誘導区域では、生活利便性が高いことから、この区域及びその周辺に都市的生活を希望する居住者を誘導し、人口密度を確保します。特に、将来人口推計によると４駅周辺の人口密度低下が予測されることから、この地域を重要視し、基本的な考え方にに基づき都市機能に近接した居住誘導区域を設定します。

イ 経済成長・生産性維持の観点から、職住近接を推進する

（産業近接居住区域、田園近接居住区域の設定）

産業用地に近接する地域や、市街化調整区域に近接した地域で比較的多くの農地が点在する地域では、それぞれの居住及び生業の営みを重視し、産業近接居住区域、及び田園近接居住区域を設定します。

ウ 駅から離れた大規模住宅団地は将来のあり方を検討する

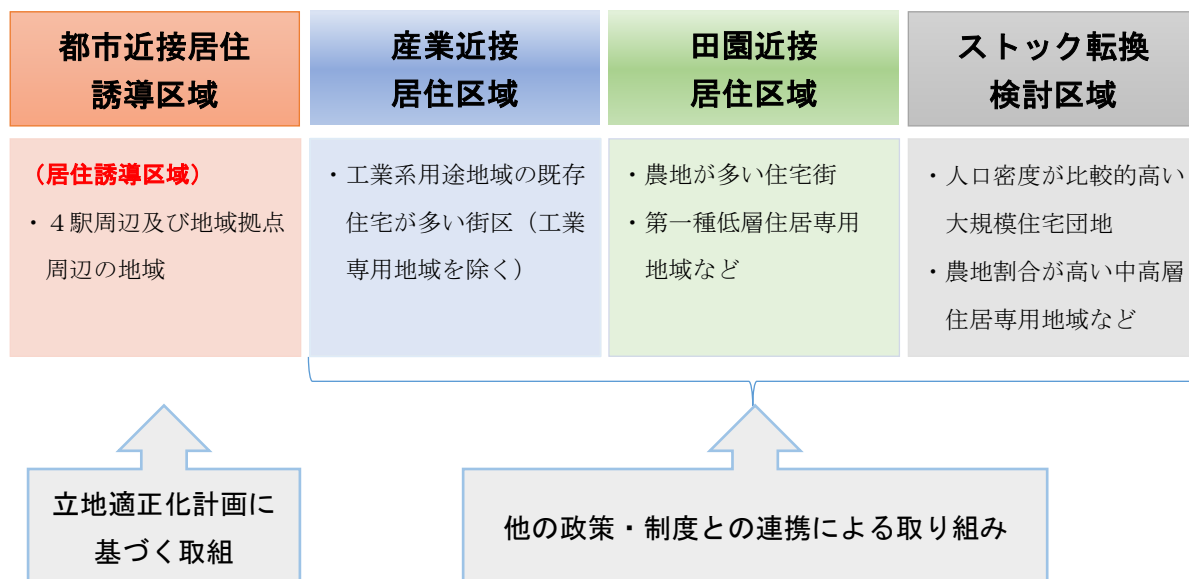
（ストック転換検討区域）

駅から離れた立地にある大規模既存住宅団地は、現在は将来空き住戸が多く発生する可能性があり、建物の維持管理に深刻な影響が生じることが懸念されます。

また、市街化区域の縁辺部には中高層の住居が認められている用途地域でありながら、使用建ぺい率及び容積率が低く、農地割合が高い地域が多く存在します。

今後は、その居住実態や利用状況の推移をもとに、立地に応じた将来予測を行い、他の用途への転換も含め、将来のあり方を検討する区域を設定します。

<設定する居住誘導に係る区域分類>



3 居住誘導区域等の設定基準の検討

前項までの整理に基づき、居住誘導区域等の設定フローを以下に整理します。

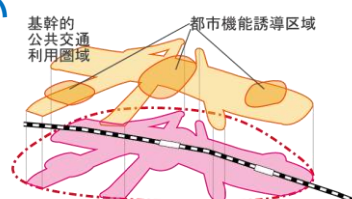
(居住誘導区域等設定の目的・フロー)

【目的】人口密度低下を抑制し、都市生活に必要な機能を確保して、好循環を創る

(STEP 1 : 検討対象地域を大まかに分類)

以下のいずれかに該当する「**徒歩・公共交通で生活しやすい区域**」と、**該当しない区域を大まかに分類する。**

- ①都市機能誘導区域
- ②基幹的公共交通利用圏域 (鉄道駅から700メートル圏域、
1日当たり30本以上の運行頻度のバス停から300メートル圏域)



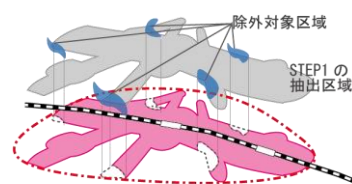
↓ 該 当 : S1-1

↓ 非該当 : S1-2

(STEP 2 : 積極的に居住を誘導すべきでない区域を判断)

STEP 1で抽出された区域から、**以下に該当する区域を判断する。**

- ③急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、
急傾斜地崩壊危険箇所
- ④洪水浸水想定区域
- ⑤工業専用地域
- ⑥生産緑地地区、区画整理事業区域、地区計画区域、住宅団地



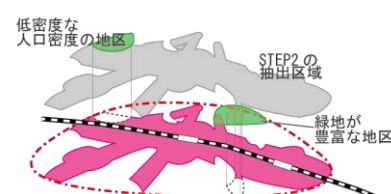
↓ 抽出区域 : S2-1

↓ 抽出区域 : S2-2

(STEP 3 : 居住誘導地域等を細分化)

STEP 2で大まかに分類した区域を、**次のエリアへ細分化する。**

- ⑦2040年推計人口密度(40人/ha)以上の区域
- ⑧工業系用途地域に近接する区域
- ⑨市街化調整区域に隣接する第一種低層住居地域
- ⑩将来人口が多く減少すると予測される区域
- ⑪その他の区域

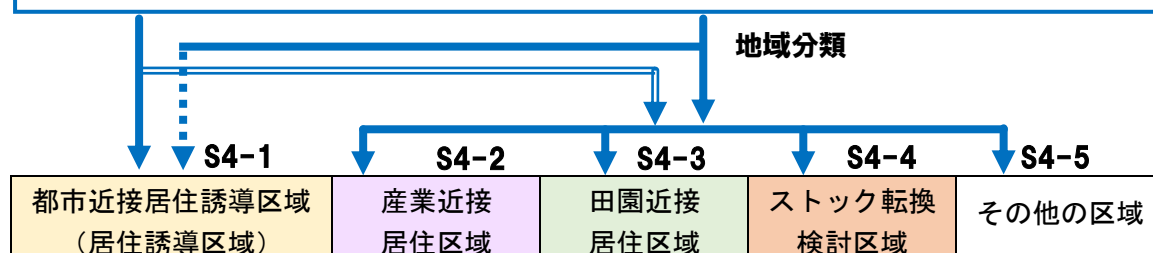


↓ 地域分類 : S3-1

↓ 地域分類 : S3-2

(STEP 4 : 区域界設定)

STEP 3で抽出した地域に対し、地形地物・コミュニティやまちづくりの連続性、敷地の高低差等を考慮しながら詳細な区域境界を設定する。

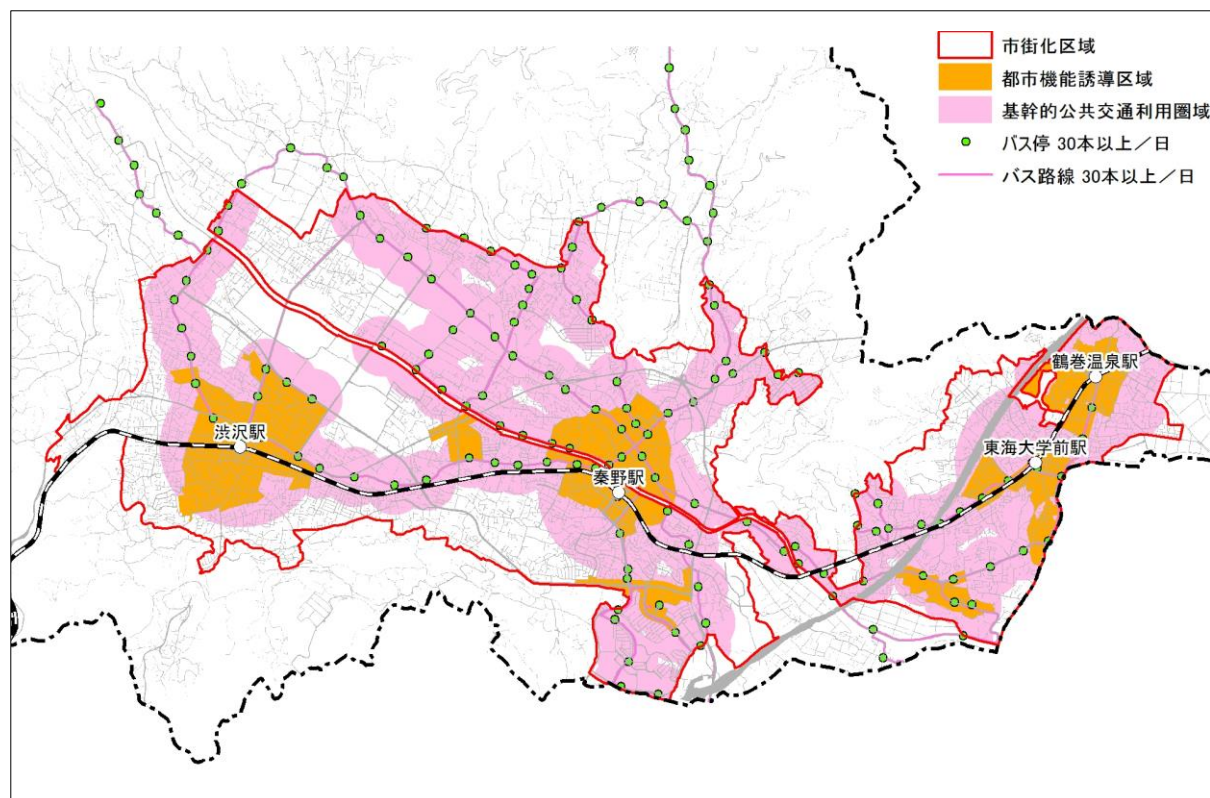


前項のフローについて、図面を用いて整理すると以下のとおりです。

■STEP1 検討対象地域を大まかに分類

基幹的公共交通を利用して、都市機能誘導区域の都市機能を最大限に活用するという観点から、市街化区域のうち、次の①、②いずれかに該当する範囲を抽出する。(S1-1)

基 準	抽出条件
①都市機能誘導区域	・ 当該区域
②基幹的公共交通利用圏域	・ 鉄道4駅を中心とした半径700メートルの利用圏域 ・ 運行本数が日30本以上のバス停を中心とした300メートルの利用圏域



なお、市街化区域内のうち、上記区域に該当しない区域についても関連して整理する。

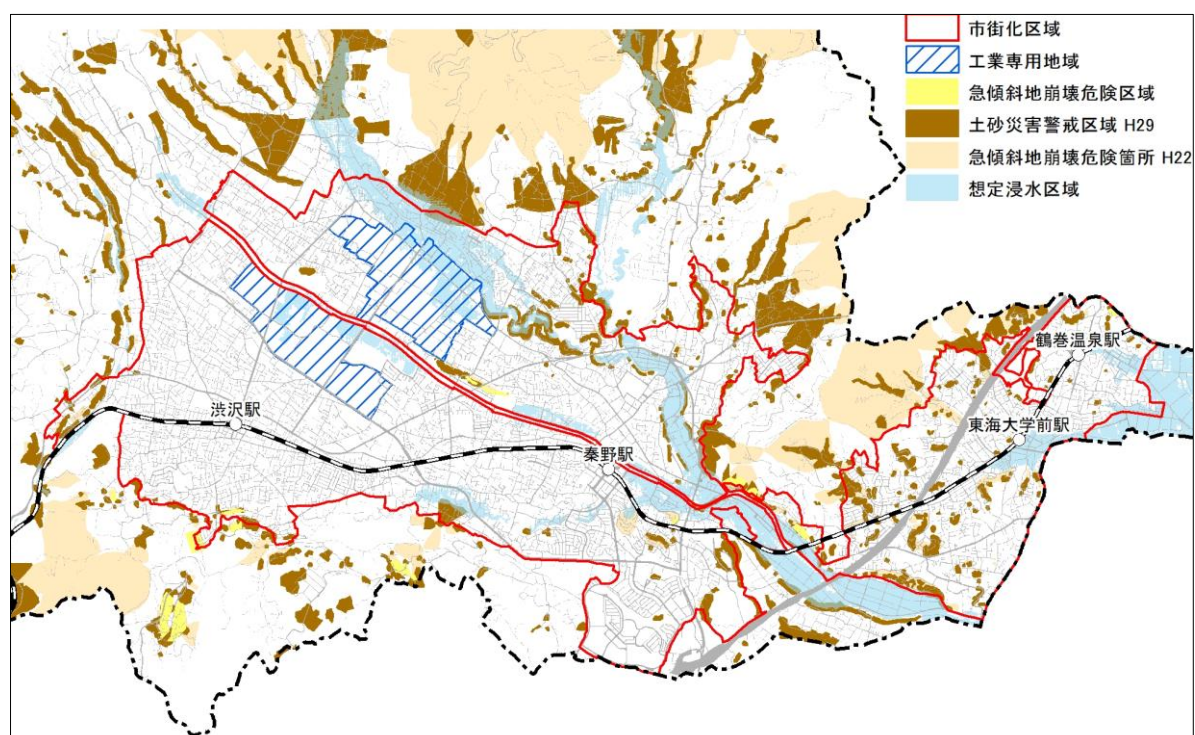
(S1-2)

■STEP2 積極的に居住を誘導するべきではない区域の判断

市民の安全確保と災害及び二次被害のリスク軽減から災害時の危険性が懸念される地域、建築基準法で居住制限されている工業専用地域、その他考慮する土地について、以下の③～⑥の基準及び考え方の整理により、居住誘導区域を判断します。

基 準	ハザード区域及び区域内外の判断の考え方・整理
③原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所（県公開） 対策による危険性の解消が困難であるため、居住誘導区域に含めない。
④防災施設整備状況等を総合的に勘案し、原則として除くべき区域	洪水浸水想定区域 基本的には含めないが、現況で居住及び都市機能の集積性が高く、地域の中心地が形成されている地区（＝都市機能誘導区域）や、土砂災害に比べ事前周知による避難時間の確保（洪水ハザードマップ、避難警報等）といった浸水対策を講じていることから、一部を区域に含めても差し支えないものとする。
⑤法的な位置付けに基づき慎重に判断することが望ましい区域	工業専用地域 個別法により住宅の立地が規制されており、居住誘導区域に含めない。

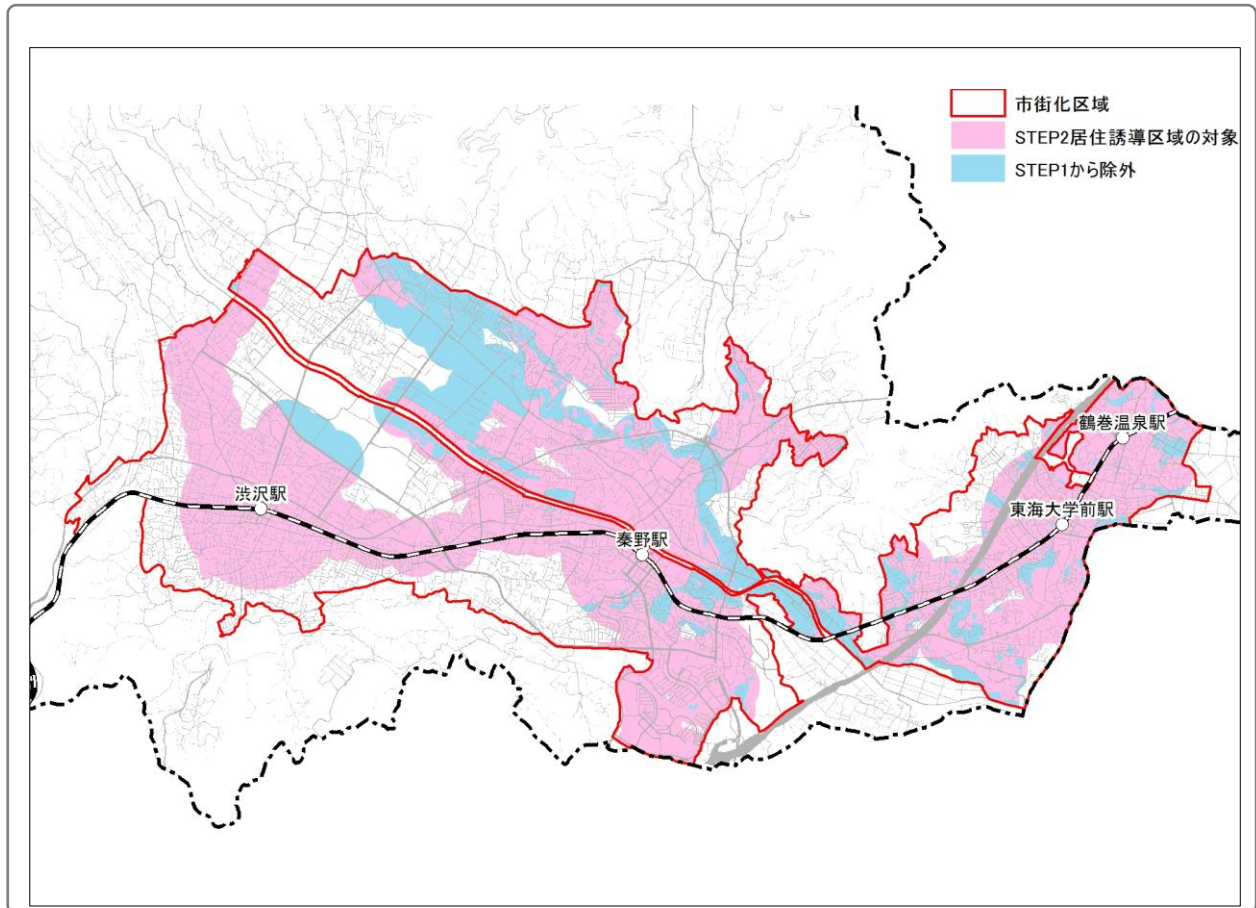
（参考図）



* 今後、新たな区域設定がされた場合は、検証したうえで速やかに見直すこととします。

■ハザード関係及び工業専用地域を除いた区域

STEP 1 からSTEP 2を除いた区域を抽出する。(S2-1)

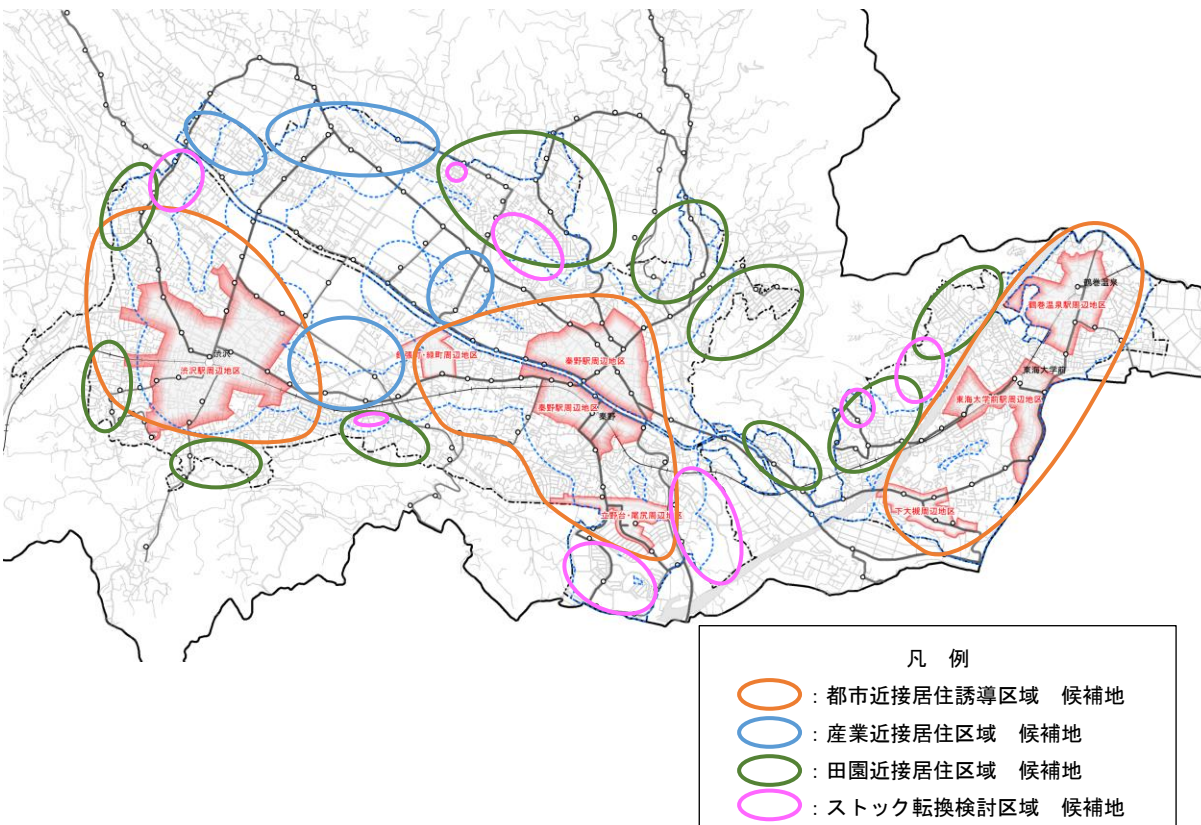


なお、STEP 1にて抽出されなかった区域（非該当区域）についても同様に、積極的に居住を誘導すべきではない区域を除いた残りの区域を抽出する。(S2-2)

■ STEP 3：居住地域分類

先に定めた「本計画における居住の方向性」や「本計画における居住に係る区域設定の方針」を実現させるため、STEP 2 で大まかに整理した地域を次の区分に細分化する。⑦（S3-1）、⑧～⑪（S3-2）

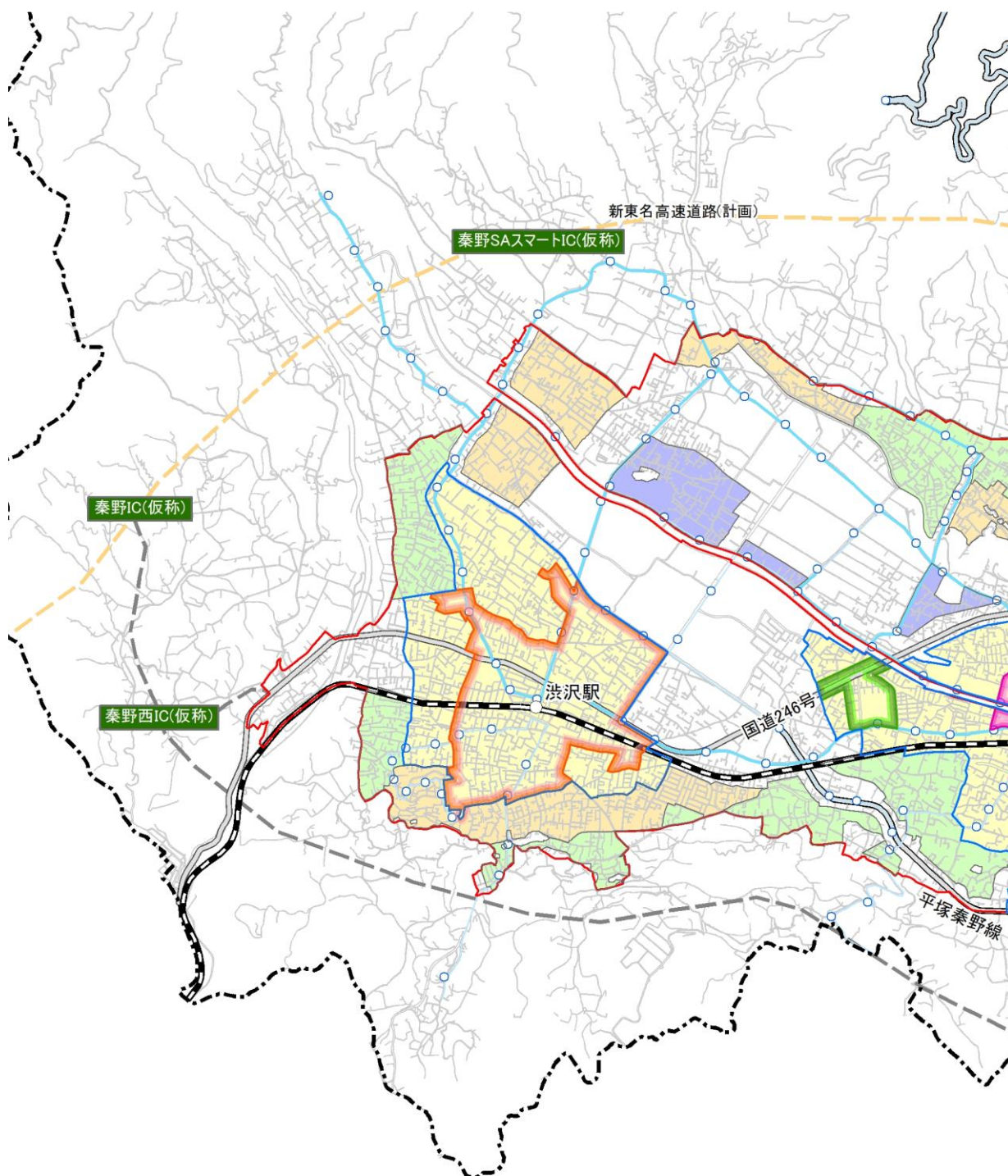
区 域	考え方
⑦将来人口密度 2040年 (令和22年)	都市的居住ニーズが多く比較的人口密度が高い、都市機能誘導区域及び隣接地域を対象に、優先的に区域設定を検討する。
⑧工業力との関係	産業競争力の確保に必要な工業従事者と、その従事者向けの居住を確保し、職住近接のライフスタイル実現に寄与するため、 <u>工業系用途地域に近接する住居系の地域を抽出する。</u>
⑨農地との関係	農業者向けの住宅や施設整備を推進し、農業生産力を確保するため、 <u>市街化調整区域に近接した第一種低層住居専用地域で生産緑地等の農地が豊富な地域を抽出する。</u>
⑩現況土地利用と 将来人口密度と の関係	住宅地では空き家・空地問題とともに都市基盤の維持が都市の課題となるため、 <u>過去に宅地化がされた市街地のうち、2040年までに人口の減少量が大きい地域を抽出し、中長期的な方向性を検討する。</u>
⑪その他の区域	現況の土地利用において幹線道路の沿道のサービス施設や工業系などの土地利用の集積の見られる地域など宅地以外の土地利用を推進すべき地域は個別に判断を行う。

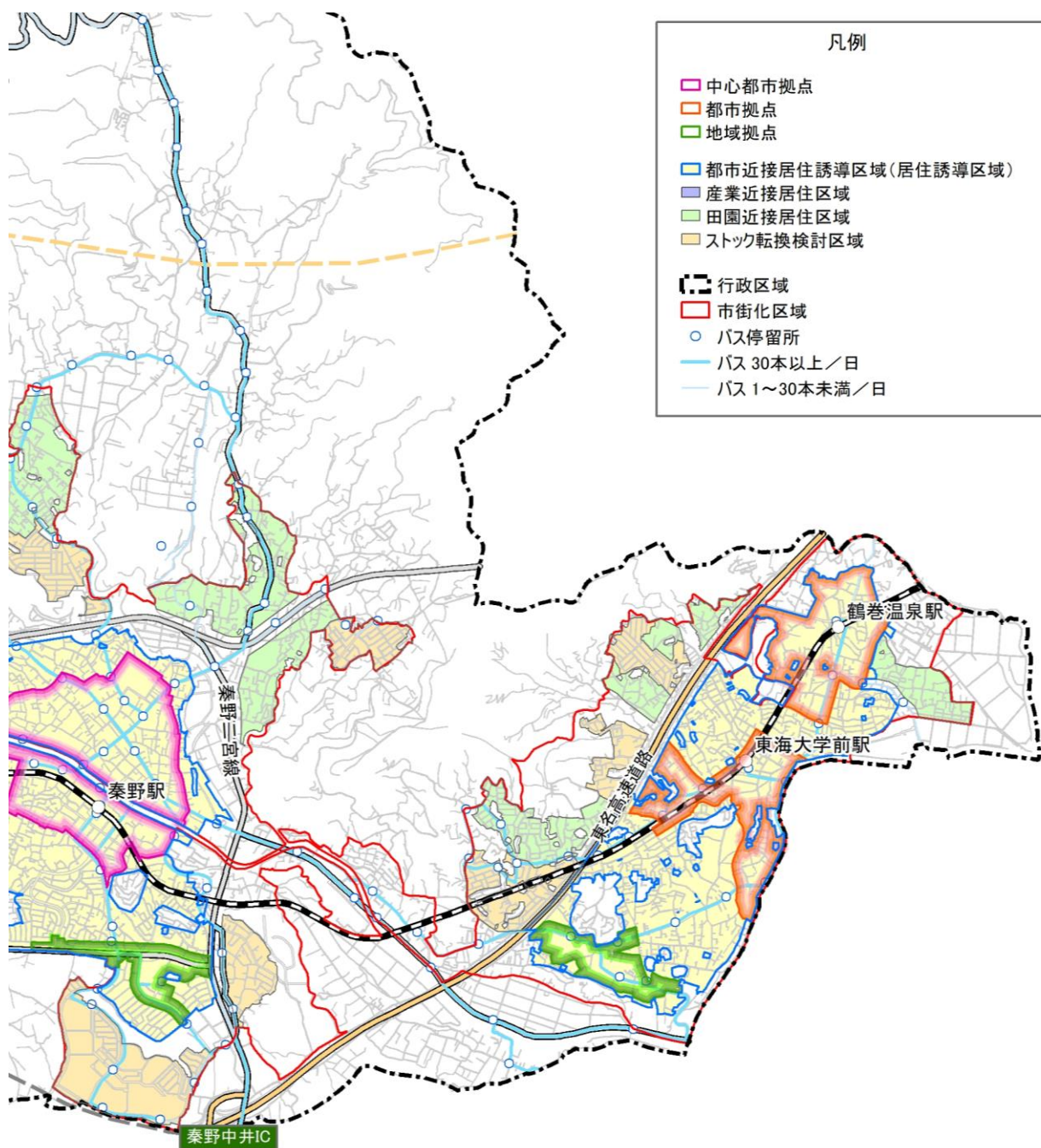


4 居住誘導区域

前項までの基準により抽出及び細分化した地域は、最終的に地形地物や敷地の高低差、コミュニティやまちづくりの連続性、実際の土地利用等を考慮しながら詳細な区域境界を決定します。

STEP 4 (S4-1~5)





第8章

誘導施策

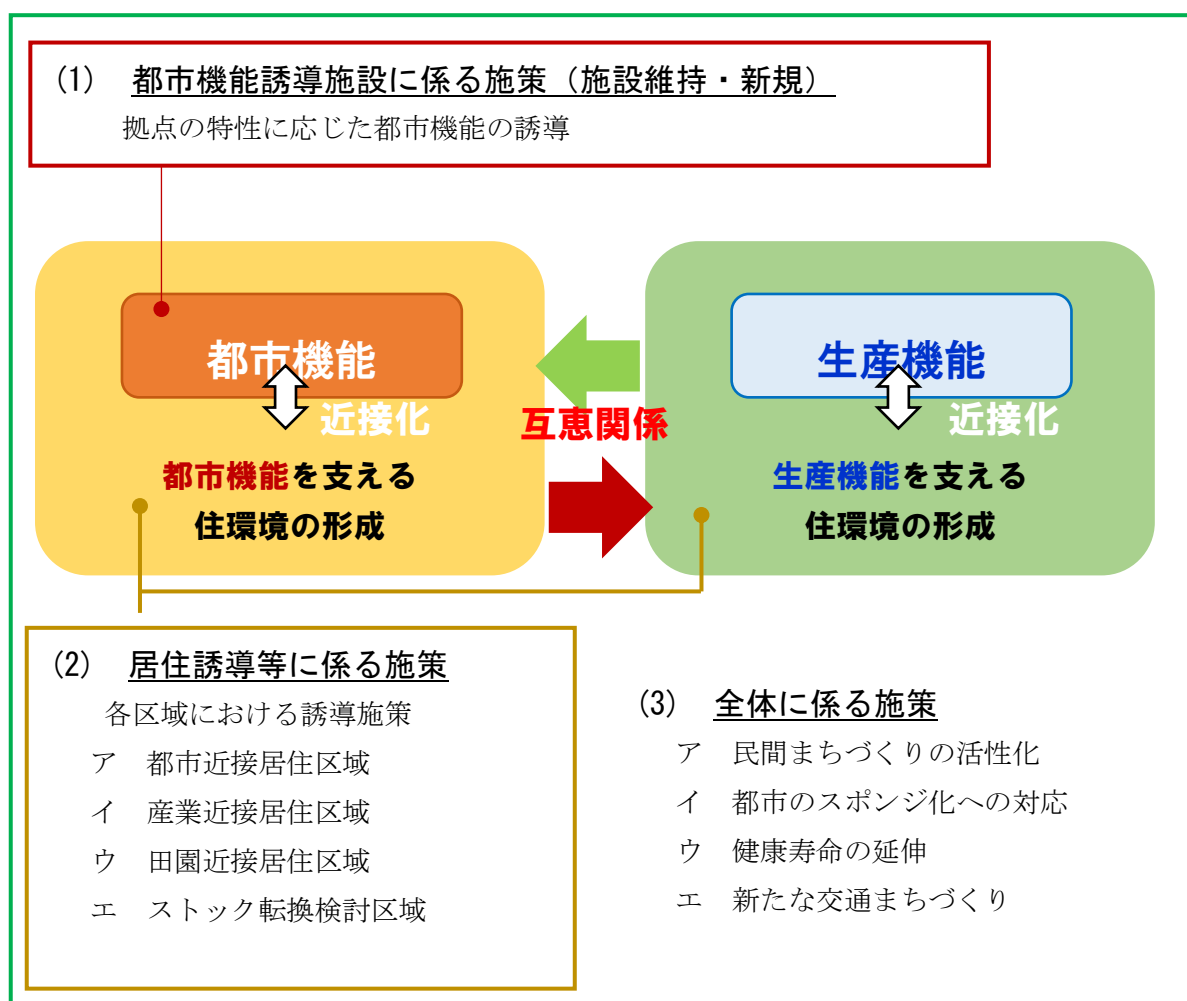
1. 誘導施策の設定方針
2. 都市機能誘導に係る施策
3. 居住誘導に係る施策
4. 全体に係る施策

1 誘導施策の設定方針

設定したそれぞれの区域の役割や将来性などのそれぞれの特徴を考慮しながら、第4章に示した「立地適正化の方針」の4つの柱に基づいて、時間軸を意識しながら中長期的な視点で効果的な施策を、市民との協働により実践を重ねていくこととします。

本章では、(1)都市機能誘導施設に係る施策、(2)居住誘導等に係る施策、(3)全体に係る施策に分類し、それぞれの区域に応じて、検討及び実施を進めます。

(誘導施策の種類と本章の構成)



* 生産機能及び同機能を支える居住に係る施策は、他の制度にて実施

2 都市機能誘導に係る施策

都市の中心となる魅力的な都市機能を維持・形成するため、拠点の特性に応じた都市機能の誘導を目指します。

(都市機能誘導に係る施策)

施策	概要
拠点の特性に応じた都市機能の誘導	秦野駅周辺地区
	都市の成長をリードする中心地域としての高次都市機能の誘導
	渋沢駅周辺地区
	産業・観光・文化・スポーツの玄関口としての機能の誘導
	鶴巻温泉駅周辺地区
	温泉・医療・子育て機能の誘導
	東海大学前駅周辺地区
	大学との連携によるにぎわい機能の誘導
	保健福祉センター周辺地区
	健康・福祉・文化交流機能の誘導
	秦野赤十字病院周辺地区
	医療・福祉・生活サービス機能の誘導
	下大槻団地周辺地区
	URとの連携による健康・福祉機能の誘導

(1) 拠点の特性に応じた都市機能の誘導

各拠点の維持・誘導を図るため国の事業制度を参考に、次のとおり施策を設定し、実現に向けて検討していきます。

維持・誘導施設（下段誘導施策）	周辺 秦野駅	周辺 渋沢駅	周辺 鶴巻温泉駅	東海大学前 駅周辺	センター周辺 保健福祉	秦野赤十字 病院周辺	下大槻団地 周辺
病院 医療提供体制施設整備交付金	維持		維持			維持	
医療施設・診療所 医療施設近代化施設整備事業・市単独補助	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持
複合商業施設・食品スーパー	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持
商店街近代化・共同化 商店街共同施設補助金	維持	維持	維持	維持		維持	維持
創業支援機能、地元就業 産学連携、学連連携事業				新規			
観光交流機能（民間） 都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業	維持	新規	新規			新規	
介護サービス施設 地域医療介護総合確保基金（介護分） 地域介護・福祉空間整備等設整備交付金	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持
高齢者支援センター移転 地域介護・福祉空間整備等設整備交付金		新規				新規	
運動型・機能回復型通所施設 地域介護・福祉空間整備等設整備交付金	維持	維持					
こども高齢者世代交流施設 保育対策総合支援事業費補助金 都市再構築戦略事業		新規	新規				
健康増進・機能向上（広畑小又は UR） 小規模図書館（広畑小又は UR）							新規
民間科学・教育施設 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業	新規						
小中学校の余裕教室活用、民間転用 統廃合・一部民間貸与又は譲渡		新規					新規
市民活動サポート施設・交流施設 空き店舗活用事業補助金	維持	維持	維持	維持		維持	維持
市役所建替・民間複合化 市単独庁舎建替事業	新規						
スポーツ施設 地域スポーツ施設整備助成（市町村・体育協会）	新規	新規					
医療・福祉・高齢者住宅 優良建築物等整備事業	新規	新規					

なお、コンパクトシティの形成に資する各省庁の補助制度のうち、生活利便性に係る都市機能誘導に係るものを以下に示します。

(都市機能誘導に資する事業制度)

国土交通省 (社会資本整備総合交付金)	
社会資本整備総合計画事業	
・都市再生整備計画事業 (都市機能立地支援事業・都市再構築戦略事業) *子育て・高齢福祉・社会基盤・教育・文化施設等 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・都市再生区画整理事業 ・市街地整備事業 (優良建築物等整備事業等)	
地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通バリア解消促進等事業)	
UR団地における地域医療福祉拠点化の推進	
民間都市開発機構まちづくりファンド支援業務 (クラウド型・マネジメント型)	
内閣府 (地域再生法)	
地域再生計画事業 (都市再生整備計画事業等を包括した計画立案可)	
厚生労働省 (医療・介護・子育て)	
医療提供体制施設整備交付金 (医療計画)	
地域医療介護総合確保基金 (医療分)	
地域医療介護総合確保基金 (介護分)	
保育所等整備交付金	
・保育対策総合支援事業費補助金	
経済産業省 (地域未来投資促進法・中心市街地活性化法)	
地域未来投資促進法に基づく基本計画の作成*自治体向け	
地域中核企業・中小企業等連携支援事業	
中心市街地活性化法 (中心市街地活性化基本計画事業)	
認定計画事業に対して補助	
その他	
サービス付き高齢者向け住宅事業、スマートウェルネス住宅推進事業等	

3 居住誘導等に係る施策

周辺環境と調和した暮らしやすい都市を形成するため、地域の将来土地利用を踏まえた住環境の形成を目指します。

(1) 各区域における誘導施策

ア 都市近接居住誘導区域（居住誘導区域）

（都市近接居住誘導区域に係る誘導施策）

誘導施策	事業概要 (○：ソフト事業 ◆：ハード事業)
(1) 移住定住促進	○まちなか居住支援事業 (若年夫婦・子育て世帯等)
(2) 福祉施策	○高齢者向け住宅整備事業者及び土地協力者 募集・登録 ○生涯活躍のまち構想策定検討 ◆駅周辺における高齢者向け新規住宅整備 ◆公有地活用（PRE）
(3) ICT技術の社会普及	○ハイテク機器・ICT等を導入する企業の 支援・誘致 ◆ICT等モデル住宅整備
(4) UR連携事業	○URとの連携 ◆スマートウェルネス住宅モデル事業化検討 ◆大規模公的賃貸住宅団地の福祉拠点化
(5) 空家等対策	○空家等の利活用・予防・指導 ◆モデル事業の展開

イ 産業近接居住区域

(産業近接居住区域に係る施策)

誘導施策	事業概要 (○：ソフト事業 ◆：ハード事業)
(1) 産業しごと創生	○ハイテク機器・ICT等を導入する企業の支援・誘致
(2) 次世代住宅	○ICT導入住宅の普及 ○省エネ施策の普及 ◆エネルギー融通住宅開発 ◆ZEH住宅の普及
(3) 空家対策	○空家等の利活用・予防・指導 ◆モデル事業の展開

ウ 田園近接居住区域

(田園近接居住区域に係る施策)

誘導施策	事業概要 (○：ソフト事業 ◆：ハード事業)
(1) 農業振興	○生産性向上支援 ○新規就農者支援 ○農地の利用集積 ◆利便増進施設の整備促進 (販売所、加工所、農業体験)
(2) 空家対策	○空家等の利活用・予防・指導 ◆モデル事業の展開

エ スtock転換検討区域

(ストック転換検討区域に係る施策)

誘導施策	事業概要 (○：ソフト事業 ◆：ハード事業)
(1) 用途地域	○指定用途地域の評価 (用途地域・容積率の妥当性)
(2) 大規模土地・建物	○大規模土地・建物の動向調査 (建替え、大規模修繕、空状況管理費積立状況等の調査) ◆既存建物ストックの対応 支援制度の調査、提案及び活用

4 全体に係る施策

高齢者や子育て世代まで、あらゆる世代が安全・安心に暮らせる効率的で持続可能なまちづくりの実現のため、都市機能や居住誘導に係る施策のほか、都市全体の機能向上に係る施策にも取り組みます。

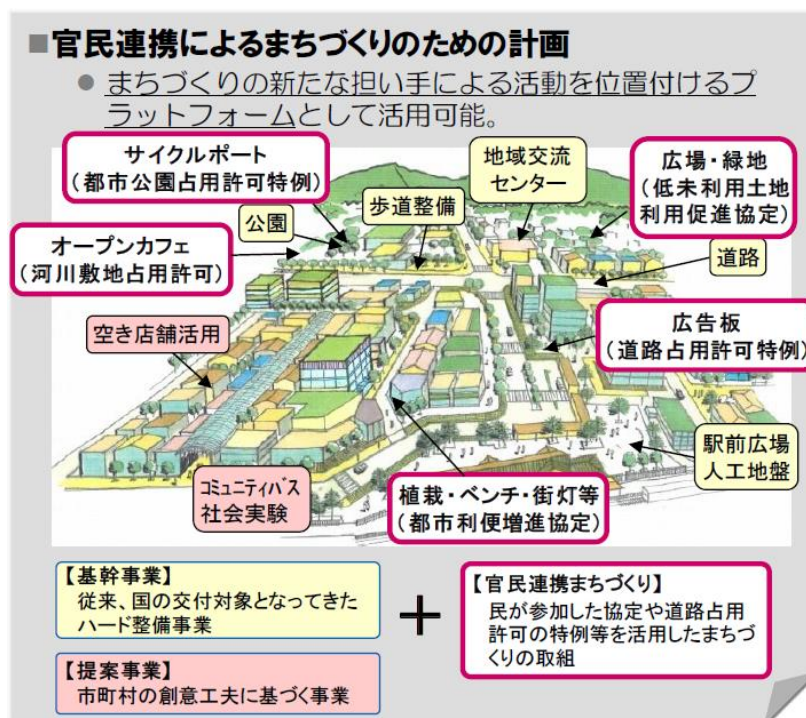
(全体に係る施策)

施策	概要
(1) 民間まちづくり活動の活性化	・都市再生推進法人制度の普及促進
(2) 都市のスポンジ化への対応	ア 低未利用地の有効活用に向けた仕組みづくり イ 低未利用土地の有効活用・適正管理 ウ 公共施設再配置の推進
(3) 健康寿命の延伸	ア 健康に関するデータの活用に向けた取組み (ア) 日頃の生活の中で身体活動量が容易に把握できる仕掛けづくり (イ) 健康づくりとまちづくりの連携 イ 生涯にわたりスポーツに親しみ・楽しむまちづくりの推進 ウ 医療機能の確保に向けた取組み
(4) 新たな交通まちづくり	ア にぎわい安全歩行空間の整備 イ 魅力ある公共交通環境の構築 ウ まちづくりと一体となった地域公共交通網の形成

(1) 民間まちづくり活動の活性化

今後の人口減少をはじめとした急激な時代の変化に対応するためには、共通の目標・目的を持つ行政と民間の連携が一層重要です。都市再生特別措置法では、市町村と連携してまちづくりに取組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等が整備されていることから、この制度を活用することとします。

(例：民間まちづくり活動促進事業)



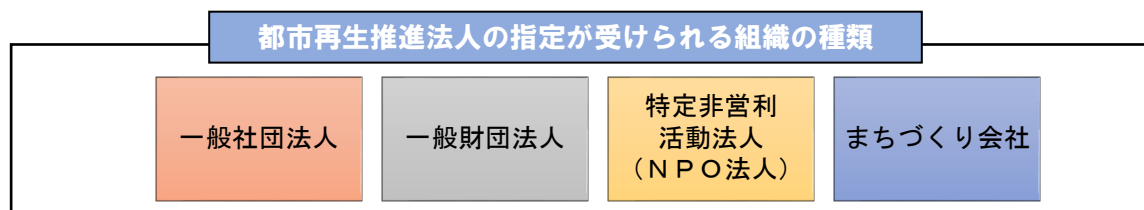
 ：連携まちづくりの例

出典：国土交通省HP

ア 都市再生推進法人について

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、都市再生推進法人を市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定することができます。

都市再生推進法人の指定が受けられるまちづくり組織の種類を以下に示します。



都市再生推進法人として市町村が指定するに当たっては、人材、ノウハウ、財務状況などを審査し、業務を適正かつ確実に行うことが出来ると認められる場合には法人として指定することができます。法人は、公的位置付けが付与されることにより、関係者調整が円滑に進むことが期待されます。

イ 都市再生推進法人の業務について

都市再生推進法人が行える業務として12項目が法第119条に規定されております。主な項目を次に挙げます。

(都市再生推進法人が行える業務の抜粋)

- (ア) 都市開発事業、跡地の管理を行う事業、公共施設の整備
- (イ) 事業用地の取得
- (ウ) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
- (エ) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理

この規定により、都市再生推進法人は、市町村に対して都市再生整備計画の提案や、協定に基づく低未利用地の活用が可能となり、また、事業に対して市町村や国からの支援、税制優遇、エリアマネジメント融資、民間まちづくり活動促進事業による支援、民間都市開発推進機構からの支援を受けることが可能となります。

ウ 実施が想定される事業について

にぎわいづくりと交流による地域活性化、良好な住環境の整備のため、都市機能誘導区域及び都市近接居住誘導区域（居住誘導区域）においてまちづくり活動を推進していきます。実施が想定される事業メニューを次のとおり例示します。

(主体と事業内容との関係)

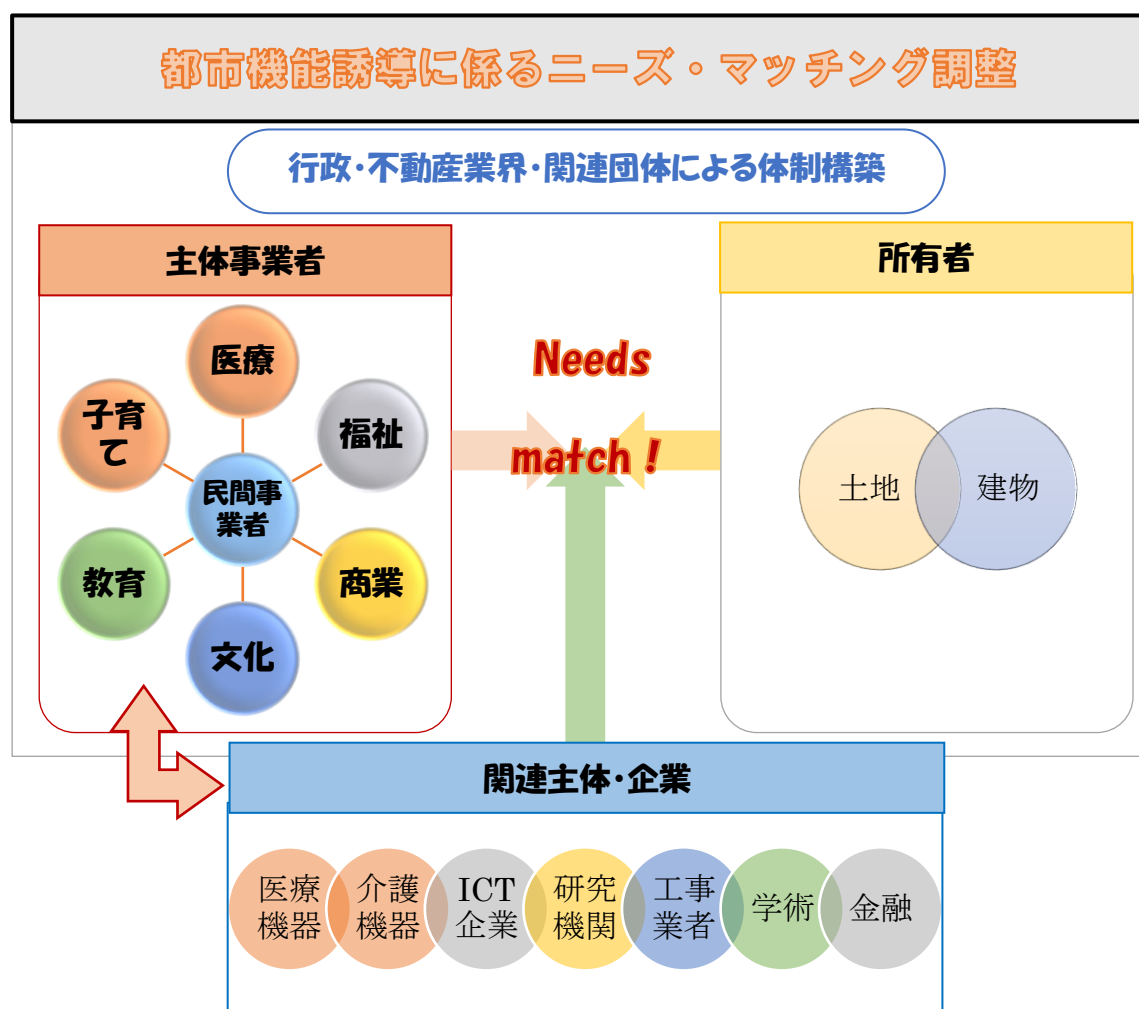
活動及び関係主体		都市再生整備計画 記載事項 (制度手法)	活動内容
活動主体	関係主体		
都市再生推進法人 市町村及び民間	土地所有者 建物所有者	低未利用地 土地利用促進協定	空地・空き店舗を活用した イベント、賑わいづくり活動
都市再生推進法人	道路管理者 河川管理者 公園管理者	道路、公園、河川 敷地占用許可特例	公共空間を活用したイベント、 賑わいづくり活動
都市再生推進法人	土地所有者 建物所有者	都市利便増進協定	まちの利便性を高める施設の 整備を進める（ベンチ・駐輪場）

(2) 都市のスポンジ化への対応

ア 低未利用地の有効活用に向けた仕組みづくり

都市のコンパクト化と高機能化、効率化を図るために、都市機能誘導区域内の低未利用地を活用し、都市機能を誘導する必要があります。また、Society 5.0 関連事業者に対してニーズと協力条件の提示を求め、その条件を基に実現可能な事業を組み立てることが重要となります。これらを円滑に進めるために、民間不動産事業者と行政が連携し、関係者間のニーズを把握し、共有し、公開してマッチングが図れる仕組みを作ることを目指します。

(低未利用地の活用の仕組みづくり)



イ 低未利用土地の有効活用・適正管理のための指針

コンパクト・プラス・ネットワークの推進に当たり、今後の人口減少による土地等の権利の複雑化、空地・空家（空き店舗含む）などの低未利用土地が時間的・空間的に不規則に発生する都市のスポンジ化は、生活利便性の低下や安全性・景観の悪化等、都市の魅力等の低下を招き、都市形成を図るうえで大きな影響や支障をもたらします。

都市機能の誘導や居住の形成を促進するためには、低未利用土地の適正管理はもちろんのこと、有効利用を促すことが必要です。

このため、以下の低未利用土地の有効活用・適正管理のための指針（低未利用土地利用等指針）に基づいて、地権者や地域住民等による低未利用土地の有効利用・適正管理を促すこととします。

なお、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、低未利用土地権利設定等促進計画制度の検討・活用も必要となります。

また、空地・空家をはじめとする低未利用土地を活用し、地域コミュニティが主体となって地域の実情に応じて必要となる公共施設・空間の整備・創出することについて、促進や支援をしていくため、立地誘導促進施設協定制度の検討・活用も必要となります。

低未利用土地利用等指針における対象区域及び管理指針、利用指針については、次のとおりです。

	概要
対象区域	都市機能誘導区域、都市近接居住誘導区域（居住誘導区域）
管理指針	都市のコンパクト化と高機能化、効率化における施設の誘導や良好な居住環境の形成・整備において、空地・空家等の管理不全・発生により、住宅や誘導施設の立地誘導に支障をきたさないよう、市の空家等対策計画とともに、指導・管理是正・勧告といった措置を講じます。
利用指針	都市機能誘導区域
	都市や地域住民の利便性の向上、市街地の活性化やにぎわい創出に寄与するような施設としての利活用を推奨します。
	都市近接居住誘導区域（居住誘導区域）
	リノベーションによる既存住宅の再生や良好な居住環境の整備のための敷地統合等による利用のほか、若年夫婦・子育て世帯、高齢世帯の居住に際し、交流・憩いとなるような場や支援活動拠点としての利用を推奨します。

(都市再生特別措置法の改正概要)

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」平成30年2月9日閣議決定

(1) 都市のスポンジ化対策

[1] 低未利用地の集約等による利用の促進（都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律関係）

- 1) 複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する「低未利用土地権利設定等促進計画制度」の創設
- 2) 都市再生推進法人（まちづくり団体等）の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
- 3) 低未利用地を集約し商業施設等の敷地を確保する土地区画整理事業の集約換地の特例
- 4) 3) の制度に基づく土地区画整理事業への都市開発資金の貸付け
- 5) 市町村による低未利用土地利用等指針の作成、低未利用地の管理についての地権者への勧告

[2] 身の回りの公共空間の創出（都市再生特別措置法及び都市計画法関係）

- 1) 地域コミュニティ等が交流広場等を共同で整備・管理する「立地誘導促進施設協定制」の創設
- 2) 住民団体等をまちづくりの担い手として公的に位置づける「都市計画協力団体制度」の創設

[3] 都市機能のマネジメント（都市再生特別措置法及び都市計画法関係）

- 1) 民間による都市施設等の確実な整備・維持を図る「都市施設等整備協定制」の創設
- 2) 誘導すべき施設（商業施設、医療施設等）の休廃止届出制度の創設

(2) 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上（都市再生特別措置法、都市計画法及び建築基準法関係）

- 1) 公共公益施設の転用の柔軟化
- 2) 駐車施設の附置義務の適正化
- 3) 立体道路制度の適用対象の拡充

法案の概要

都市のスポンジ化対策（都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に）

コーディネート・土地の集約

○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設

- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
- ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能



○都市再生推進法人（まちづくり団体等）の業務に、低未利用地の一時保有等を追加

〔(税) 所得税等の軽減〕

○土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

〔(予算) 都市開発資金貸付け
〔都市開発資金の貸付けに関する法律〕〕

○市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

身の回りの公共空間の創出

○「立地誘導促進施設協定」制度の創設

- 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設（コモンズ）についての地権者による協定（承継効付）
- 〔(税) 固定資産税の軽減〕

※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



* 長野市「パティオ大門」 * 活性化施設(イメージ)

○「都市計画協力団体」制度の創設

- 都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
- 〔身の回りの都市計画の提案が可能に〕

都市機能のマネジメント

○「都市施設等整備協定」制度の創設

- 民間が整備すべき都市計画に定められた施設（アクセス通路等）を確実に整備・維持

○誘導すべき施設（商業施設、医療施設等）の休廃止届出制度の創設

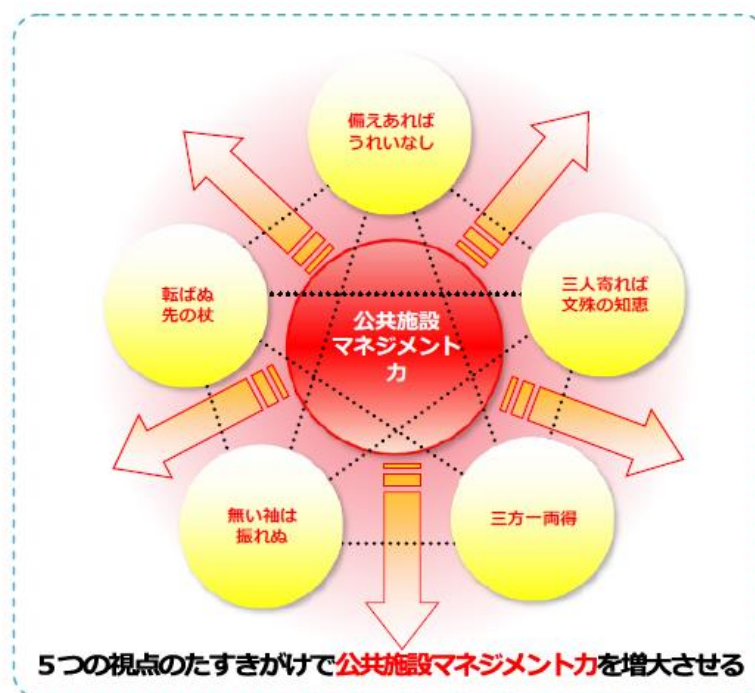
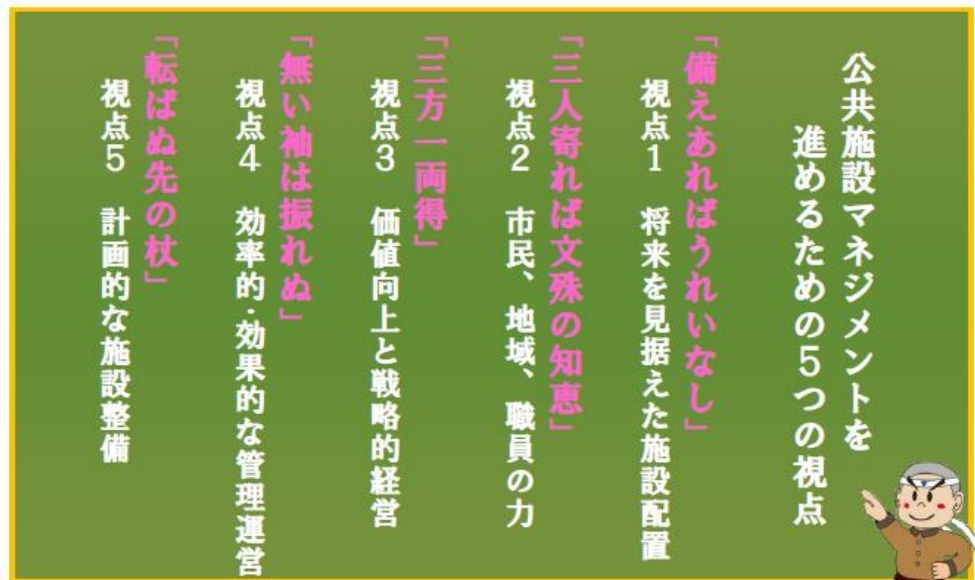
- 市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

ウ 公共施設再配置の推進

将来にわたり必要性の高い公共施設サービスを提供するため、機能誘導や施設建替等の際には、本市の公共施設マネジメントに関する基本理念と連携し、より一層の利便性の向上に努め、効果的かつ効率的な財政経営や持続可能な都市形成の推進を目指します。



出典：秦野市公共施設等総合管理計画

(3) 健康寿命の延伸

ア 健康に関するデータの活用に向けた取組み

(ア) 日頃の生活の中で身体活動量が容易に把握できる仕掛けづくり

国土交通省都市局が策定した健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（平成26年8月）によると、都市政策の取り組みに当たっては、健康・医療・福祉の視点から必要な事業や施策への舵を切ることが必要と明記されています。

このガイドラインに示されている健康と身体活動量に関する傾向及び分析結果（抜粋）を参考として次に示します。

（健康と身体活動量に関するデータ）

- a 1日あたり8千歩の歩行を達成している人は運動機能の衰えや低下が低い傾向にある。ロコモティブシンドローム※¹のリスクを抑制する。
- b 地域助け合い活動をしている人は1日当たりの平均歩行数が多い。
- c 交流施設が徒歩圏域にある高齢者は地域活動やサークルへの参加率及び外出率が高い。
- d 運動未実施の市民は7割、そのうち実施する意思のない市民は7割（全単体の49パーセント）が運動をする意思がない。
- e 徒歩や自転車で行ける範囲に必要な施設や機能として、病院・福祉施設、スーパーマーケット、学校、鉄道駅・停留所の順に回答が多くなっている。内閣府世論調査（平成21年）
- f メタボリックシンドローム※²該当者及びその予備群に該当する方は、年間一人当たり医療費が9万円高い。

市民一人ひとりが出来るだけ病気にならないように日頃から何らかの形で身体活動を習慣化することで、個人の健康面に効果があることが分かっており、本市でもヘルスリテラシー※³の社会認知の浸透と裾野の拡大を図り、身体活動の増加に向けた取り組みがされているところです。

※1 ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：運動器の障害により「要介護になる」リスクの高い状態になること（出典：日本臨床整形外科学会HP）

※2 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと（出典：e-ヘルスネットHP 厚生労働省）

※3 ヘルスリテラシー：健康や医療に関する情報を理解・活用できる力のこと（出典：統合医療情報発信サイトHP 厚生労働省）

また、データを活用した予防・健康づくりについては、総務省、厚生労働省、経済産業省が連携して進めており、国は2020年(令和2年)にデータ利活用基盤の本格稼働を目指しています。

そこで、本市もこの動きの把握に努め、情報空間の社会基盤整備を推進し、健康づくりの推進に努めます。

(施策)

- | | |
|---|--|
| a | 目 標：高齢者の身体活動量の増進 2040年まで継続
生産年齢人口の運動の推奨（20年後も健康な体づくり） |
| b | 施 策： <ul style="list-style-type: none">・身体活動量を容易に計測及び集計する手法の調査検討・健康、医療、福祉のデータ利活用基盤を整備し、個人の運動量をデータベース化し、それぞれの効果を増進・健康はだの21の推進・秦野市データヘルス計画推進 |

(イ) 健康づくりとまちづくりの連携

健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドラインによると、「健康・医療・福祉のまちづくり」に必要な5つの取組として、次の項目が掲げられています。

(「健康・医療・福祉のまちづくり」に必要な5つの取組)

- | | |
|---|--|
| a | 住民の健康意識を高め、運動習慣を身につける。 |
| b | コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る。 |
| c | 日常生活圏域・徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する。 |
| d | 街歩きを促す歩行空間を形成する。 |
| e | 公共交通の利用環境を高める |

日頃の生活の中に身体活動量が容易に把握できるような仕掛けがまちに組み込まれていたなら、人々は健康を意識するようになるのでしょうか。

例えば、大学・研究機関や市民、健康関連の団体と協議したうえで、駅周辺において身体活動量を増加させるためのアイデアを募集し、実験環境を整え、モデリングし、効果を計測します。心理的效果により啓発を狙ったもの、実際に健康への影響数値を計測するもの、具体的な計測手法に係るものなど、様々なアイデアによって、具体的な整備につながる可能性があります。

さらに、身体活動に農業という目的を加えると生産性につながることも想定されます。健康と農業の関係及び効果を明らかにする取り組みを同時に進めながら、健康づくりと農業振興によるまちづくりの展開を検討していきます。

イ 生涯にわたりスポーツに親しみ・楽しむまちづくりの推進

日頃からスポーツに親しむ習慣や意識が定着することは、健康維持の増進や身体活動の確保につながり、健康寿命の延伸に期待が想定されます。

健康志向の高まりや身近に気軽にスポーツに親しめる環境の整備が増えていることから、あらゆる世代が健康リスクを低減できるような、より一層の運動習慣の定着推進に向けたまちづくりの推進を検討します。

ウ 医療機能の確保

労働人口の高齢化及び将来減少に伴う課題として、医師の不足が懸念されています。

本市の2014年（平成26年）における医師人数及び人口1,000人当たりの医師人数を8.24及25に示します。

人口1,000人当たりの医師人数は1.39人（医師数233人）であり、近隣市町の平均2.23人と比較して少ない状況です。

診療科目別に見ても、内科、外科、小児科など多くの診療科において、人口1,000人当たりの医師人数は、近隣市町の平均より少ない状況にあります。少子高齢化が進展するなか、さらに地域医療の充実が求められていますので、市民が安心して医療を受けることができるよう、国県の補助制度だけでなく、医師の確保に向けた本市独自の支援を行うことも重要な施策のひとつと考えられます。

そのため、国県の補助制度だけでなく、医師の確保に向けた本市独自の支援を行うことも重要な施策のひとつと考えられます。

県地域医療圏構想2016年（平成28年）10月における医療需要予測の結果においても、在宅医療、回復期医療従事者が不足することが懸念されているため、県及び関係機関と連携が今後一層重要となっています。

（参考）神奈川県地域医療圏構想（平成28年10月）一部要約

湘南西部地域（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）
予測

医療施設従事歯科医師、病院従事保健師、病院従事助産師の人口10万人対の従事者数は、県全体及び全国の数値を下回る。

- (ア) 入院医療需要は、2035年（令和17年）がピーク。2013年（平成25年）比1.26倍
- (イ) 在宅医療等の医療需要は、2035年（令和17年）がピーク。2013年（平成25年）比2.0倍
- (ウ) 在宅医療等の医療需要のうち、居宅等において訪問診療を受ける患者数は、2025年（令和7年）には、2013年（平成25年）比で1.58倍に増加。

(4) 新たな交通まちづくり

ア にぎわい安全歩行空間の整備

駅周辺における歩行者の安全確保、健康づくり、にぎわいづくりの観点から、まちなかで自動車の往来を気にせずに、買物を楽しめる空間づくりの手法として、道路の歩行空間を活用した取り組みが全国で進められています。駅周辺の道路空間を車主体から歩行者主体にシフトすることによって、歩行者が安全に安心してまちなかを巡り、楽しむ機会を創出するもので、都市再生整備法人や商店街等の協力を得て、歩行者を誘導する取り組みを同時に行い、より効果を高めていくものです。

先進都市では、歩行者誘導施策として、道路空間を活用したオープンカフェの実証実験が全国で行われており、その取り組みの結果、新たに店舗が出店し、歩行者が増えるという好循環が生まれています。

本市でも、実現性の高い路線、あるいは地元の行事としてイベント等が既に行われている路線において、実験的に休憩スペースやカフェの設置を行い、一般車両が通過する道路よりも、高齢者や歩行者が安心して歩ける限定的な空間づくりを進め、安全なにぎわいづくりの取り組みを推進します。

(歩行者空間の確保施策)

- | | | |
|-----|-------|--|
| (ア) | 目 的 | ：地域活性化施策として実施
：安心して歩いて暮らせるまちづくりの実践
：通過交通の抑制による高齢者の事故防止 |
| (イ) | 実施主体 | ：都市再生整備推進法人、又は民間主体（商店街等） |
| (ウ) | 条 件 | ：都市再生整備計画区域内 |
| (エ) | 候 補 地 | ：秦野駅周辺
：渋沢駅周辺 |
| (オ) | 関連施策 | ：車両速度制限を適用 |
| (カ) | 事業手法 | ：都市再生整備計画事業（民間まちづくり促進事業） |
| (キ) | 根 拠 | ：都市再生特別措置法、道路占用許可特例を適用 |

国家戦略特区制度やサンドボックス制度、その他特区制度等の活用により、自動運転の取り組みが進められています。

本市においても地元企業や先行企業との連携により、社会に対する自動運転技術の一部実装を推進します。

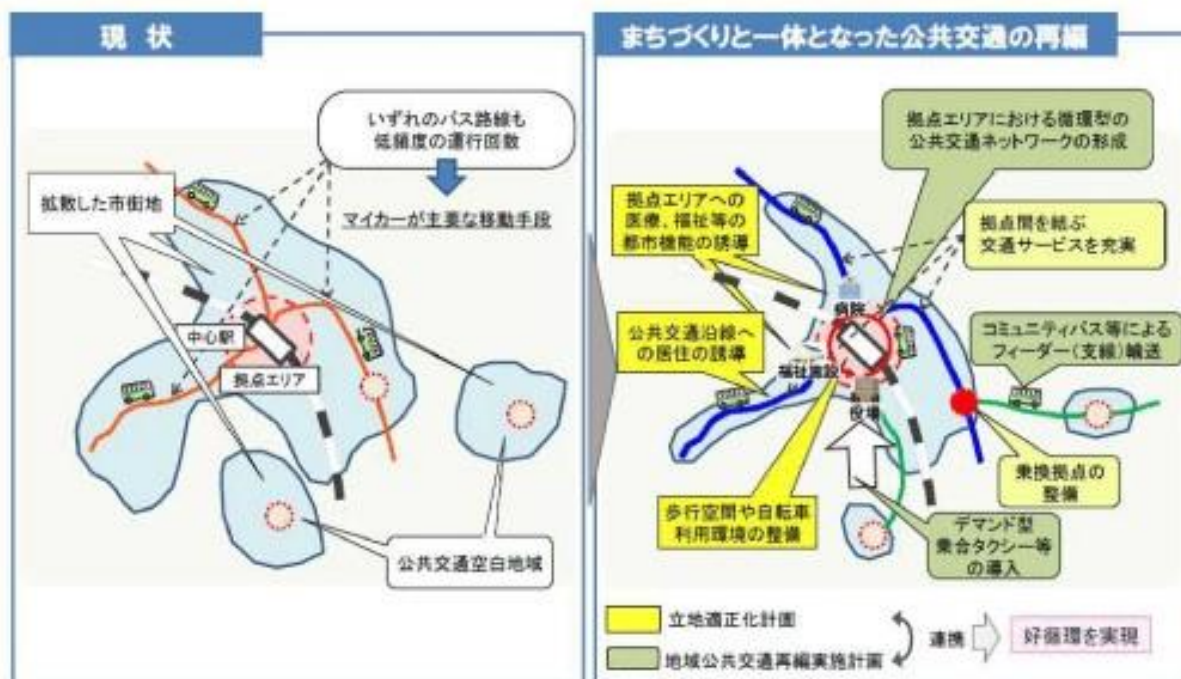
(自動運転技術導入に関する先行モデル)

- (ア) テストフィールド
郊外団地、山間部、企業敷地内、大学敷地内、公園等を想定
- (イ) 事業者
地元企業との連携、相談センターの活用、地元金融機関
- (ウ) 関係機関
警察、道路管理者、交通事業者、モデル地区市民、産業団体
- (エ) 目 的
- ・ 山間部の農業支援
 - ・ 地元産業の発展（自動車関連）
 - ・ 公共交通との連携調整
 - ・ 高齢免許返納者の移動手段の確保 等

ウ まちづくりと一体となった地域公共交通網の形成

地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。

そのため、本計画のより一層の推進においては、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網の形成を推進します。



出典：国土交通省HP

第9章

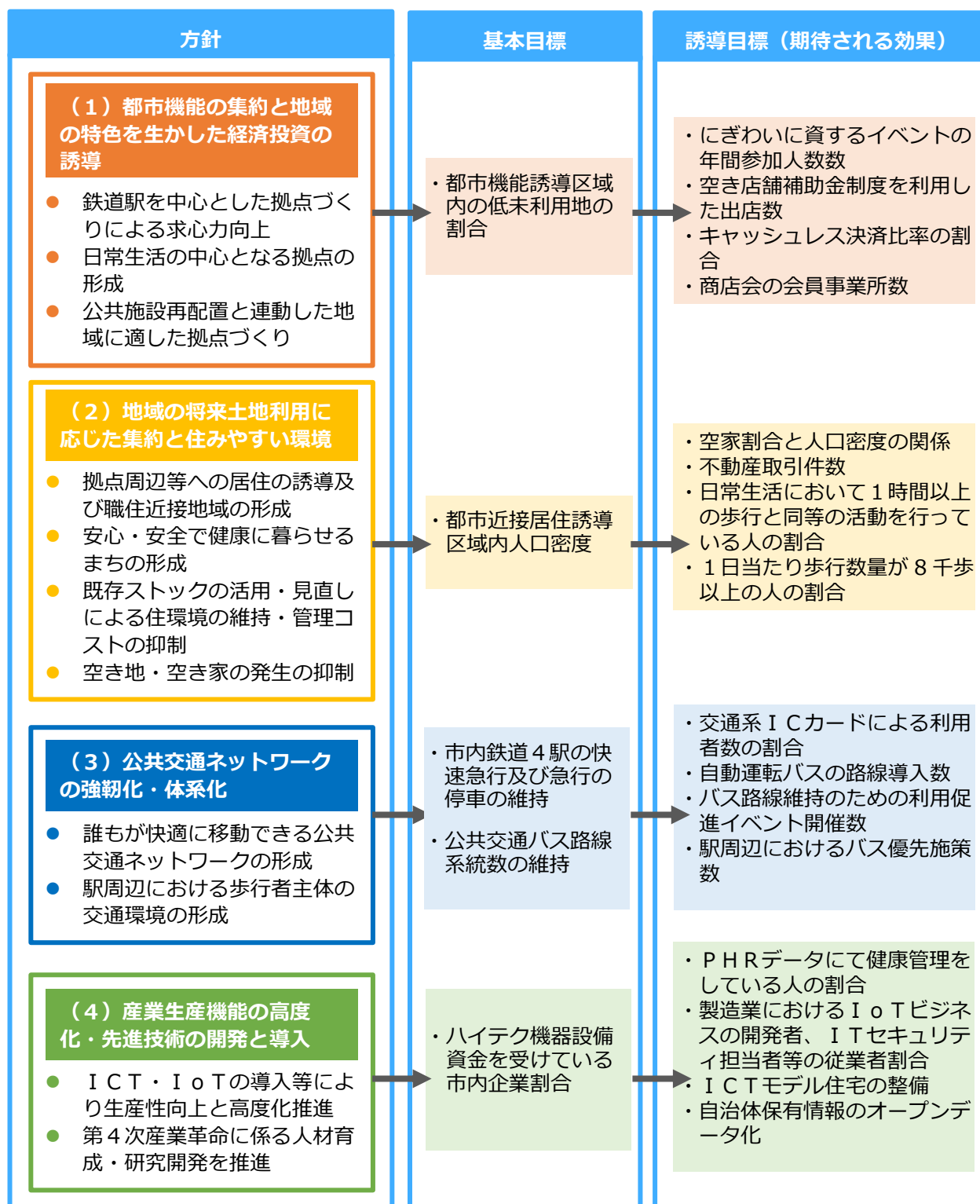
目標指標

1. 目標指標と期待される効果の検討
2. 計画の評価と見直し

1 目標指標と期待される効果の検討

本計画の達成状況を確認する指標は、「立地適正化計画の方針」を踏まえて設定します。都市機能や居住の維持・誘導に向けた定量的な目標を示す「基本目標」と、施策の取り組み状況や効果発現状況を確認する「誘導目標」を設定します。

(立地適正化計画の方針と目標値)



(1) 都市機能の集約と地域の特色を生かした経済投資の誘導に関する目標

ア 目標設定の考え方

低未利用地の活用を図り、中心的な市街地を再構築することで、地域活性化、地域資源を生かした交流やにぎわいづくりを目指すことを目標に設定します。

イ 目標

(基本目標：都市機能誘導区域内の低未利用地の割合)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
都市機能誘導区域内における低未利用地の割合	12.8%	11.6%
(目標値の算出方法) 都市計画基礎調査における「低未利用地」に分類される種別のうち、比較的土地利用・活用が容易な「未建築宅地」を積極利用することを前提に、2015年(平成27年)の基準値から「未建築宅地」の割合を差し引いた値で算出		

(誘導目標)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
にぎわいに資するイベントの年間参加人数 (産業振興課：アンケート調査により集計する)	23,200人	維持 (人口比率に応じて)
空き店舗補助金制度を利用した出店数 (過去5年間(H26～H30)の利用件数の平均値による)	4件/年	4件/年
キャッシュレス決済比率の割合 (内閣府「未来投資戦略2018」より参照) (今後、計測方法を整備・検証のうえ、導入・実施を図る)	—	40%
・商店会の会員事業所数 (秦野市 平成27年度商工業実態調査報告書)	758件	維持 (人口比率に応じて)

(2) 地域の将来土地利用に応じた集約と住みやすい環境の維持・形成に関する目標

ア 目標設定の考え方

都市近接居住誘導区域内の人口密度を確保し、現存する都市機能の流出抑制、新規機能の立地等を誘導し、生活しやすい市街地環境が維持されることを目標に設定します。

イ 目標

(基本目標：居住誘導区域内人口密度)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
都市近接居住誘導区域内人口密度	74.4人/ha	60人/ha
(参考・市街化区域人口密度)	58.8人/ha	—
(目標値の算出方法) 都市計画運用指針(国土交通省)における住宅用地の人口密度の望ましい値		

(誘導目標)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
市街化区域に対する都市近接居住誘導区域内の空家率の割合 (空家所管課・都市政策所管課調査結果による)	1.0	1.0以下
不動産取引件数 (国土交通省 土地取引規制基礎調査概況調査)	1,560件	維持 (人口比率に応じて)
日常生活において1時間以上の歩行と同等の活動を行っている人の割合(40歳～74歳を基に算出) (健康はだの21資料を参考に設定)	53%	66.5%
1日当たり歩行数量8千歩以上の人の割合 (かながわ健康プラン21を参考に設定) (今後、計測方法を整備・検証のうえ、導入・実施を図る)	—	40%

(3) 公共交通ネットワークの強化・体系化による快適に移動できるまちの形成に関する目標

ア 目標設定の考え方

公共交通が利用しやすい地域への居住誘導や路線の再編による最適化により、住民の移動の利便性が確保されることを目標に設定します。

イ 目標

(基本目標：公共交通バス系統路線数の維持)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
市内鉄道4駅の快速急行及び急行の停車の維持	4駅	維持
(目標値の算出方法) 市内鉄道4駅の乗降客数を人口比率に応じて維持することにより、停車を維持		
公共交通バス路線系統の維持	53系統	維持
(目標値の算出方法) 基幹交通事業者、及び民間事業者のそれぞれの系統数の合計値		

(誘導目標)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
交通系ICカードによる利用者数の割合 キャッシュレスによる便利な移動社会の実現 (交通事業者の保有データ：秦野管内で乗車又は降車した人のうち、 キャッシュレスで利用した方の割合)	約85%	約90%
自動運転バスの路線導入数 (交通事業者)	—	新規導入
バス路線維持のための利用促進イベント開催数 (交通事業者・行政単独、又は関係者との連携イベント)	—	2回/年
駅周辺におけるバス優先施策 バスの利便性向上、歩行者及び高齢者等の安全確保、自動運転車 両の導入に伴う外部環境負荷軽減 (道路管理者、交通管理者、交通事業者及び関係者) バス優先時間帯設定、一般車両の速度規制、P&R施策	—	新規導入

(4) 産業生産機能の高度化・先進技術の開発と導入に関する目標

ア 目標設定の考え方

第4次産業革命を産業や生活に取り入れ、人口減少下においても地域の活力を生み出し、都市の活性化と持続可能性が確保されることを目標に設定します。

イ 目標

(基本目標：ハイテク機器設備資金を受けている市内企業割合)

	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
ハイテク機器設備資金を受けている市内企業割合	10件／年	10件／年
(目標値の算出方法) 市担当部署の申請受理件数の集計・把握による		

(誘導目標)

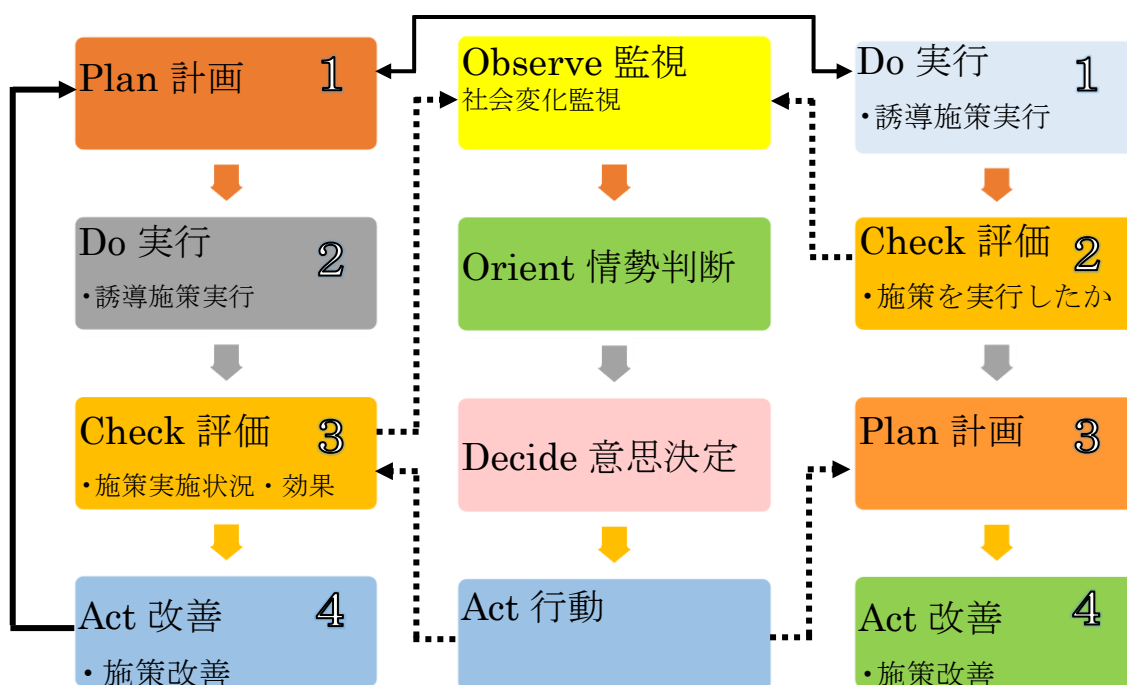
	基準値	目標値
	2015年 (平成27年)	2040年 (令和22年)
PHRデータにて健康管理をしている人の割合 (総人口に対するPHRのデータ等により健康管理をしている人の割合) (今後、計測方法を整備・検証のうえ、導入・実施を図る)	—	新規導入
製造業におけるIoTビジネスの開発者、ITセキュリティ担当者等の従業者数割合 (経済産業省「新産業構造ビジョン(平成29年5月30日)より参照)	—	約2%増
ICTモデル住宅の整備	—	新規導入
自治体保有情報のオープンデータ化 (国の推奨するデータセットに対する割合)	約64% (R1年時点)	100%

2 計画の評価と見直し

本計画の策定後、人口動態の変化や機能立地の変化の把握に努めるとともに、目標達成に向けた施策を実施していきます。今後、日本全体における社会経済の変化だけでなく、国の制度改正、廃止、新設が想定されるため、政府及び各省庁の動向を注視し、時代の先を見据えて対応する必要があります。

そのため、本市の施策については、それぞれの取組状況について、定期的に管理し、進捗状況や効果を確認していくとともに、施策の熟度を高め、必要に応じて施策を見直し、人口目標等の達成につなげていくこととします。

P D C Aサイクルによる施策の評価見直しフロー



今後20年の間に、社会情勢の変化と経済需要、人口・雇用・労働・科学・教育・文化・金融・土地・税制など、様々な分野において、様々な変化が生じていきます。

私たち自身が時代をリードする意志を持ち、本市が将来迎える危機を確実に予測し、回避していく知恵や方法を常に模索しながら、取り組みます。

部長会議付議事案書（報告）

(令和元年11月5日)

提案課名 障害福祉課

報告者名 山本 英範

事案名	秦野市障害者福祉計画（第5期）計画案について	有 資料 無
提案趣旨	障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者福祉施策を推進するうえでの総合的な計画である秦野市障害者福祉計画（第4期）の計画期間が今年度で終了するため、第5期計画案（資料3のとおり）を作成しましたので、報告するものです。 なお、この計画案は、秦野市障害者支援委員会において検討を重ねて作成したものです。	
概要	1 計画策定の背景 第4期計画策定後に障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の一部改正、また平成28年7月に発生した「津久井やまゆり園」事件など障害者を取り巻く環境や施策の大きな変化を背景として計画を策定 2 計画の基本理念、基本方針、基本的視点、基本目標 別紙資料1「秦野市障害者福祉計画（第5期）」参照 別紙資料2「計画の新旧対照表」参照 3 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5か年	
経過	1 関係団体及び障害者支援施設からのヒアリング実施 平成31年2月19日、21日 2 秦野市障害者支援委員会で協議 第1回 令和元年5月26日 第2回 同年8月20日 第3回 同年10月29日	
今後の進め方	1 令和元年11月15日 議員連絡会への報告（12月27日まで意見聴取） 2 同年11月20日 パブリックコメント募集（12月20日まで。広報はだの11月15日号掲載） 3 令和2年1月21日 第4回秦野市障害者支援委員会にて諮問。その後答申 4 令和2年3月 計画策定	

秦野市障害者福祉計画（第5期）について

基本理念

- ◎すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

基本方針

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

4つの《基本的な視点》からそれぞれの
ライフステージに応じた施策の展開

自己実現を支える意思決定の支援

障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援

自分らしさを生かした社会参加への支援

安全に安心して暮らせるまちづくり

基本目標

乳幼児期から
就学前までの施策

・ 障害の早期発見と早期療育体制の充実

学齢期の施策

・ ともに学びともに育つ教育の推進
・ 放課後等対策の充実

学校卒業後の施策

・ 適性や能力に応じた就労支援の推進
・ 社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進
・ 地域生活支援の充実

高齢期の施策

・ 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携

生涯にわたっての
施策

・ すべての人にやさしいまちづくりの推進
・ 自己実現を支える相談支援の推進
・ 権利擁護体制の推進
・ 安全・安心のしくみづくり

【基本理念】

障害者福祉施策は、障害者基本法の理念に基づき講じられる必要があるとの考え方から、本計画においても、障害者基本法に基づき掲げられた前計画の理念を継承し、以下の３点を基本理念として掲げます。

- ◎すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

【基本方針】

本計画策定に当たっては、基本理念を踏まえ、障害のある方が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことで、すべての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりが大切であると考えます。

この考え方の上で、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障害者のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現を目指すことを基本方針とします。

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

《基本的な視点》

基本理念や基本方針に基づき「乳幼児から就学前まで」、「学齢期」、「学校卒業後」、「高齢期」及び「生涯にわたって」の５つのライフステージにおける施策の推進を図ります。

障害者施策の推進にあたっては、「人権の尊重」、「日常生活への支援」、「社会生活への支援」及び「社会の基盤整備」などに配慮すべく、次の４点を基本的な視点として常に考慮しながら施策を展開していきます。

① **自己実現を支える意思決定の支援**

障害のある方を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害のある方の施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、障害のある方の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

② **障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援**

障害のある方の人権や年齢、性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障害者施策を実現します。

また、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策の充実に努めます。

③ **自分らしさを生かした社会参加への支援**

障害のある方もない方も、社会、経済、文化などあらゆる分野で活動できる社会を目指します。

また、個々の障害の状況に応じたサービスや情報を自ら選択・利用できる体制を整え、共に学び、そして希望を持って働ける場を充実させることで、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に努めます。

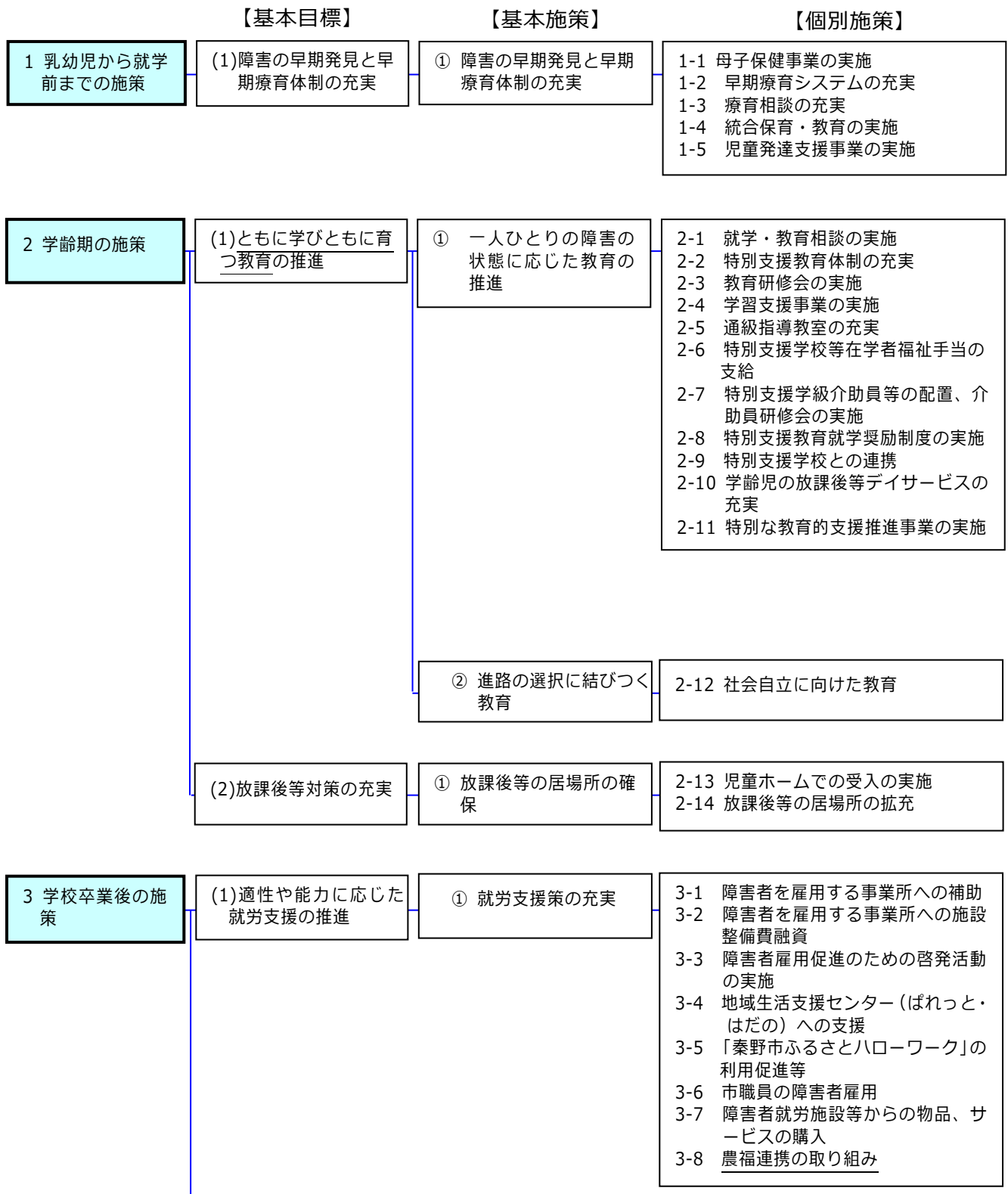
④ **安全に安心して暮らせるまちづくり**

障害のある方が、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう生活支援サービスの充実をはじめ、災害時に必要な支援の提供に向けた、事前の防災支援体制を整備します。

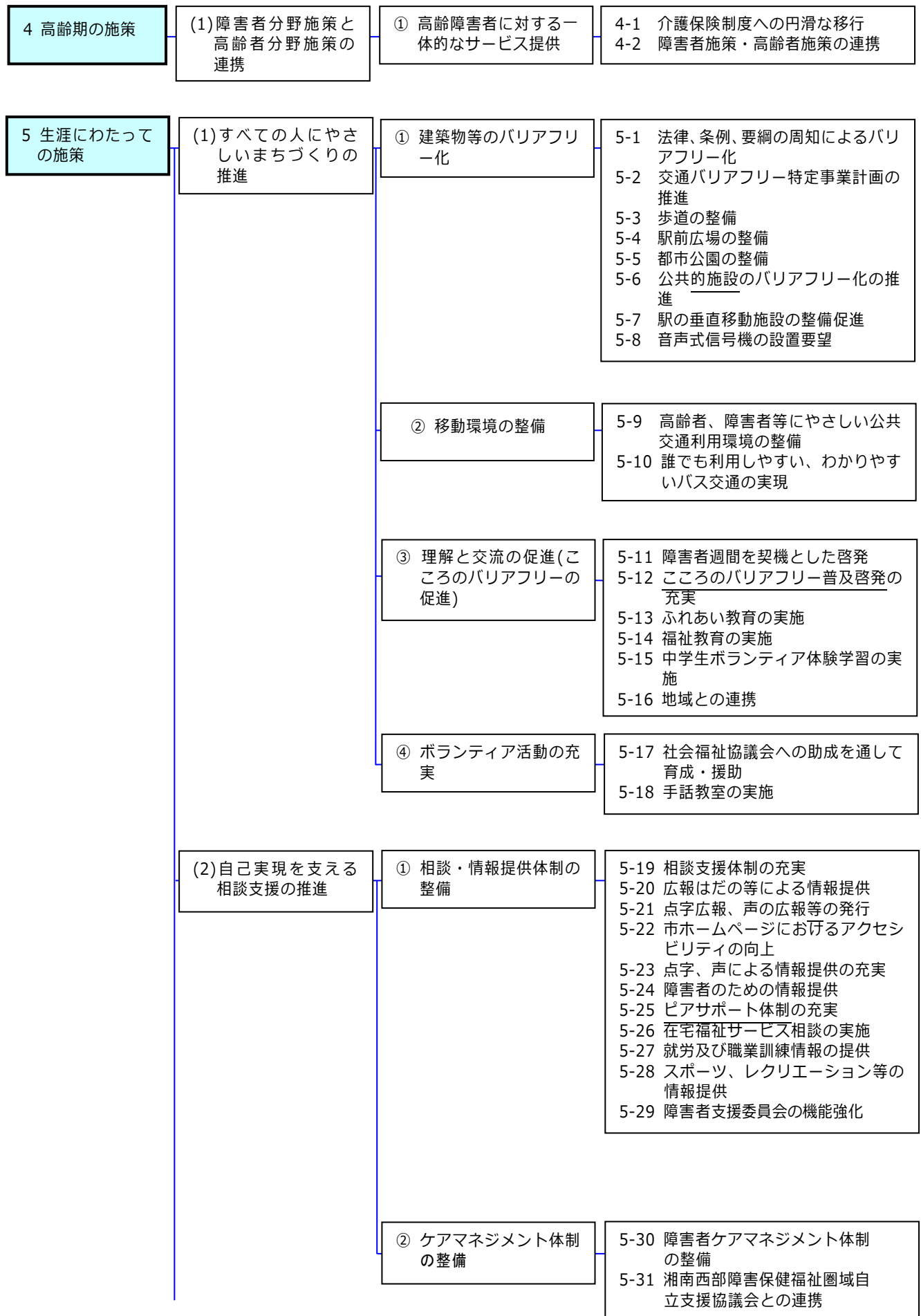
また、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図り、安全に暮らせる生活環境を整備します。

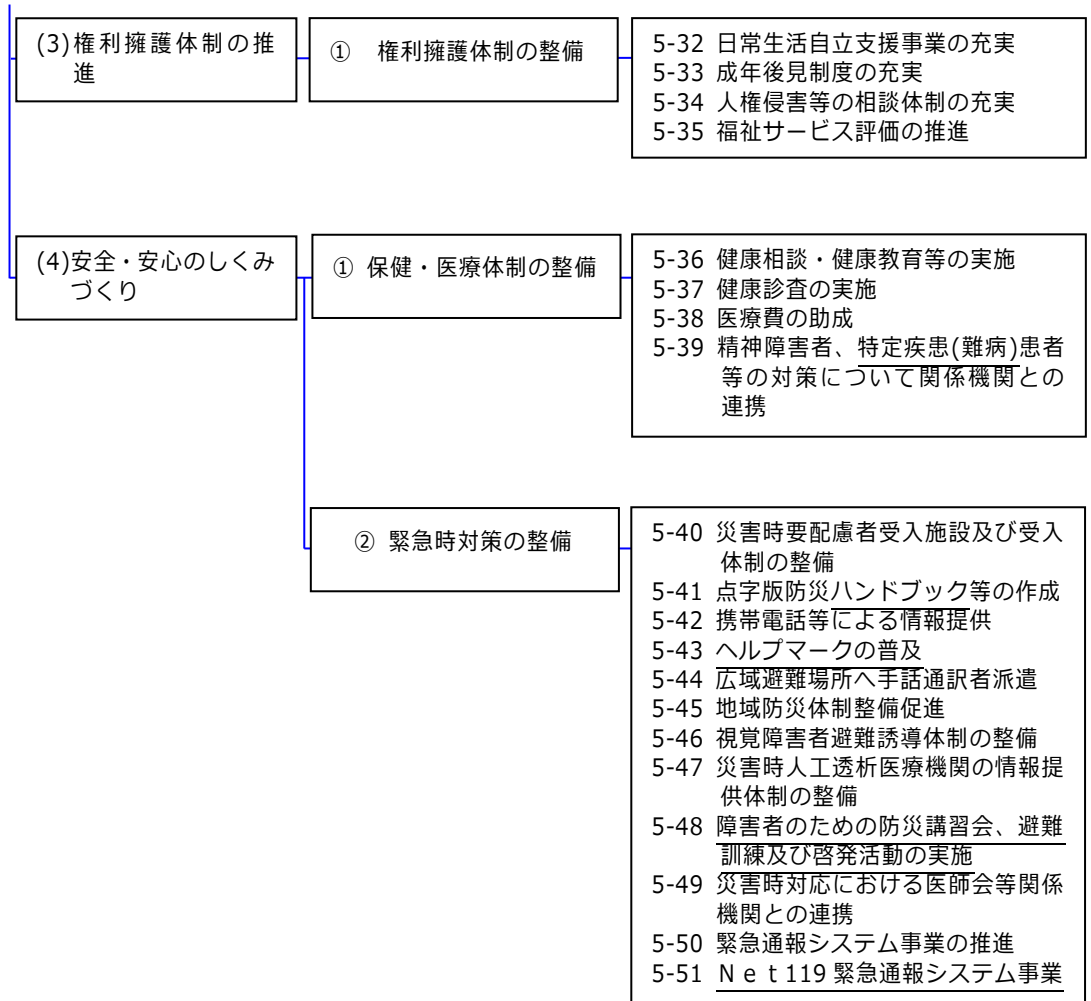
さらに、成年後見制度の周知啓発と利用促進を図り、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施 策 の 体 系



(2)社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進	① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	3-9 スポーツ大会参加者への支援 3-10 スポーツ教室の実施 3-11 スポーツ指導者の育成 3-12 障害者向けスポーツの普及 3-13 「ともしび秦野」の実施 3-14 図書館にともしび室の設置 3-15 図書館の障害者サービスの推進 3-16 たけのご学級の開催 3-17 障害者が社会参加しやすい環境整備
	② 外出支援(移動支援)策の充実	3-18 施設通所交通費の助成 3-19 自動車燃料費の助成 3-20 自動車改造費の助成 3-21 運転免許証取得の助成 3-22 タクシー乗車料金の助成 3-23 移動支援事業の実施
	③ コミュニケーション手段の確保	3-24 市役所手話通訳者設置の充実 3-25 手話通訳者の派遣 3-26 手話通訳者の養成 3-27 病院等への手話通訳者設置要望
	④ 当事者活動・社会参加活動の充実	3-28 当事者活動の促進
(3)地域生活支援の充実	① 福祉サービスの充実	3-29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の円滑な利用促進 3-30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3-31 障害者給食サービスの実施促進 3-32 入浴サービスの充実 3-33 身体障害者補助犬の利用促進 3-34 移動支援事業の充実 3-35 日中一時支援事業の充実 3-36 福祉サービスを充分に利用できない人への支援の充実 3-37 ごみ及び資源の戸別収集の実施 3-38 グループホーム家賃助成の実施
	② 施設機能の充実	3-39 地域生活サポート事業の充実 3-40 地域活動支援センターの充実
	③ 多様な暮らしの場の整備	3-41 市営住宅の優先募集枠の確保 3-42 住宅設備改良費助成 3-43 グループホーム整備運営助成 3-44 地域生活移行の促進





計画の新旧対照表

区 分		配慮すべき障害福祉の流れ	第 5 期	第 4 期
計画の理念		個人の尊厳の尊重 障害者権利条約発効	第 4 期を継承	すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
		障害者虐待防止法、障害者差別解消法、災害対策基本法改正	第 4 期を継承	すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
		個人の尊厳の尊重 障害者権利条約発効	第 4 期を継承	一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる
基本方針			第 4 期を継承	一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現
基本的な視点		相談支援の充実、本人意思の尊重、虐待の防止、成年後見の充実、意思決定支援	自己実現を支える意思決定の支援	自己決定の尊重及び意思決定の支援
		ケアマネジメントの充実、障害特性に応じた支援	障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援	障害特性等に配慮した暮らしへの支援
		就労支援の充実、障害特性に応じた支援	第 4 期を継承	自分らしさを生かした社会参加を促す支援
		アクセシビリティの向上、権利擁護体制の充実、要支援者支援対策	安全に、安心して暮らせるまちづくり	安心して、安全に暮らせるまちづくり
基本 目 標	乳幼児期から 就学前までの施策	発達に遅れのある子どもの相談増加への支援	第 4 期を継承	障害の早期発見と早期療育体制の充実
	学齢期の施策	多様な学びの場	ともに学びともに育つ教育の推進	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
		放課後等の居場所の確保	第 4 期を継承	放課後等対策の充実
	学校卒業後の施策	一般就労、福祉的就労など多様な選択肢と相談機能や就労後のケア	第 4 期を継承	適性や能力に応じた就労支援の推進
		障害特性に応じた多様な場の提供と参加しやすい環境づくり	第 4 期を継承	社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進
		誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	第 4 期を継承	地域生活支援の充実
	高齢期の施策	障害者及び介護者の高齢化に伴う対応	第 4 期を継承	障害者分野施策と高齢者分野施策の連携
	生涯にわたっての 施策	社会的障壁除去と合理的配慮	すべての人にやさしいまちづくりの推進	誰にもやさしいまちづくりの推進（ハード面）
		社会的障壁除去と合理的配慮		誰もがやさしいまちづくりの推進（ソフト面）
		意思決定支援、虐待の防止、成年後見の充実	自己実現を支える相談支援の推進	自立生活を支える相談支援のしくみづくり
			権利擁護体制の推進	—
		避難行動要支援者名簿の作成、福祉避難所の充実	安全・安心のしくみづくり	安心・安全のしくみづくり

秦野市障害者福祉計画案

(第5期 令和2年度～令和6年度)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の基本理念	2
4 計画の基本方針	2
5 基本的な視点	3
① 自己実現を支える意思決定の支援	3
② 障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援	3
③ 自分らしさを生かした社会参加への支援	3
④ 安全に安心して暮らせるまちづくり	3
6 計画の期間	4

第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

1 総人口の推移	5
2 障害者数の推移	6
(1) 身体障害者の状況	6
(2) 知的障害者の状況	8
(3) 精神障害者の状況	9
(4) 特定疾患（難病）患者の状況	10
3 障害者数の推計	11

第3章 施策の展開

《 施 策 の 体 系 》	14
1 乳幼児から就学前までの施策	18
(1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実	18
① 障害の早期発見と早期療育体制の充実	18
2 学齢期の施策	21
(1) とともに学びともに育つ教育の推進	21
① 一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進	21
② 進路の選択に結びつく教育	25
(2) 放課後等対策の充実	25
① 放課後等の居場所の確保	25

3	学校卒業後の施策	27
(1)	適性や能力に応じた就労支援の推進	27
①	就労支援策の充実	27
(2)	社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進	30
①	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	30
②	外出支援（移動支援）策の充実	34
③	コミュニケーション手段の確保	36
④	当事者活動・社会参加活動の充実	37
(3)	地域生活支援の充実	38
①	福祉サービスの充実	38
②	施設機能の充実	41
③	多様な暮らしの場の整備	43
4	高齢期の施策	45
(1)	障害者分野施策と高齢者分野施策の連携	45
①	高齢障害者に対する一体的なサービスの提供	45
5	生涯にわたっての施策	47
(1)	すべての人にやさしいまちづくりの推進	47
①	建築物等のバリアフリー化	47
②	移動環境の整備	49
③	理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）	50
④	ボランティア活動の充実	53
(2)	自己実現を支える相談支援のしくみづくり	54
①	相談・情報提供体制の整備	54
②	ケアマネジメント体制の整備	58
(3)	権利擁護体制の推進	59
①	権利擁護体制の整備	59
(4)	安全・安心のしくみづくり	62
①	保健・医療体制の整備	62
②	緊急時対策の整備	64
第4章 計画の推進体制		
1	計画の進捗状況の把握、評価	69
2	庁内推進体制	69

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び目的

本市では、障害のある人もない人もすべての人が、地域の中で自らの考えと判断により、豊かに生活できるような社会の実現を目指し、平成 11 年 3 月に策定した「秦野市障害者福祉計画（第 1 期）」以降、3 回の改定（平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年）を経る中で、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者施策を総合的に推進してきました。

この間、平成 17 年に発達障害者支援法が、平成 18 年には障害者自立支援法、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な推進が図られました。

また、平成 18 年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成 25 年には、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の範囲や支援を拡大した障害者総合支援法や、障害者基本法第 4 条「差別の禁止」の基本原則を具文化した障害者差別解消法が施行されました。

その他にも、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関する数多くの法律が施行されています。

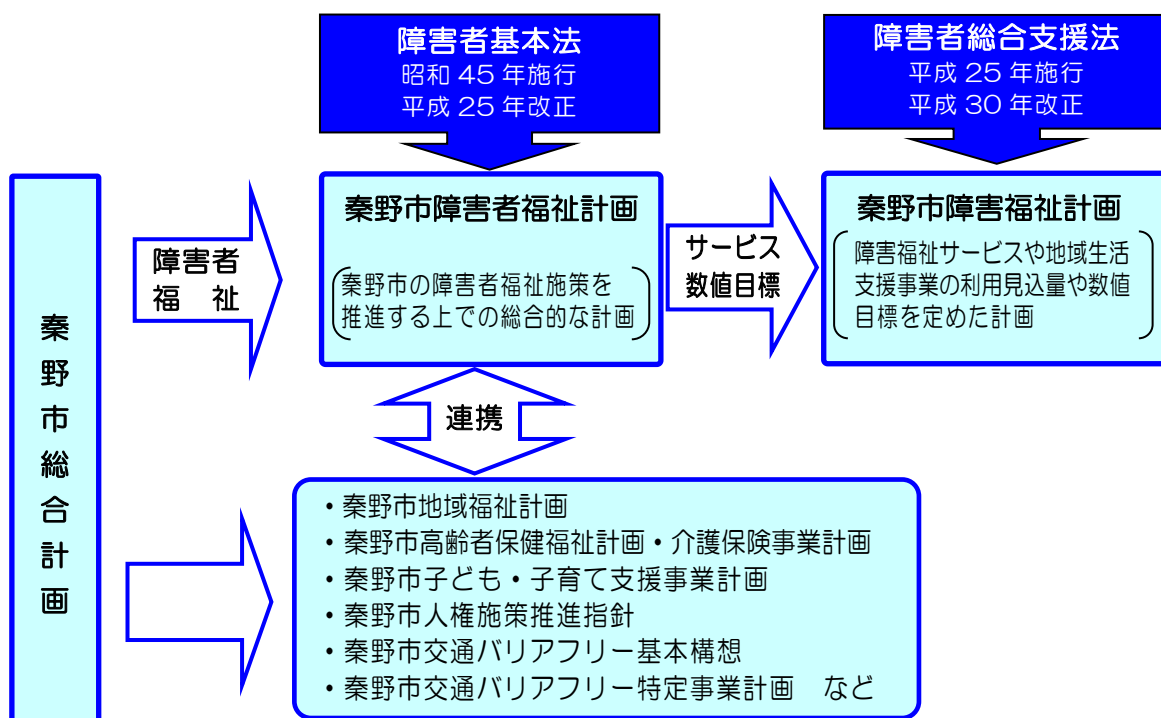
こうした中、平成 28 年 7 月に県の障害者支援施設で大変痛ましい事件が発生しました。このような悲惨な事件が二度と繰り返されないよう県は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を同年 10 月に定め、「すべての人のいのちを大切にする」「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」「いかなる偏見も差別も排除する」取り組みを推進しています。

現在、我が国では、急速な少子・高齢化、人口減少社会を迎える中、本市の人口はすでに減少に転じておりますが、障害を有する人の数は増加傾向にあります。

本市は、こうした現状においてこれまでの取り組み状況、国及び県の計画と整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の趣旨等を踏まえ市の最上位計画である「秦野市総合計画」の個別計画として、また、「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「秦野市子ども・子育て支援事業計画」等の福祉計画をはじめとした様々な計画と連携して「秦野市障害者福祉計画（第 5 期）」を策定します。また、この計画は、本市障害福祉施策の最上位計画であり、市民、関係団体及び関係機関等のご意見をいただきながら障害者施策を具体化し、今後の進むべき方向を示すものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。



3 計画の基本理念

障害者福祉施策は、障害者基本法の理念に基づき講じられる必要があるとの考え方から、本計画においても、障害者基本法に基づき掲げられた前計画の理念を継承し、以下の3点を基本理念として掲げます。

- すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

4 計画の基本方針

本計画策定に当たっては、基本理念を踏まえ、障害のある方が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図っていくことで、すべての人が一生涯を通じて、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりが大切であると考えます。

この考え方の上で、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障害者のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現を目指すことを基本方針とします。

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

5 基本的な視点

基本理念や基本方針に基づき「乳幼児から就学前まで」、「学齢期」、「学校卒業後」、「高齢期」及び「生涯にわたって」の5つのライフステージにおける施策の推進を図ります。

障害者施策の推進にあたっては、「人権の尊重」、「日常生活への支援」、「社会生活への支援」及び「社会の基盤整備」などに配慮すべく、次の4点を基本的な視点として常に考慮しながら施策を展開していきます。

① 自己実現を支える意思決定の支援

障害のある方を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障害のある方の施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。

また、障害のある方の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

② 障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援

障害のある方の人権や年齢、性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障害者施策を実現します。

また、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策の充実に努めます。

③ 自分らしさを生かした社会参加への支援

障害のある方もない方も、社会、経済、文化などあらゆる分野で活動できる社会を目指します。

また、個々の障害の状況に応じたサービスや情報を自ら選択・利用できる体制を整え、共に学び、そして希望を持って働ける場を充実させることで、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に努めます。

④ 安全に安心して暮らせるまちづくり

障害のある方が、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう生活支援サービスの充実をはじめ、災害時に必要な支援の提供に向けた、事前の防災支援体制を整備します。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図り、安全に暮らせる生活環境を整備します。

さらに、成年後見制度の周知啓発と利用促進を図り、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

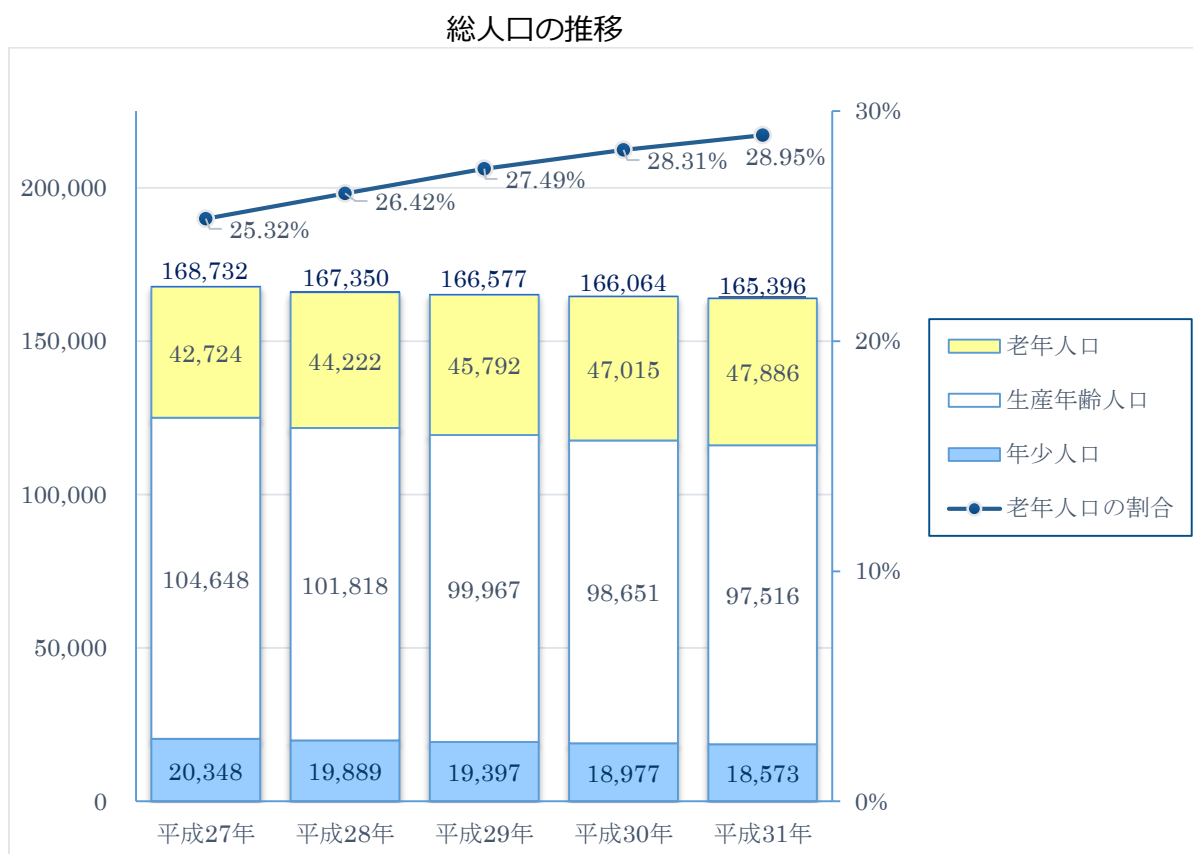
ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

1 総人口の推移

本市の人口は、平成21年をピークに減少傾向で推移しており、平成31年の時点で165,396人となっています。

一方、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、年々上昇しており、この5年間で3.63%上昇し、平成31年には28.95%となり、およそ3人に1人が65歳以上となっています。



（「統計はだの」年齢別人口統計調査結果 各年1月1日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	168,732	167,350	166,577	166,064	165,396
老年人口	42,724 25.32%	44,222 26.42%	45,792 27.49%	47,015 28.31%	47,886 28.95%
生産年齢人口	104,648 62.02%	101,818 60.84%	99,967 60.01%	98,651 59.41%	97,516 58.96%
年少人口	20,348 12.06%	19,889 11.88%	19,397 11.64%	18,977 11.43%	18,573 11.23%

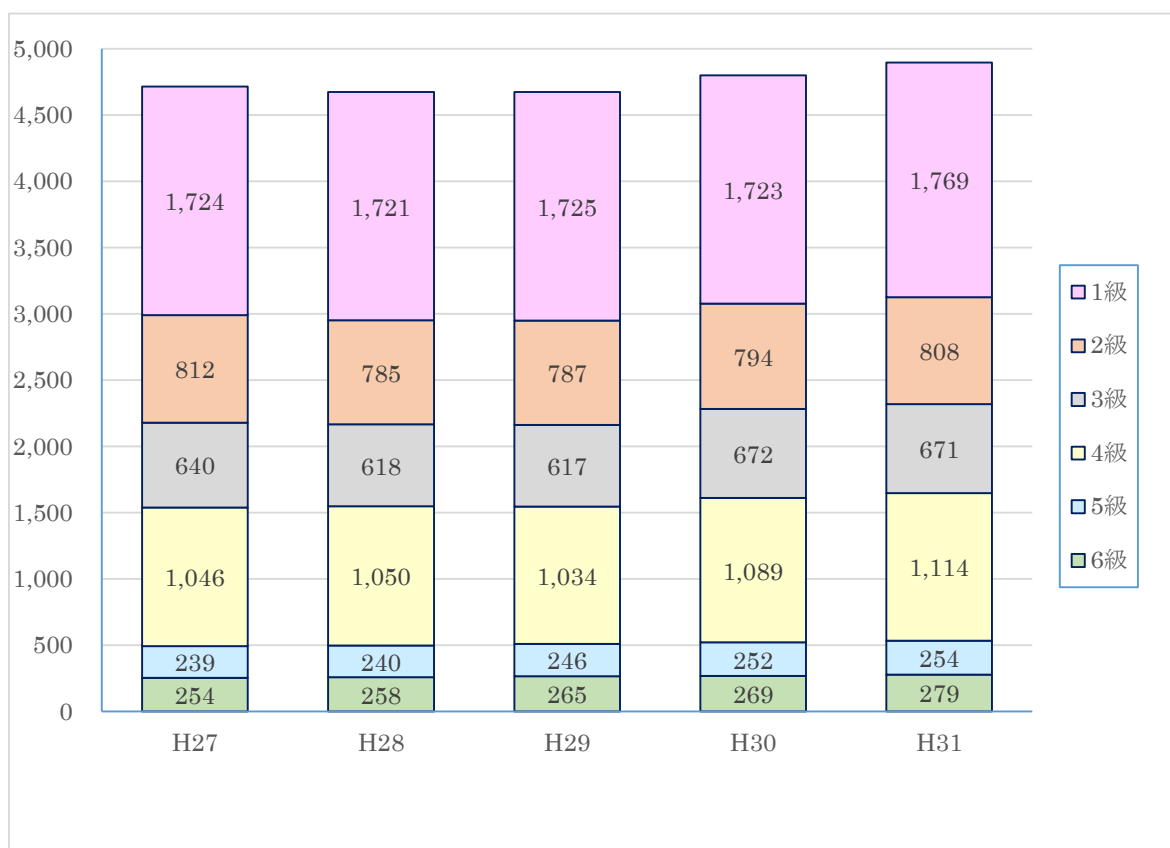
2 障害者数の推移

(1) 身体障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者の数は、4,895 人で平成 27 年からの 4 年間に 180 人増加しています。

障害の等級別にみると、増加人数が最も多いのは「4 級」の 68 人、次いで「1 級」の 45 人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



等級別身体障害者手帳所持者数の推移

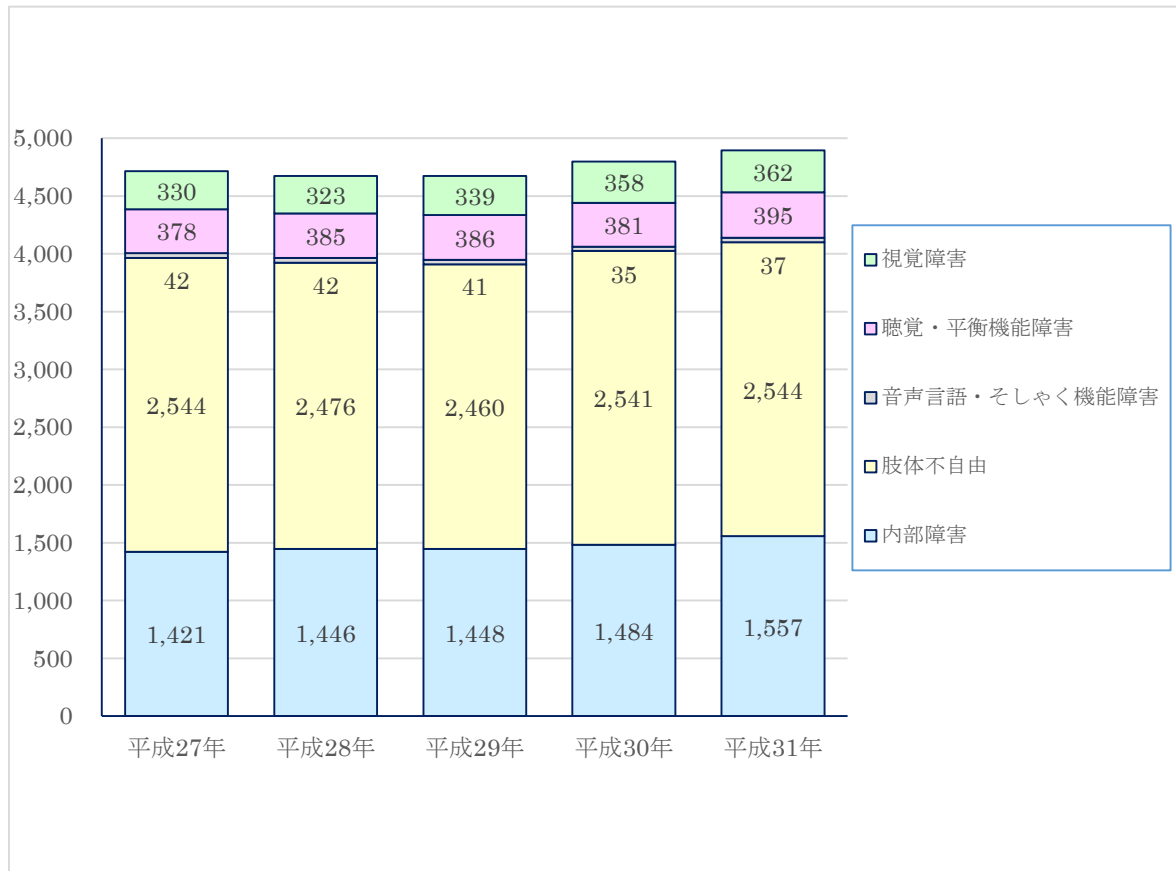
(各年3月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
1 級	1,724	1,721	1,725	1,723	1,769
2 級	812	785	787	794	808
3 級	640	618	617	672	671
4 級	1,046	1,050	1,034	1,089	1,114
5 級	239	240	246	252	254
6 級	254	258	265	269	279
合 計	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895

障害の種別にみると、「内部障害」が年々増加しており、過去 4 年間で 136 人増加しています。

他の障害については増減を繰り返しており、ほぼ横ばいの状況にあります。

障害種別障害者手帳所持者数の推移



障害種別障害者手帳所持者数の推移

(毎年 3 月末日現在)

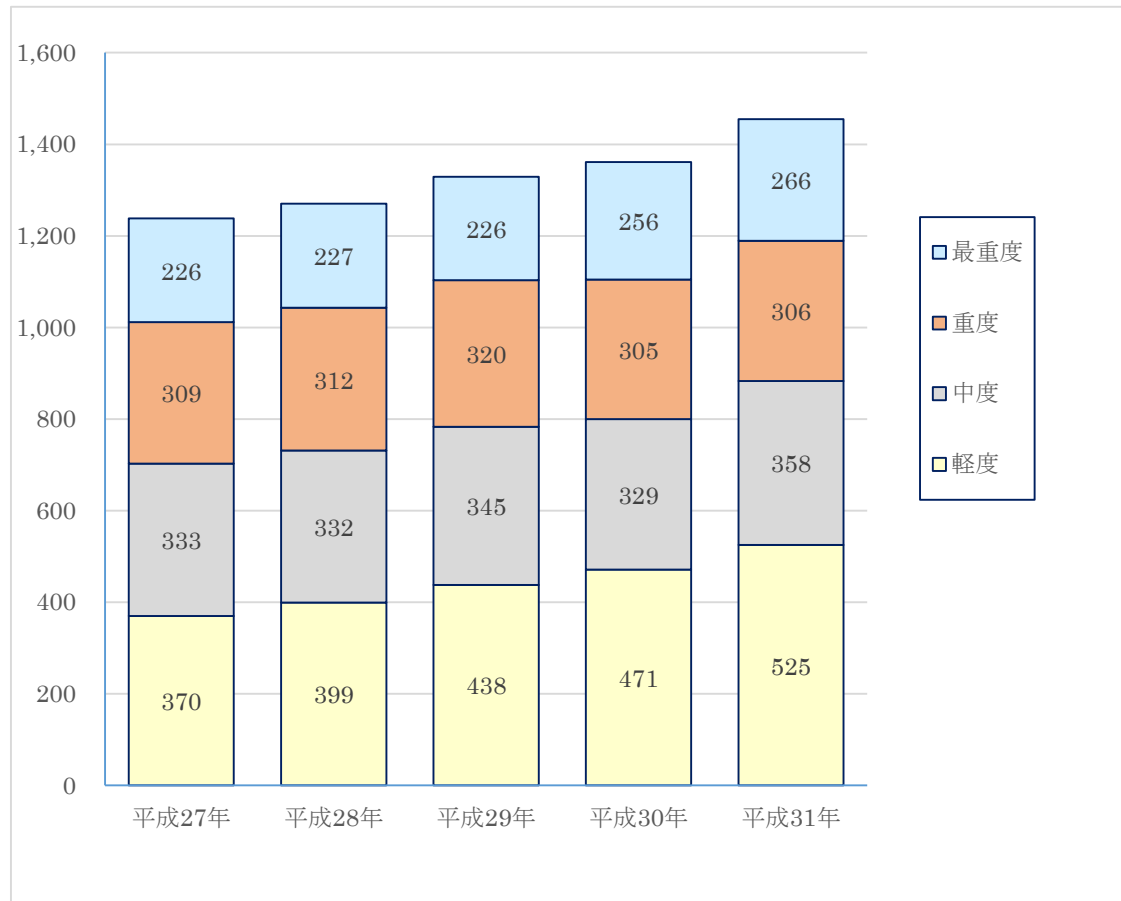
	H27	H28	H29	H30	H31
視覚障害	330	323	339	358	362
聴覚・平衡機能障害	378	385	386	381	395
音声言語・そしゃく機能障害	42	42	41	35	37
肢体不自由	2,544	2,476	2,460	2,541	2,544
内部障害	1,421	1,446	1,448	1,484	1,557
合 計	4,715	4,672	4,674	4,799	4,895

(2) 知的障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、療育手帳所持者の数は 1,455 人で、平成 27 年からの 4 年間で 217 人増加しています。

障害の程度別にみると、増加した 217 人のうち 155 人が「軽度」で、全体に占める「軽度」の割合が最も大きくなっています。

程度別療育手帳所持者数の推移



程度別療育手帳所持者数の推移

(各年 3 月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
最重度	226	227	226	256	266
重 度	309	312	320	305	306
中 度	333	332	345	329	358
軽 度	370	399	438	471	525
合 計	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455

年齢別療育手帳所持者数の推移

(各年 3 月末日現在)

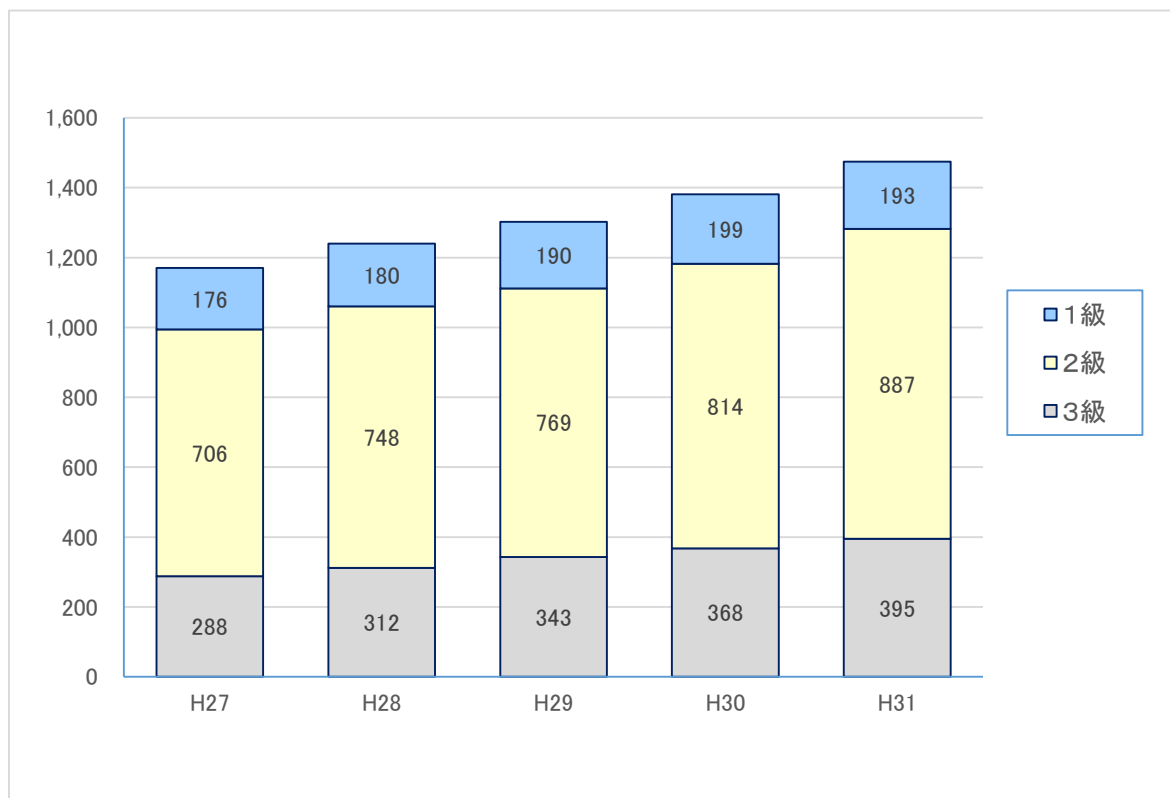
	H27	H28	H29	H30	H31
18 未満	335	356	364	384	422
18 以上	903	914	965	977	1,033
合 計	1,238	1,270	1,329	1,361	1,455

(3) 精神障害者の状況

平成 31 年 3 月 31 日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の数は 1,475 人で、平成 27 年からの 4 年間で 305 人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）支給認定者は 2,803 人で、平成 27 年からの 4 年間で 496 人増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(各年 3 月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
1級	176	180	190	199	193
2級	706	748	769	814	887
3級	288	312	343	368	395
合 計	1,170	1,240	1,302	1,381	1,475

自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移

(各年 3 月末日現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
合 計	2,307	2,401	2,518	2,642	2,803

- ・精神保健福祉センターの年度末統計資料に基づく数値です。
- ・自立支援医療（精神通院）とは、精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

(4) 特定疾患(難病)患者の状況

平成 31 年 3 月末日現在、秦野市における特定疾患医療受給者証交付者数は 1,045 人で、平成 27 年からの 4 年間で 99 人減少しています。

神奈川県特定疾患医療受給者証交付者数の推移 (平成28～31年は3月末現在)

	H27	H28	H29	H30	H31
合 計	1,144	1,136	1,198	1,026	1,045

(平塚保健福祉事務所秦野センター調べ)

(※平成27年はシステム改修のため、1～3月末集計)

3 障害者数の推計

総人口に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合は、概ね増加の傾向を示しており、平成 31 年では、身体障害者 3.04%、知的障害者 0.90%、精神障害者 0.91%となっています。

この傾向が、目標年度である令和 6 年まで推移していくと仮定した場合（傾向線を直線とする）、令和 6 年における身体障害者数は 5,153 人、知的障害者数は 1,670 人、精神障害者数は 1,845 人と推計されます。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	163,838	163,024	162,325	161,792	161,230
身体障害者	4,715 2.88%	4,672 2.87%	4,674 2.88%	4,799 2.97%	4,895 3.04%
知的障害者	1,238 0.76%	1,270 0.78%	1,329 0.82%	1,361 0.84%	1,455 0.90%
精神障害者	1,170 0.71%	1,240 0.76%	1,302 0.80%	1,381 0.85%	1,475 0.91%
自立支援医療支給認定者	2,307 1.41%	2,401 1.47%	2,518 1.55%	2,642 1.63%	2,803 1.74%

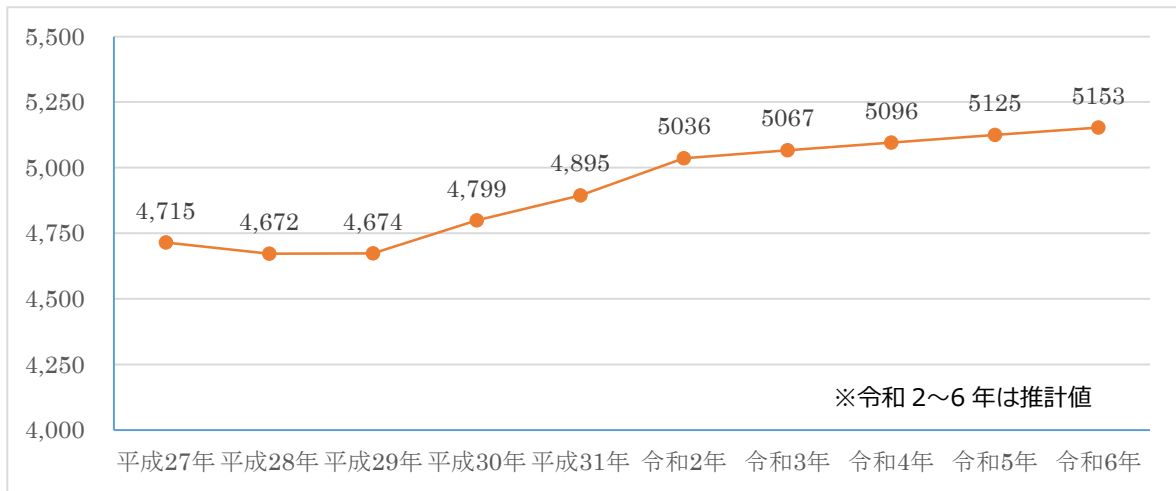
総人口に占める障害者数・割合の推移

令和 2 年から令和 6 年までの総人口に占める障害者数・割合の推移（推計）

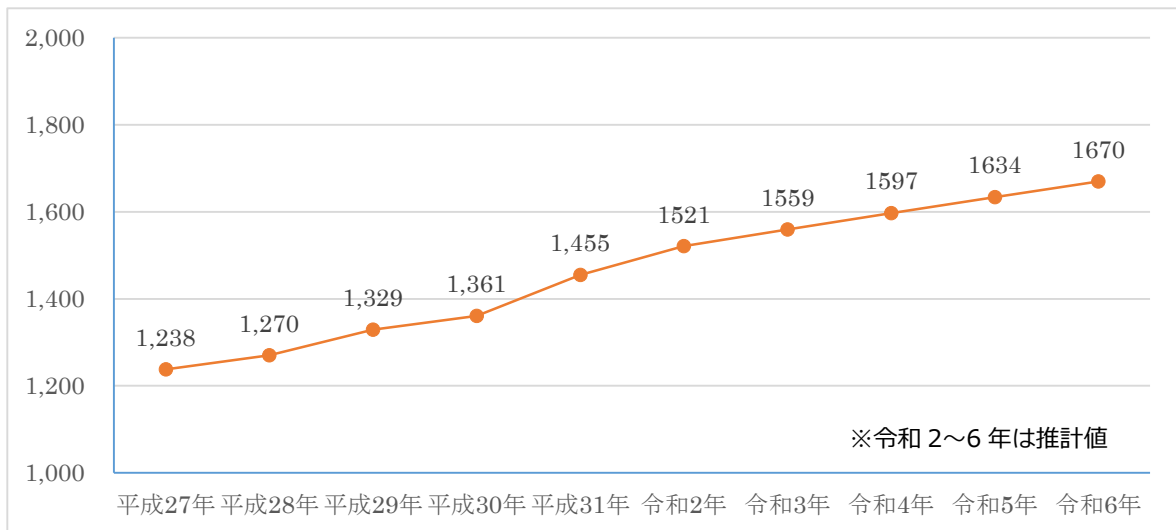
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総人口	163,519	162,397	161,275	160,153	159,031
身体障害者	5,036 3.08%	5,067 3.12%	5,096 3.16%	5,125 3.20%	5,153 3.24%
知的障害者	1,521 0.93%	1,559 0.96%	1,597 0.99%	1,634 1.02%	1,670 1.05%
精神障害者	1,570 0.96%	1,640 1.01%	1,710 1.06%	1,778 1.11%	1,845 1.16%
自立支援医療支給認定者	2,976 1.82%	3,086 1.90%	3,193 1.98%	3,299 2.06%	3,403 2.14%

総人口推計資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月）」（国立社会保障・人口問題研究所）

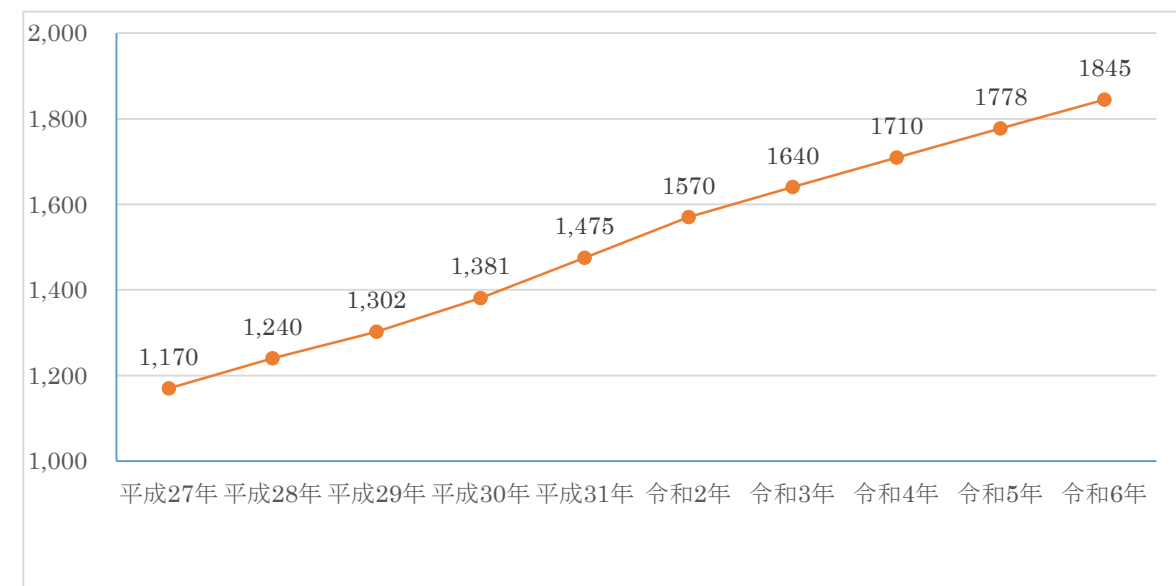
身体障害者数の推移



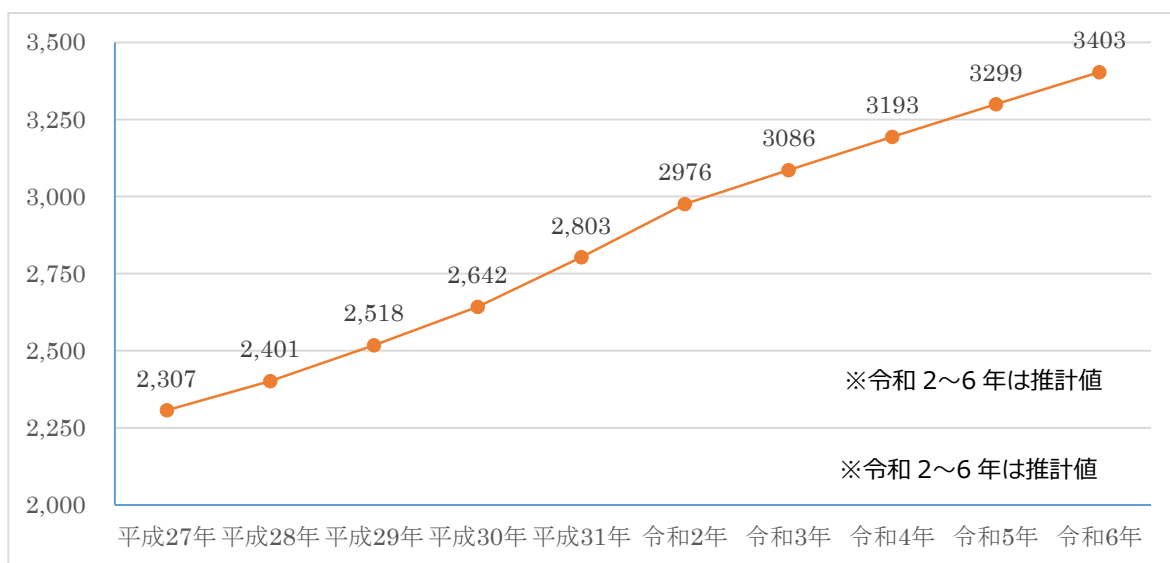
知的障害者数の推移



精神障害者数の推移



自立支援医療支給認定者数の推移

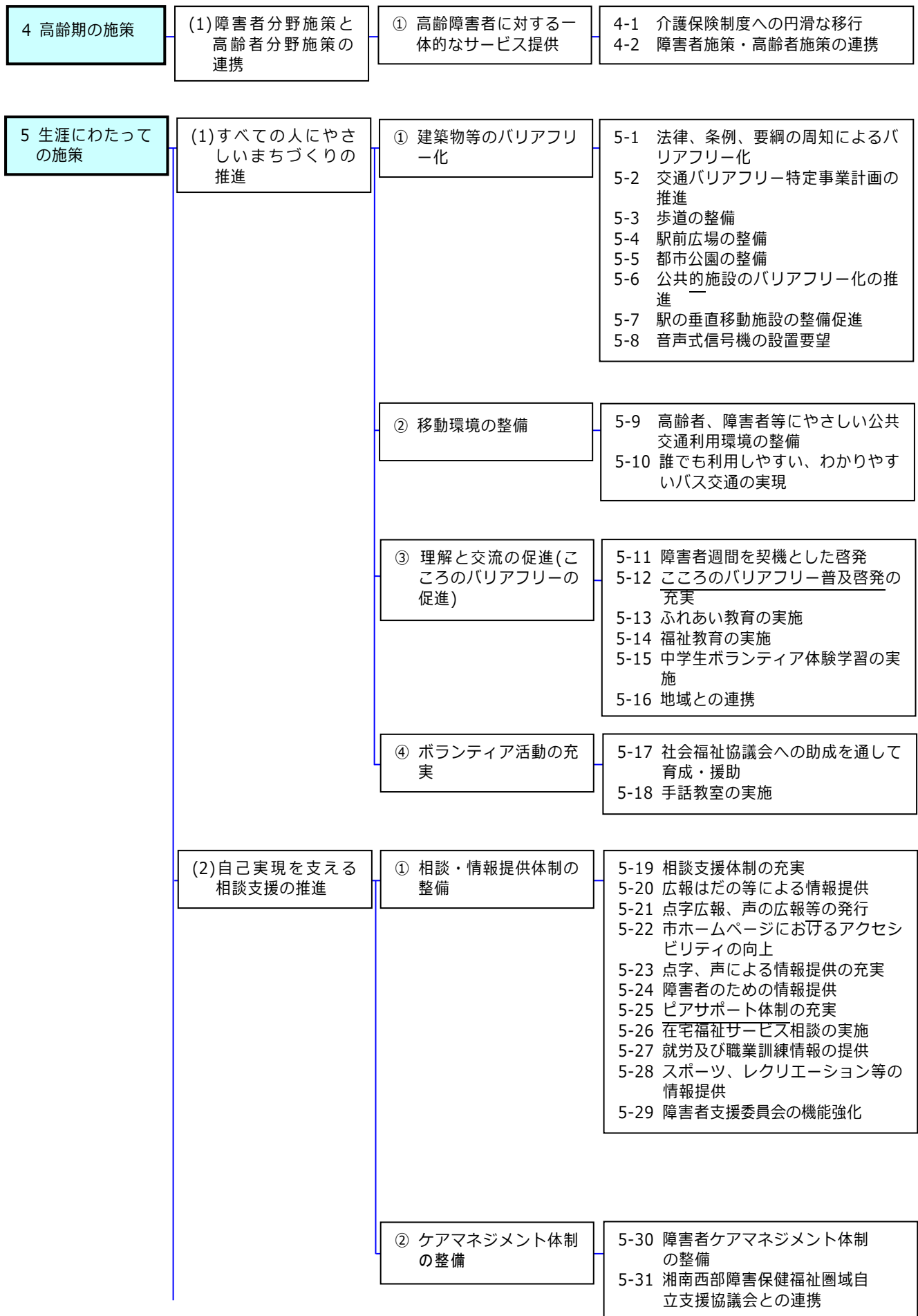


第3章 施策の展開

施策の体系

	【基本目標】	【基本施策】	【個別施策】
1 乳幼児から就学前までの施策	(1)障害の早期発見と早期療育体制の充実	① 障害の早期発見と早期療育体制の充実	1-1 母子保健事業の実施 1-2 早期療育システムの充実 1-3 療育相談の充実 1-4 統合保育・教育の実施 1-5 児童発達支援事業の実施
2 学齢期の施策	(1)ともに学びともに育つ教育の推進	① 一人ひとりの障害の状態に応じた教育の	2-1 就学・教育相談の実施 2-2 特別支援教育体制の充実 2-3 教育研修会の実施 2-4 学習支援事業の実施 2-5 通級指導教室の充実 2-6 特別支援学校等在学者福祉手当の支給 2-7 特別支援学級介助員等の配置、介助員研修会の実施 2-8 特別支援教育就学奨励制度の実施 2-9 特別支援学校との連携 2-10 学齢児の放課後等デイサービスの充実 2-11 特別な教育的支援推進事業の実施
		② 進路の選択に結びつく教育	2-12 社会自立に向けた教育
	(2)放課後等対策の充実	① 放課後等の居場所の確保	2-13 児童ホームでの受入の実施 2-14 放課後等の居場所の拡充
3 学校卒業後の施策	(1)適性や能力に応じた就労支援の推進	① 就労支援策の充実	3-1 障害者を雇用する事業所への補助 3-2 障害者を雇用する事業所への施設整備費融資 3-3 障害者雇用促進のための啓発活動の実施 3-4 地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）への支援 3-5 「秦野市ふるさとハローワーク」の利用促進等 3-6 市職員の障害者雇用 3-7 障害者就労施設等からの物品、サービスの購入 3-8 農福連携の取り組み

(2)社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進	① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	3-9 スポーツ大会参加者への支援 3-10 スポーツ教室の実施 3-11 スポーツ指導者の育成 3-12 障害者向けスポーツの普及 3-13 「ともしび秦野」の実施 3-14 図書館にともしび室の設置 3-15 図書館の障害者サービスの推進 3-16 たけのご学級の開催 3-17 障害者が社会参加しやすい環境整備
	② 外出支援(移動支援)策の充実	3-18 施設通所交通費の助成 3-19 自動車燃料費の助成 3-20 自動車改造費の助成 3-21 運転免許証取得の助成 3-22 タクシー乗車料金の助成 3-23 移動支援事業の実施
	③ コミュニケーション手段の確保	3-24 市役所手話通訳者設置の充実 3-25 手話通訳者の派遣 3-26 手話通訳者の養成 3-27 病院等への手話通訳者設置要望
	④ 当事者活動・社会参加活動の充実	3-28 当事者活動の促進
(3)地域生活支援の充実	① 福祉サービスの充実	3-29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の円滑な利用促進 3-30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3-31 障害者給食サービスの実施促進 3-32 入浴サービスの充実 3-33 身体障害者補助犬の利用促進 3-34 移動支援事業の充実 3-35 日中一時支援事業の充実 3-36 福祉サービスを充分に利用できない人への支援の充実 3-37 ごみ及び資源の戸別収集の実施 3-38 グループホーム家賃助成の実施
	② 施設機能の充実	3-39 地域生活サポート事業の充実 3-40 地域活動支援センターの充実
	③ 多様な暮らしの場の整備	3-41 市営住宅の優先募集枠の確保 3-42 住宅設備改良費助成 3-43 グループホーム整備運営助成 3-44 地域生活移行の促進



(3)権利擁護体制の推進	① 権利擁護体制の整備	5-32 日常生活自立支援事業の充実 5-33 成年後見制度の充実 5-34 人権侵害等の相談体制の充実 5-35 福祉サービス評価の推進
(4)安全・安心のしくみづくり	① 保健・医療体制の整備	5-36 健康相談・健康教育等の実施 5-37 健康診査の実施 5-38 医療費の助成 5-39 精神障害者、特定疾患(難病)患者等の対策について関係機関との連携
	② 緊急時対策の整備	5-40 災害時要配慮者受入施設及び受入体制の整備 5-41 点字版防災ハンドブック等の作成 5-42 携帯電話等による情報提供 5-43 ヘルプマークの普及 5-44 広域避難場所へ手話通訳者派遣 5-45 地域防災体制整備促進 5-46 視覚障害者避難誘導体制の整備 5-47 災害時人工透析医療機関の情報提供体制の整備 5-48 障害者のための防災講習会、避難訓練及び啓発活動の実施 5-49 災害時対応における医師会等関係機関との連携 5-50 緊急通報システム事業の推進 5-51 <u>N e t 119 緊急通報システム事業</u>

1 乳幼児から就学前までの施策

(1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実

① 障害の早期発見と早期療育体制の充実

【現状と課題】

発達障害が疑われる児童は、年々増加傾向にあり、障害のおそれのある児童に対しては、発達期にある乳幼児期に適切な治療や療育を行うことが、障害の軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

このため、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、障害の早期発見と早期療育が必要です。

《基本方針》

健康診査や統合保育・教育などの機会を通じて、一人ひとりの状況を把握できるよう、関係機関の連携や人材育成の強化などにより、障害の早期発見とその後の適切な対応が図れるよう体制の充実に努めます。

〈1-1〉 母子保健事業の実施 [こども家庭支援課]

乳幼児期における発育、発達について保護者の不安に対応し、疾病及び障害等の早期発見、早期対応のため、妊産婦新生児訪問、乳幼児健康診査、経過検診、教室等の事業を実施します。

また、必要に応じて関係課及び専門機関との連携により、個別に合った支援に努めます。

現 状	・乳幼児健康診査受診者数 4 か月児 865 人、7 か月児 892 人、1 歳児 936 件、1 歳 6 か月児 1,020 人、2 歳児 998 人、3 歳 6 か月児 1,158 人 ・乳幼児経過検診（延べ受診者数） 146 人 ・親子育児教室（延べ参加者数） 665 人
今 後 の 方針・目標	・母子保健の各事業において相談体制の充実に努めます。 ・関係課及び専門機関等との円滑な連携により、子どものよりよい成長を支援し、保護者の不安の軽減に努めます。

〈1-2〉 早期療育システムの充実 [障害福祉課]

障害児が早期から適切な治療、教育を受けるためのシステムを充実します。

ア 療育相談員による相談支援の実施

イ 保健福祉事務所、児童相談所との連携強化

ウ 障害児のために機能訓練及び生活訓練の実施

エ 言葉の発達上の問題を相談、指導、訓練するため、「ことばの相談室」での支援の実施

現 状	・「ことばの相談室」で、言語訓練、心理訓練、グループ訓練を実施
-----	---

	・保健福祉事務所、児童相談所との連携強化の一環として、保健福祉事務所、児童相談所、こども家庭支援課、及び障害福祉課で四者事務連絡会を開催
今 後 の 方針・目標	障害児が、早期から適切な治療、療育を受けられるよう早期療育の充実を図ります。

〈1-3〉 療育相談の充実 [障害福祉課]

障害のある子どもが早期から適切な治療、教育を受けることができるよう、療育相談員、保健師による相談を引き続き実施します。

今後、相談業務を担う庁内関係課、関係機関との連携を密にし、一貫した円滑な療育システムの運用をコーディネートしていく機能を充実させます。

現 状	療育相談員の相談件数は、5,578 件であるが、うちことばの相談室にかかる相談は、2,032 件、それ以外の相談が 3,546 件となっている。 その中で、検診等からの紹介、児童相談所等との四者事務連絡会などにより関係機関との情報連携をし、一貫した療育を心掛けている。
今 後 の 方針・目標	相談業務を担うセクションとの緊密な連携による相談機能の充実を図ります。

〈1-4〉 統合保育・教育の実施 [障害福祉課・保育こども園課・教育指導課・教育総務課]

全ての子どもがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて幼稚園、認定こども園及び保育所で統合保育・教育を引き続き実施します。

現 状	幼稚園巡回相談事業の実績 ・幼稚園 9 園の合計実施回数 44 回 ・年少児 24 名 年長 30 名 合計 54 名 統合保育・教育が必要な児童を認定するため、早期療育事業推進会議を 5 回実施し、150 件の案件を検討しました。 支援を必要とする園児一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、統合保育・教育の充実に努めています。 保護者の意向を十分に配慮した上で、集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対して、巡回相談を実施します。
今 後 の 方針・目標	・集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対しての統合保育・教育を引き続き実施します。 ・研修等を通じ、専門的な知識や経験を持つ保育士等の育成に努めます。

〈1－5〉 児童発達支援事業の実施　〔障害福祉課〕

心身に発達の遅れや障害のある就学前の乳幼児の早期療育の場として、母子ともに保育や療育の体験をし、子どもへの理解とよりよい発達を促すことを目的に生活訓練及び機能訓練を引き続き実施します。

また、待機する児童への対策として、児童発達支援事業所を新たに設置する法人への支援を行います。

現　　状	【平成 30 年度】 ・ 児童発達支援事業所　9 か所
今　後　の 方針・目標	引き続き、子どもへの理解とよりよい発達を促すため、児童発達支援事業を実施します。

2 学齢期の施策

(1) とともに学びともに育つ教育の推進

① 一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進

【現状と課題】

障害のある子どもが一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていくことができるよう、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育を行う必要があります。

このため、小学生を対象とした通級指導教室、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校などで教育を行っています。

《基本方針》

引き続き、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の充実を図ります。

〈2-1〉 就学・教育相談の実施 [教育指導課]

特性に応じた適切な教育の機会を得るための就学相談、充実した学校生活を過ごすための教育相談を引き続き実施します。

現 状	【平成 30 年度】 ・就学相談件数 214 名 ・教育相談を実施
今 後 の 方針・目標	・就学先でのよりよい生活の実現に向けた適切な判断が行えるように引き続き丁寧な相談に努めます。 ・幼稚園から小学校、小学校から中学校への滑らかな接続ができるよう教育相談を充実させます。

〈2-2〉 特別支援教育体制の充実 [教育指導課]

障害のある児童・生徒の障害の状況、発達段階及び特性に応じたまなびの場として、特別支援学級を引き続き設置します。

児童、生徒のニーズに応じた教育の場の提供に努め、通級指導教室の充実に努めます。

また、支援教育に関わる教員の専門性を高める研修の充実を図ります。

現 状	【平成 30 年度】	(小学校)	(中学校)
	・知的障害学級 ・肢体不自由学級 ・自閉症・情緒障害学級 ・病弱身体虚弱学級 ・弱視学級	24 学級 3 学級 28 学級 4 学級 1 学級	11 学級 1 学級 12 学級 1 学級

今 後 の 方針・目標	・児童・生徒のニーズに応じた学びの場を提供できるよう、通級指導教室の充実に努めます。 ・教員の専門性を高める研修を充実させます。
----------------	---

〈2-3〉 教育研修会の実施 [教育指導課]

教員を対象とした特別支援教育研修会を引き続き実施します。

今後は、総合教育センターの研修及び教育委員会主催の研修に加え、多くの教職員が参加できる校内研修の充実に努めます。

現 状	【平成 30 年度】
	小中一貫特別支援教育研修会(各校) 22 回
	教育課題研修会 1 回
	特別支援学級担当者会(研修会) 2 回
	教育支援助手研修会(発達障害) 1 回
	介助員研修会(発達障害) 2 回
今 後 の 方針・目標	通級指導教室担当者巡回相談 12 回
	・継続して実施し、参加拡大及び更なる充実に努めます。 ・現場の課題に合った研修を実施できるよう、ニーズの把握に努めます。

〈2-4〉 学習支援事業の実施 [教育指導課]

学習支援事業の一環として、通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して大学生、大学院生支援協力者を派遣しています。

この事業を推進するに当たり、事前に臨床心理職巡回相談を実施して対象児童生徒にとって効果的な支援のあり方について助言をもらっています。

また、障害児加配がされている市立幼稚園に、年間 3 回から 5 回専門相談員を派遣して教員及び保護者への支援を実施しており、今後も、教員を対象とした巡回相談指導を実施します。

現 状	通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して東海大学、上智大学短期大学部の協力を得て、支援協力者を派遣した。 【平成 30 年度】158 回
今 後 の 方針・目標	・東海大学心理・社会学教室及び上智大学短期大学部サービスラーニングセンターとの連携に努めます。 ・子ども家庭相談担当との連携に努めます。

〈2-5〉 通級指導教室の充実 [教育指導課]

小学校通級指導教室では、平成 31 年度、大根小学校にまなびの教室を設置し、言語障害、構音障害、難聴、かん黙、発達障害等、一人ひとりの障害の状況に応じた支援の充実を目指します。

渋沢中学校通級指導教室では、個々の能力や特性に応じた指導を行い、学習や諸活動の中で生じる困難さや心理的な不適応を軽減、克服し、充実して過ごせるように支援を行います。

現 状	【平成 30 年度】 《ことばの教室》 末広小学校 25 人 西小学校 18 人 《まなびの教室》 本町小学校 26 人 渋沢小学校 18 人 《中学校通級指導教室（巡回型）》 渋沢中学校 16 人
今 後 の 方針・目標	・引き続き多様なニーズに対応できる場として体制を整備します。 ・専門家による技術指導の場を適宜設定します。

〈2-6〉 特別支援学校等在学者福祉手当の支給 【障害福祉課】

特別支援学校など在学习者福祉手当を引き続き支給します。

現 状	特別支援学校に在学する在宅児童の保護者に支給 【平成 30 年度】 支給対象者数 111 人
今 後 の 方針・目標	学校等との連携により対象者へのさらなる周知を図ります。

〈2-7〉 特別支援学級介助員等の配置、介助員研修会の実施 【教育指導課】

特別支援学級に介助員を配置するとともに、障害特性が重度化、重複化する児童・生徒への支援に対応するための介助員研修会を引き続き実施します。

現 状	【平成 30 年度】 特別支援学級介助員 53 名を配置。 小学校 47 名 中学校 6 名 介助員研修会を開催（2 回）
今 後 の 方針・目標	多様な支援ニーズを有する児童生徒の、学習の充実や安全確保の対応に必要な不可欠なため、引き続き介助員を配置してまいります。

〈2-8〉 特別支援教育就学奨励制度の実施 【学校教育課】

特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を援助します。

現 状	特別支援学級へ就学する児童 224 名、生徒 82 名を援助しました。
今 後 の 方針・目標	引き続き特別支援教育就学奨励費を支給します。

〈2-9〉 特別支援学校との連携 [障害福祉課]

特別支援学校と福祉事業者との連携を図るため、教員と福祉事業所職員との懇談会を開催します。

現 状	特別支援学校、福祉事業所及び行政が在籍児について、情報共有を行っている。この他、懇談会は行っていないが、必要に応じ個別ケース会議などにより連携している。
今 後 の 方針・目標	教員と福祉事業所との懇談会の実現に努めます。

〈2-10〉 学齢時の放課後等デイサービスの充実 [障害福祉課]

放課後や夏休み等における居場所の確保が求められている等を踏まえ、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として放課後等デイサービスの充実を図ります。

現 状	【平成 30 年度】 ・放課後等デイサービス事業所 17 か所
今 後 の 方針・目標	引き続き適切に支給決定するとともに、新たに開設する法人を支援し、児童の発達支援を促進します。

〈2-11〉 特別な教育的支援推進事業の実施 [教育指導課]

特別な教育的支援に必要な児童、生徒への的確な支援を実施するために、すべての学校に校内支援委員会を設置するとともに、対象児童、生徒の個別支援計画を作成、活用するために、医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を図ります。また、障害のある児童、生徒の個々の成長に合わせた教育の充実に努めるとともに特別支援教育に携わる関係教職員の資質の向上に努めます。

現 状	・すべての学校に校内支援委員会を設置 ・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を実施 ・臨床心理士によるアセスメントをもとにした教育相談事業を小、中学校対象に実施
今 後 の 方針・目標	・校内支援委員会がイニシアチブをとって、特別な教育的支援に必要な児童生徒への的確な支援を実施します。 ・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を努めます。 ・関係教職員の資質の向上及び指導の充実のために特別支援学校との連携、協力を努めます。 ・関係教職員の資質の向上に向けて研修会の充実を図ります。

② 進路の選択に結びつく教育

【現状と課題】

職場体験などの多様な体験活動は、将来の就労や社会参加に向けて望ましい職業観、勤労観や自己理解などを育むために、大変有意義なものです。

《基本方針》

地域資源の有効活用など地域との連携を図り、豊かな体験活動ができる環境の整備に努めます。

〈2-12〉 社会自立に向けた教育 [教育指導課]

各学校の特別支援学級においては「作業学習」として領域、教科を合わせた指導が行われています。

将来の職業生活や社会自立を目指し、児童、生徒の働く意欲や力を培い、生活する力を高めることを意図して行われている学習です。

現 状	学校バザーで販売するなど、目的に即して農園芸、木工、織物紙工、調理などの作業学習を実施
今 後 の 方針・目標	将来の自立に向け、「作業学習」、「総合的な学習の時間」等に社会自立に向けた取組みを意図的、計画的に取り入れ、様々な体験活動を通して職業観、勤労観、自己理解等の育成に努めます。

(2) 放課後等対策の充実

① 放課後の居場所の確保

【現状と課題】

保護者の就労や疾病等により放課後や夏休み等に自宅で適切な保護を受けることができない児童、生徒がいます。

《基本方針》

児童ホーム等で一定時間保護するとともに、集団での生活等を通じ生活指導を行うことにより児童、生徒の健全な育成を図ります。

〈2-13〉 児童ホームでの受入の実施 [こども育成課・保育こども園課]

障害のある児童もない児童もともに放課後を安全かつ健全に過ごす場として、小学校1年生から4年生までの児童の受入れを、引き続き実施します。

現 状	支援員の加配や、研修の実施により、市内13小学校28児童ホームで受入れ体制を実施
-----	--

今 後 の 方針・目標	・集団生活が可能である障害児の受け入れを引続き実施します。 ・研修等を通じ、支援員が障害児についての理解を深められるよう努めます。
----------------	--

〈2－14〉 放課後等の居場所の拡充 【障害福祉課】

小学４年生から高校生までの障害児の放課後や夏休み等に過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

現 状	放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を適切に支給決定することにより居場所づくりを推進。
今 後 の 方針・目標	引き続き、適切に支給決定を実施します。

3 学校卒業後の施策

(1) 適性や能力に応じた就労支援の推進

① 就労支援策の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域の中で安定した生活を送るためには、就労は非常に重要な要素の一つであります。

障害者雇用については、「障害者雇用促進法」に基づき雇用促進が図られていますが、今後もより一層の雇用の促進を図るとともに、就労の継続支援や就労を妨げる社会的障壁の除去などを推進する必要があります。

《基本方針》

障害のある人の雇用拡大に向け、障害のある人が、その適性や能力に応じて働く場を選択し、就労が継続できるように努めます。

また、秦野市地域生活支援センターを中心に、「就業・生活支援センター」、「ハローワーク」、「就労移行支援事業所」及び「特別支援学校」等の関係機関と連携し、在学時からの進路選択が円滑に行われるように、また、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制を整備します。

〈3-1〉 障害者を雇用する事業所への補助 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する中小企業に補助金を交付します。

今後も引き続き、本制度の周知を図るとともに、法定雇用率が達成できるよう国、県と連携しながら、中小企業に対して障害者雇用の啓発に努めます。

現 状	【平成 30 年度】 補助実績：23 社 39 人
今 後 の 方針・目標	引き続き、制度の周知を行い、障害者雇用の啓発を図ります。

〈3-2〉 障害者を雇用する事業所への施設整備費融資 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図ることを目的に、障害者を雇用する又は雇用しようとする中小企業者等が行う障害者の労働環境整備に必要な資金を、市が預託している金融機関を通じて融資します。

現 状	障害者が就労しやすい環境整備をするため、障害者を雇用する中小企業者に施設整備のための融資制度の周知に努めました。
今 後 の 方針・目標	より一層制度の周知を図り、利用促進に努めます。

- 〈3-3〉 障害者雇用促進のための啓発活動の実施 [障害福祉課・産業振興課]
 障害者雇用促進のため、引き続き、国・県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、効果的な啓発方法について検討します。

現 状	障害者雇用の促進に向け、国、県等と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、市ホームページ等を利用して啓発に努めました。 障害者支援懇話会就労部門において、企業雇用担当者向けの障害者雇用促進セミナーを開催しました。また、市内の福祉事業所が一同に会し、説明会を行う「秦野市福祉事業所合同説明会」をしました。
今 後 の 方針・目標	・引き続き、就労支援啓発のためのセミナーを実施します。 ・引き続き、秦野市福祉事業所合同説明会を実施します。

- 〈3-4〉 地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）への支援 [障害福祉課]
 障害者授産施設や作業所で作製した製品の販路拡大や仕事の受注のため、また、障害者の一般就労に向けた就労支援を行うために、市内の福祉施設が共同で設置する地域生活支援センターへの支援を引き続き行います。

現 状	平成 29 年 4 月に「一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構」が設立され、同年 10 月に、地域での安心・安全な生活と共生社会の実現に向けた拠点として「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設しました。 「生活支援」及び「就労支援」を一体的に行うことにより障害者の支援の充実を図ると共に、就労相談員の設置を行うなど法人への支援を行いました。
今 後 の 方針・目標	拠点としての機能を強化していきます。

- 〈3-5〉 「秦野市ふるさとハローワーク」の利用促進等 [産業振興課]
 公共職業安定所の出先機関である「秦野市ふるさとハローワーク」では、職業相談員を配置し、求人、求職相談、職業紹介の実施、職業情報の提供等を行っており、市では、この利用促進を図っています。また、公共職業安定所が実施する障害者就職面接会の後援、協力を行っており、今後も公共職業安定所等の関係機関や県の障害者仕事サポーターとより連携を強化し、雇用の促進に努めます。

現 状	毎年、公共職業安定所が主催している、合同就職面接会へ協力する等、関係機関と連携するとともに、広報はだの、市ホームページで、秦野ふるさとハローワーク及び合同就職面接会の
-----	--

	周知を図りました。 秦野市障害者支援懇話会就労部門に公共職業安定所の雇用指導官を構成員として新たに加え、障害者の就労支援体制の充実等を図るための協議や、企業の雇用担当者向けに雇用促進セミナー等を開催しました
今 後 の 方針・目標	・公共職業安定所との連携を強化します。 ・県の障害者しごとサポーターとの連携を強化します。

〈3-6〉 市職員の障害者雇用 【人事課】

市職員の採用に当たり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく、障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。

現 状	平成 30 年 4 月から障害者雇用率の見直し（引き上げ）がされ、平成 31 年 3 月 31 日現在、本市の障害者雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規程に基づく障害者雇用率を下回っています（法定雇用率 2.5%に対し、本市の雇用率は 2.32%）。
今 後 の 方針・目標	障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。

〈3-7〉 障害者就労施設等からの物品・サービスの購入 【障害福祉課】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」の施行に伴い、優先的、積極的に購入するように努めるため調達方針を策定し、調達実績の公表を行います。

現 状	毎年、調達方針を策定し、調達実績を市のホームページで公表しています。
今 後 の 方針・目標	・引き続き庁内に周知し、購入促進に努めます。 ・商品サンプルやカタログなどを提示しながら商品の P Rを行います。

〈3-8〉 農福連携の取り組み 【障害福祉課・農業振興課】

障害者の農業分野への活躍の場の拡大は、豊かな自然とふれあい健康・生きがいづくりにつながることから「農福連携」によって障害者を支援します。

現 状	「農福連携」について検討しています。
今 後 の 方針・目標	農業分野関係機関との連携

(2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の促進

① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

【現状と課題】

障害のある人が地域の中で豊かな生活を送るためには、地域のスポーツや文化活動など様々な分野で活動することが非常に重要な要素の一つとなります。

そのためには、障害のある人が参加、活動しやすい環境を整備するとともに、障害のあるなしに関係なく、一緒に交流できる環境づくりを推進します。

《基本方針》

引き続き、いつでも、どこでも、だれもが参加、活動しやすい施設整備や事業の企画を行うとともに、指導者やボランティア等の人材育成に努めます。

〈3-9〉 スポーツ大会参加者への支援 [障害福祉課]

国、県等の実施する各種スポーツ大会への参加者へ支援します。

現 状	第 13 回神奈川県障害者スポーツ大会の 6 競技に、延べ 117 人が参加しました。 第 19 回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」(10 月) に、神奈川県代表として 8 名が選ばれました。 また、大会参加者に対しては、送迎等の支援を行い、全国大会出場者には、祝い金を贈呈しました。
今 後 の 方針・目標	引き続き助成し、スポーツ大会への参加を推進します。

〈3-10〉 スポーツ教室の実施 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である(公財)秦野市スポーツ協会により障害者のためのスポーツ教室を引き続き実施します。

現 状	(公財) 秦野市スポーツ協会において、障害者のための教室を継続的に開催しました。 【平成 30 年度実績】 ・ 障害児・者親子スポーツ教室 年 12 回、延べ 306 人参加 ・ 障がい者水中運動教室 年 8 回、延べ 31 人参加
今 後 の 方針・目標	障害児・者のニーズを把握し、スポーツ教室の内容や指導方法等の調査、研究を進め、参加者の増加を図ります。

〈3-11〉 スポーツ指導者の育成 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である(公財)秦野市スポーツ協会により障害者

スポーツ指導者の育成を引き続き実施します。

現 状	(公財) 秦野市スポーツ協会において、スポーツ指導者等の人材を育成するため、講演会やスキルアップセミナーを開催しました。 【平成 30 年度実績】 ・スポーツドクター等健康指導講演会 年 1 回、58 人参加 ・スポーツ指導者・支援者等スキルアップセミナー 年 3 回、延べ 98 人参加 ・スポーツサポーター養成セミナー 年 1 回、52 人参加 ・3033 運動普及指導員養成講習会 年 1 回、26 人参加
今 後 の 方針・目標	指導充実のための調査、研究及び指導者の養成を検討します。

〈3-12〉 障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及 [障害福祉課・スポーツ推進課]

障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及を引き続き推進します。
今後も活動場所の提供に努めて行きます。

現 状	障害者と健常者がともに楽しめるスポーツイベントを(公財)秦野市スポーツ協会と連携して開催しました。 【平成 30 年度実績】 1 はだのチャレンジデー2018 2 はだのプラススポーツフェスティバル 2018:参加者数 769 人 基調講演:成田真由美氏(パラリンピック競泳) 3 車いすテニス・ニューミックス大会:24 人(車いす者及び健常者各 12 人) ・第 14 回はだの丹沢水無川マラソン大会 視覚障害者や車椅子利用者の出場が可能(車椅子はまめっこの部)
今 後 の 方針・目標	・個々の障害に応じたスポーツの普及に努めます。 ・障害のある方もない方も共にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

〈3-13〉 「ともしび秦野」の実施 [地域共生推進課]

福祉をより身近なものとして広く市民に理解を求め、思いやりと助け合いの心を育て、誰もが住み良い地域社会の実現を目指し、10 月の福祉推進月間に合わせて、社会福祉大会を開催しています。

地域福祉の向上に貢献されている方々への表彰や文化活動を促進するため、活動の発表の場である福祉展及び模擬店事業を関係機関の協力を得て実施します。

現 状	【平成 30 年度】 10 月 20 日（土）に文化会館において、表彰式、障害者団体などによる福祉展、模擬店を実施しました。 また、アテネパラリンピックほか女子競泳金メダリストの成田真由美さんによる基調講演を行いました。 平成 29 年度から総合体育館において、車いすバスケットボールなどパラスポーツを体験できるパラスポーツフェスティバルを同日開催しています。
今 後 の 方針・目標	福祉をより身近に感じてもらえるような事業内容にし、関係団体や会場スペースを調整しながら継続して実施していきます。

〈3-14〉 図書館にともしび室の設置 〔図書館〕

視覚障害者のため、図書館にともしび室を引き続き設置します。ともしび室には拡大読書器、対面朗読席、録音図書、点訳本等を設置しています。

現 状	対面朗読サービスの際に、ともしび室を利用している。 【平成 30 年度】 対面朗読利用日数 29 日
今 後 の 方針・目標	・ともしび室の利用促進に努めます。 ・対面朗読ボランティア等の育成、支援を図ります。

〈3-15〉 図書館の障害者サービスの推進 〔図書館〕

図書館利用に障害のある人へ図書館サービスを提供するための調査、研究を行うとともに、より良いサービスを推進します。

現 状	【平成 30 年度】 ・対面朗読利用日数 29 日 ・障害者用の録音図書としてデイジー図書のデータ登録を行った。 デイジー図書登録数 91 タイトル ・障害者用の図書資料を受入した。 点訳本 17 冊 拡大写本の受入 8 冊 ・ボランティアの協力により拡大写本の閲覧提供を行っている。 ・高齢等のため図書館を利用するのに障害のある方たちのために、椅子の配置等施設の整備に努めた。
今 後 の 方針・目標	・ボランティア等による対面朗読を推進します。 ・すべての障害者等に対する新たな貸出サービスや障害者に配慮した H P の構築等、調査、研究します。 ・利用者にやさしい施設整備を進めます。

〈3-16〉 たけのご学級の開催 [生涯学習課]

知的障害者のための生きがいづくり、社会参加の機会を提供するための施策として、たけのご学級を引き続き実施します。今後も、指導者、補助者、施設団体などと連携を図り、学級生の生きがいづくりの促進を図ります。

現 状	原則毎月第3日曜日に開催。 【平成30年度】11回 内容は、グループ活動（スポーツ・音楽・手工芸）を中心に、七夕飾り、レクレーション、中学生との交流会、クリスマス会、書き初め、運動会、お楽しみ会を実施している。 運営はボランティアと協働で行っている。 また、学級生の保護者で組織している「保護者会」が、側面的に支援している。学級生40人（延べ参加者数334人）。ボランティア登録30人（延べ参加者数207人）。
今後の方針・目標	・学級生の生きがいづくりを促進します。 ・集団生活の中での自主性の養成に努めます。

〈3-17〉 障害者が社会参加しやすい環境整備 [障害福祉課]

障害者が参加しやすくなるようにバリアフリーを意識した事業企画を行うよう庁内に周知します。

現 状	社会福祉大会、福祉展およびパラスポーツフェスティバルを同時開催し内容の充実に努めるとともに、誰もが参加できるイベントを実施した。 地域での理解と交流（こころのバリアフリー）を促進するため、ガイドブック「障害を知ろう」を作成し配布を行い啓発した。
今後の方針・目標	引き続き、誰もが参加しやすい事業の企画ができるよう、必要な支援・配慮について周知します。

② 外出支援(移動支援)の充実

【現状と課題】

障害のある人の社会参加や社会活動圏を拡大するためには、外出するための移動手段を整備するとともに、移動支援を充実させる必要があります。

《基本方針》

引き続き、利用しやすい移動手段を整備するとともに、移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細かな支援をしていきます。

〈3-18〉 施設通所交通費の助成 【障害福祉課】

自立更生を目的に社会福祉施設に通所、通園する身体、知的障害者や地域作業所等へ通う精神障害者のため交通費を助成します。

現 状	経路ごとの交通費に通所日数を乗じた額を助成する。 【平成 30 年度】 助成対象者：279 人
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈3-19〉 自動車燃料費の助成 【障害福祉課】

重度障害者が生活のために自分の所有する自動車を自ら運転する場合や 18 歳未満の重度障害者の保護者等が運転する場合、その運行に伴う燃料費を引き続き助成します。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 405 人 【対象者】 ・身体障害 1,2 級 ・知的障害 A1,A2 ・精神障害 1 級 【助成額】 ・月額 2,000 円 ※自動車税減免者は 1,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成するとともに、対象者への更なる周知を図ります。

〈3-20〉 自動車改造費の助成 【障害福祉課】

身体障害者が自ら所有し運転するための自動車のハンドル、アクセル等の改造に対し助成します。

現 状	【平成 30 年度】助成対象者 3 人 288,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈3-21〉 運転免許証取得の助成 [障害福祉課]

身体障害者が運転免許証を取得する場合に助成します。

現 状	【平成 30 年度】助成対象者 1 人 100,000 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈3-22〉 タクシー乗車料金の助成 [障害福祉課]

重度障害者、特定疾患（難病）患者、ねたきり高齢者登録者の社会参加等を促進するため、タクシーの乗車料金の助成をします。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 1872 人 <table border="0"> <tr> <td>【対象者】</td><td>【助成額】</td></tr> <tr> <td>・身体障害 1,2 級</td><td>・1 月 500 円券×4 枚</td></tr> <tr> <td>・知的障害 A1,A2</td><td>・透析は 1 月 500 円件×6 枚</td></tr> <tr> <td>・精神障害 1 級</td><td>・特別障害者手当受給者は、 1 月 500 円券×8 枚</td></tr> <tr> <td>・特定疾患</td><td>※自動車税減免者は半分</td></tr> <tr> <td>・寝たきり高齢者</td><td></td></tr> </table>	【対象者】	【助成額】	・身体障害 1,2 級	・1 月 500 円券×4 枚	・知的障害 A1,A2	・透析は 1 月 500 円件×6 枚	・精神障害 1 級	・特別障害者手当受給者は、 1 月 500 円券×8 枚	・特定疾患	※自動車税減免者は半分	・寝たきり高齢者	
【対象者】	【助成額】												
・身体障害 1,2 級	・1 月 500 円券×4 枚												
・知的障害 A1,A2	・透析は 1 月 500 円件×6 枚												
・精神障害 1 級	・特別障害者手当受給者は、 1 月 500 円券×8 枚												
・特定疾患	※自動車税減免者は半分												
・寝たきり高齢者													
今 後 の 方針・目標	引き続き助成するとともに、対象者への更なる周知を図ります。												

〈3-23〉 移動支援事業の実施 [障害福祉課]

重度身体障害者や視覚障害者の外出を援助するため、ボランティア輸送を行う団体に対して委託事業を実施します。

現 状	屋外での移動に困難がある障害児・者に対して、外出のための付添いヘルパーを派遣し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図った。 【平成 30 年度】 実利用人数 217 人 延べ利用時間数 12,236 時間
今 後 の 方針・目標	引き続き実施します。

③ コミュニケーション手段の確保

【現状と課題】

聴覚障害者は、情報の収集及び利用などに大きな支障があるため、地域の中で安定した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要になります。

また、「遠隔手話通訳サービス」「電話リレーサービス」などの新たなサービスについて先進事例を検討します。

《基本方針》

聴覚障害者が外出する際の手話通訳者派遣を引き続き実施するとともに、不足している手話通訳者の養成を推進します。

〈3-24〉 市役所手話通訳者設置の充実 【障害福祉課】

聴覚障害者の相談、手続き等の通訳のため、市役所における手話通訳者設置の充実を図ります。

現 状	平成 30 年度から手話通訳士の国家資格を有する特定職員を雇用し、週 3 日、月水金の午前 9 時から午後 4 時まで手話通訳者を設置しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き実施します。

〈3-25〉 手話通訳者の派遣 【障害福祉課】

聴覚障害者のため、公共施設、病院等の外出時及び緊急に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

現 状	【平成 30 年度】 226 件（延べ 258 人）、通訳者 12 人
今 後 の 方針・目標	・ 消防本部と連携し、新たな緊急通報システム「N e t 119」を運用します。 ・ 引き続きニーズを把握し、迅速に派遣できるようにします。

〈3-26〉 手話通訳者の養成 【障害福祉課】

聴覚障害者のため、手話通訳者の養成を推進します。また、手話通訳を必要とする市内の聴覚障害者数に対して、登録している手話通訳者だけでは対応が困難なケースもあることから、手話通訳者養成講座等を通じて手話通訳者の増加及びスキルアップを図ります。

現 状	【平成 30 年度】 手話奉仕員養成事業：述べ 40 回 手話通訳者（士）養成事業：20 回
-----	--

今 後 の 方針・目標	引き続き養成を推進します。
----------------	---------------

〈3-27〉 病院等への手話通訳者設置要望 [障害福祉課]

病院等の公的機関への手話通訳者の設置要望については、聴覚障害者協会等を通してニーズを把握し、対応を検討します。

現 状	手話通訳者派遣申請を受けて、通訳者の派遣を実施しています。
今 後 の 方針・目標	ニーズを把握し、対応を検討します。

④ 当事者活動・社会参加活動の充実

【現状と課題】

障害者団体等の育成を図るためには、当事者活動への支援が必要です。

《基本方針》

障害のある人自らが主体的に動き、参加し、主張していくという取り組みを推進するため必要な支援方法を検討し、支援をしていきます。

〈3-28〉 当事者活動の促進 [障害福祉課]

社会参加と自己決定を進めるために、障害者団体等の当事者活動を促進し、社会参加の拡大を図ります。

現 状	公共施設等の清掃ボランティア等を行う障害者本人の会に本人活動支援事業を実施
今 後 の 方針・目標	支援方法を検討し、引き続き当事者活動を促進します。

(3) 地域生活支援の充実

① 福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活を送るためには、個々の状況に応じた多様な支援が必要となります。

障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みですが、利用者が適切にサービスを利用することができるよう、相談体制、情報提供の充実を図る必要があります。

《基本方針》

利用者本位の考え方にに基づき、市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活体制を整備し、サービスの量的・質的な充実に努めます。

その際には、本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、サービス供給の担い手の拡大を図るなど、個々の状況に適したサービスの選択ができる体制を整備します。

また、一人ひとりの生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の構築を図ります。

〈3-29〉 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の円滑な利用促進　〔障害福祉課〕

障害者総合支援法では、利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みであり、利用にあたっては、適切な情報の取得や、一人ひとりの状況を踏まえた相談が大切になります。

このため、相談支援体制を充実させることを目的として、基幹相談支援センター相談支援事業者と緊密に連携を取りながら、情報提供・相談体制の充実に努めます。

現 状	・基幹相談支援センター主催により、相談支援事業者等への研修を実施する等、相談支援体制の充実に努めました。 ・相談支援専門員とサービス管理責任者や児童発達責任者等とのネットワーク構築のための会議等を実施しました。 平成 31 年 3 月現在の相談支援事業所数　17 箇所
今 後 の 方針・目標	・相談支援事業者の研修等を実施し、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実に努めます。 ・引き続き障害福祉計画で見込んだサービス必要量を確保するための提供基盤の整備を進めます。 ・利用者に対する情報提供、相談体制の充実に努め、一人ひとりのニーズにあったサービス提供に努めます。

- 〈3-30〉 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [障害福祉課]
 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築の必要があります。

現 状	協議の場の設置に向けて検討しています。
今 後 の 方針・目標	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置 ・精神障害への理解を深める普及啓発の実施

- 〈3-31〉 障害者給食サービスの実施 [障害福祉課]
 日常の食生活に支障がある在宅障害者に定期的に食事を配達する給食サービスを実施し、安否確認や食生活の改善・健康増進を図ります。

現 状	【平成 30 年度】 利用者数：8 人 ・精神障害者 5 人 ・身体障害者 2 人 ・知的障害者 1 人
今 後 の 方針・目標	引き続き、実施します。

- 〈3-32〉 入浴サービスの充実 [障害福祉課]
 家庭での入浴が困難な障害者に対して入浴車等により入浴を行うサービスの充実に努めます。今後は、利用者の重度化傾向及び介護家族不在の利用者が増えると予想されることから、サービス提供回数の増加を図ります。

現 状	在宅介護の負担軽減のため、家庭での入浴が困難な寝たきり状態にある重度身体障害者に対し、定期的に入浴サービスを実施した。 【平成 30 年度】 施設入浴 57 回（実人数 2 人） 訪問入浴 1,024 回（実人数 12 人） 計 1,081 回（実人数 14 人）
今 後 の 方針・目標	・サービスの充実に努めます。 ・サービス提供事業所の拡大に努めます。

- 〈3-33〉 身体障害者補助犬の利用促進 [障害福祉課]
 視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者の日常生活動作を補助し、自立と社会参加を促進するため神奈川県では身体障害者補助犬の給付を行っています。公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬

を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	
現 状	神奈川県で給付、相談を実施 市ホームページで情報提供を行い、法律の周知に努めました。
今 後 の 方針・目標	引き続き、補助犬の利用が円滑に進むよう周知します。

〈3-34〉 移動支援事業の充実 [障害福祉課]

屋外での移動が困難な障害児、者の外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業として実施しています。

現 状	屋外での移動に困難がある障害児・者に対して外出のための付添いヘルパーを派遣し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図った。 【平成 30 年度】 実利用者 217 人 延べ利用時間 12,236 時間
今 後 の 方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

〈3-35〉 日中一時支援事業の充実 [障害福祉課]

福祉施設等における日中一時支援により、障害児、者の活動場所を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を図る事業として実施しています。

現 状	家族の就労支援及び一時的な休息を図るため、障害児・者の活動場所を確保し、障害児・者の日中活動を支援した。 【平成 30 年度】 実利用者 292 人 延べ利用回数 12,159 回
今 後 の 方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

〈3-36〉 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 [障害福祉課]

発達障害など福祉サービスを十分に利用できない人に対し、一人ひとりの日常生活に必要なサービスの充実に努めます。

現 状	日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業を提供し、地域活動を支援するとともに、安定した方については訓練等給付費を支給決定し、安定した通所生活が図れるよう支援する。
-----	---

今 後 の 方針・目標	一人ひとりへの支援の充実に努めます。
----------------	--------------------

〈3-37〉 ごみ及び資源の戸別収集の実施 [環境資源対策課]

ごみ及び資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみ及び資源の戸別収集を実施し、市民サービス及び福祉の向上を図ります。

現 状	ほほえみ収集（高齢者等ごみ戸別収集）の実施 毎週月曜日・木曜日又は火曜日・金曜日回収 実施世帯数：141 世帯
今 後 の 方針・目標	引き続き、実施します。

〈3-38〉 グループホーム家賃助成の実施 [障害福祉課]

障害者の施設から地域への移行の受け皿としてのグループホームの入居者が地域における生活の場として安心して生きがいを持った生活を送ることができるよう、家賃の一部を助成し地域での自立した生活を支援します。

現 状	【平成 30 年度】 助成対象者 126 人 地域移行の促進のため、グループホームも整備され、助成対象者が増加しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き、助成します。

② 施設機能の充実

【現状と課題】

福祉施設は、障害者の暮らしを支えるうえで重要な役割を果たしています。重度・重複障害者などにとっての「住まいの場」としてだけではなく、施設のもつ専門的なノウハウや人材を生かし、障害者の自立及び社会参加、介護者のレスパイト等、地域社会へのサービス提供機能が求められています。

《基本方針》

地域で生活する障害者やその家族の暮らしを支えるため、家族を含む障害者一人ひとりの多様なニーズに応じた地域生活移行支援及び障害者理解の促進を推進する地域福祉の拠点としての施設機能の充実に図ります。

〈3-39〉 地域生活サポート事業の充実 [障害福祉課]

障害福祉施設を運営する社会福祉法人等が障害者の地域生活を支え、障害者の地域生活移行の促進を図るために実施する事業について、神奈川県市町村障害

者福祉事業推進補助金事業の規定に基づき、その事業に要する費用の一部を助成し、施設機能の充実を図ります。

現 状	地域サポート事業への補助の実施。 【平成 30 年度】 補助対象法人：11 法人
今 後 の 方針・目標	引き続き、神奈川県の交付金を活用して事業を実施します。

〈3-40〉 地域活動支援センターの充実 [障害福祉課]

在宅の障害者等が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

また、専門職員を配置し、医療・保健及び地域の社会基盤との連携強化等を図ります。

現 状	ひまわり（Ⅲ型）及び秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの（Ⅰ型）に事業を委託し、身体・知的・精神障害者等の居場所づくりや日常生活での困りごとを相談できる機会を提供し、地域社会との交流促進を図っています。 また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発なども行っています。 【平成 30 年度】 1 ひまわり（Ⅲ型） ・通所者数 9 人、延べ利用者数 1,509 人 2 ぱれっと・はだの（Ⅰ型） ・相談支援 実相談者数 579 人、延べ相談者数 1,695 人 ・フリースペース 登録者数 61 人、延べ利用者数 1,140 人 ・ピア活動普及啓発事業・地域交流事業 実施回数 16 回 131 人
今 後 の 方針・目標	障害者等の地域生活支援を促進するため、ひまわり及びぱれっと・はだのに地域活動支援事業の委託を継続し、地域活動支援センターの周知及び運営支援により、機能の充実強化を図っていきます。

③ 多様な暮らしの場の整備

【現状と課題】

入所施設等の生活から地域での生活に移行し、安心して暮らしていくためには、地域での住まいの確保と個々の障害の特性に応じた住宅設備等の居住環境を整える必要があります。

《基本方針》

生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方が選べるよう、個々の状況に適した居住環境を提供できるよう支援を進めていきます。

〈3-41〉 市営住宅の優先募集枠の確保 [交通住宅課]

市営住宅の入居募集にあたり、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

現 状	【平成 30 年度】 車いす対応住戸の募集を実施したが、入居申込みなし。
今 後 の 方針・目標	既存の市営住宅に空きが生じた場合などに入居者募集を行う際には、関係課と調整を図りながら、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

〈3-42〉 住宅設備改良費助成 [障害福祉課]

重度身体、知的障害者が、障害に適するよう住宅設備を改造する場合に助成します。

現 状	【平成 30 年度】 4 人 1,645,458 円
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈3-43〉 グループホーム整備運営助成 [障害福祉課]

知的、精神障害者が自立のため、就労をしながら社会生活の訓練を受けるための場として、専任の世話人の協力により共同で生活をする場の整備、運営に対して助成します。

現 状	グループホーム開設に必要な家屋改修費や備品経費について、神奈川県補助制度を活用し助成した。 【平成 30 年度】 助成件数 1 件
今 後 の 方針・目標	神奈川県補助制度を活用して引き続き助成します。

〈3-44〉 地域生活移行の促進 [障害福祉課]

障害者の地域生活移行の推進を実現するため、住宅入居に関する支援事業の実施体制づくりに努めます。

現 状	地域移行や地域定着についての相談の実施。
今 後 の 方針・目標	住宅を確保するのが難しい方への支援について検討します。

4 高齢期の施策

(1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携

① 高齢障害者に対する一体的なサービスの提供

【現状と課題】

身体障害者手帳所持者の高齢化が進んでおり、障害者分野と高齢者分野が連携した施策の一体的・包括的なサービスの提供が必要です。

《基本方針》

サービスを必要とする高齢障害者が、障害者分野と高齢者分野の施策の中から、適切なサービスを利用できるよう、相談・情報提供の充実を図り、利用者支援に努めます。

〈4-1〉 介護保険制度への円滑な移行 [障害福祉課・高齢介護課]

障害者自立支援制度と介護保険制度とで共通する在宅介護サービスについては、介護保険制度から保険給付を受けることが基本となるため、65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者については、障害者総合支援法の制度から介護保険制度によるサービス利用へ円滑に移行できるよう努めています。

今後も引き続き、国等の動向を注視しながら、必要な人に必要な福祉・介護サービスを提供できる制度の確保及び各種取り組みを推進するとともに、利用者への情報提供等に努めます。

現 状	それぞれの制度を理解するための研修会を実施するなど制度間での連携を図り、円滑に移行できるよう努めました。また、障害者の心身の状況等により個別に様々なケースが考えられることから、一律に介護保険法に基づくサービスに移行するのではなく、ケアマネ、相談支援専門員等と連携し利用者本人の意向や状態像などを把握した上でサービス等の支給を行うなど、適切なサービス等の支給に向け支援を行っています。
今 後 の 方針・目標	引き続き連携を図ります。

〈4-2〉 障害者施策・高齢者施策の連携 [障害福祉課・高齢介護課]

高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課と高齢介護課の連携による相談・情報提供体制を充実します。

現 状	相談支援事業所と介護支援専門員の合同研修会への支援を行い、互いの業務内容の理解の促進に努めました。 障害福祉課と高齢介護課の連携により相談・情報提供体制を強化しました。
-----	---

今 後 の 方針・目標	引き続き連携して相談、情報提供を行います。
----------------	-----------------------

5 生涯にわたっての施策

(1) すべての人にやさしいまちづくりの推進

① 建築物等のバリアフリー化

【現状と課題】

バリアフリー新法や県、市のバリアフリーに関する条例等の適用などにより、公共交通機関や公共施設等の建築物のバリアフリー化は着実に進んでいますが、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。

《基本方針》

障害のある人が、自分の意志で安心して自由に行動できるよう「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

〈5-1〉 法律、条例、要綱の周知によるバリアフリー化 [地域安全課・道路管理課・まちづくり計画課・建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を阻害する様々な障害を取り除くことを引き続き促進します。また、「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく整備を併せて促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて法や条例等の周知や指導を行っています。
今 後 の 方針・目標	今後も引き続き、法や条例等による指導を行います。 また、未完成の事業については、基本構想に基づく整備を促進します。

〈5-2〉 交通バリアフリー特定事業計画の推進 [地域安全課・生活環境課・環境資源対策課・道路管理課・まちづくり計画課・建設総務課・建設管理課]

平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる交通バリアフリー法が施行され、初めて法的な拘束力に基づいた施設整備が実施されるようになりました。本市では、この法律に基づき、すべての人が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性を向上させるため、市民及び関係機関の協力のもとに、平成 14 年 3 月に「秦野市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。この基本構想を受け、小田急線市内 4 駅とその周辺道路、駅前広場、信号機等について重点的かつ一体的に交通バリアフリー化を進めるため、公共交通事業者は「公共交通特定事業計画」、道路管理者は「道路特定事業計画」、公安委員会は「交通安全特定事業計画」をそれぞれ作成し、早期の実現を目指します。

現 状	・ 鶴巻温泉南口広場、県道立体横断施設、南口橋上改札口及び駅施設の整備が完了 ・ 特定道路については、整備済み ・ 東海大学前駅北口における、駅への垂直移動施設の整備促進を除き、その他については実施済み
今 後 の 方針・目標	・ 未整備事業の早期実現を目指します。

〈5-3〉 歩道の整備 [地域安全課・道路整備課]

歩行者が安全に移動できるよう、歩道幅員が 2m 以上の歩道の整備に取り組めます。また、「秦野市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、重点整備地区に指定した小田急線市内 4 駅周辺を中心に、車いす利用者が相互にすれ違いできる広い歩道の整備等を進めます。

現 状	【平成 30 年度】 歩道の設置 L = 85m
今 後 の 方針・目標	・ 市道 9 号線の市道 8 号線交差点部から東海大学前駅北口までの歩道の設置 ・ 令和 5 年の完成を目指す。 ・ バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応した整備とする。

〈5-4〉 駅前広場の整備 [地域安全課・道路整備課]

潤いのある生活や歩行者の安全等のため、駅前広場の整備に取り組めます。

現 状	・ 鶴巻温泉駅南口広場の完成
今 後 の 方針・目標	・ 東海大学前駅北口広場：案内設備の設置

〈5-5〉 都市公園の整備 [建設管理課・都市整備課]

都市空間の確保と快適な生活環境を実現するため、都市公園の整備に取り組めます。

現 状	こもれびの里公園、かみがわら東公園、今泉あらい湧水公園、しんちょう南公園、いまがわちょう南公園を開設しました。（市民一人当たり面積 6.4 m ² ）
今 後 の 方針・目標	秦野市都市公園条例で市民一人あたりの都市公園面積を 10 m ² としていますが、第 5 期の目標として市民一人あたりの都市公園面積が 6.61 m ² 以上になるよう努めます。

〈5-6〉 公共的施設のバリアフリー化の推進 [建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、民間建築物を含め障害者等の自由な社会生活を阻害する様々な障害を取り除くことを引き続き促進します。また、「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく整備を併せて促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて法や条例等の周知や指導を行っています。
今 後 の 方針・目標	今後も引き続き、法や条例等による指導を行います。

〈5-7〉 駅の垂直移動施設の整備促進 [地域安全課・道路整備課]

身体障害者のため、歩道から東海大学前駅北口の駅舎へ垂直移動施設の設置に取り組みます。

現 状	垂直移動施設の整備に向けた予備設計を行いました。
今 後 の 方針・目標	東海大学前駅北口の歩道から駅舎へ向け、令和3年度までにエレベーターの設置を目指します。

〈5-8〉 音声式信号機の設置要望 [障害福祉課]

視覚障害者のため、音声式信号機の設置を公安委員会に要望します。

現 状	設置要望の3箇所が整備されました。 現在、21箇所に設置済みです。
今 後 の 方針・目標	引き続き、設置要望を継続し、また新たな整備要望箇所を検討します。

② 移動環境の整備

【現状と課題】

障害のある人もない人も誰でも安全に利用できる環境を整備するため、駅舎へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入を推進してきました。

誰もが活動の場を広げ、社会参加ができる社会にするためには、公共交通機関の使いやすさ、分かり易さが重要です。

《基本方針》

引き続き、安全で身体的な負担の少ない方法で、自由に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共交通事業者に働きかけを行っていきます。

〈5-9〉 高齢者、障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備 [交通住宅課]

公共交通（鉄道、バス、タクシー）は、移動制約者の重要な交通手段となっています。そのため、高齢者や障害者の社会参加の機会を増やし、すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう、公共交通事業者を利用環境の整備について働きかけを行っていきます。

現 状	・ ノンステップバス購入費用を一部助成し導入を促進した。 【平成 30 年度】導入台数 8 台（うち市補助は 3 台） 累計導入台数 42 台/110 台：（平成 30 年度末）、導入率 38.2% ・ タクシー事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入を促進した。（6 台）
今 後 の 方針・目標	・ 公共交通事業者と協働して、やさしい公共交通利用環境の整備に取り組んでいきます。 ・ 「小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定」に基づき、鉄道駅におけるホームドア整備の検討など、ホームの安全性向上に関して、小田急電鉄株式会社と共に連携・協力し、取り組んでいきます。

〈5-10〉 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現 [交通住宅課]

ユニバーサルデザインの観点から、使いやすさ、分かり易さなど、利便性向上を図るため、バス利用環境の改善に取り組んでいきます。

現 状	曾屋弘法路線において、地域及びバス事業者と協議して、平成 30 年 6 月から日中時間帯の運行便数を試行的に増便（4 便）した。
今 後 の 方針・目標	バス事業者と協働して、バス利用の利便性向上を図ります。

③ 理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）

【現状と課題】

障害者に対して、障害を理由とする差別の解消を目的に平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障害者の差別解消を推進するためには、市民一人ひとりが、障害への理解を深め障害者への必要な支援が求められています。

《基本方針》

障害がある人もない人も、すべての人が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い協力し合えるよう、啓発・広報活動を推進し、こころのバリアフリー化を促進します。

〈5-11〉 障害者週間を契機とした啓発 [障害福祉課]

「障害者週間」を意義あるものとするため、「障害者週間」を契機とした啓発活動を引き続き実施します。

現 状	秦野市立さかえちよう公園で、市内の障害者施設や地元の商店街及び自治会が共同作成したイルミネーションを点灯展示する「大道イルミネーションフェスティバル」を開催（12/8～12/24）。
今 後 の 方針・目標	展示即売などの機会を増やし、周知の拡大を図ります。

〈5-12〉 こころのバリアフリー普及啓発の充実 [障害福祉課]

障害者に対する「心の壁」を除くため、「広報はだの」等の広報紙を活用するなど、市民の障害者への理解が深まるよう努めます。特に、精神障害者への理解が深まるよう広報啓発活動を充実します。

現 状	【平成 30 年度】 精神障害者自身が体験発表を行う地域交流事業 16 回
今 後 の 方針・目標	障害を理由とする差別の解消に取り組みます。 市職員に対する障害等の理解を促進するため、市職員の新人研修を実施します。 「ともに生きるかながわ憲章」の普及に努めます。

〈5-13〉 ふれあい教育の実施 [教育指導課]

児童、生徒が人や自然とのふれあいを通して、互いに助け合って生きることを大切にする意識や態度を育て、人権を尊重する生き方や思いやりの心情を培うため、体験学習の場としてふれあい教育活動事業を実施します。

現 状	小学校 ・ 商店街の人々との交流(職場体験) ・ キャンプ(自然との交流) ・ 幼稚園との交流 ・ 収穫祭(地域、自然との交流) ・ 高齢者との交流 中学校 ・ 職場体験 ・ 収穫祭(地域、自然との交流) ・ 幼稚園との交流 ・ 障害施設との交流 ・ 保育園との交流
-----	--

今 後 の 方針・目標	引き続き実施し、児童生徒に人権を尊重する生き方や思いやりの心を育むことができるように取り組みます。
----------------	---

〈5-14〉 福祉教育の実施 [教育指導課]

小、中学校において、福祉講演会や車いすの取扱い方、手話、点字等についての初歩的技術の習得やボランティア活動を行うなど、障害者への理解を深めるための福祉教育を社会福祉協議会と連携をとって実施します。

現 状	小学校 ・点字教室 ・盲導犬教室 ・手話教室 ・車いす体験 ・障害者の方々とのまち探検 ・高齢者との交流(ふれあい給食) 中学校 ・高齢者介護施設訪問 ・障害者施設訪問 ・精神障害者施設との交流 ・点字講習会 ・車いす講習会 ・手話講習会 ・高齢者体験 ・アイマスク体験
今 後 の 方針・目標	・児童、生徒「福祉の心」を育むことができるよう、引き続き実施します。 ・福祉教育について協力していただく団体については、活動の目的に合ったものとなるよう検討していきます。

〈5-15〉 中学生ボランティア体験学習の実施 [教育指導課]

中学生ボランティア体験学習を社会福祉協議会と連携をとって実施します。

現 状	総合的な学習の時間や特別活動に位置づけ、施設訪問や清掃活動等のボランティア活動を実施
今 後 の 方針・目標	介護やふれあい活動などの体験活動を引き続き実施します。

〈5-16〉 地域との連携 [地域共生推進課]

市民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、誰もがやさしいまちづくりを推進していきます。

現 状	社会福祉協議会において、地域住民の交流を図り、福祉活動を推進するための「地区の活動拠点」を7地区中3地区に整備し、運営支援を行いました。 また、まちの居場所づくり講座や地域活動コアメンバー発掘講座、各種ボランティア養成講座を通年で開催しました。
-----	--

今 後 の 方針・目標	秦野市地域福祉計画に基づき、誰もが安心して暮らせるよう、やさしいまちづくりを推進します。 ・地域福祉担い手の育成 ・ボランティアの育成と活動支援 ・様々な担い手の連携体制の構築 ・活動拠点の整備
----------------	---

④ ボランティア活動の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしい生活を送るためには、日常生活を支援するボランティアの活動が必要になります。

そのため、数多くのボランティア団体を一箇所に統括し、効率的な対応が図れるよう、その活動拠点となる「市民活動サポートセンター」をボランティア団体の連絡機能を有する秦野保健福祉センターに移転し、社会福祉協議会やボランティア団体相互の連携を強化しました。

《基本方針》

ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、その活動の充実が図れるよう、引き続き市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

〈5-17〉 社会福祉協議会への助成を通して育成・援助 [地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会への助成を通して、ボランティアの育成、援助を引き続き実施します。

現 状	・地域福祉を推進する市社会福祉協議会に対し、組織の機能が十分に発揮できるように人件費の安定的な助成を実施 ・社会福祉協議会がボランティアの相談窓口として、活動紹介及び派遣調整を行い、併せてボランティア団体等に対して助成を行いました。 【平成 30 年度】 社会福祉協議会登録数（個人）175 名（団体）110 グループ
今 後 の 方針・目標	・様々な分野のボランティア団体との連携強化による、ボランティアの育成と活動を支援します。 ・行政、市民、福祉関係機関等が一体となり、市民一人ひとりが地域社会の一員としてお互いに尊重され、ともに支えあう「地域共生社会」の実現を目指します。

〈5-18〉 手話教室の実施 [障害福祉課]

聴覚障害者の理解と手話の普及を目的に、手話通訳者の養成及びスキルアップを図ります。

現 状	【平成 30 年度】
-----	------------

	手話奉仕員養成事業：述べ 40 回 手話通訳者（士）養成事業：20 回
今 後 の 方針・目標	継続して実施するとともに、養成講座修了生の手話通訳者の登録の奨励に努めます。

(2) 自己実現を支える相談支援の推進

① 相談・情報提供体制の整備

【現状と課題】

障害のある人やその家族が抱える問題は様々です。このような様々な問題についての相談や必要な情報提供を行う体制を整備することは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なものです。

《基本方針》

障害のある人やその家族がいつでも安心して、気軽に利用できる、また、適切なサービスが利用できるよう、相談体制・情報提供のしくみづくりを進めます。

また、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所や地域高齢者支援センターと連携を図り、相談支援における総合的・横断的な解決を目指します。

〈5-19〉 相談支援体制の充実 [障害福祉課]

障害のある人やその家族が抱える問題について、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができる体制を整備するため、秦野市障害福祉なんでも相談室とともに、平成 24 年度から相談支援等に関する市域の中心的役割を担う機関として設置した「基幹相談支援センター」により相談支援の実施を行います。

現 状	【平成 30 年度】 相談実績 2,347 件
今 後 の 方針・目標	身近なところで相談支援や情報提供が受けられるよう体制の充実を図ります。

〈5-20〉 広報はだの等による情報提供 [障害福祉課]

「広報はだの」で障害に関する情報を掲載、障害別に障害福祉サービスや手当等の情報を記載した「障害福祉制度ガイドブック」を手帳交付時等や窓口に来られた希望者に配布することをおして障害者のための情報提供を引き続き実施します。

現 状	・ 広報はだのでは障害者を対象とした催し物や申請案内等掲載した。 ・ ガイドブックでは障害者制度等について掲載し、新規手帳所
-----	---

	得者や希望者に向けて配布した。
今 後 の 方針・目標	引き続き障害者のための情報をわかりやすく提供します。

〈5-21〉 点字広報、声の広報等の発行 【広報広聴課・議事政策課】

視覚障害者のため、点字広報、声の広報（ＣＤ版）を引き続き発行し、声の広報インターネット版の配信も継続します。

また、点字と音声による議会だよりの作成と配布も引き続き行います。

現 状	・赤十字奉仕団の協力により、点字広報、声の広報に加えて、拡大版の広報を毎号発行しました。 【内訳】広報はだの発行回数：年 23 回 ・点字広報各号 8 部、声の広報各号 26 枚、拡大版各号 13 部 ・点字議会だより、CD 版議会だよりを発行しています。 議会だより第 231 号（平成 31 年 2 月 17 日発行）から声の議会だよりをホームページ上に公開しています。
今 後 の 方針・目標	・引き続き、点字広報・声の広報・拡大版を発行するとともに、声の広報については市ホームページでの配信も継続します。 ・引き続き点字議会だより、CD 版議会だよりを発行し、ホームページ上に声の議会だよりを公開します。

〈5-22〉 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上 【広報広聴課】

誰もが情報を得やすい「アクセシビリティ」を向上させるため、ページの構造を簡素化し、使用文字の統一、分かりやすい表現による情報提供を推進します。

現 状	ホームページ作成支援ソフトを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの提供に努めています。
今 後 の 方針・目標	・アクセシビリティの意識を高めるよう、マニュアルの活用や職員研修の改善などにより、職員一人ひとりへの意識啓発・基礎知識の習得を図る。 ・各ページの修正は、ページの作成者に個別に指導します。

〈5-23〉 点字、声による情報提供の充実 【障害福祉課】

視覚障害者のため、点字や声による情報提供の充実を図ります。

現 状	【平成 30 年度】 1 点字広報等発行事業：年 23 回、各号 8 部 2 音声広報等発行事業：年 23 回、31 本
今 後 の 方針・目標	引き続き点字や声による情報を提供します。

〈5-24〉 障害者のための情報提供 [広報広聴課・障害福祉課]

障害者のため、理解しやすい表現等による情報提供を推進します。

現 状	障害のある方でも理解しやすい表現や方法による情報提供に努めました。
今 後 の 方針・目標	・関係機関と連携しての情報提供を実施します。 ・色覚異常のある人への対応を検討し、実施します。 ・「ぱれっと・はだの」や公民館等、関係機関と連携しての情報提供を実施します。

〈5-25〉 ピアサポート体制の充実 [障害福祉課]

障害のある人自身が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じる相談体制（ピアサポート体制）の充実を図ります。

現 状	1 ピア相談会（月 1 回） ピア学習会を修了したピアサポーターによる相談会を実施しました。 2 ピアのつどい（月 1 回） ピア学習会を修了したピアサポーターが活動報告や今後の活動予定など、毎月話し合いました。 3 ピア学習会（年 1 回） ピアサポーターとして活動するために必要な病気の理解や薬の知識等の内容の学習会を実施し、ピアサポーターとして活動できる人に登録をしてもらいました。 【平成 30 年度】 ・ピア相談会 実施回数 12 回、相談件数 5 件、ピアサポーター活動延べ数 24 人 ・ピアのつどい 実施回数 12 回、延べ参加者数 30 人 ・ピア学習会 実施回数 6 回、延べ参加者数 23 人、ピアサポーター新規登録者 3 人
今 後 の 方針・目標	障害者およびその家族が行うピアサポート活動のさらなる周知と拡充につとめます。

〈5-26〉 在宅福祉サービス相談の実施 [障害福祉課]

在宅福祉サービスの相談を引き続き実施し、複雑化する相談内容に的確に対応できるよう人材確保や研修に努めます。

現 状	一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構の基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所との連携を図り、自立支援協議会の相談部会の意見を聴きながら、体制の充実を図って
-----	--

	います。 また、毎月、基幹相談支援センターが開催している「秦野市相談支援事業所等連絡会」にて、市内の相談支援状況等を共有しています。
今 後 の 方針・目標	障害福祉サービス等を利用する全ての利用者へのサービス等利用計画等の作成を目指し、質の高い相談体制の充実を図ります。

〈5-27〉 就労及び職業訓練情報の提供 【障害福祉課・産業振興課】

障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。今後も、国・県等の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図ります。

また、さかえちよう公園内の「ともしびショップゆめ散歩」を障害者就労支援の拠点として位置づけ、障害者雇用の促進に努めます。

現 状	・国、県等の障害者の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページ等により、情報提供を行いました。 ・就労支援の拠点を「ともしびショップゆめ散歩」から「秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの」に移し、就労相談員の配置を行い、情報提供や就労支援を行っています。 ・就労部門の構成員にハローワーク職員を加え、拠点での定例会議等の実施により情報提供体制の充実を図りました。
今 後 の 方針・目標	情報提供の充実を図ります。

〈5-28〉 スポーツ・レクリエーション等の情報提供 【障害福祉課・スポーツ推進課】

スポーツ、レクリエーション、文化活動等に触れる機会を増やすため、障害者向けの的確な情報提供を行います。

現 状	市ホームページ、はだのチャレンジデーSNS（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム）でのインターネットを活用した情報発信のほか、スポーツ協会が発行する「スポーツライフはだの」などで情報提供を実施しています。また、はだの丹沢水無川マラソン大会では開会式、表彰式に手話通訳者を配置しています。 ・スポーツ推進課と障害福祉課が連携し、障害福祉課窓口での「スポーツライフはだの」の配布等、情報提供を行っています。
今 後 の 方針・目標	インターネットを活用するなど迅速かつ分かりやすい情報発信に努めます。

〈5-29〉 障害者支援委員会の機能強化 [障害福祉課]

相談支援事業や就労支援事業等、地域の実情に応じた障害者の支援体制の整備について協議する秦野市障害者支援委員会の機能強化に努めます。

現 状	障害者支援委員会及び懇話会を開催し、地域課題や支援体制の整備について協議しました。 【平成 30 年度】 開催実績（支援委員会）3 回
今 後 の 方針・目標	関係機関と連携し、地域の共通課題の解決に努めます。 懇話会の部門構成を見直し、地域課題の把握及び解決に向けた取り組みを強化します。

② ケアマネジメント体制の整備

【現状と課題】

障害者への適切なサービスの提供に当たり指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の作成が必要となっていますが、全てのサービス利用者へのサービス等利用計画を作成するには、相談支援専門員が不足しています。
《基本方針》

サービス等利用計画の適切な導入や質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。

〈5-30〉 障害者ケアマネジメント体制の整備 [障害福祉課]

平成 24 年 4 月の制度改正により、障害者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害児、者について、指定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成（指定相談支援事業所が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可。）が必要となりました。

新規申請者及び障害支援区分の更新を迎える方等から段階的に対象となる方を拡大し、平成 27 年度以降の区分認定更新時までには障害福祉サービス等を利用する全ての方について対象とするよう順次拡大し利用計画の作成を行っています。

現 状	障害者支援委員会および相談部門において、ケアマネジメント体制の整備について協議するとともに、様々なニーズを有する障害者等の生活を支援するため、基幹相談支援センターを中心とした体制整備を進めています。 また、福祉、保健、医療等との連携やサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者との合同会議の実施、また、基幹相談支援センター研修会や相談支援事業所等連絡会等を実施し、相談支援専門員の育成を行っています。
-----	---

今 後 の 方針・目標	障害福祉サービス等を利用する全ての利用者へのサービス等利用計画等の適切な導入を図るため、基幹相談支援センターや指定相談支援事業所と連携を図り、相談支援専門員の育成や確保に努め、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。
----------------	---

〈5-31〉 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携 [障害福祉課]

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会では、各市町の自立支援協議会等との連携を基礎に、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」において相談支援や就労支援、権利擁護やサービス提供ネットワークなど各市町、事業所など官民協働により障害のある方の地域生活支援を検討しています。

本市においても、適切な支援が実施されるよう、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、障害者ケアマネジメント従事者のスキルアップ等に取り組めます。

現 状	【平成 30 年度】 開催回数 4 回
今 後 の 方針・目標	引き続き湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図ります。

(3) 権利擁護体制の推進

① 権利擁護体制の整備

【現状と課題】

障害のある人の権利擁護や成年後見支援については、行政書士による無料相談会、NPO 法人総合福祉サポートセンターはだの、地域高齢者支援センター、秦野あんしんセンターにおいて実施していますが、十分普及していない状況にあります。

また、成年後見制度の利用支援の充実に向け、成年後見業務を適正に行える人材の育成、確保が必要になります。

《基本方針》

意思決定が困難な人に対し、権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立及び利用拡大を図ります。

障害者権利条約の理念を共有し、人権が尊重される社会の実現を目指すため、平塚保健福祉事務所秦野センターと連携し、障害者虐待防止のための普及啓発や人権相談の充実に努めます。

〈5-32〉 日常生活自立支援事業の充実 [地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会の「秦野あんしんセンター」において高齢者や障害者の権利擁護にかかわる様々な専門相談、及びその解決に向けての支援を行います。

引き続き秦野市社会福祉協議会との連携により、制度の円滑な運営を支援します。

現 状	判断能力が不十分な高齢者や障害者及びその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理、書類等サービスを提供しました。 【平成 30 年度】 ・相談件数 853 件 ・契約件数 53 件 ・契約締結審査会 6 回開催
今 後 の 方針・目標	引き続き社会福祉協議会への助成と連携による制度の円滑な運営を支援します。

〈5-33〉 成年後見制度の充実 [地域共生推進課・障害福祉課・高齢介護課]

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分にできない人の権利・財産を守るために、成年後見制度に関する相談を一元的に受け止める総合相談窓口の設置、親族後見人の育成や確保、法人後見活動の推進に関する支援などを実施し、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制整備に努めます。

現 状	・「秦野市成年後見利用支援センター」において、成年後見制度の相談支援を実施。また、法的に複雑な相談について、弁護士による専門相談を行った。 ・様々な視点から成年後見制度に関する地域課題や困難事例等を検討できるよう、関係機関で構成する「成年後見ネットワーク連絡会」を開催した。 ・成年後見制度に係る人材育成のため、プロジェクトチーム会議を開催し、権利擁護体制について検討した。
今 後 の 方針・目標	・成年後見制度について広く周知するため、市民向けセミナーの開催パンフレットの作成・配布をするなど普及啓発を推進するとともに、親族後見人等への相談支援を行います。 ・法人後見活動を行う団体を支援し、後見業務を適正に行うことのできる法人の確保に努めます。

〈5-34〉 人権侵害等の相談体制の充実 [市民相談人権課・障害福祉課]

虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実を図ります。

また、障害者虐待防止センター等と連携を図り、虐待を受けた障害者等の支援体制を充実させ、障害者の保護や養護者への支援等により虐待防止を図ります。

現 状	・障害者虐待防止センターを設置し、365 日 24 時間体制で相
-----	----------------------------------

	談を受け付け、支援を実施 ・ 民生委員や事業所等を対象に虐待予防の広報啓発活動及び研修会を実施 【平成 30 年度】 ・ 新規通報・届出件数 20 件(市のみでの対応事案も含む) - 延べ相談対応件数 1,670 件 ・ 研修会の実施 8 回 ・ 年間 22 回の定例相談と 1 回の特設相談等の人権相談を実施 相談件数 4 件。
今 後 の 方針・目標	・ 引き続き人権が尊重される社会の実現を目指すため、年間 23 回人権相談日を開催するとともに、人権相談日の周知についても努める。 ・ 障害者虐待防止センター等と連携し、虐待予防の研修会の実施や養護者支援のための相談支援の充実を図り、虐待防止に努めます。

〈5－35〉 福祉サービス評価の推進 [障害福祉課]

より良質なサービスを提供していくため、事業者は、常にその質の向上に努めていく必要があります。

また、利用者が自分に合う質の高いサービスを受けるためには、サービスの質や事業者ごとの特徴など、選択のためのわかりやすい情報が求められます。

そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づいてサービスを評価し、その結果を公表していくことが必要になってきます。

神奈川県では、福祉サービスの第三者評価を普及、促進するために「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を設置しており、本市もこのシステムを活用し、市が直接提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する多くの事業者に対して普及・啓発を行っていきます。

現 状	やまばと学園（平成 30 年 3 月） 1 事業所
今 後 の 方針・目標	第三者評価の普及、促進に向け啓発していきます。

(4) 安全・安心のしくみづくり

① 保健・医療体制の整備

【現状と課題】

保健・医療は、障害者福祉の前提をなすもので、それぞれの密接な連携が必要です。障害の原因となる疾病は、医療・介護、生活の質にも影響を及ぼすため、障害の発生予防と疾病の早期発見、早期治療のために、健康診査、健康相談等を実施し、生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、精神障害者・難病（特定疾患）患者等の相談、介護者のレスパイト等の対策については、関係機関と情報交換を行うなどの連携を図っています。

《基本方針》

健康の保持増進や生活習慣病を予防するため、健康相談及び健康教育等を実施し、障害の原因となる疾病の予防についての普及啓発に取り組みます。また、医療機関と連携し、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査を実施します。精神障害者・難病（特定疾患）患者対策については、保健・医療・福祉の関係機関との連携を図ります。

〈5-36〉 健康相談・健康教育等の実施 【健康づくり課】

健康の保持増進や生活習慣病予防を目的とした健康相談、健康教育等を引き続き実施します。今後は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症といった生活習慣病を予防するため、健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

現 状	【平成 30 年度】 ・健康相談：開催回数 21 回 参加延人数 1,033 人 ・健康教育：開催回数 228 回 参加延人数 10,833 人
今 後 の 方針・目標	・生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、生活習慣の改善を支援します。 ・個人の健康づくりを地域で支援する住民組織活動の活性化を図ります。

〈5-37〉 健康診査の実施 【健康づくり課】

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の早期発見、早期治療のため市民健康診査を実施します。在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者、家族等の介護を担う者のうち、訪問による健康診査の実施が必要な者に対して、健康診査を実施します。

現 状	【平成 30 年度】 ・ 市民健康診査 39 歳以下(登録者) 220 人 ・ 市民健康診査 75 歳以上(後期高齢者) 7,390 人 (再掲：訪問健康診査 23 人)
今 後 の 方針・目標	・ 医療機関との連携により、健康診査を実施します。 ・ 39 歳以下の市民健康診査について周知を行い、登録者を増やし、若い世代からの健康の保持増進を図ります。

〈5-38〉 医療費の助成 [障害福祉課]

医療費の助成を引き続き実施します。

現 状	重度障害者が診療を受ける場合に医療保険対象の自己負担分について助成 【平成 30 年度】 対象者数 2,333 人(停止者・認定保留者除く)
今 後 の 方針・目標	引き続き助成していきます。

〈5-39〉 精神障害者、特定疾患(難病)患者等の対策について関係機関との連携 [障害福祉課]

精神障害者、特定疾患(難病)患者及び高次脳機能障害者等の対策について、保健福祉事務所等の関係機関と連携を密にします。

現 状	精神障害者および高次脳機能障害者等の対策については、県が開催する連絡会や研修会等を通して情報共有と連携を図っている。また、指定難病及び特定疾患の対象者が受けられる医療・福祉サービスについて、保健福祉事務所と連携して情報提供を行っている。
今 後 の 方針・目標	関係機関と連携を密にし、ニーズに応じた体制を整備します。

② 緊急時対策の整備

【現状と課題】

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義し、市町村による名簿の作成が義務付けられました。

それに伴い避難所運営体制の充実や適切な要支援者の支援体制などを整備する必要があります。

総合防災訓練等では、障害者団体の訓練への参加や、災害時緊急受入協定施設との訓練などを実施し障害者の避難体制や受入体制を図っています。

視覚・聴覚障害者などへの適切な情報提供や避難誘導体制の整備を図る必要があります。

《基本方針》

避難行動要支援者の避難支援には、地域における共助が不可欠であり、地域住民の協力による、障害者のための地域防災体制の整備を促進します。

また、視覚、聴覚、腎臓機能障害者など障害の特性に応じた情報提供・避難体制の整備も推進します。

〈5-40〉 災害時要配慮者受入施設及び受入体制の整備 [障害福祉課]

災害時における障害者等要配慮者の受入施設及び受入体制の整備、充実を図ります。

現 状	災害時福祉避難所の協定締結施設 10 箇所
今 後 の 方針・目標	災害時要配慮者支援班行動マニュアルに基づく訓練等を実施し、円滑な受入体制を構築します。 新たな受入施設についても協議を重ね、拡大を図ります。

〈5-41〉 点字版防災ハンドブックの作成 [障害福祉課]

防災課が作成している防災ハンドブックについて、点字や音声等による防災ハンドブックを作成します。

現 状	現在作成されている防災ハンドブックの改訂に合わせて点字版防災ハンドブックを作成します。
今 後 の 方針・目標	関係ボランティア団体と連携し、秦野市障害者支援委員会等に意見を求めながら検討します。

〈5-42〉 携帯電話等による情報提供 [障害福祉課]

聴覚に障害のある方が、防災行政無線の代わりに情報源として活用できる、市の緊急情報メール配信システムの登録を推進しています。

現 状	障害者手帳交付説明会等を通じて、緊急情報メール配信システムの周知を図っています。 秦野市障害福祉制度ガイドブックに申請案内及びQRコードを掲載し、周知を図りました。
今 後 の 方針・目標	・緊急情報メール配信システムの登録を促進します。 ・災害用言板サービスの利用を促進します。 ・Eメール相談を実施します。

〈5-43〉 ヘルプマークの普及 [障害福祉課]

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいます。秦野市では秦野市障害福祉課、秦野市社会福祉協議会及びぱれっと・はだので配布しています。

また、HPやポスター等を掲示し普及しています。

現 状	【平成30年度】 配布実績 459 個（秦野市障害福祉課、秦野市社会福祉協議会、ぱれっと・はだの合計）
今 後 の 方針・目標	「ヘルプマーク」の普及啓発を進めます。

〈5-44〉 広域避難場所へ手話通訳者派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、災害時に避難所等へ手話通訳者を派遣します。今後は、確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、県、近隣市町村及び消防本部との連携を図っていきます。

現 状	【平成30年度】 手話通訳者登録者数 12 人
今 後 の 方針・目標	・消防本部と連携し、新たな緊急通報システム「Net119」を運用します。 ・確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、より県や近隣市町村との連携を図ることに努めます。

〈5-45〉 地域防災体制整備促進 [防災課]

地域住民の協力により、障害者のための地域防災体制整備の確立を促進します。

継続的に、避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導、助言及

びマニュアルづくりに対する協力等を積極的に行っていきます。

また、各避難所に設置された避難所運営委員会の訓練等を実施し、避難行動要支援者支援対策の充実を図っていきます。

現 状	・ 年二回、避難行動要支援者名簿を更新し、自治会、民生委員等に提供しています。 ・ 講演会や研修会を通して、障害者の避難支援に対する知識、理解を深め、地域防災体制の強化を図りました。
今 後 の 方針・目標	避難行動要支援者対策の向上を目的とし、避難行動要支援者名簿を活用した実践的な避難訓練を各地域で実施するように促進します。

〈5-46〉 視覚障害者避難誘導体制の整備 [防災課・障害福祉課]

視覚障害者のため、災害時における避難誘導ボランティア体制の整備を推進します。

現 状	避難行動要支援者名簿の周知と、防災訓練等で避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施及び近隣住民、地域ごとの連携強化を目的とする個別計画の作成を促進しています。
今 後 の 方針・目標	避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するために、今後も個別計画の作成をケアマネージャー等に依頼していきます。

〈5-47〉 災害時人工透析医療機関の情報提供体制の整備 [障害福祉課・健康づくり課]

災害時には、透析施設の被害状況が県へ報告されるシステムが構築されています。県のマニュアルに基づき、透析病院の被害状況を確認し、いち早く透析患者に情報提供するよう努めます。

現 状	市内の透析施設の連絡協議会により連携
今 後 の 方針・目標	医師会との連携および広域災害救急医療情報システム（略称 EMIS）により、医療機関での患者の受け入れ状況等の把握が可能であるため、全市民に向けた情報をいち早く提供していきます。

〈5-48〉 障害者のための防災講習会、避難訓練及び啓発活動の実施 [防災課・障害福祉課]

障害者のための防災講習会、防災訓練への参加を呼び掛け、防災に対する啓発を行います。

現 状	【平成 30 年度】
-----	------------

	防災講習会実施回数 3回 ・ケアマネージャー講習会 ・西地区障害者地域作業所連絡会職員研修会 ・秦野市身体障害者福祉協会役員研修会 ・障害者団体等に各種会議において、防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、障害者支援委員会くらし安心部門で障害者向けの防災に関するリーフレットの作成を検討しました。
今 後 の 方針・目標	・総合防災訓練のプログラムに障害のある方も参加できる内容の検討と積極的な参加が図れるように、広報はだの等を活用し、啓発活動に努めます。 ・引き続き、障害者団体等との協力による啓発活動の推進及び出前講習会を実施します。

〈5-49〉 災害時対応における医師会等関係機関との連携 [障害福祉課・健康づくり課]

定期的に服薬が必要な障害者のため、災害時における対応について医師会等関係機関と連絡を密にします。

今後は、災害時において障害者に対するより適切な対応がとられるよう、関係機関等と検討を進めます。

現 状	災害時の対応について医師会等関係機関と連携を図っています。
今 後 の 方針・目標	引き続き、医師会等関係機関と連絡を密にし、災害時における障害者に対するより適切な対応がとられるよう検討を進めます。

〈5-50〉 緊急通報システム事業の推進 [障害福祉課]

緊急時の連絡が困難な単身障害者や家族が常時いない障害者のために、緊急通報システム事業を推進します。

現 状	秦野市内の障害者人口の増加に伴い、申請者の増加を想定しながら、助成できる体制を整えていきます。
今 後 の 方針・目標	引き続き助成します。

〈5-51〉 N e t 119 緊急通報システム事業 [情報指令課]

聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うため、スマートフォンや携帯電話等の通報用W e b サイトから、文字入力による操作と、G P S 測位情報を活用して、「会話をせずに」簡単な操作で 119 番通報可能となる事業です。

現 状	障害福祉課自立支援担当と事業計画及び運用方法について打合わせを重ね、事業予算要求を行いました。 また、内容について聴覚障害者団体及び手話通訳者に向け事業説明を行いました。
今 後 の 方針・目標	間断のない災害受信体制を継続し、傷病者や関係者に対するサポート体制を充実します。

第4章 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の把握、評価

障害者施策の推進に関係する施設、団体等により組織する「秦野市障害者支援委員会」により、計画の推進体制及び進行管理を行います。

秦野市障害者支援委員会 構成員

1	秦野市身体障害者福祉協会会長
2	秦野市手をつなぐ育成会会長
3	秦野精神障害者家族会のぞみ会会長
4	秦野市障害者地域生活支援推進機構常務理事
5	秦野市社会福祉協議会事務局長
6	財団法人鉄道弘済会総合福祉センター弘済学園療育支援次長
7	社会福祉法人かながわ共同会秦野精華園自主経営化対策室長
8	社会福祉法人常成福祉会専務理事
9	社会福祉法人寿徳会松下園副園長
10	社会福祉法人成和会グループホームせせらぎ施設長
11	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課長
12	秦野市教育委員会教育指導課長
13	独立行政法人国立病院機構神奈川病院療育指導課長
14	神奈川県立秦野養護学校校長
15	秦野警察署生活安全課長
16	厚生労働省神奈川労働局松田公共職業安定所所長
17	秦野市民生委員・児童委員障害部会会長
18	元千葉大学教授

2 庁内推進体制

庁内関係各課等の緊密な連携を図り、全庁が一体となって本計画における各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見を反映できる機会を設定するなど、利用者の立場に立った障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

部長会議付議事案書（報告）

(令和元年11月5日)

提案課名 学校教育課

報告者名 久保田 貴

事案名	小規模特認校の指定及び令和2年度就学生の募集について	資料	☒ 有 無
提案趣旨	地域と連携した特色ある教育活動を推進している小規模小学校において、学校及び地域の更なる活性化を目的に、一定の条件を満たせば学区以外の児童も就学できる「小規模特認校制」を導入して上小学校を指定するとともに、令和2年度の就学希望者を募集するものです。		
概要	(小規模特認校制の実施方針) 1 就学条件 (1) 秦野市内に住所を有している又は就学の前日までに秦野市に転入を予定していること。 (2) 上小学校の教育活動及びPTA活動に協力すること。 (3) 通学は保護者の負担と責任において行うこと。 (4) 原則として、卒業するまで上小学校に通学すること。 2 募集概要 (1) 特認校制により就学できる学年は、全ての学年とする。 (2) 各学年の児童数は上地区の児童を含めて15人を上限とし、教育委員会と学校長が協議のうえ決定する。 (3) 申請者が募集人数を超える場合は、兄弟姉妹が在学中の児童を優先し、その他の児童は抽選により決定する。		
経過	1 平成30年4月～ 特認校制に関する調査・検討（先行自治体の視察等） 2 平成31年2月13日 2月定例教育委員会会議で「上小学校への特認校制の導入について」説明 3 〃 2月15日 教育委員会として導入の方針を決定（教育長決裁） 4 〃 4月9日 政策会議で「上小学校への特認校制導入について」政策決定 5 令和元年5月23日 PTA及び地域団体の代表者等との意見交換会を開催 6 〃 6月8日 上小学校保護者を対象に「特認校制説明会」を開催 7 〃 7月1日 地域の代表者で構成する「特認校制導入懇話会」を設置		

経過	8	令和元年7月18日	懇話会メンバーと先行自治体（小田原市立片浦小学校）を視察
	9	〃 8月16日	8月定例教育委員会会議で「特認校制の実施方針について」協議
	10	〃 8月19日	政策会議で「特認校制の実施方針について」政策決定
	11	〃 8月30日	第2回特認校制懇話会で「特認校制の実施方針について」意見聴取
	12	〃 9月6日	9月定例教育委員会会議で「秦野市立学校の就学予定者等の就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正の承認及び「秦野市小規模特認校の指定及び特認校制の実施に関する要綱」の施行
	13	〃 10月29日	第3回特認校制懇話会において、「令和2年度就学生の募集について」意見聴取
今後の進め方	1	令和元年11月15日	議員連絡会で「令和2年度児童募集について」報告 「広報はだの」及びホームページで児童の募集開始 (募集期間：11月15日～12月13日)
	2	〃 11月下旬	学校説明会及び見学会の開催
	3	〃 12月16日～12月20日	就学希望者との面談の実施
	4	〃 12月下旬	就学児童の決定
	5	令和2年1月中旬	就学児童への通知
	6	〃 4月	特認校制の開始（特認校制による上小学校への就学開始）

秦野市小規模特認校の指定及び特認校制の実施に関する要綱

(令和元年 9 月 6 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秦野市立学校の就学予定者等の就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 34 年秦野市教育委員会規則第 10 号。以下「規則」という。）第 2 条第 4 項前段の規定に基づき、同条第 1 項の規定により指定された小学校にかかわらず、地域と連携した特色ある教育活動を推進している小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）の指定及び小規模特認校への就学を許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施について必要な事項を定める。

(小規模特認校)

第 2 条 小規模特認校は、秦野市立上小学校とし、就学を認める学年は、全ての学年とする。

(募集人数)

第 3 条 特認校制により就学できる児童数は、その小規模特認校に在籍する児童数を勘案し、教育長が小規模特認校の校長と協議のうえ決定する。

(就学時期及び就学期間)

第 4 条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年 4 月 1 日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 小規模特認校に就学する児童は、転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、小学校を卒業するまでその小規模特認校に就学するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第 2 条の規定により指定する小学校に転入させることができる。

(就学の申請)

第 5 条 特認校制により就学の申請をすることができる児童は、本市内に住所を有する者又は就学の前日までに本市に転入を予定している者とする。

- 2 特認校制により就学を希望する児童の保護者は、別に定める期間内に、小規模特認校就学申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

(面談)

第 6 条 小規模特認校就学申請書の提出があったときは、教育長及び小規模特認校の校長は、その児童及び保護者と面談を行う。

(就学等の許可)

第7条 教育長は、前条の面談の結果を基に小規模特認校の校長と協議したうえで就学の可否を決定し、その児童の保護者に小規模特認校就学許可（不許可）通知書（第2号様式）により通知する。

2 第3条の規定により決定した募集人数を上回る申請があったときは、教育長が別に定める方法により選考を行う。

(就学後の遵守事項)

第8条 小規模特認校に就学した児童の保護者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 小規模特認校の教育活動、PTA活動等に協力すること。
- (2) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。

(中学校への入学)

第9条 規則第2条第4項後段の規定により、小規模特認校を卒業する見込みである児童がその小規模特認校について指定する中学校への入学を希望するときは、就学指定校の変更手続を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

小規模特認校就学申請書

（宛先）

秦野市教育長

申請者（児童の保護者）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

次のとおり、小規模特認校への就学を申請します。

児 童	フリガナ		続柄
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	住 所	秦野市	
指定を受けた学校		秦野市立 小学校 第 学年	
就学を希望する学校		秦野市立上小学校 第 学年	
就学を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで	
通 学 の 手 段 (該当する手段に○)		保護者送迎・公共交通機関（バス・電車） その他（ ）	
申 請 理 由			

第2号様式（第7条関係）

F No. • • ()

年 月 日

様

秦野市教育委員会教育長

小規模特認校就学許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のありました小規模特認校就学申請について、次のとおり通知します。

1 許可します

児 童	フリガナ		続柄
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	住所	秦野市	
就学を許可した学校		秦野市立上小学校 第 学年	
就学を許可した期間		年 月 日から 年 月 日まで	
遵 守 事 項		1 小規模特認校の教育活動、PTA活動等に協力すること。 2 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。	

2 不許可とします

不許可とした理由	
----------	--

令和2年度 児童募集

With You!
地域と共に

生き生きと！ 伸び伸びと！

秦野市小規模特認校

上小学校

～ KAMI elementary school ～



秦野市教育委員会・秦野市立上小学校

秦野市小規模特認校

上小学校 令和2年度 児童募集要項

上小学校は秦野市内で唯一、市内のどこからでも通学できる「小規模特認校」です。

●就学の条件

- 1 秦野市内に住所を有している又は就学の前日までに秦野市への転入を予定していること。
- 2 上小学校の教育活動、PTA活動等に賛同していること。
- 3 通学は、保護者の負担と責任で行うこと（送迎車両の停車場所あり）。
- 4 （原則として）卒業まで上小学校に通学すること。

●特記事項

- 1 各学年の児童数は、上地区の児童を含めて15人を上限とします。
申請者数が募集人数を超える場合は、原則として抽選とします。
ただし、兄弟姉妹関係は考慮します。
- 2 小規模特認校の卒業後は、居住する学区の中学校又は小規模特認校の学区の中学校（西中学校）のいずれかを選択できます。

●就学手続

希望者を対象に、学校説明会及び学校見学会を実施します。
詳細は、学校教育課にお問い合わせください。

◆秦野市教育委員会教育部学校教育課（学務担当）

◆電話：0463-84-2785（直通）

◆電子メール：g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp

●アクセス



○小田急線渋沢駅北口から上地区乗合自動車
「行け行けぼくらのかみちゃん号」

①みくるべ（三廻部）線

バス停「上公民館前」下車徒歩3分

②柳川・八沢線

バス停「上公民館前」下車徒歩3分

※バスの往来が少ないためご注意ください。

○小田急線渋沢駅からタクシー 約10分

豊かな心と自ら学ぶ力を身につけ、たくましく生きる力を育む

上小学校は、丹沢の美しい山々と澄んだ空気に包まれた自然豊かな学校です。

少人数学校の長所を生かし、地域の深い愛情を受けながら、施設を一体化して校長が園長を兼務している上幼稚園との「異年齢交流」も含めた様々な取組みを進めています。また、学校運営協議会（コミュニティスクール）を中心に、「新たな学びプロジェクト」への挑戦をはじめとする特色ある教育活動や学習活動にも積極的に取り組んでいます。

いきいき！のびのび！ ちからいっぱい輝く“かみっこ”



●いきいきと学習する子

～少人数を生かした確かな学力の向上～

- ・タブレット端末を活用したICT教育
- ・外部指導者と連携した外国語学習
- ・民間企業と連携した放課後学習支援（5年生）



●のびのびと活動する子

～自然環境を生かした体験活動～

- ・代掻き、田植えなどの農作業体験
- ・探鳥会、生き物の里などの自然体験学習
- ・お茶摘み、ぶどう狩りなどの体験活動



●ちからいっぱい運動する子

～たくましく生きる力の育成～

- ・全学年児童による相撲大会
- ・エンジョイタイム（昼休み）での体力づくり
- ・全校児童によるなわとび検定



●幼小一貫教育（8年間）の推進

～異年齢の子供たちの充実した交流～

- ・幼稚園と同じ施設での8年間の学び
- ・幼稚園児との合同運動会
- ・幼稚園児との合同給食

地域が育む“かみっこ”

放課後の安心・安全な子どもの活動拠点として、勉強、スポーツ、文化活動などを行う「かみ放課後子ども教室」をはじめ、地域の皆さんと“かみっこ”と一緒に、特色ある様々なイベント行っています。



「かみ放課後子ども教室」



「真鶴海岸遠泳大会」



「地域の皆さんとの交流会」



「ふれあい給食」



「そば打ち体験」